

令和3年第4回(12月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	12月8日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 請願（委員長報告・質疑・討論・採決） 議案審議（委員会付託・質疑・討論・採決） 一般質問
第2日	12月9日	木	本会議	一般質問 【閉会中の継続調査申し出期限】
第3日	12月10日	金	本会議	一般質問
第4日	12月11日	土	休会	
第5日	12月12日	日	休会	
第6日	12月13日	月	委員会	産業厚生委員会（付託事件審査） 官製談合再発防止等調査特別委員会 （付託事件審査）
第7日	12月14日	火	休会	議事整理
第8日	12月15日	水	本会議	議案審議（委員長報告・質疑・討論・採決）

令和3年第4回（12月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（12月8日）（水曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出 についての請願 （以上1件 総務文教委員会委員長報告）	5
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	
・令和3年度一般会計、特別会計及び公営企業会計補正予算 （以上6件）	14
・波佐見町長等政治倫理条例 （以上1件 官製談合再発防止等調査特別委員会付託）	44
・波佐見町道路線の認定について （以上6件 産業厚生委員会付託）	48
・財産の取得について（土地及び建物）	51
1. 町政に対する一般質問	
岡村 達馬 議員	66
(1) 8月豪雨災害復旧への取り組みについて	
(2) 新型コロナの収束化とイベント、観光及び今後の窯業等の見通しにつ いて	
福田 勝也 議員	83
(1) 観光事業について	
(2) 教育行政について	
1. 散 会	101

第2日目（12月9日）（木曜日）

1. 開 議	104
1. 町政に対する一般質問	
横山 聖代 議員	104
(1) ヤングケアラーについて	
(2) 子ども家庭総合支援拠点について	
城後 光 議員	118
(1) 3人に1人が高齢者となった、これからのまちづくりについて	
(2) マイナンバーカード普及促進に向けた、町民サービス向上策について	

田添 有喜 議員	136
(1)教育委員会の新庁舎への移転について	
(2)道路環境の整備と改善について	
北村 清美 議員	153
(1)住環境整備について	
(2)町財政について	
脇坂 正孝 議員	171
(1)8月豪雨の災害について	
(2)鴻ノ巣公園、及びその周辺の整備について	
1. 散 会	188

第3日目（12月10日）（金曜日）

1. 開 議	190
1. 町政に対する一般質問	
今井 泰照 議員	190
(1)地場産業について	
(2)教育問題について	
(3)I R（統合型リゾート施設）誘致について	
岡村真由美 議員	208
(1)波佐見町におけるテレビ放送の活用について	
(2)波佐見町の墓地事情について	
(3)波佐見高校存続のための支援策について	
澤田 昭則 議員	226
(1)新型コロナウイルス感染症対策事業について	
(2)ふるさとづくり応援基金活用事業について	
三石 孝 議員	243
(1)高齢者福祉事業について	
(2)子育て支援の取り組みについて	
(3)波佐見高校への支援の在り方について	
1. 散 会	261

第8日目（12月15日）（水曜日）

1. 開 議	264
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	
・波佐見町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	264
・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	265
・波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	266

・波佐見町長等政治倫理条例 （以上 1 件 官製談合再発防止等調査特別委員会委員長報告）	267
・波佐見町道路線の認定について （以上 6 件 産業厚生委員会委員長報告）	270
1. 閉会中の継続調査申出について （総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）	273
1. 閉 会	274

第 1 日 目（12月 8 日）（水曜日）

諸 報 告

1 諸般の報告

(1) 委員会報告

(2) 例月現金出納検査結果の報告（8、9、10月分）

議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 提案要旨の説明

第 4 3 請願第 1 号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に
ついての請願

（以上 1 件 総務文教委員会委員長報告）

第 5 議案第 67 号 令和 3 年度波佐見町一般会計補正予算（第 9 号）

第 6 議案第 68 号 令和 3 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1
号）

第 7 議案第 69 号 令和 3 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 8 議案第 70 号 令和 3 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 9 議案第 71 号 令和 3 年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 10 議案第 72 号 令和 3 年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 11 議案第 73 号 波佐見町長等政治倫理条例

（以上 1 件 官製談合再発防止等調査特別委員会付託）

第 12 議案第 77 号 波佐見町道路線の認定について

第 13 議案第 78 号 波佐見町道路線の認定について

第 14 議案第 79 号 波佐見町道路線の認定について

第 15 議案第 80 号 波佐見町道路線の認定について

第 16 議案第 81 号 波佐見町道路線の認定について

第 17 議案第 82 号 波佐見町道路線の認定について

（以上 6 件 産業厚生委員会付託）

第 18 議案第83号 財産の取得について

第 19 町政に対する一般質問

第1日目(12月8日)(水曜日)

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課課長補佐	太田克宏
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

午前10時 開会

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和3年第4回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

諸報告を行います。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 城後光議員、7番 横山聖代議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの8日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに令和3年第4回波佐見町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので令和3年も師走に入り、今年も残すところ3週間ほどになりました。年末の慌ただしさに、近づく新年の気配を感じる季節となりました。

さて、新型コロナウイルス感染症については、国内では、10月以降の急激な感染者の減少により落ち着きを見せており、疲弊した飲食業や観光業などにも利用者の回復が見られるなど、人流による経済活動も動き出したように思われます。

本町でも、11月に各所で行われました陶器まつり関係のイベントには多くのお客様をお迎えすることができ、久しぶりのにぎわいを見せたところであります。これも、医療崩壊とまで言われた第5波の中にあって、本当に献身的に従事いただきました医療をはじめ保健福祉関係及び自治会の皆様のおかげであると、深く感謝を申し上げる次第であります。

ただし、外国に目を向けますと、韓国やヨーロッパなど、ワクチン接種率が70%を越すような国や地域において、いわゆるブレークスルーにより、1日当たり感染者数が過去最高のペースで発生したというニュースも流れております。さらに、南アフリカで発見され、日本への入国者からも検出された変異ウイルス、オミクロン株は感染力が非常に強く、これまで主流であったデルタ株を超えと言われており、いつ第6波が来てもおかしくない状況となっております。国は緊急避難的な予防措置として外国人の新規入国を停止するなどの水際対策を取っており、町としましても、これまでどおり気を抜くことなく、感染予防対策に万全を期してまいりたいと思います。

さて、8月の豪雨災害に対する事業の進捗状況であります。現時点において、町道や普通河川などの公共土木施設災害では、町道10件、河川9件、合計19件全ての査定が12月3日までに終了しましたので、今後、工事発注に向けて実施設計を行い、一刻も早い復旧に向け取り組んでまいります。

一方、農林災害では、農地28件、水路等の施設38件、ため池5件、地滑り3件、林道3件の合計77件となっており、全体の3分の2ほどの査定が済んでおり、残りは今月中に査定を受ける予定となっております。なお、現に地滑りが起き被災した林道虚空蔵線と鴻ノ巣公園の災害については、しばらく状況を見守りながら観測を続け、今後の雨量により地滑りの兆

候が発生してからの対応となることから、今回の数には含まれておりません。

いずれにしましても、安全で安心な住民生活を守るためにも、全力で災害復旧事業に取り組む所存であります。

次に、今年の記念すべき事業として、長崎県知事の推挙をいただき、本町では28年ぶりとなる宮中献穀事業が半年間にわたって実施されました。5月の斎田清祓及び播種祭に始まり、数々の神事を終えて、11月中旬には見事な新穀を宮中へ無事献納することができました。これもひとえに献穀者として肥培管理に努められた農事組合法人岳辺田の皆様の御尽力並びに地元岳辺田郷自治会や波佐美神社様の御協力によるものと感謝申し上げます。

なお、11月30日には、収穫した新穀の一部を県知事及び長崎県神社庁へもお届けし、喜んでいただいたところであります。

さて、11月に発足した第2次岸田内閣は、コロナで傷んだ経済を立て直すとして、経済対策の裏づけとなる約36兆円もの一般会計補正予算案を12月6日に国会に提出し、年内の成立を目指しています。今月下旬に決定する新年度当初予算案と合わせて16カ月予算とすることで、切れ目のない景気のでこ入れ策を展開し、新型コロナ禍で打撃を受けた生活、暮らしへの支援を行うとしていますので、その内容をしっかり捉えて町政の推進に備えてまいりたいと考えております。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第67号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）は、今回13億6,100万円を追加し、補正後の予算の総額を105億9,200万円としております。補正の主なものとして、歳入では、町民税、地方交付税、災害復旧事業に係る国、県支出金や町債を増額し、一方、交付税措置のない町債や各種基金からの繰入金を減額しています。歳出では、8月豪雨による農林業施設や公共土木施設等の災害復旧事業費、新型コロナ対策関連費の増額、急傾斜地崩壊対策など新規事業に加え、子育て世帯臨時特別給付金事業が全額国負担の下に実施されるため、今回の補正予算に計上しています。

議案第68号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回は2,200万円を追加し、補正後の予算の総額を16億3,200万円としております。補正の主なものは、歳入では、繰越金の増額と一般会計繰入金の減額、歳出では、過年度事業に対する国、県支出金返還金の増額が主なものです。

議案第69号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、今回は

100万円を追加し、補正後の予算の総額を1億8,000万円としております。補正の主なものは、歳入では、繰越金や健康診査委託料の増額、歳出では、一般管理費の増額と予備費による予算調整が主なものです。

議案第70号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、今回は367万円を追加し、補正後の予算の総額を14億5,800万円としております。補正の主なものは、歳入では国庫支出金の増額、歳出では予算調整のための予備費の増額が主なものです。

議案第71号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、今回130万円を追加し、補正後の予算の総額を3億6,240万円としております。歳入では一般会計繰入金の増額、歳出では、消費税等納付金や処理場管理費の増額が主なものであります。

議案第72号 波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出において、支出で営業的費用132万4,000円を追加するものであります。

議案第73号 波佐見町長等政治倫理条例は、町長、副町長、教育長の職務に係る倫理規範を示すために新規条例として制定するものであります。

議案第74号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第75号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、各条例内の別表に規定する附属機関の名称変更に伴うものであります。

議案第76号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第77号から議案第82号までの6件については、新たに6路線を町道に認定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第83号 財産の取得については、県立波佐見高校への入学を希望する遠隔地からの生徒受入れ支援策として、寮としての活用を見込んだ不動産の売買契約を締結するために、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に御説明いたしますので、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 3請願第1号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 3請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

付託しておりました総務文教委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

皆様、おはようございます。委員長報告をいたします。

令和3年11月29日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

総務文教委員会

委員長 脇 坂 正 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記

事件番号、3請願第1号。

付託年月日、令和3年8月17日。

件名、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願。

審査結果、不採択すべきものと決定。

備考、全会一致。

付託事件審査報告書

3請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願について、総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項。

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願について、令和3年10月21日に審査を行いました。

2. 審査の経過。

(1) 審査日時。令和3年10月21日、木曜日、午後1時から。

(2) 審査場所。役場委員会室。

(3) 出席者。委員長、脇坂正孝。副委員長、福田勝也。委員、百武辰美、今井泰照、田添有喜、岡村真由美、澤田昭則。

3. 請願の概要。

東彼民主商工会（会長川原照男さん、事務局長朽原明浩さん）から、令和3年8月17日付で下記の請願が提出されております。紹介議員は三石孝議員でございます。

請願の趣旨。

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、今年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や日本税理士連合会も「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会において、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、地方自治法第99条の規定に基づき、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に提出していただくことをお願いいたします。

請願事項。

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に提出してください。

以上、お願いいたします。

という内容でございます。

4. 審査の概要。

令和3年10月21日に審議を行いました。主な審議事項は下記のとおりでございます。

インボイス制度について委員の理解を深めるため、オンラインにより下記タイトルの解説動画の視聴を行いました。

(1) インボイス制度—オンライン説明会—、基礎編。

(2) 適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—。

令和5年10月1日から、現行の区分記載請求書等保存方式から適格請求書等保存方式に変わる。適格請求書とは、「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税税額等を伝える手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類するものをいう。そして、適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られる。

適格請求書等保存方式の記載事項は、現行の区分記載請求書等保存方式の記載事項に、①登録番号（課税業者のみ登録可となっております。）、②適用税率、③消費税額が追加される。このように税率ごとに代金を区分し、それぞれの消費税額を記載し、事業者の登録番号を記載しなければならないなど、手続が現行以上に煩雑となる。

また、現行では1,000万円以下の事業者は消費税の納税を免除されている。ところが、消費税を納めていない事業者である「免税事業者」はインボイス制度から除外され、「適格請求書」を発行することができないことになる。

なお、課税売上高が5,000万円以下の事業者等の事務負担への配慮から、簡易課税制度が認められている。

5. 審査等のまとめ。

各委員の意見として、「事業者等にとっては複雑で煩雑な制度である。」、「延期、見直しが必要である。」、「コロナ禍で事業者の手間や機材の更新などに負担をかける時期ではなく、延期すべきである。」、「事業者が事業をし難くなるような条件をつくるべきではない。」などの意見がありました。しかし、「納税の流れを明確に打ち出したのがこの制度である。」、「請願の趣旨は理解できるが、中止や見直しを求めることはできない。」との意見が大勢を占めました。

6. 審査の結果。

採決の結果、3請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願については、全会一致で不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから総務文教委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

報告のほうの説明を受けましたけども、今回、このインボイス制度の中止を求める意見書の提出に当たって、請願者からの趣旨説明等はお受けになりましたか。といいますのも、総務文教委員会の構成メンバーからしますと、初めてこの請願内容をお受けになって審査に入られるという議員さんもたくさんいらっしゃいましたから、その点どうだったのかというふうなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 総務文教委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

説明は受けておりません。

○議長（百武辰美君） 8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

説明の報告書にもありましたけれども、一つは、解説動画を御覧になっていますよね。インボイス制度のオンライン説明会と適格請求書等保存方式の概要という。これを御覧になって審議をされたと思いますけども、これを御覧になったときには、これはこの制度が始まると大変なことになるなというふうにお考えになった方というのはいらっしゃらなかったのかなというのが一つと、請願者からの趣旨説明をお受けにならなかった理由というのは何だったのか。その二つをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 総務文教委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

解説動画を見た、恐らくそれだけについての感想は聞いておりませんが、当初、審査の最初の段階では、ここの報告にありますように、煩雑になるとか複雑化するとか、それから、一部で延期、見直しが必要であるというふうな話があってございましたけども、最終的に議論を意見を交わす中でこのような結果に落ち着いたということでございます。

受けないというふうなことを決定したのは、総務文教委員会の総意というのか、そういうことでございます。

○議長（百武辰美君） 8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

憲法は、国民が直接政治に関わる権利を保障しております。一つは皆さん御存じのとおり、

15条の選挙権であり、もう一つはこの16条の請願権であります。選挙では厳格な手続が要求されていますが、請願でも同様であります。請願者はこの少ない権利を使って政治に参加しているわけで、受け手の私たち議会はその趣旨を重んじる必要があると思いますし、そういう意味からも請願者の趣旨説明を受けるのが当然の手続であると私自身は考えております。

請願者が何を訴えているのかをよく聞き、理解して審査に入るべきではないでしょうか。特に今回の請願が、事業を行う全ての町民に関する内容であると私のほうは理解しておりますし、趣旨説明を受けずに審査を行われたことに対して大変残念でなりません。国民の権利行使と審査の在り方について、委員長御自身は、私見で構いませんから、どういうふうに思っていますか。

○議長（百武辰美君） 総務文教委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

確かに、趣旨説明を受けること、これがもうベターであり、こしたことはないというふうに思っております。ただ、この委員会の中で受けないということを決断しましたが、本議会の会議規則、この中に、審査の委員会は審査のために必要と認めるときと、認めるときは紹介議員の説明を受けることができるというふうな規定がございまして、恐らくこれが必置ではございまして、必要と認めるときという内容になっておりますので、そこら辺を考慮しての委員さんの判断だったと考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

11番 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

このインボイスは、消費税にまつわる税の均等化を図るということになった制度であると認識をしております。波佐見町も非常に、言葉はちょっと失礼でしょうけど、零細的な企業があるということで、適格請求をやはり受けていただくということを、この委員会でもどういうふうに行政に求めるということも議論をされたと思いますが、その辺りを、いち早く適正請求を業者がしていただくということに関してどういうふうな委員会の議論があったか、お伺いできたら。

○議長（百武辰美君） 総務文教委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

すみません、ちょっと反問で申し訳ないですけど、いち早く。

○11番（藤川法男君）

するために、どう行政側に働きかけをするという論議がどういうふうにあったか。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

行政側と申しまして、今回、これが国税ということで、本町の行政のほうは特別関わりを持たれていないんですよ。そういったことで、本町でいえば税務課でしょうけども、そのところは出席されないまま協議をしております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、3請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願に対し、討論を行います。

討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は、3請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出について、賛成の立場から討論を行います。

さて、皆さんも御存じのとおり、消費者は、商品、サービスの購入に当たって消費税を負担していますが、実際納税するのは事業者です。納税額は、販売額に含まれている消費税から仕入れ額に含まれている消費税を差し引いて算出します。

インボイス制度は、これまでの業者の帳簿で算出した納税額を適格請求書で算出するように変更するものです。この適格請求書には、商品ごとの税率や税額に加え、業者の課税登録番号を記載する必要があります。これは、管轄税務署に消費税課税業者として登録することで得られる番号です。つまり、消費税課税業者にしか適格請求書は発行できません。

年間売上げが1,000万以下の零細業者は消費税納税の義務はございません。しかし、インボイス制度の導入後、免税業者から仕入れていた課税業者は、消費税の納税額が増えるため、

買いたたきや取引の停止、または免税業者に課税業者への転換を進めることが考えられます。免税業者は、事業継続のため、たとえ売上げが100万円であっても、課税業者への道を選択をせざるを得ない。そういう状況もこれからは十分考えられます。この場合、消費税の申告納税義務を負うばかりか、適格請求書の発行事務の煩雑さも加わり、かなりの負担になります。

波佐見町では、業種は違えど、約800件を超える事業所がございます。それぞれの事業所で今まで述べたことが発生する可能性もあるわけです。特に地場産業である焼き物業界における分業制は、窯元を中心に多くの事業者が関わり合いを持っています。その全ての事業者が消費税の課税業者ではないはずですが、インボイス制度の導入により、これまでの取引慣行が崩れてしまうおそれもあります。

どうか皆さん、いま一度、身近に事業を行っている方々のことを思い出していただきたい。その方々の将来の商売のことを考えていただきたい。

事業者にとって厳しい制度であることは間違いございません。確かに、波佐見町議会がインボイス制度に反対したところでどうにもならないとおっしゃる方もおられるかもしれませんが、町内にこれだけの事業者が存在する以上、町民を代表している皆さんは何らかの意思表示を示すべきではないでしょうか。

このことを強く訴えて、3請願第1号について賛成の立場からの討論といたします。

○議長（百武辰美君）

次に、反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

次に、賛成者の討論はありませんか。

7番 横山議員。

○7番（横山聖代君）

3請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願につき、賛成の立場から討論いたします。

私は、この適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式については問題点があると思っております。

一つは、年間売上げ1,000万未満の免税事業者の方はインボイスを発行できないため、取

引事業者が消費税の計算をする際、仕入れ控除ができなくなり、取引から排除されたり、不当な値下げを強いられるおそれがあると思います。それを回避するために免税事業者が課税事業者になることを選択したとしても、労力の増加や益税分の利益低下が予想されて、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があると思います。本町にも事業者取引のある免税事業者はたくさんいらっしゃいます。

二つ目は、インボイス方式においては、取引の都度、適格請求書等の有無の確認を行う必要があります、この確認というのは、3万円未満の少額取引についても一定の取引以外は同様となります。

このように事務の煩雑、負担が増え、課税事業者であっても、特に零細企業においては、労力の増加、それに伴い利益低下になる可能性だってあると考えます。

卸、小売、サービス業で従業者5名以下の事業者、それと製造業、建設業、運輸業で従業者20人以下の事業者が零細企業って言われるんですけども、本町にどのくらいありますでしょうか。平成26年の経済センサスの結果になるんですけども、この本町の全ての産業で従業者20人未満の数値でしたけれども、本町の事業者の93.9%でした。このようなことから、本町の実情を考えると、本意見書を提出することはやぶさかではないと思いますし、こういった町から声を上げたとしてもどうにかなるものではないと思うんですけども、やはり本町の実情を考えると、このような地方議会からも声を上げていってもいいのではないのでしょうか。

よって、私は、3請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願に賛成いたします。

○議長（百武辰美君）

次に、反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

次に、賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、3請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出につ

いての請願の採決を行います。

この請願に対する委員会の報告は不採択とすべきものとの決定です。3請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立少数であります。したがって、3請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第67号

○議長（百武辰美君）

日程第5、議案第67号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第67号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、総額に歳入歳出それぞれ13億6,100万円を追加し、総額を105億9,200万円とするものです。債務負担行為の補正ですが、追加及び廃止については、第2表の債務負担行為の補正によります。地方債の補正ですが、追加、変更及び廃止については、第3表の地方債補正によります。

今回の補正で主なものは、8月豪雨に伴う災害復旧費の増額、子育て世帯への臨時特別給付金、3回目の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種費の増額などです。

5ページをお願いします。

第2表、債務負担行為の補正ですが、9件の追加と2件の廃止となっております。追加につきましては、4月1日からの履行が必要なものや、工事施工時期の平準化のために令和3年度内に契約事務を済ませるためのもので、期間及び限度額はそれぞれ記載のとおりです。

11ページをお願いします。

地域包括支援センター管理システムの保守料及び利用料につきましては、9月議会で承認いただきました補正予算（第5号）に計上しておりましたが、国庫補助事業の対象となることから、介護保険事業特別会計で計上するため、一般会計では廃止するものです。

次に、12ページをお願いします。

第3表、地方債の補正ですが、まず、自然災害防止事業について、限度額を1,350万円として追加しております。事業内容につきましては、歳出説明の際に建設課から説明します。

次に、変更につきましては、事業費や財源の変更に伴い、3件の限度額の補正を行うものです。起債の方法、利率、償還方法について変更はなく、内容については記載のとおりです。廃止につきましては、財源の変更によるものです。

歳入の補正について、増減の大きいものを説明します。

15ページをお願いします。

1款. 町税についてです。町民税については、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込むものと見込んでいたものの、結果的には落ち込みが小さかったため増額しています。

16ページの固定資産税ですが、土地、家屋については、3年に一度の評価替えにより減額しており、償却資産については、太陽光発電施設の増により増額しています。

次に、17ページをお願いします。

10款、1項. 地方交付税については、普通交付税の交付決定額増により1億5,123万4,000円を増額しています。

次に、18ページをお願いします。

12款、1項、1目. 農林水産業費分担金については、事業費のうち90%の補助金を除いた残額を町と地元で折半するため、260万円を増額しています。

次に、19ページをお願いします。

19ページの14款. 国庫支出金から23ページの15款. 県支出金については、対象となる事業の新規計上や、それぞれ事業費の増減に伴い、補正すべき額を計上しています。

まず、19ページ、14款、1項、1目. 民生費国庫負担金ですが、障害児通所給付費等の歳出増に伴い、139万1,000円の増となっています。

2目. 衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルス感染症予防接種費として1,093万4,000円の増となっています。

4目. 災害復旧費国庫負担金は、8月豪雨の災害復旧事業のため、9,378万円増額しています。

続きまして、20ページ。

14款、2項、2目. 民生費国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付費などにより1億

3,106万6,000円増額しています。

23ページをお願いします。

15款、2項、8目。災害復旧費県補助金については、こちらも8月豪雨の災害復旧事業のために9億5,330万円増額しています。

続きまして、24ページ。

17款、1項、6目。災害復旧費寄附金ですが、市民交流都市である大阪府枚方市の大阪維新の会枚方市議会議員団8名の皆様から、8月豪雨災害対策支援として370万円の寄附を頂いたため、増額しています。

次に、25ページをお願いします。

18款、1項、1目。財政調整基金繰入金ですが、財源不足への充当として計上していたもののうち、地方交付税の増などにより、今回2,100万円減額しています。

2目。ふるさとづくり応援基金繰入金は、さきの補正予算で災害復旧委託料に充当することとしていたものを補助金に組み替えたことなどにより、2,226万3,000円減額しています。

4目。庁舎建設基金繰入金の7,000万円は、一般財源を充当したことにより減額しています。

続いて、27ページをお願いします。

21款、1項。町債ですが、2目。土木債は、交付税措置のない地方道路等整備事業債と公営住宅建設事業債を一般財源で賄うこととしたため減額しています。

5目。災害復旧事業債は、確定した災害復旧事業費分を計上しています。

歳出につきましては、それぞれの担当課から主なものについて説明を行います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課関係の補正予算の御説明をいたします。

29ページを御覧いただきたいと思います。

2款、1項、5目。財産管理費、13節でございますけれども、こちらにつきましては、今年度、電話交換機の更新を行いました。当初は、交換は早めに行って、7月ぐらいからの運用開始を予定しておりましたけれども、ちょっと遅れまして11月からの運用になりまして、その部分のリース料の減額となっております。

続きまして、30ページ。

2款、1項、13目．電算管理費、12節．委託料の増額でございますけども、こちらにつきましては、各種、国の制度等でシステム改修が必要になったもの、ワクチンの接種とか、そういうものの部分につきましてはのシステム改修費の増額になっております。

48ページをお願いします。

9款、1項、3目．消防施設費、14節．工事請負費でございますけども、こちらにつきましては、防火水槽の改修ということで、これは岳辺田地区にあります波佐美神社の下にあります防火水槽が給水施設がないと。それと、もう一つ、無蓋であるため、ちょうどその上に大きな木が植わっており、その木の落ち葉が落ちてくるため、そちらのほうの対策をということでございました。当初予算にございませんでしたので、こちらの方で対応させていただいて施工をしていきたいと思っております。

総務課関係は以上でございます。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

それでは、住民福祉課関係の所管の内容説明を行います。

35ページをお開きください。

3款、2項、2目．児童措置費でございます。19節．扶助費で、障害児通所支援給付費267万5,000円を増額するものでございます。新規の利用者の増加と、既存の利用者の利用日数の増加に伴い、所要の額を増額するものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

4款、1項、5目．環境衛生費でございます。18節．負担金、補助及び交付金でございます。300万円を追加するものでございますが、これは、県が長崎大学の協力の下に官民一体となって行っておりますコロナ対策としての、ながさきコロナ対策飲食店認証制度がございしますが、その認証を受けた飲食店につきまして、町も支援金として1件当たり10万円追加するものでございますが、補正（第3号）で15件分を計上しておりました。現在認証を受けていらっしゃる事業所がちょうど15件で、そのうち14件が申請をされておりますが、申請をされていない事業所等に、全てじゃございませんけども、確認をしたところ、設備投資はしている。ただ、申請がどうしても面倒とか、そういった理由でされていない事業所もございます。せっかくされているものでございますし、短期的な事業になるかも分かりませんので、追加として30件分、300万円を増額しているものでございます。

以上が住民福祉課の主なものでございます。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

34ページをお願いします。

3款、1項、1目．社会福祉総務費、27節．繰出金を289万1,000円減額しています。国保事業の運営では、高齢者の割合やベッド数が多いことによる給付費の増加、所得水準が低いことによる保険料収入の減少を加味し、財政支援が受けられるようになっています。今回、当初予算で想定していたよりも交付見込みが減ったことから、特別会計への繰出金を減額するものです。

3款、1項、5目．後期高齢者医療費、18節．負担金、補助及び交付金を1,142万3,000円増額しています。後期高齢者医療費は、保険給付費の12分の1を町が負担することとなり、今回の増額分は、令和2年度の保険給付費の額の確定に伴い、精算として追加負担が求められたものです。

35ページをお願いします。

3款、2項、1目．児童福祉総務費、19節．扶助費で、福祉医療費を571万5,000円増額しています。年間の支給額を見込んだ結果、不足することが予想されましたので、増額するものです。

36ページをお願いします。

3款、2項、5目．子育て世帯臨時特別給付費は、いわゆる18歳以下の子育て世帯に現金5万円を支給する国の制度を予算化したもので、町内では、児童2,500人分の給付費1億2,500万円を見込み、必要な事務費を計上しています。現に町からの児童手当の支給を受けている方へは今月中の支給で準備を進めています。町から支給を受けていない公務員の方や児童手当の支給を受けていない高校生の世帯の方は申請が必要になりますので、来月以降の支給になると思います。

37ページです。

4款、1項、2目．予防費、1,057万9,000円を増額していますが、コロナワクチンの3回目接種の経費を含む補正になります。主なものとして、7節．報償費のうち、ワクチン従事者謝礼195万6,000円の減額、集団接種医療機関協力金1,015万円の増額、12節の予防接種委

託料828万8,000円と接種券発行業務委託料308万1,000円の増額、38ページ、17節。備品購入費147万7,000円の減額となります。

現在、町医師会との協議を進め、最終的な3回目の接種計画の策定中ですが、国から示される方針等を踏まえ、接種日程などを固めたいと思っております。

以上で、子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、長寿支援課所管分について御説明いたします。

34ページをお願いいたします。

3款、1項、2目。老人福祉費の補正を331万3,000円行っております。主なものは、18節。負担金、補助及び交付金でございまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金330万1,000円でございます。これにつきましては、介護施設スプリンクラー整備事業というものがありますが、この設備改修の申請が1事業所からございまして、それを受けて計上するものでございます。国庫補助対象でございまして、これは100%の補助となっております。歳入20ページにも同額を計上して対応するものです。

以上で、長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

次に、農林課所管分について御説明いたします。

40ページをお願いいたします。

6款、1項、5目、18節。負担金、補助及び交付金500万円の補正につきましては、8月に発生いたしました豪雨災害などにより、小規模農林事業費補助金の申請件数が増えたことから増額補正をするものでございます。

次に、56ページをお願いいたします。

11款、1項、1目、12節。委託料の2,500万円の補正につきましては、こちらも8月豪雨により被災した農地農業用施設復旧に係る実施設計業務を委託するために増額するものでございます。その二つ下になります、14節。工事請負費9億4,330万円の補正については、8月豪雨災害の復旧工事に係る費用を新たに増額補正、計上したものでございます。

次の2目。林道施設災害復旧費、12節。委託料の130万円の補正につきましては、林道被

災箇所の土砂及び倒木等の撤去業務を委託いたしましたことから、その費用について補正するものでございます。

その下になります。14節. 工事請負費6,103万7,000円の補正につきましては、林道災害3カ所の復旧工事に係る費用を新たに補正計上するものでございます。

以上で、農林課所管分についての説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

続きまして、建設課関係の主なものについて説明いたします。

44ページをお願いします。

8款、2項、2目. 道路橋梁維持費、12節. 委託料について135万2,000円を減額し、14節. 工事請負費へ同額を増額するものですが、委託料の入札減等により発生したものを、事業の進捗を図るために14節へ組替えを行うものです。

次、45ページをお願いします。

8款、3項、1目. 河川総務費ですが、12節. 委託料1,350万円の補正については、8月豪雨の影響による稗木場地区自然災害防止事業の急傾斜地崩壊対策に係る測量設計業務の委託料を計上しております。

次に、46ページをお願いします。

8款、4項、1目. 都市計画総務費、12節. 委託料853万6,000円の減額補正についてですが、本年度、景観計画の改定業務を予定しておりましたが、8月豪雨により、計画予定地である鬼木地区の被災が大きく、大規模な災害復旧工事が必要となることから、今年度中の短期間での計画策定は難しいと判断し、減額といたしました。

次に、3目. 土地区画整理事業費、14節. 工事請負費を1,630万7,000円減額し、21節. 補償、補填及び賠償金へ同額を増額するものですが、西ノ原地区の事業区域内において補償交渉に進捗があったことから、予算の組替えを行うものです。

次に、47ページをお願いします。

8款、5項、1目. 住宅管理費、18節. 負担金、補助及び交付金130万円の補正については、当初予算において、1件当たり10万円補助の30件を予定していましたが、申込み件数が多く、今年度の申請申込みの増加により金額の増額を行うものです。

57ページをお願いします。

11款. 災害復旧費、2項、1目. 公共土木施設災害復旧費、14節. 工事請負費の1億4,062万円の補正については、8月豪雨により被災した町道及び普通河川の災害復旧工事に係る費用を増額計上するものです。

以上で、一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 城後議員。

○6番（城後 光君）

46ページをお願いします。8款. 土木費、4項. 都市計画費、3目. 土地区画整理事業費、14節と21節についてなんですけども、前回までの一般質問等で土地区画整理事業について同僚議員が質問されて、いろんな形で見直しをしていくということで、町長のほうから、地元の地権者というか、関係する方と腹を割って話をしないといけないということでお話をされていましたが、具体的に進展というか、その辺があったのかどうか、お聞かせください。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

現在、西ノ原地区の整備につきましては県道沿いを中心に整備を進めておりますけども、その地権者の方との話合いにより、補償について同意が得られたということで、今回、補正の組替えを上げているものでございます。

○議長（百武辰美君）

質問の趣旨とはちょっと違うようでございます。再度質問をお願いいたします。

城後議員。

○6番（城後 光君）

もちろん予算に絡む部分はその説明で分かるんですけども、全体的な事業で、見直しを今

年度以降していくということで方向性が示されていましたが、それに当たって、もう国、県の事業認可の時期もそんなに長いことはないので、見直しをしないと新しい認可が得られないかと思うんですけど、その辺を踏まえて、いろんな形でちょっと腹を割ってお話をしないといけないということで町長が答弁されたと思うんですけど、その辺り、何か協議をされて具体的な進捗があったのかどうかというのを確認したいんですけど、お願いします。

○議長（百武辰美君）

答弁できますか。

町長。

○町長（一瀬政太君）

この予算の関係かなと思って、私も控えとったですけども。話の段階は、やはりきちんとした形でなくして、ざっくばらんにお互いに現実を見詰めて、そして、また今後可能であれば、皆さんも、一人、二人の意見だけじゃなくして、合意形成も取らねばいかんだろうし、そういう意見をどんどん詰めていきましょうと。1回目を顔合わせというような形の中で、我々もそういうある面では住民の皆さん方の合意形成がないと、県とか国にはできません。粗筋が、形が見えてくれば、やっぱり向こうと。その間には、こういうことはどうでしょうかという、そういう打診はできてきますし、ちょっと時間がかかると思います。

ただ、予算づけについては簡単に変わりません。一応もう、今までどおりでちょっとやる。与えられた環境の中で予算は使っていけるというふうに思っております。だから、まだまだ見通しは立っていないんですけど、お互いに町の立場と、ざっくばらん話を詰めていこうということでの合意はできてきていました。

○議長（百武辰美君） 6番 城後議員。

○6番（城後 光君）

なぜこういう質問をさせていただくかということ、やっぱり、今、旧中央小学校の敷地の近辺で物件移転補償が進んで、今まで建っていなかったところに建設の動きとか、目に見えて変化が出てくると、やっぱり地区の住民の方、あとはまちづくりに関係されている方も、すごい、どうなっているのかなというのを気にされていると思いますので。もちろん意見だけで動くものではないでしょうし、町単独でもないですし、県とか国とかの意見調整もしながら進めていく必要はあると思うんですけど。

ただ、やっぱり気になるのが、災害が多いとどうしてもそっちに予算が取られてしまいが

ちなので、また進まないんじゃないかという懸念を持たれる町民の方もいらっしゃるので、そこは十分踏まえていただきながら、地元の方との協議も、なるべくできる期間を詰めていただいて、意見調整をして進めていただきたいなと思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今までの流れの中では、今まで投資をしていただいた分は堅持できるというふうな思いを致しております。そこで、県と協議の中ではずっと、時間がかかるけれどもこういうことはいこうと。だから、どこをどういうふうな形で修正してほしいかとかいうようなことの中で新たな道筋ができてくるんじゃないかなというふうに思っております。

予算については、要望はいつも倍か3倍ぐらい出しておりますし、やっぱり国、県のほうにしても、国でそれだけの補助事業ということではしていらっしゃると思いますので、極端にあれすることはないだろうというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

54ページをお願いいたします。10款、5項、2目、17節。備品購入費でございます。この中に甲辰園グラウンドジュニア用サッカーゴール購入費ということで1万2,000円が上がっております。私のあれでは、ちょっとサッカーゴールとか1桁違うんじゃないかなというイメージがしますが、どういったゴールなんでしょうか、説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

54ページ、10款、5項、2目、17節。備品購入費で、ジュニア用サッカーゴール購入費を1万2,000円計上しておりますが、当初予算に31万4,000円を上げておりまして、価格改定がございまして、その差分を今回上げたものでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

1番 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

36ページの3款、2項、5目。子育て世帯臨時特別給付費のことなんですけども、2,500人分で1億2,500万されておりますけども、国が10万円を寄附するという事で、あとの5万円はクーポン券という話もあり、かなりの事務がかかるということで、各地方の自治体に任せるといことなんですけど、残りの5万円は町としてはどういうお考えかをお願いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

3款、2項、5目。子育て世帯臨時特別給付費につきましては、この今回の補正については12月に支給する最初の5万円分で、議員おっしゃるとおり、また追加で5万円というようなことを、国はまずクーポン券を基本に考えてほしいというお話でしたけども、最近の状況では事情が異なりまして、市町村の判断でクーポン券にするのか、現金なのかとか、その選択ができるようになっております。

本町におきまして、趣旨である子供のために使うもの考えたときに、町内事業者もいらっしゃるとは思いますが、現金のほうが使い勝手がよろしいのではないのか。あるいは、もしクーポン券にする場合、事務の手間もかかるし、お金もかかるということでニュースにもなっておりますが、本町としましては、今のところは現金給付でできないかということで検討をしているところです。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

4番 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

45ページの8款、3項、1目の測量設計業務委託料、それと、56ページの11款、1項、1目、12節。委託料、それぞれ1,350万円と2,500万円が上がっておりますけれども、これはまだ災害査定用の測量設計になるのでしょうか。それとも、早期着工をにらんだ実施設計の委託料も含んでいるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

56ページですね、11款、1項、1目。農地農業用施設災害復旧費、12節。委託料の2,500

万円、測量設計業務委託料でございますけれども、こちらのほう、災害査定につきましては随時もう行っておりまして、今、3回分けたうちの2回が終わっております。今月中に災害査定は全て終了いたしますので、その後の発注に向けた詳細設計の委託料ということになっております。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

45ページの8款、3項、1目の委託料についてですけれども、こちらにつきましては、災害復旧事業とはまた別の事業となりまして、国の災害復旧事業の対象とならない道路河川とは別に、急傾斜の崩壊対策を行うための測量設計業務費になります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

29ページになりますけれども、2款、1項、5目のほうに備品購入費として10万5,000円の芝刈機購入費が上げられております。これほどこの芝刈機なのかということと、53ページ、教育費のほうなんですけれども、社会教育費の17節、歴史文化交流館管理費のほうに芝刈機購入費が上がっています。同じ芝刈機なんですけれども、金額が4万7,000円と10万5,000円。歴文のほうに関しては、歴文で使用されるのは分かりますので。しかし、その金額がなぜ違うのかということと、29ページのほうはどこで使う芝刈機を購入されるのかというのが一つですね。

もう一つは、同じ29ページの8目、諸費のほうで、乗合交通運行業務委託料が96万上がっております。これはいろんな形で、当初よりは利用回数等が増えたための委託料の増額という理解をしてよろしいのか。

この2点をお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

29ページ、2款、1項、5目、財産管理費の芝刈機購入費、これはどちらで使うかということですが、これは農村改善センターの芝生を刈るためのものがございます。

また、サイズなどが違うものなので、別なものを購入します。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

29ページ、2款、1項、8目。諸費、12節。委託料でございますけども、96万増加している分については、おっしゃるとおり利用回数の増加ということで、今回いろいろな要素があつての増加しているんですけども、10月を終わった段階で、今年度が1,285名の方が利用されておまして、昨年度の実績が1年間で1,295名ということで、ほぼ10月末の段階で昨年実績に達したということでこのような補正を計上しているものでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

11番 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

37ページをお願いいたします。予防費のことで、コロナ関係でお聞きをいたします。12節。委託料で、ようやくコロナが収束しつつあると言いながら、また新しいウイルスが発生していろいろ問題になっておりましたけど、3回目ということで、これが何人分の接種を用意されるのかですね。そしてまた、2回目から主に8カ月とか、新聞報道とかは6カ月とかありますので、その辺りを質問いたします。

それと、42ページです。商工振興費の12節。委託料で、廃石膏リサイクル外部専門家委託料とあります。これは減なんでしょうけど、大まかな事業で、廃石膏を、改良剤として使用するまで加工するというので、この進捗状況はどういうふうになっているのかですね。設備とか施設とか今後必要になると思いますけど、その辺りの見通しをお願いいたします。

それと、災害のほうで、56ページ、11款の1目の農業用施設災害、また、2目の林道施設、この辺りが結構件数があると思います。ここでは細かなことを聞きませんが、ある程度把握したら、どこにどういうふうなことが生じたということを一覧表にして、私たちも聞かれるときがありますので、そこら辺りをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

37ページ、4款、1項、2目。予防費につきまして、ワクチンの3回目接種についてのお尋ねですけども、この補正を計上する段階では、医師会と相談したときに、ちょっと寒い時期でもありますので集合して接種をするのはどうかなという御意見もあつて、まずは個別

接種からというような話で進んでいたところを、もっと急ぎなさいとか、そういう意見もございまして、実際この含まれている委託料の中に何件というのが正確には把握できていない部分もございまして。集団接種でないと見込めないところもありましてですね。ですので、もう少し内容を詰めまして、固まりましたら、もう一度その補正をお願いすることにはなるかと思っております。

今現状、言われるように、2回目の接種後8カ月を経過してからというふうになりますので、本町の場合、75歳以上の高齢者を先にした関係がございまして、恐らくその75歳以上の高齢者は今年度中というふうに思っております、その対象の方が約2,000人はいらっしゃると思います。2,000人を2月、3月にかけて接種を始めていこうということで今計画を進めているところです。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

42ページ、7款、1項、2目の廃石膏リサイクル外部専門家委託料の件で、廃石膏のリサイクル自体の進捗をということでお尋ねでございますけれども、これは話すとも物すごく長くなりますけれども、要点をまとめてお話をさせていただきます。

まず、リサイクルについては、工業型のリサイクルといいますか、今まで短期的な目標としまして、まず通常の工業型といいますか、普通に収集、運搬をして、中間処理場で処理をして、例えば土木材とかにリサイクルをするという、そういう構図というのはもうほぼ出来上がっております、あとは事業者、排出業者の方がそれをしっかり利用していただくかどうかのところまでしております。

ただ、埋立て型よりリサイクルのほうが処理費が若干高いということで、少し利用がまだ進んでいないんですけれども、来年度になりますと、その辺の中間処理場との、その部分が埋立て型と同じぐらいの金額もしくはそれ以下の金額になるように、今かなりシビアな大詰めの交渉を行っているところでございます。

それができたら、まず、「皆さん、リサイクルにしてください。町から処理費を負担するとかじゃなくて、自ら排出事業者の責任の下に、低価格まで抑えましたのでちゃんとしたリサイクルをお願いします。」というところが、まず1点目ですね。

それだけじゃなくて、もっとこの石膏型について付加価値を上げていかないといけないんじゃないか。そして最終的には、石膏型がごみじゃなくて材料として使えるようになっていか

ないかというところで、そこまでの研究を行っておりまして、先ほど言われました農地の土壌改良材、12月の肥料取締法の改正によって、もう肥料と呼んでもいいぐらいの時期まで来ております。それと、建築材、セメントと焼き物のべんざらといいますか、焼き物くずを混ぜて、内装材とか外装材にできないかということで、今これは、大阪にある試験センターのほうに、耐久性の問題、J I S規格に通るか通らないかの問題等を含めて依頼を行っているところでございます。それがいい結果が出れば、建築材としての方向性も出てくるということでございます。あとは、先ほど言いました土木改良材については、例えば、ため池のどろどろした部分を少し凝固させるようなやつとか、軟弱路盤に敷くやつとか、そういった分については、もう既に商品化がされているところでございます。

あともう一つ、サステナブルブランド、波佐見焼のこのサステナブルな取組をこの機会と一緒に一つ作り上げていこうというような取組もしております。今、陶箱クッキーをお土産品として開発しましたが、あれが今かなり好調なのは、そういった地域内循環の取組を評価していただいているという部分もありますので、そういったところも含めたところでのブランドづくりというのも併せてこの事業のほうで行っているところでございます。

いずれにしても、来年度まではこのふるさと財団の事業を使いましてやっていくと思っていますので、本当、あと一步のところまで来ているという状況で、今後はしっかりと排出事業者の責任でこの循環が回っていくような形になっていくんじゃないかというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

56ページ、11款、災害復旧費に係る復旧費の中の1目、2目の14節、工事請負費に係る部分ではないかと思っておりますけれども、議員がおっしゃいました工事箇所の一覧表でございますけれども、もう既にできてはおります。しかしながら、まだ査定が全て終了していないということでございますので、今すぐこれを議員の皆さんにお渡しするということはできません。全ての査定が終了し、そしてまた、この一覧表の中には個人がちょっと特定できるような個人情報も含まれております。それから入札に係る部分で金額等も入っておりますので、そういったところを除きまして、議会からその資料の請求があれば出すことはできます。

○議長（百武辰美君） 11番 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

金額は当然ながらいろいろありましようから、除いてでお願いいたします。

それと、リサイクルのことで、今、課長がおっしゃって、いろいろ進展しているようで、私も心強く思っております。しかし、量がある程度一定しておりますので、あれもこれもと当然試験はしていいんでしょうけど、やはり適切なもんは波佐見町としてどれかということをおある程度絞りながら今後進めていけばと思っております。

私たちが、農地の改良材ということで、いろんなところの試作を見ました。課長も一緒に見たこともあります。そういうふうにして試験は結構ですから、今後、方向性をおある程度して特化せんとですね。私たちが議員で北九州のリサイクル工場に行ったときに、量が少ないもんでできませんということがありましたので。工業化ということは採算が合うということですから、今後、埋立てより安くなるということもおっしゃいましたので、そこら辺を研究していただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

波佐見町の農地が、詳しくはちょっと分かりませんが、700ヘクタールぐらいあるんじゃないかなというところで、今、年間の石膏の排出量というのが、これは想定なんですけども、700トンから770トンぐらいあるんじゃないかと言われてます。それでカルシウム資材になりますので、大体カルシウム資材は10アール当たり100キロぐらいが目安でございます。1ヘクタール1トン計算となりますので、波佐見中の農地にまかないと処理ができないという状況なんですね。

ですから、農地だけというのも心もとないというのがありますし、やっぱり量が少ないからこそ地域内循環というのをしっかり考えていかないといけないと思っております。移動コストがかからないように。それで回していく。建築材とか、今いろんなところを試しているんですけども、感触としては農地への活用のほうが一番スムーズなのかなという感じはしています。

あと、例えば、波佐見町は700ヘクタールしかないかもしれませんが、石膏はジャガイモの栽培に非常に適していますので、南高のほうへ行ったら非常にジャガイモがたくさんありますので、そういったJAと組めば700トンなんてあつという間というか、たったこれだけというような数字になってきますので、農協さんが興味を持たれるかということもあ

りますし、今後、一番可能性があるのはそういう農地の活用のほう、ジャガイモで、波佐見もジャガイモを作られていますので、そういったところで焼き物と農業が組んだ一つの循環型の作物として付加価値を高めてPRしていくということもできますので、そこは非常に私たちとしても楽しみにしています。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

31ページのほうの2款、2項、2目。賦課徴収費、全体では1名会計年度任用職員を採用されるようになっています。ここはやはり徴収に当たられる方を採用されるという理解をしてよろしいですか。徴収に採用される方だとすると、かなり業務のほうか、やっぱりたくさん徴収するところがあるという形になるのでしょうか。それとも、職員のほうの採用になるのでしょうかというのが一つですね。

もう一つは、場所を教えてくださいなんですけども。34ページの民生費の社会福祉費の2目。老人福祉費の負担金及び交付金のところの補助金が出ていますが、約330万、この場所ですね。

それと同じように、もう一つの場所は、44ページの土木費の道路橋梁費の2目で橋梁の修理工事とおっしゃっていますが、そちらの場所はどこですか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

31ページ、2款、2項、2目。賦課徴収費の1節。報酬のところ45万6,000円、会計年度任用職員報酬1名分ということで上げておりましたが、これは、来年1月から産休に入る職員がおりまして、産休代替職員ということで会計年度任用職員を雇用するものでございます。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

34ページ、3款、1項、2目。老人福祉費、18節のこの計上分の施設はどこかということでございますけれども、これは稗木場郷の小規模多機能はさみ園、はさみ荘さんとかと一緒になっているところの1施設になります。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

44ページの8款、2項、2目。道路橋梁維持費、14節。工事請負費での場所はどちらかということですが、現在工事をしております長野郷の河蟬橋を予定しております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

10番 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

49ページ、10款、1項、2目、まず12節。委託料、23万7,000円の芸術鑑賞学校公演開催委託料でございますけれども、これがどういうふうな芸術かということと、どこでいつ頃、それから、対象が小学生なのか中学生なのか、そういったところをまずお願いしたいと思えます。

それからもう一つ、次の補助金ですが、同じくこのページです。町外通学児童生徒給食費支援費補助金ということになっておりますけれども、これの町外通学というのが、町外からの通学なのか、町外への通学なのか、ちょっとこの辺が私ははっきり分かりませんので、教えていただきたいということと、それからこの人数ですね。そして、どのようなことで町外に、あるいは町外から通学がっているのか、この辺のことを質問いたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

49ページ、10款、1項、2目。事務局費、まずは12節。委託料、芸術鑑賞学校公演開催委託料でございますが、これは10月に南小学校のほうで、東西寄席といたしまして、落語家の方を3名呼びまして、児童生徒への話し方とかコミュニケーションを養うために行ったものでございます。今回、事業費が確定したため、当初予算に上げていた差額を補正したものでございます。

その下でございます。18節。負担金、補助及び交付金で、町外通学児童生徒給食費支援費補助金ですが、これは町内から町外に通っている生徒でございます。既に町立の学校に通う児童生徒については3カ月の給食費の免除を行って、実質的な負担を行っておりますが、匿名でちょっと電話がございまして、町内の方が町外に通っている分について補助はありませんかということで電話がございました。そこで、町長部局と検討して、町内在住の方で町外に通っている、具体的に言うと佐世保の中学校とか、私立の中学校もございまして、そうい

ったことを対象に今回支援をするものでございます。

支援金については、町内の学校に通っている方と同じでございまして、中学校については月額5,000円。正確な数字までは把握しておりませんが、1学年に約5名程度いるものと思いますので、中学校を想定して5名の3学年、そして3カ月分を計算して、22万5,000円を今回、所要額を計上しているところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

12番 今井議員。

○12番（今井泰照君）

38ページ、4款、5目、18節ですね。第三者認証制度取得促進支援金について、まず、この財源をお願いします。そして、30件分とありますが、これである程度のものが網羅できるものかどうかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

こちらの第三者認証制度取得促進支援金の財源でございますが、一旦はふるさと納税を充てております。ですが、国からのコロナ対策の臨時交付金があることになっておりますので、後ほど財源組替えを予定しております。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

第三者認証制度取得促進支援金、今回30件分、300万を追加しております。対象となる事業所が、これは食品衛生法に基づく営業を行っている飲食店、喫茶店という形になりまして、本町で把握を全てしておりません。県からの情報として、おおむね九十数件ございました。そのうち該当する事業所というのが大体70件ぐらいだろうという情報でもございます。既に15件認証を受けられて、そのうち14件がこの本町のほうの支援金の申請をされているわけですが。

30件で足りるのかということで、先ほど説明のほうでも申しましたけども、全ての事業所に、確認とか、あるいはたまたま行ったときに見かけたとかではございませんけども、やはり一部、こういうパーティションをつけられたり、消毒液を設置されて、飲食店としても既に対応をされている事業所がございました。その中で、認証制度をまず受けてもらうこと

によって、利用者及びお店の安心安全な経営にもつながるということを説明しながら、面倒かも分かりませんが、まず認証制度の申請をしてもらうということも並行して進めながら考えております。30件で足りるかどうかというところは、本来であれば、もう全ての事業者はそういうふうにしてもらいたいというのがこちらのほうとしての希望でもあるわけですが、取りあえず30件はまずしてもらいたいという要望というか、そういった希望観測もございまして、やっぱり申請をされる側、設備投資をされるというところもありますので、30件という形でちょっと計上しておるところでございまして。本来はもっとしてもらいたいというのが、本来の趣旨の制度の広まりを考えると、全ての事業所にさせていただきたいというところがございます。

○議長（百武辰美君） 12番 今井議員。

○12番（今井泰照君）

その点と、周知啓発、その辺をどのように町としてはお考えですか、お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

既に、ちょっとたまたま出向いてというところでは、そういうふうに制度がありますと説明しているところがございますけれども、まずは38ページで、4款、1項、5目、環境衛生費の役務費のほうで通信運搬費を計上させていただいております。その中で申請の御案内を再度行うような形で、県のほうの認証制度の申請をまずしてもらわないといけないということがございますので、そちらのほうでの周知も考えております。

併せて、先ほど言いましたように、機会があればそういったところに出向いて確認をしながら、申請をされてはどうですかということでの周知をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

10番 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

先ほどの49ページ、10款、1項、2目、12節の中で、芸術鑑賞について、南小学校で実施された公演について当初予算が不足したということで、23万7,000円が補填ということで答弁があったかと思っておりますけれども、ちょっと補填にしては金額が大きいんですね。もともと当初予算が幾らで、その公演料が幾らなのか、その辺をちょっと再度お願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

49ページ、10款、1項、2目、12節について再度質問をいただきました。年度当初にこの予算を組むときは、まだ具体的な公演というのを決めておりませんで、そのときは全体の総額、これは人づくり推進事業530万の予算内で事業の割り振りをしております、当初は37万4,000円を計上しておりました。今回、県のメニューがございますが、その中で学校の順番をしております、南小学校と協議したところ、先ほど申したその話し方、人との、何というんですかね、コミュニケーションの取り方で落語がいいんじゃないかということで決ましまして、県を通じて契約を先にしたところ、61万1,000円ございましたので、その差額として上げたところでございます。

○議長（百武辰美君） 10番 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

当初予算の2倍近い事業費というふうなことになっておりまして、契約のほうかどのように指定されたものかですね。そしてまた、これは事前に分かっておたら9月補正でかけて、そして契約すべきと思うんですが、12月、今回の補正というのはちょっと出遅れじゃなからうかと思えます。その辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず補正の時期でございますが、おっしゃるとおり9月が適正でなかったかなと思っておりますので、その点についてはおわび申し上げたいと思えます。

内容については、先ほど触れましたが、この芸術鑑賞事業については県がそれぞれメニューを定めております。いろんな公演がございます。落語にかかわらず、クラシックとかバレエとかというメニューがございます、その中で学校と調整しまして、先ほど言った理由で今回、落語、東西寄席ということで、大阪から来ていただいたということになります。したがって、交通費とか宿泊等もかさんだということでこの金額になっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。13時より再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第67号に関する質疑を続けます。質疑はありませんか。

9番 北村議員。

○9番（北村清美君）

24ページの災害復旧費寄附金について質問したいと思います。先ほどの説明の中で、あまりよく分からなかったから、もう一度詳しく、趣旨と何人の議員がやられたか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

こちらの災害復旧費寄附金370万円でございますが、本町と交流があります大阪府の枚方市、こちらの市議会に大阪維新の会枚方市議会議員団、8名で構成されている会派でございますけど、こちら8名の皆様から合計で370万円の寄附を、これは本町の8月の豪雨災害の復旧に充ててほしいということで、個人からの寄附でございます。1人当たり40万円が6名、それから60万円が1名、70万円が1名という状況でございます。

○議長（百武辰美君） 9番 北村議員。

○9番（北村清美君）

明快な趣旨はなかったんですか。それと、それに対して、今まではこういう370万という高額な寄附金を頂いて、枚方市と波佐見町は交流があることは分かっていますが、これに対して波佐見町としてはどういうふうな考え、お礼とかをされたんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

この寄附の趣旨でございますけど、先ほど御説明したとおり、本町の8月豪雨災害の復旧に充ててほしいという、そういう市議会の皆さんからの願いでございます。それで本町におきましても、今後の災害復旧費に全額充てることとしております。

この寄附に対しまして、町長からの感謝状をお贈りしております。

○議長（百武辰美君） 9番 北村議員。

○9番（北村清美君）

感謝状、今までは過去になかったですよ。私の記憶の中ではちょっとないんですけども。非常にありがたいことなんですが、高額な寄附金というのは、その維新の会単独で8人でやられているわけですね。そしたら、波佐見町としては今後どういう対応をされていくつもりですかね。その点をちょっとお聞きしたいと思うんです。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

今後の対応と申しますか、もう明らかにこれは災害復旧に充ててくださいというふうな趣旨で寄附を頂いておりますので、この寄附につきましては、この予算書にも計上しておりますが、災害復旧事業の中で充当させていただいております。今後こういった寄附があった場合については、今回しましたように町長の感謝状等、その謝意を表明したいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第68号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第68号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第68号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億3,200万円とするものです。

追加する2,200万円の内訳ですが、2ページをお願いします。

歳入についての主なものは、一般会計補正予算の繰出金でも説明しましたが、6款、2項、他会計繰入金を289万1,000円減額し、令和2年度決算における実質収支額の確定に伴い、その額に合わせた増額補正として、7款、1項、繰越金を2,386万7,000円増額するものです。

歳出の主なものについては、3ページの7款、諸支出金367万5,000円、8款、予備費1,796万7,000円の増額になりますが、16ページをお願いします。7款、1項、3目、22節、償還金、利子及び割引料で、令和2年度事業の精算として、国へ166万6,000円、県へ200万9,000円を返還するものです。

以上で、令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第69号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第69号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第69号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,000万円とするものです。

100万円の内訳として、2ページをお願いします。

歳入の主なものは、4款. 繰越金51万2,000円を追加するものです。令和2年度決算における実質収支額の確定に伴い、その額に合わせた増額補正です。

5款. 諸収入は、広域連合からの雑入44万7,000円となりますが、これは歳出の予算増額に対応するもので、3ページの1款、1項. 総務管理費48万8,000円となります。また、4款. 予備費に歳入の繰越金と同額の51万2,000円を計上しています。

歳出の1款については、9ページをお願いします。

75歳以上の方の健康診査が当初想定を上回っていますので、年度末までの執行見込み、役務費6万5,000円、委託料42万3,000円を追加しています。

以上で、令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

日程第8 議案第70号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第70号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

議案第70号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和3年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、総額にそれぞれ367万円を追加し、総額を14億5,800万円とするものでございます。今回の補正は、歳入では事業の取組における交付金の決定、歳出では介護給付費の現時点における見込み、これに伴う組替え及び歳入財源の組替えが主なものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正でございます。

先ほど一般会計のほうでも説明がありましたけれども、包括支援センターのシステムにお

きまして、当初9月補正において一般会計でお示しさせていただいておりましたけれども、介護保険特別会計において補助の対象とするため、一般会計での債務負担行為を廃止しまして、今、介護保険事業特別会計で改めて計上をするものでございます。内容につきましては変更はございません。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金に365万8,000円を追加しております。4目. 保険者機能強化推進交付金、164万9,000円の増、5目. 介護保険保険者努力支援交付金、200万9,000円の増となっております。

これらの交付金は、これまでも説明をしておりましたが、各市町村での取組が点数で表されまして、その点数を、全国の集計によりまして、その全体予算をその点数で配分されるものというふうになっております。

次に、歳出でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2款. 保険給付費につきまして、現在の利用実績から見込みまして、2款内での組替えによる調整を行っております。

1項、1目. 居宅介護サービス給付費100万円の減、同じく8目. 居宅介護住宅改修費40万円の増、2項、3目. 地域密着型介護予防サービス給付費60万円の増となっております。

12ページから14ページをお願いいたします。

こちらが3款. 地域支援事業費でございますが、事業間の組替えによる調整を行っております。相談件数の増に伴います携帯電話料金の増加、あとタブレット購入を前回の補正予算で行っておりますけれども、活用の幅を広げるための変換アダプター購入、こういったものが理由としております。

あと、予備費になりますが、今回計上した歳入から歳出を差し引きました余剰分を計上しているところです。

以上で、令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第71号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第71号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第71号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、歳入歳出の補正です。歳入歳出の総額にそれぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,240万円とするものです。今回の補正の主なものは、光熱費と公課費の増によるものです。

次に、債務負担行為の補正です。債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為によるものです。

4ページをお願いします。

第2表、債務負担行為ですが、中央浄化センターにおける水質検査や下水汚泥処理に關す

る業務委託3件です。4月1日からの履行が必要なことから、令和3年度中に契約事務を済ませるためのもので、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりです。

それでは、補正の内容を御説明します。

8ページをお願いします。

まず、歳入です。

4款、1項、1目。一般会計繰入金を130万円増額するものです。これは実績見込みによるものです。

次に、9ページをお願いします。

歳出でございます。

1款、1項、1目。一般管理費45万7,000円を増額するもので、26節。公課費の消費税66万3,000円の増が主なものです。

次に、3目。処理場管理費は73万2,000円の増額で、10節。需用費の光熱水費の中の電気料金の改定によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第72号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第72号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第72号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、次の定めによるものです。

まず、収益的収入及び支出の補正。

令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものです。

収入については、補正はございません。

支出ですが、1款、1項. 営業費用、補正額132万4,000円を増額するものです。今回の補正の主なものは、修繕費と動力費の増が主なものでございます。

次のページをお願いします。

債務負担行為の補正です。

予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる項目、限度額について、次のとおり追加するものです。これは4月初旬から履行が必要なことから、令和3年度中に契約事務を済ませるためのもので、期間、限度額についてはそれぞれ記載のとおりです。

それでは、補正内容について御説明します。

8ページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出ですが、1款、1項. 営業費用、補正額を132万4,000円の増とするもので、1目及び2目の修繕費を実績見込みによりそれぞれ32万円と49万円の増額とします。1目の動力費ですが、30万円の増額、これは電気料金の改定によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号 令和3年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第73号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 議案第73号 波佐見町長等政治倫理条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、議案第73号 波佐見町長等政治倫理条例。

波佐見町長等政治倫理条例を別紙のとおり制定する。

提案理由としましては、町長、副町長、教育長の職務に係る倫理の保持に資するため、必要な措置を講じることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保するため、本条例を制定したいと思っております。

別紙になりますけども、お手元に別添で町長等政治倫理条例の概要というのをお配りしているかと思えます。そちらのほうで御説明させていただきたいと思えます。

概要としましては、対象者は、先ほど申したとおり、町長、副町長、教育長でございます。

目的として、第1条でございます。町長、副町長及び教育長の政治倫理に関する規律の基

本となる事項を定めることにより、その政治倫理の確立を期し、もって公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的といたします。

第2条としまして、町長等の責務ということで、4項まで設けております。

町民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならない。町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。公共的団体と連携し、行政との間に適切な調和と協力を保たせなければならない。政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないと規定をいたしております。

第3条としまして、政治倫理基準というのを設けております。こちらの第3条について、後ほど申し上げます、町民による調査請求権の対象となるものでございます。7号まで掲げております。

町民全体の代表者として、品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その権限または地位のもたらす影響力を私的な目的のために行使しないこと。町民全体の奉仕者として、常に人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。町が行う許可、認可または工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約並びに指定管理の指定に関して、特定の者に対してのみ有利または不利な扱いをするなど不当な扱いをしないこと。町職員の公正な職務執行を妨げ、または町職員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。町職員の採用に関して推薦または紹介をしないこと。道義的批判を受ける恐れのある寄附行為の要求や、その他、飲食の供与等、社会通念上、疑惑を持たれる行為の要求をしないこと。暴力団その他の反社会勢力を利用し、もしくは暴力団等に利用され、または暴力団等の活動に関与しないことという倫理基準を定めております。

第4条としまして、契約等の辞退ということで、町長等は、町長等及びそれらの配偶者並びに2親等以内の血族が役員をしている法人に対して、地方自治法第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定の趣旨を尊重し、町民に対し疑惑の念を生じさせないよう町に対する請負その他の契約を辞退させるよう努めるものとする。ただし、災害等特別の事情があるときはこの限りでないということで。

2ページ目をお願いします。

先ほど申し上げました地方自治法の142条でございますけども、こちらは町長に対する禁

止事項となっております。166条第2項につきましては、副町長に対する兼職の禁止事項と、最後の180条の5第6項につきましては、教育長の請負禁止という項目となっております。

第5条でございます。政治倫理審査会の設置ということで規定を設けております。項目については、所掌事務、守秘義務、規則への委任という形で設けております。

所掌事務につきましては、町長から審査を求められた事項について調査し、その結果を町長に報告すること。町長の諮問に応じ答申するほか、この条例による政治倫理の確立に関し、必要に応じて、町長に建議することと規定をいたしております。

第6条としまして、町民の調査請求権等でございます。町民は、町長等が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する書面を添えて、選挙権を有する者の中から50分の1以上の連署とともに文書で町長に調査を請求することができると規定をいたしております。

その部分につきまして、審査会の付託になってまいりますけれども、町長は、調査の請求を受けたときは、審査会に速やかに書面の写しを添えて審査の付託をしなければならないと規定をいたしております。

第7条でございます。政治倫理違反の審査ということで、こちらは審査会の事務でございます。

審査会は、審査を付託されたときは、当該事案の適否、存否の審査を行い、審査会が必要と認める措置を勧告することができる。

調査の実施ですけれども、審査会は、審査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

弁明の付与でございますけれども、審査会は、調査を行うに当たっては、当該調査に係る町長等に対し、弁明の機会を与えなければならない。

勧告の手続でございますけれども、勧告は文書をもって行い、かつ事由を付さなければならない。

調査期間等でございますけれども、審査会は、審査を付託された日から90日以内に調査を完了し、調査書を町長に報告しなければならない。

その期間の延長でございますけれども、審査会は、期間内に審査を終了することができないことについてやむを得ない理由があるときは、審査を付託された日から120日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、審査会は、当該延長の理由を町長

に報告するものとする。

最後に、回答と公表でございますけれども、町長は、審査会から報告を受けたときは、請求者に文書で回答するものとし、速やかに公表しなければならないと規定をいたしております。

第8条でございます。町長等の協力義務ということで設けております。こちらは審査会への協力でございます。町長等は、審査会から要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または会議に出席して意見を述べなければならない。

続きまして、3ページでございます。

第9条としまして、虚偽陳述等の公表ということで、審査会は、町長等が事情聴取等について虚偽の陳述をしたとき、または調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとするということで設けております。

第10条としまして、政治倫理基準の違反行為に対する措置としまして、審査会の措置でございますけれども、違反する事実を認定したときは、調査報告書にその旨を記載しなければならない。

町長の措置でございますけれども、町長は、調査報告書に違反行為に関する事実認定の記載があったときは、審査会の意見を尊重して自ら必要な措置を講じ、または副町長もしくは教育長に必要な措置を講ずることを求めなければならない。

副町長、教育長の措置でございますけれども、町長から必要な措置を講ずることを求められた場合は、必要な措置を講ずるとともに、その旨を町長に報告しなければならないと規定しております。

第11条でございますけれども、政治倫理基準の違反行為に対する措置ということで、当該公共事業等の契約解除または中止でございますけれども、審査会において公共事業等に関連して違反があるという調査報告書が提出された場合、町長は既に契約済みであっても、当該公共事業等に係る契約等を解約し、または中止することができるという項目を設けております。

最後に12条で委任としまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるといふ、全部で12条立ての条例を上程させていただきたいと思っております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第73号 波佐見町長等政治倫理条例について

ては、官製談合再発防止等調査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は官製談合再発防止等調査特別委員会に付託します。

日程第12～17 議案第77号～議案第82号

○議長（百武辰美君）

日程第12. 議案第77号 波佐見町道路線の認定についてから日程第17. 議案第82号 波佐見町道路線の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

それでは、議案第77号から第82号まで、波佐見町道路線の認定について御説明申し上げます。

議案第77号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますが、今回認定予定の路線は、町道鹿山飛瀬線と接続し、地域内の生活道路として利用されるなど、公共性が高いため認定するものです。

次のページの別紙を御覧ください。

認定する路線。

整理番号、475号。路線名、堀切1号線。起点、終点は波佐見町宿郷で、重要な経過地はございません。

次のページの参考資料を御覧ください。

町道鹿山飛瀬線と接する箇所を起点といたしまして、ここが宿郷字堀切994番地先となっています。終点に向かって、幅員が4メートルから6メートル、延長が294メートルあり、終点も町道鹿山飛瀬線と接する箇所で、宿郷字堀切1006番14地先となっています。

続きまして、議案第78号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますが、今回認定予定の路線は、開発団地内に位置する道路であり、地

域内の生活道路として利用されるなど、公共性が高いため認定するものです。

次のページの別紙を御覧ください。

認定する路線。

整理番号、476号。路線名、堀切2号線。起点、終点は波佐見町宿郷で、重要な経過地はございません。

次のページの参考資料を御覧ください。

先ほどの堀切1号線と接する箇所を起点といたしまして、こちらが宿郷堀切989番7地先となっています。幅員が4メートル、延長が48メートルあり、終点は宿郷字堀切989番34地先となっております。

続きまして、議案第79号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますが、先ほどの堀切2号線と同様となっております。

次のページの別紙を御覧ください。

認定する路線。

整理番号、477号。路線名、堀切3号線。起点、終点は波佐見町宿郷で、重要な経過地はございません。

次のページの参考資料を御覧ください。

堀切1号線と接する箇所を起点といたしまして、こちらが宿郷字堀切989番18地先となっております。幅員が4メートル、延長が91メートルあり、終点も堀切1号線と接する箇所で、宿郷字堀切989番25地先となっております。

続きまして、議案第80号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますが、先ほどの堀切2号線、3号線と同様となっております。

次のページの別紙を御覧ください。

認定する路線。

整理番号、478号。路線名、堀切4号線。起点、終点は波佐見町宿郷で、重要な経過地はございません。

次のページの参考資料を御覧ください。

堀切1号線と接する箇所を起点といたしまして、こちらが宿郷字堀切989番25地先となっ

ております。幅員が6メートル、延長が251メートルあり、終点は宿郷字堀切1006番25地先となっております。

続きまして、議案第81号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますが、今回認定予定の路線は、町道深添線と接続し、地域内の生活道路として利用されるなど、公共性が高いため認定するものです。

次のページの別紙を御覧ください。

認定する路線。

整理番号、479号。路線名、第二深添線。起点、終点は波佐見町宿郷で、重要な経過地はございません。

次のページの参考資料を御覧ください。

町道深添線と接する箇所を起点といたしまして、こちらが宿郷字深添329番6地先となっております。幅員が4メートルから6メートル、延長が84メートルあり、終点は宿郷字深添329番11地先となっております。

続きまして、議案第82号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますが、今回認定予定の路線は、開発団地内に位置する道路であり、地域内の生活道路として利用されるなど、公共性が高いため認定するものです。

次のページの別紙を御覧ください。

認定する路線。

整理番号、480号。路線名、第三深添線。起点、終点は波佐見町宿郷で、重要な経過地はございません。

次のページの参考資料を御覧ください。

先ほどの第二深添線と接する箇所を起点といたしまして、こちらが宿郷字深添329番14地先となっております。幅員が4メートルから6メートル、延長が40メートルあり、終点は宿郷字深添329番28地先となっております。

以上、議案第77号から82号までの波佐見町道路線の認定についての提案説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第77号 波佐見町道路線の認定についてから議案第82号 波佐見町道路線の認定についてまでの6件は、産業厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号から議案第82号は産業厚生委員会に付託します。

日程第18 議案第83号

○議長（百武辰美君）

日程第18. 議案第83号 財産の取得についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第83号 財産の取得について御説明します。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、県立波佐見高等学校の寮として活用するため、土地及び建物を取得しようとするものです。

別紙を御覧ください。

財産の種類は、土地及び建物です。

所在地は、波佐見町長野郷字面丁原512番地2。

数量は、土地が1筆251.58平方メートル、建物が1棟133.31平方メートル。

取得の方法は、売買です。

取得価格が、1,935万円でございます。

相手方は、東彼杵郡川棚町栄町50番地1、新井成光様でございます。

別紙の資料を御覧ください。

改めまして、土地につきましては、地目が宅地で、76.1坪となります。

建物につきましては、木造セメント瓦ぶき2階建て、40.32坪。平成9年7月新築ですが、令和3年リフォーム済みでございます。間取りとしましては、5LDKでございます。

間取り図を見ていただきますと、1階にはLDKと和室が2部屋、浴室、洗面室、トイレとなっております。2階に、洋室が3部屋とトイレがございます。

裏面を御覧ください。

白黒の写真でお分かりにくいかもしれませんが、リフォーム済みで、きれいな状態となっております。

対象物件の位置につきましては、波佐見高校から直線距離で約300メートルぐらいの位置で、非常に寮として適した物件であると考えております。

さきの臨時議会で御説明しましたように、町が取得しました後には、普通財産として管理し、新しく設立予定でございますNPO法人に寮の運営をしていただく予定でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

提案理由の中に波佐見高校の寮として活用するためということで、理由を述べられておりますけど、寮の活用に当たっては、以前、臨時議会でも、野球部の寮であったりとか、美工科の学生の寮であるとかという形で、まだはっきりしていない部分をぼかしてあったんですけど、どちらのほうでこれは活用される御予定ですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

さきの臨時議会におきましては、野球部の寮としての活用を想定しているということで御説明しておりました。また、その後に民間での動きがございまして、野球部の寮を別で運営しようとお考えの方がいらっしゃるということです。こちらがまた何人受入れ可能かなど分かりませんので、まだ、本町が取得します土地建物につきましては、そのまま野球部での寮として活用するものか、あるいは美工科生の女子のために使うようにするものか、最終的な決定はいたしておりません。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

7番 横山議員。

○7番（横山聖代君）

この土地建物を取得されて、NPO法人さんが運営されるということなんですけれども、運営に当たってこれをNPOさんが使われるわけなんですけれども、賃貸借契約を結ばれて使ってもらうことはちゃんと考えられているんですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

普通財産と管理いたしまして、不動産の賃貸借契約を結びまして貸付けを行う予定としております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

この物件の取得に関する1,935万円ということで取得価格がございますが、これは契約日はいつということで進められていますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

先月11月30日の臨時議会で補正予算を承認いただきましたので、翌日の12月1日付で仮契約を締結しております。財産の取得について議会の議決を得ました後に本契約に移ることになります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

11番 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

今の御説明で、民間の寮もできるような感じでおっしゃいました。この取得に関しては波佐見高校支援ということでこういうふうな形になったと思います。それはやっぱり三つあるところが二つ寮がなくなるということで、せっぱ詰まったということで聞いております。

今、御説明によりますと、波佐見高校の美術の女子寮とかおっしゃったんですけど、女子寮は民間の方も動きがあるということをお聞きをしております。そこら辺をどういうふう、女子の方が今回入学されるのかされないのかは微妙な感じで聞いておまして、そこら辺り

のお考え、対応はどう御説明になられるのか、お答えをお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんな形で、はっきりした明確なところがやっと確定しつつあるなど、さっきおっしゃったように、野球部の寮にするとか。大体、当初はそこを美術・工芸の女性の方にとというような思いがあったんですけども、あるところでやっぱり男子のが一転、二転したところがあって、ちょっときちっとした説明ができなかったんじゃないかなというふうに思っております。

現段階では、別のところに野球部の寮が受け入れていいというような話が出てまいりましたので、その新しく購入した土地、建物には、女子の美術・工芸科だけでなくして、女子が入ってくる。美術系だけじゃなくして、美術にならなくても入りたいという方がいらっしゃれば、一緒に受け入れていいんじゃないかなというふうに、現段階ではそのように考えております。

○議長（百武辰美君） 11番 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

そういうことになりますと、民間の女子寮をつくりたいという動きが、女子の方が今回来られないということで民間の方はストップしたわけですけど、じゃあ、今回どれだけ入るのか未定ということですね。

私は、それよりは野球部の支援ということで当初は考えておりましたので、そのようにおっしゃっていただければ、いろいろありましようけど、仕方がないなということを考えております。そこら辺はちょっと若干目的が違ったようにも考えられますけど、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう話はいろいろありますし、受け止め方もあつたらうというふうに思っておりますが、やはり波佐見高校の存続のためには、どうしてもそういう野球部、美術・工芸科を中心とした、波佐見に来たいというような方々を優先する形になるし、不足するようであれば、一般の方も入りたい人があれば受けていけるというふうに思っております。

これも私たちが決定するあれじゃなくして、やはりNPO法人と学校と当事者と十分協議をして、それぞれすり合わせをずっとして、生徒の皆さんが入ってよかった、ここがよかつ

たと、そして受け入れる側もそういう形でいきたいと思いますというふうな、そういう合意形成は今からつくっていかないかんじじゃないかなと。

これが購入できたらん段階では、そういう緻密な具体的なことになかなか入れない状況にありますし、それから購入できたということになってからはもう、そういうふうにNPO法人と学校と、そして保護者、生徒っていいですかね、そういう方々が協議をして、一番ベターな方向で進めていただきたいなと思っております。

町が購入したからって町が主導するのではなくして、やっぱり当事者の皆さんたちが十分協議をし合って、いい結果が出るようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 11番 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

最後ですけど、NPO法人ということで、波佐見町も幾らかのNPO法人がありまして、今後立ち上げるということですから、町民の皆さん方に、そのNPO法人と行政と一緒にあっていっていただくとともに、誤解は生じないような運営方法ですね。新しく民営の方々も寮をつくるということですから、そこら辺の均等性を考えながら運営に当たっていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。14時10分から再開します。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私は、30日の提案のときに、野球部の寮として活用するというので、私はNPOさんの活動拠点として並行してお使いになると。それがあれだけ立派な大きな物件を男子寮として使われるということで、これは方向性があっていいのかなと思って賛同しました。しかし、今、先ほど同僚議員の質問の貸与されるのですよねと、無償じゃないのですよねというふうに言われましたら、賃貸契約を結ぶとおっしゃいました。

私は、町の物件として取得したものを無償でNPOさんに貸与されて、NPOさんはそれに基づいて、比較的安い料金で寮が運営していけるのかなと期待をしておりましたが、そういう有償、月額をどう設定されておられるか分かりませんが、NPOに貸与したら、食費とかお世話の料金とか、いろいろかかったら、かさむのではないかなとちょっと心配になってまいりました。

企画財政課長は、現在、民間で受け入れられている寮の寮費が幾らで、それより安くできるものなのか、それとも安く設定できなくても生徒が来るというふうに判断されているのか。それは全てNPOに任せるよという考えなのか。そこをちょっと確認をしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まず、そしてNPO法人も、やっぱりメンバーがしょっちゅう話し合いをできるところでないし、そういう中で、大まかな話をしながら詰めていくという段階。やっぱり存続のためにはそれだけのことの準備、受入れ体制を整えていこうということは、学校もNPOも町としても一致しているところです。だから、そういうあれで、一旦断られた方も、何とかそういうふうな皆さんの期待に応えたいということで了解を得ておりますし、そしたら、そういう面では、女子の美術・工芸というだけでなくして、中心は美術・工芸ですが、ほかは入れないということじゃなくして、そういうふうな、もう少し弾力的にですね。

NPO法人が今月の末にはほぼ認可ができると、それまでには詰めていこうじゃないかと。それももう、ほぼ決まってしまうんですから、生徒の行き先あたりはほぼ。だから、そういう中できちっと決まったら行きたいなという方も出てくるかもしれないし、そういう形で、学校とやっぱりNPO法人と、そして話し合いをして、保護者の理解を得る。そして、我々は側面的に応援をしていくという立場でやっていこうじゃないかということで。

野球部の寮も、野球に精通された方が受け入れていただいたので、そしたら、やっぱり向こうは、現在の段階では、新しく購入したところへは、女子の美術・工芸を中心とした、そういう寮にいていただいたらいいんじゃないかなという、そういう意見を今度はまた集約して、きちんと一堂に会して話し合いをしていこうと。やっていくということはそれぞれの役割も大概分かっておりますし、NPOのつくる運営方針あたりも固まっておりますので、僕はきちんとやっていけるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

現在の寮の寮費、それは6万円程度だと聞いております。この土地、建物の貸付けについては契約は結ぶんですけど、金額を幾らにするのか、できるだけ低い金額を想定してはいますけど。何せNPO法人は立ち上げたばかりになることとなりますので、場合によっては、運転が軌道に乗るまでは無償での貸付けも含めて検討して、できるだけ寮費も抑えたところで生徒の確保に努めていただきたいと思いますと考えております。

○議長（百武辰美君） 2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

ありがとうございます。そういう方向でやっていただきたいなと思うんですが。私はこのNPOの設立については、今年度の初めぐらいから少し話を聞いておまして、徐々に具体的にになっていっているなと思って、うれしく思っているんですが。その時点で、一遍に生徒は増えない、野球部みたいに複数は来ない、美術・工芸科の女の子はですね。そしたら、徐々に実績を増やすしかない。それを町に談判してもそれはないからと思って、私は個人的に動いてまいりました。

そして、課長も言われたように、女子に関しては下宿が望ましい。私もそう思って、はっきり言って近辺の6軒、7軒ぐらい当たりました。全て、いやちょっとできません。いろんな事情があってできない。ここは絶対余裕があるぞと思って、家は皆さん広いからですね、当たりました。でも駄目でした。これはもう駄目だなと、じゃあ諦めるしかないかなと思っていたところに、格安で理想的な物件をちょっと見つけて話をしましたら、昼御飯は抜きにして、4万もあれば受け入れられるのかなというところまで私はこぎ着けまして、投げかけました。

でも、やっぱり遠くから来る子は4万でも高いみたいです。じゃあ無理かなと思って。できなかつたら、一人が来れなかつたら、もう一人も受けられないから、ごめんけど今年の子寮は駄目だと。徐々に二人をして、ここでうまくいけば、次、二人というふうな感じで増やして行って、軌道に乗ったら、今度の物件みたいなところに六、七人入れるって運営が可能かなと思ったけど、最初からおっきいのはちょっと無理かなと私は思っておりました。

あと、もしも波佐見高校に遠隔地からの入学希望者が徐々に徐々に徐々に減って行って、いなくなったとか、物すごく一人とか二人になったときでも、この物件は波佐見町の財産として持ち続けて、NPOに有償貸与でいかれるおつもりなのかなということを聞きたいと思

います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

可能な限りそんなことがないように、あらゆる人たちの英気を吸収をしながら、そして、僕が一存でやったりとか誰かの意見がこうだと交錯するんです、憶測が。だから、まずは波佐見町の財産としてぴしゃっとして、そして波佐見高校の存続のため、そしていろんな形で、舎監とかそういうふうな方がないときも、地域協力隊とかいろんな形の中で知恵を出し合っ
て、波佐見高校を残すための前向きな考え方で取り組んでいきたいと。そして、いつでも来れるよというぐらいの、そういうことを、最悪の事態も考えにやいかんでしょうけど、最高の形に持っていこうと一生懸命しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君） 2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

いろいろと具体的なお話を聞いてよかったかなと思います。もうNPOの活動に期待するばかりですけれども、最後に一つの質問ですが、これはNPOが12月に認可で始まるということ、4月から入ることも可能ということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

新年度4月からの受入れを目指して動いてまいります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

今、皆さん、議員さんとの審議のほうを聞くに至って、30日の予算を計上されたときの審議の答弁とは、またいろんな形で変化があつてですね。聞いていますと、やはり波佐見高校の支援の骨格に当たる部分のプランが全然定まっていない、そうとしか受け取れないですよ。30日の臨時議会ของときにはもう野球部だと言う一方で、今、町長の答弁を聞いてみると、美術・工芸科だと、NPOがどうだこうだと。今から話合いをすると。NPOだ、学校だ、当事者が話をする。

だから、そういうのも、ある程度の行政が、波佐見町がどういう立場で支援をやるのか、

いつまでやるのか、どういう形がベストなのかというのは、その関係各機関とか併せて協議をする中でこの線でいきたいと思いますというのが当然あって、私はその物件の取得があるべきだと思うわけですね。でも、そのどたばた感をずっと、そんなことはないですよ、物件を先に取得せんば何も始まりませんよという、その町長の熱い思いを議会のほう、たくさん聞かされてきているんですけど、質疑の中で質問すればするほど、するたびに答弁が変わっているような様子を否認しません。

だから、ここはやっぱりしっかり、今もう仮契約をやっているんだから、ちゃんとした骨格を、緊急に招集しながら各機関と協議して調査して。野球部に関しては例の民間で寮を運営なさっている方たちが、高齢化も含めてそういうふうにおやめになるという意思表示をされているところもあると伺っておりますし、一方ではこの30日から8日の間に野球部の寮をやりたい人もいらっしゃるということをおっしゃっています。だから、調査がされていないわけです、しっかりした。そこがないから、もう答弁がぶれてしまって、我々が聞いていても、実際、町はどのような形で進めるつもりでおらすとかというふうなことがあります。

だから、当然NPOが経営、運営をされるのがあれば、そういう方たちも一緒に合同ですよ、しっかりしたプランを、骨格をつくり上げて、骨格があれば、枝葉においてはいろいろな形で補正を組みながらやる支援の仕方があると思うわけですよ。そこをなぜなさらないんですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全く計画がないということはありません。まずは波佐見高校を存続させるため、この大きな目的は全然変わっていません。手段、方法というのは、話し合う計画をつくる段階の中でいろいろ状況が変わってくるんです。状況を受け止めながら、そして、その中で最善の方法をつくっていかうじゃないかということです。これは高校にしても、NPO法人にしても、私たちにしても、波佐見高校を残そうと。そのための手段は、やはりこの寮の設置にかかる。この考え方は一つもぶれておりません。

それは、聞き方、受け止め方はそれぞれですから。だから、そういうことの中で、状況は変わるとにも、ちゃんとそういう受け止め方をして、次、受ける人、入る人、それがよりベターな方向に持っていかうとして。だから、手段、方法ではちょっとこういうふうなこととなったとです。それは全部が変わったような物の言い方、捉え方ということは非常にげん

な気がいたしております。波佐見高校を残す。そのための手段として一番の最適な方法は、寮を設置して、そして、波佐見高校に來たい遠隔地の方々が安心して來れるような、そういう詰めの段階をずっとしているという段階です。だから、状況が変わったことを皆さんにお知らせしているわけですね。だから、ほとんど目的については、一つもぶれていない。そして、手段、方法によって、状況の変化によって、相手のそういうことを踏まえながら、よりよい施設にしていきたいというふうに思っています。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

3番 田添議員。

○3番（田添有喜君）

今、NPO法人を立ち上げる申請をされていると、今月中には認可が下りるんじゃないかというようなお話がありましたが、いろいろ今までお話を聞きながら、結構NPOに任されているといいますか、背負っている部分が非常に大きいなと思うんですが。その申請手续をする中で、NPOが目指す目的っていいですか、そういうのは必ず申請書には上げてあると思うんですが、これまでもNPO法人の関係者の方とお話をされたということなんですが、その辺は。今、町長の答弁に波佐見高校を残すんだと、存続していくんだという、その思いはありましたが、その一つだけをNPO法人は法人設立の目標に掲げてあるんでしょうか。もし分かれば、法人がどういう趣旨で、今、設立に向けての申請をされているか教えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

お話に出ておりますNPO法人の定款の案の写しを頂いております。その中に目的がございまして、この法人は、次の時代を担う人材の育成を、地域の協力の下で、魅力ある教育の場を提供し、郷土に愛着を持ち、自ら自立する精神を持ち、次世代の後継者を育てることを目的とすると定めております。

NPO法人、メインとなりますのは波佐見高校の存続のための活動でございます。ただ、それをなぜするのか、それは地域を未来へ残すためでございます。窯業界、農業界にとっても人材不足は深刻でございます。この人材を確保していくためには、どうしても町内に高校が必要。その高校生にも、高校生活の中で地域に関わり合って、地域の課題に見つめ合って

もらいまして、自分なりの答えを出す、行動してみる、そういった人材を育てていきたい、そういった熱い思いがございます。この考えにつきましては、町としても納得、共感できるものでございますので、今後とも協力し合って活動してまいりたいと存じます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○8番（三石 孝君）

反対です。

○議長（百武辰美君） 8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は、議案第83号 財産の取得について、反対の立場から討論を行います。

さて、この財産取得は、波佐見高校の支援の一環として、学生寮としての使用を目的に一戸建ての物件を取得するものであります。しかしながら、この支援の在り方は、前回の波佐見高校合格者に対する給付金をオープンスクールに合わせて決定したときと同じく、野球部や美術・工芸の生徒の寮の問題や話題が浮上するとすぐさま物件の購入に着手するなど、場当たりの、無計画な対応としか思えません。

本来、地域に存在する県立高校に対して、町がどういう立場で、いつ、どの程度の支援を行うか、協議会を立ち上げるなど、しっかりした調査研究を進め、議論の結果をそのプランに落とし込み、実行すべきであります。30日の臨時議会における予算の計上のときにもそういう討論をさせていただきましたが、それから約1週間以上たちますが、何らそのはっきりしたプランができないまま、今回の財産取得の、今まで審議の回答をなさっております。ですから、回答の中には、今まで野球部の寮というふうな形で30日には御説明していらっしゃったのにもかかわらず、本日はころっと変わって、美術・工芸関係の生徒の寮だと。基本的な計画がないから、議員間の同僚議員の質問に対して違うような回答が出てくるとしか思えません。

県の教育委員会も、波佐見高校を含む川棚高校、佐世保東翔の3校による統廃合の問題は、せっぱ詰まった状況とは一言も発信されていないんですよ。それどころか、県は予算を投入して波佐見高校の外壁改修工事を現在行っております。要するに、検討に要する時間は十分あるんです。にもかかわらず、突然降って湧いた波佐見高校支援策に、町長のどたばた感を感じざるには得られません。いまだ支援のプランが定まっていないというのであれば、この機会に集中して、波佐見高校支援の骨格です、骨格をつくり上げたらいかがでしょうか。

波佐見町内の自治会、または町民からの要望はまだまだたくさん上がっております。しかし、町からの回答は、予算の都合上という理由で先延ばしにされている案件も少なくありません。このような中で、7月に波佐見高校支援予算が約1,000万決定し、今度は2,000万近くの買物、物件の取得ですね、財産の取得となったわけですけれども、いとも簡単に予算化されて執行されようとしているのですよ。

議員の皆さん、波佐見高校の給付金のときもそうでしたが、ほとんどの町民の皆さんはこの内容を随分時間がたってから知ることになります。給付金のときも、「何で10万円支援すつと。」、「どうして波佐見高校だけなの。」という疑問の声がほとんど聞かれました。皆さん、行政に対するチェック機能は私たち議員だからこそできることなんですよ。よく考えてから予算を執行しなさいと言えるのも私たち議員だけなんです。町が考えているプランを早く示しなさいと言えるのは、議決権を持っている議員だから言えるんですよ。私たち議員は、その判断を町民から託されているんです。

改めて申しますが、私は決して波佐見高校の支援に反対するものではありません。しかし、行政の予算執行の在り方、プロセスに異議を唱えているのです。1年とは言いません。3カ月でもいい、1カ月でもいいですから、町民が納得するようなしっかりした波佐見高校支援の骨格をつくり上げて、確定してから、町民に示してからでも全く遅くありません。ここは町民の代弁者である議員の皆さんがよく考えていただき、そのような形で強くそのことを訴えまして、議案第83号 財産の取得について、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

6番 城後議員。

○6番（城後 光君）

議案第83号 財産の取得について、賛成の立場から討論いたします。

4月から新しい波佐見高校の校長先生がいらっしゃいました。当初、新しく新任された校長先生ですので、学校のこともまだよく分かられずに、波佐見高校の置かれる状況もまだよく分からなくて、地域の方とか町とかにも、なかなかどういう形でしたいか分からない状況でいらっしゃいました。その中で、波佐見高校支援を、町長はじめ行政の職員さん、皆さん、一生懸命やるという思いを、校長先生と、あとは学校関係者の方と地域の方と協議をされていきました。

結果、今、波佐見高校では力を入れてやろうということで、ドローンを使って新しい授業を展開されています。校長先生自らドローンを購入して、自分でも学ぼうという意識で、要するに、町として力を一生懸命入れて支援しているって思いがそういう形で動いているんだと思います。

要するに、何かを始めるという意識がないと、結局、高校を維持しようとしてもそれができないわけですよ。

先ほど御指摘がありましたけれども、前回、私、討論でも申し上げましたけど、県の教育方針に波佐見高校を見直すというのが一文字でも載った瞬間にもう既定路線なんですね。もう載ったらおしまいなんですよ。載る前にいろんなことを動かない限り、県としても、地域がこれだけやっている、それが実績になって歯止めにもなるでしょうし。今、県の教育長をやられている方は波佐見とも縁があられる方で、よく御事情も知られています。そういう中でも、波佐見高校の支援のために波佐見町が一生懸命、財政も含めていろんな形で取り組もうとしているのが見えれば見えるほど、やっぱり波佐見高校を残さないといけないという、県としても意識がどんどん高まっていくと思います。

そういう意味でも、今、寮をつくるということで町が動いたからこそ、ほかで寮をされようという方も新たに出てきたんだと思います。それだけやっぱり町が一生懸命やっているものの裏返しだと思います。

ですので、もちろん物件として非常にいい物件ですので、最悪、もしこういう寮という形じゃなくてもいろんな形で使い道はあると思うんですね、高校から近い場所なので。高校と地域と何か連携をする拠点とか、いろんな形で使う道がある物件ですので、もちろん寮として新入生の方が来ていただくのが一番ベストなんですけども、そういうような形がなかったとしても、いろんな形で地域と高校をつなぐ拠点として非常に活用できる物件だと思います。

ので、今回の物件取得に関しては、私は賛成の立場で御意見させていただきます。

○議長（百武辰美君）

次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

賛成の討論はありませんか。

9番 北村議員。

○9番（北村清美君）

議案第83号 財産の取得について、私は賛成の立場で発言をしたいと思います。

前回の11月30日の臨時議会で申し上げたとおり、やっぱり波佐見高校を全日制に申請したのは波佐見町民です、波佐見町です。そういう観点から見て、当然こういう処置は11月30日、議決されましたので、急がないかと思えます、財産です。財産ですから減ることはありません。だからぜひこれを活用して、本当の姿勢を見せるべきだと思います。

これが大事なことで、財産の取得に関しては、私は賛成を申し上げます。

終わります。

○議長（百武辰美君）

次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

賛成の討論はありませんか。

2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私は、議案第83号 財産の取得について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、先ほど同僚議員からもありましたように、財産を取得して一つの施設として持っていることは、今後、NPOや地域おこし協力隊の活動拠点としても大いに活用できるのではないかと。そして、地域おこし協力隊等の呼びかけについても、こういう物件を準備して待っていますので応募してくださいというふうな提示の、いい材料になるのではないかなと思います。

もう一つ、美術・工芸科と今言っておりますが、これは昔は陶芸デザインコースとあって、

普通科の中にある一つのコースだったんですね。コースから学科に昇格するということはすごく大きな意味のあることで、これは現場の先生方が実績を上げて、そして、町とかとも一緒になって県に要請して、やっと科に昇格をしたわけです。科に昇格したからこそ、教員も増えたとし、授業も増えたとし、設備にも力を入れたので、今のこの輝かしい実績がもう毎年のように上がっているということなんですね。

そして、美術・工芸科ができた段階で、学校側と町側は一緒になって、当時の校長先生とかが中心になって、遠隔地からでも生徒が来れるようにということで、バスの路線を大野から波佐見に来れるように延ばしていただきました。この大野ー波佐見高校ラインというのは、すごく何かドル箱路線と聞いたりもしますけれども、途中の方もよく利用されていて、すごく好評なんだそうです。そして、このおかげで、野口彌太郎賞を取った生徒さんもあの大野からやってきている生徒です。これができたときに、学校側は立派なチラシを持っていろいろなお宅を回られたそうです。下宿受け入れてもらえませんかということで、かなり学校側も努力されたと私は聞いております。

しかし、先ほど私が質問のときに言いましたように、波佐見町の方は、やはりそういう他人を受け入れるとか、ましてやよそのお子さんを受け入れることに対してすごく慎重であります。慣れていらっしやいません。ですから、なかなか思うような反応が得られませんが、現在に至っています。

なかなか寮がないと、下宿がないと、来たくても来れないのですね。そういうふうなものを今やっと議論して、ありますよ、来てくださいという材料が整った。これを今だから言える。そしたら、もしかしたら、来年来る子が1月の願書を出す段階で新聞報道されたら、じゃあ行ってみようかなと、頑張っけて受けてくれるかもしれません。だから、11月の志願状況のあの64という寂しい状況よりも、もしかしたら入学金寄附効果以上の効果が私はあるのではないかなと思います。

最後に、波佐見高校の支援については、はっきり言って、県立高校だからといって、なかなか町は、また議会は具体的な支援をしてこなかったのではないかなと私は思います。議論の俎上にも上げなかった。今やっと、もう消えかかりそうになってから、やっと皆さん真剣に討論してくださっているのではないかなと。今これを逃したら、もう自然消滅を待つしかない、これではいけないと町長も立ち上がってくださっていると私は信じておりますので、ぜひ、まずは財産だからなくなることはない。まずは取得してもらって、フル活用をしても

らうようにみんなでやっていきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（百武辰美君）

次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。14時55分より再開します。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第19. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

通告に従い、一般質問を行います。

1. 8月豪雨災害復旧への取り組みについて。

8月中旬の豪雨により町内でも多大な被害報告がなされ、現在その復旧に向けた業務が休日返上で行われている。

そこで、その内容と概要について問う。

- (1) 災害復旧に対する業務は、円滑に進んでいるか。
- (2) 激甚災害指定による公共土木災害、及び農林業災害の有利的な措置は何か。
- (3) 最終の申請は何か所で、その総額はそれぞれ幾らか。
- (4) 申請事業額と査定額に大きな隔たりはないか。また、査定率は幾らか。
- (5) 今後、通常業務との調整が図られると思うが、人的対応はどうするのか。

2. 新型コロナの収束化とイベント、観光及び今後の窯業等の見通しについて。

今、波佐見町ほど年間を通じてイベントや祭りが多く行われている自治体をあまり知らない。今年の秋も数多くのイベント等が行われ、町内外の人たちを喜ばせている。

そこで、その成果と課題について問う。

- (1) 秋のイベント、観光及び陶器まつりなどの成果と課題は何か。
- (2) 来春「波佐見陶器まつり」への対策は進められているか。
- (3) 公共交通機関の平常運行や高速道路の休日割引による観光の変化はあるか。
- (4) 出荷額、窯業事業所及び従業員数等の研究データが報告されているが、どのような対応と対策が考えられるか。

以上、壇上からの質問を終わり、詳細については発言席から行います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 岡村達馬議員の御質問にお答えいたします。

1. 8月豪雨災害復旧の取り組みについて。

- (1) 災害復旧に対する業務は、円滑に進んでいるかという御質問ですが。

8月豪雨災害の復旧業務の状況であります。建設課所管の普通河川や町道のいわゆる公共土木施設災害については、12月3日に国の査定が終了しましたので、今後、実施設計を行い、工事発注となります。

なお、鴻ノ巣公園の地滑り災害については、計測器を設置し、現在観測を行っている状況で、地滑りが進んだと判断されれば、都市公園の地滑り防止対策工事で申請することになっています。

次に、農林課所管の農地・農業施設災害については、災害箇所数が多かったことから、国の災害査定が3回に分けて実施されます。現在まで2回が終了し、3回目が12月14日に実施されますので、その後に実施設計を行い、工事発注となります。

また、林道災害の道路復旧については、既に災害査定を終了し、実施設計を行っている段階で、完了後に工事発注となりますが、地滑り1カ所については、今後、計測器を設置し、観測を行い、地滑りが進んだと判断されれば、地滑り防止対策工事として申請することになっています。

以上が災害復旧業務の現況であります。災害発生当初から、建設課の技師6名と農林課と水道課の技師各1名を合わせた8名により災害復旧業務に対応したことから、現在まで業務はどうか円滑に進んでいるところです。

(2) 激甚災害指定による公共土木災害、及び農林業災害の有利的な措置は何かという御質問ですが。

初めに、公共土木災害においては、激甚災害指定を受けた場合の措置として補助率のかさ上げ適用があります。例としましては、公共土木施設災害復旧事業の通常補助率が基本66.7%であるのに対し、指定を受けることで、過去5年の実績の平均ではありますが、82%とかさ上げされています。

次に、農林災害における激甚災害を受けた場合であります。公共土木災害と同様に補助率のかさ上げ措置が行われることになっています。例としましては、過去の5年の実績平均であります。農地復旧事業で75%が96.4%へ、農業用施設復旧事業で90%が98.6%へ、林道復旧事業では75%が92.6%へかさ上げされています。

(3) 最終の申請は何カ所で、その総額はそれぞれ幾らかという御質問ですが。

まず、公共土木災害の申請については、普通河川が9件で、事業費6,654万円、町道が10件の事業費7,134万円となり、合計で19件、1億3,788万円になります。

なお、鴻ノ巣公園1カ所については、地滑りに動きが出た段階での申請となりますが、予定額としては5,000万円を見込んでいます。

次に、農林災害の申請であります。農地が28件で事業費6,900万円、水路等の農業施設が38件で事業費1億9,900万円、ため池が5件で事業費3,400万円、地滑り関係分が3件で事業費3億5,400万円、林道が3件で事業費5,800万円となり、合計が7億1,400万円になっています。

なお、林道災害の地滑り1カ所については、地滑りに動きが出た段階での申請となりますが、予定額としては5,000万円を見込んでいます。

(4) 申請額と査定額に大きな隔たりはないか。また、査定率は幾らかという御質問ですが。

初めに、公共土木災害においては、査定前の事業費として1億3,788万円と積算していましたが、査定後は1億3,632万円となり、査定率は98.9%となっています。

次に、農林災害については査定が終了したもののみとなりますが、農地・農業用施設等災害で、査定前の事業費として2億511万円と積算したものが、査定後は1億9,865万円となり、査定率96.85%となっています。

また、林道災害は、査定前の事業費として5,801万円と積算したものが、査定後は5,770万円となり、査定率99.46%となっています。

以上のような結果から、公共土木災害、農林災害ともにほぼ申請どおりの査定結果となっております。

(5) 今後、通常業務との調整が図られると思うが、人的対応はどうするのかという御質問ですが。

現在、災害業務を進める一方で、通常業務についても課内で協力、調整を図りながら行っている状況でありますので、少なからず職員への負担が増していることは事実です。今後、全ての災害箇所の査定が終了し、実施設計等を行い、入札、工事着工になるまでの期間は、災害業務量も増えるとともに、年度末にも当たる時期でもあるため当然通常業務も増えることとなりますので、職員の健康を損なわないような手だてが必要だと思っております。担当課の職員と対話の機会を持ちながら、事業の進行状況の把握を行い、その状況に合わせた、できる限りの対応を取っていきたいと考えています。

2. 新型コロナの収束化とイベント、観光及び今後の窯業等の見通しについて。

(1) 秋のイベント、観光及び陶器まつりなどの成果と課題は何かという御質問ですが。

御承知のとおり、今年の秋も数多くのイベント等が行われ、町内外の人たちを喜ばせています。また、御承知のとおり、毎年ゴールドデンウイークに開催しています波佐見陶器まつりは、波佐見焼の知名度向上と相まって、例年30万人を超える来場者でにぎわっていました。ところが、新型コロナの影響で、昨年、今年と2年連続で延期、中止となり、業界への影響は大きく、非常に厳しい状況にあります。

このような状況でも、業界が自ら立ち上がり、インターネットでの販売や、秋にはあちこち陶器まつりと称して分散型の陶器まつりを企画されるなど、努力されています。8月に猛威を振るったコロナ第5波も、9月中下旬には急速に落ち着き、人の往来も活発となり、波佐見町を訪れる観光客もタイミングよく増加しています。この秋は、あちこち陶器まつりとして把握しているだけでも、期間中、18ものイベントが町内各地で開催され、合計で4万5,000人の人出がありました。大変にぎわったところです。

その成果と課題はとのことですが、成果としては、まずは春の陶器まつり延期でお待ちいただいたお客様を波佐見へ御案内できたこと。また、業界にとっては少しでも売上げに貢献できたこと。また、一つ大きなことは、秋の僅か3カ月間の間に、それぞれの考えやアイデアで数多くのイベントを企画、実行し、そうトラブルもなく、その実施スキームを確立したことも大きな成果と言えるのではないかと考えております。

課題としては、駐車場の規模やPRなどの工夫、また、今後継続することで、観光客にも認知され、定着させることなどが考えられます。

(2) 来春「波佐見陶器まつり」への対策は進められているのかという御質問ですが。

来年春の波佐見陶器まつりは、先月、第1回目の陶器まつりの事務局会議が開催され、令和4年度の開催に向けた協議が行われました。また、本日も、陶器まつりのPRのため、福岡県の旅行会社へ数班に分かれて陶器まつり協会で営業活動が行われております。

コロナの状況にもよりますが、現時点では、コロナ流行前の通常の陶器まつりの開催に感染対策を加える形で実施する方向で協議が行われています。当然ながら、コロナの状況次第では、今年開催を目指して仕組みをつくり上げた方式を検討するなど、状況に応じた対策を図りながら、開催に向けた協議が行われるものと思います。

(3) 公共交通機関の平常運行や高速道路の休日割引による観光の変化はあるかという御質問ですが。

10月に入った頃からコロナ第5波収束の影響か、人の往来が活発になり、波佐見町を訪れる観光客も少しずつではありますが増加傾向にあります。本町を訪れる観光客の多くはマイカーやレンタカーの利用であり、データはありませんが、11月3日から高速道路の休日割引が復活したことは、本町観光誘客においてはプラスに作用するものと思います。

また、公共交通機関においては、本町に乗り入れる福岡ー佐世保間の高速バスがありますが、もともと最高で39往復の便があり、今年2月1日のダイヤ改正で24便に縮小され、その

後、コロナ流行時にはさらに4便減便の往復20便運行が行われていました。ただ、10月9日より全便運行の1日24往復便に回復しており、利用客も少しずつ増加傾向にあります。

(4) 出荷額、窯業事業所及び従業員数等の研究データが報告されているが、どのような対応と対策が考えられるかという御質問ですが。

国の指定統計である工業統計調査では、従業者4名以上の事業所を対象にほぼ毎年調査が行われていますが、本町の基幹産業である窯業においては、工業出荷額のピークが昭和55年の約230億円であり、窯業関連の従事者数も5,427人いらっしゃいました。現在の窯業関連で、令和元年の数値が、工業出荷額においては約66億円、従事者数が4名以上の事業所で1,026人と、ピーク時に比べると3分の1から4分の1と大幅に減少しています。

このような出荷額や従事者の減少は、時代の流れの中で仕方がない部分もありますが、波佐見焼の産地としての存続にも関わる問題ですので、波佐見焼のブランド化、後継者育成、販路拡大など様々な施策を、県や町、業界と一体となって行っているところです。今後も、窯業界にとって、何が必要でどのような対策が考えられるか、連携を密にして状況に応じた対策を図っていきたいと考えていきます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

今年の夏、九州北部では8月11日から強い雨が10日以上続きました。特に波佐見町では、総雨量が1,000ミリを超え、年間雨量の5割にも達しておりました。このため、河川の一部氾濫や土砂崩れ、道路の崩壊などが町内各地で起こり、多大の被災を受けたことは記憶に新しいことです。

8月の長崎県の被災速報値によれば、農地災が259件、約12億円、施設被害が133件、約3億円、現地崩壊が10件、約5億円、林道施設が22件、約2億円とされました。波佐見町でも被災額は、建設課関係で約5億2,000万円、農林課関係で7億8,000万円の約13億円だとの報告を受けております。

政府は9月28日の閣議で、8月7日から23日の暴風雨と豪雨を激甚災害に指定すると決定をいたしました。建設課、農林課においても、まだまだ、調査、設計、査定等が続いているかとは思いますが、現在の状況をできる範囲で結構ですから、災害対策の現状と概要をお聞きしたいと思います。建設課、農林課に共通する質問になるかとは思いますが、それぞれの立場でお答えをいただきたいと思います。

先ほども申しましたけども、激甚災害指定による査定額や査定率に大きな措置がなされているようです。被災直後に発表された被災箇所や被災額の数値に大きな違いはありませんでしたか。建設課のほうからお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

先ほど、激甚災害指定による件と被災直後の被災額についての御質問なんですけども、現在のところ、公共土木施設災害につきましては激甚災害の指定はありません。今後、仮に指定がされた場合ですけども、町長の答弁にもありましたけども、補助率のかさ上げがござい
ます。

次に、被災直後の被災額につきましてですけども、公共土木災害につきましては、被災直後の発表された被災額よりも、もう若干少なくなっているものと思われ
ます。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

まず、御質問を、今回の査定において激甚災害の指定を受けたということで、査定額、それから査定率、そういったものに優遇がなかったかということでございます。

まず、査定時においては、こういった優遇措置はございません。

それから、被災直後に発表しております被災額につきましては、目視による判断で、国や県に報告する額ということですので、現地調査、それから測量調査に基づいた被害額とは異なる場合がございます。今回の場合、被災直後は7億8,000万円と大体推計をしておりましたが、現段階の被害額としましては、林道の地滑り災害を5,000万円と仮定した場合で7億6,400万円ということで、若干の開きはあっているようでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

災害復旧自体は原則、原形復旧ですけども、今回のような大鬼木地区とか、野々川の石原地区等についてはかなりの地滑り状況が見とれます。そうしたときに、その被災地の影響地、それから影響線はどのような形で申請をされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今、議員がおっしゃいましたとおり、災害復旧に当たりましては、原則、原形復旧という

ことになります。そのようなことから、御質問の地滑り災害の復旧においても、その影響があった区域において対策工事を実施するということになりますので、その部分、その区域のみの申請ということになります。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

そうすると、鬼木地区辺りは一つの箇所という捉え方もあるんですけども、一つの面的にも捉えられているということでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今、御質問があった部分、大鬼木地区につきましては、もう査定の段階で調査をしておりますし、県のほうからも来ていただいて見ておりますけども、そういった段階で影響があったというような区域を特定いたしまして、その区域について復旧工事を行うということでの申請と聞いております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

建設課にお聞きします。現在までのいわゆる査定は先ほど、ほぼ完了というふうな状況の報告を受けましたけども、査定率としてはどのくらいになりましたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

公共土木施設災害の査定率につきましてはですが、先ほども答弁の中にもございましたが、98.9%、ほぼ申請どおりの査定となっております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

恐らく査定率が、公共土木債、それから農林債、かなり高いんですけども、激甚災害指定の影響が見てとれるのではないかというふうに思っております。今の現在でですけども、公共土木災害で、これは先に復旧を急がんといかなんというところの何かもくろみがあれば、そういったお考えをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

どの地区の復旧につきましても、早期の完成が必要というのは思っておりますけども、特に地域の生活道路となっているような箇所、町道の三股線ですとか、鬼木の開田線ですとか、田ノ頭の牧ノ内線などは早期の復旧が必要かと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

確かに、鬼木の開田地区、いわゆる開田線ですね。それから、田ノ頭郷の牧ノ内線、いずれも交通止めの表示がなされております。一刻も早く日常の生活が戻ることを望みますけども、急の計画として、いわゆる優先的に実施をしていただければというふうに思います。

次に、農林課にお聞きします。

県内の農林業被害は800件に上り、被害額は約49億6,000万円とされております。また、激甚災害による増高申請も査定後になるはずですけども、増高申請の手続にも準備が必要かとは思いますが、もう増高申請等は始められているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

増高申請につきましては、12月、今月末までに県のほうと増高申請に対する協議を行います。それから来月1月には九州農政局のほうへ増高の申請を行うようになっておりますので、現在3回目の査定に向けて準備を進めておるわけでございますけども、それと並行して増高申請についても準備を進めているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

その補助率増高申請で、いわゆる被災者の数が必要になってくるかと思っておりますけども、今の段階で被災者の数が分かっておりますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

災害査定の対象も承諾書等を出して、その認定を受けていくわけでございますので、そういったところで、実際に被害を受けられた方についても、順次、増高申請に必要な書類となってまいりますので、まだ全てが終わっているわけではございませんけども、順次準備を進めていっているところで、申し訳ございませんが、その数字まではまだ確定をいたしておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

建設課にも先ほどお聞きしましたが、急いで復旧する被災場所は大体どこら付近だというふうにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

農林災害で復旧を急がなければならないというところは、やはり人命に関わる部分ということになってくるかと思しますので、そういったところになりますと、やはり大鬼木地区の地滑り災害の箇所について、まずは急いでやっていくというような形になろうかと思します。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

そうすると、先ほど農林課関係で、まだ3分の2が済んでいるという状況でしょうけども、今のペースでいくと最終の査定はいつ頃の予定になっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

査定につきましては、74カ所とかなり多かったということで、3回に分けてやっておるわけございまして、まず1回目が11月の9日から12日にかけてありました。2回目が11月30日から12月2日までやりました。ここで、この2日間で47件が終了したわけございまして。3回目が12月14日から17日ということで、この3回目で74カ所分が全て終了することになりますので、残り27カ所を12月14日から17にかけて査定していただくということになります。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

その中で査定額、もしくは申請額で一番経費を要する、いわゆる多額の被災場所というのはどこに当たりますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

一番事業費がかかるといえますか、復旧に事業費がかかる部分については、やはり地滑り防止対策工事を行うところございまして、この中でも、特に大鬼木地区がやっぱり範囲が

広いということで、まだこれは災害査定前でございますけども、一応約3億円になろうかと思えます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

建設課、農林課とも、いわゆる申請の工法と全く違ってたっていいですか、大幅にその工法の修正を求められたということはありませんか。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

今回申請を行った工法についてですが、どの地区も申請どおり採択をされておりまして、変更の提案等はございませんでした。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

農林災害、農地、それから農業用施設災害、林道災害で、今まで受けた災害査定の中で、大きく工法を変更するような箇所はございませんでした。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

被災当初、どうも大鬼木なり石原地区については、町では手に負えない。長崎県に復旧を依頼するかもしれないなどの話を聞いておりましたけども、現在、被災地関係で県と協議をやっているというところはあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

農林災害で、地滑りが3カ所、林道もございましたけども、地滑り災害の復旧に当たって、今まで大きな事業をなかなか町単独でやったことがないということで、県のほうも協力いただいて、何とか進めている状況で、県のほうからもいろいろと災害査定申請に当たってはいろいろ御助言等をいただきまして、今のところ順調に進んでいるというような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

その大きな被災地について、工事の復旧だけでなく、今後現場に到達するために、仮設

の道路とか、そういったものも別枠で必要になってくるかと思えますけれども、そういったものについても、いわゆる災害復旧費として認められていくのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

工事自体は、基本的には現状のままで実施していくというようになっておりますけれども、どうしても工事实施に先ほど言われました仮設道路等が必要となる場合については、工事費に含めて実施をしていくということになります。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

この質問が、現在お答えいただけるかどうか分かりませんが、いわゆる増高申請等に伴って、特に農林債については、復旧後が個人所有となるために、いわゆる負担が生じてくると思うんですね。そうしたときに、今の現在でも関係者から御同意をいただいているのか。あるいは、逆に負担額に対して支援をすとか、支援対策等も併せて考えられているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

まず、災害の査定申請に当たって個人所有地の農地の災害につきましては、承諾書を添付するというようになっておりますので、今回査定を申請した農地災害につきましては、個人からの承諾書を頂いておりますので、個人の負担につきましても承諾いただいているというところでございます。

また、負担金に対する支援ということもございますけれども、農地はあくまでも個人所有の財産ということになりますので、個人負担についてはしていただくということが原則ということになりますけれども、増高申請前ということもあって、最終的な個人負担が幾らになるかというような割合がまだ決まっていない状況でありますので、今のところは、支援策、対策についての検討を行っている状況ではありません。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

少し早い話になりますけれども、先ほど町長が答弁されたように、いわゆる工事に入っていくために、恐らく期限限定的な人事の対策が必要になってくるんじゃないかというふう

に思っております。ぜひその点も含め、あるいは工事については、人命や日常生活が今阻害されているところからお願いをしていきたいというふうに思います。

続きまして、町内観光事業についての質問をしたいと思います。

まだまだ油断はできませんけども、新型コロナの収束が全国的に見られます。また、西鉄、西肥バスの高速バスも10月9日から通常運転を行っており、少しずつではありますけども平常に戻りつつあるのではないのでしょうか。

私は、今、長崎県内で波佐見町ほどいろんなイベント、交流事業をやっているところをほかに知りません。今年の秋も秋陶めぐり、あちこち陶器まつりや峠の里まつり、こういったことに加えて、鬼木棚田まつり等も行われてきております。この秋の全体的なイベントで、先ほども4万5,000人程度という町長の答弁がありましたけども、その4万5,000人程度の人数をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど、18ぐらいのイベントがあつて4万5,000人ぐらいというのは、これはあくまで主催者発表で、私の感覚ではもっと来とらすとじゃなかかなというぐらいの感じがするんですけども。いろいろ業界の人とか、いろんな方に聞いたら、やっぱり今年のほうが結構来ていらっしゃるんじゃないかという話も聞いています。それで、この辺の経済的効果も、やっぱり春に陶器まつりがなかったものですから、そこの部分の何とか稼がないといけないというような雰囲気もありますし、ただ、どのくらい売れたかというのは、なかなか私たちもつかみきれないところがありますので。何か聞いた感覚では、秋は結構波佐見を楽しみに来られている。春はがつつり買う目的で来られて、秋はいろいろ家族サービスとか、そういう楽しんだ旅行とかがあるので、若干低いんじゃないのかなという意見もちょっと聞いたりもしましたけど、全体がどのくらいというのはちょっとなかなか分からないという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

私の家の目の前が県道ですので、休日等ちょっと道路をのぞいていますけども、福岡、熊本ナンバーも多いんですけども、今、佐賀県ナンバーが多いなと感じます。佐賀県ナンバーがイベント会場に立ち寄られたりして、その交流事業っていいですかイベントには、もち

ろん春の陶器まつりには及びませんが、いろんな情報を得て、よく来られているというふうに感じております。

それから、11月12日の長崎新聞に波佐見焼のオンライン陶器市が載っておりましてけれども、業界からはどのような状況だったかの報告は受けていらっしゃいますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

11月12日付の長崎新聞に掲載されていましては、波佐見焼のオンライン陶器市のエンニチでございます。これまでに、去年の春ぐらいから、まず最初にこのオンラインを仕掛けられたのがエンニチさんでございまして、そのとき波佐見の事業所でまず手を挙げられたのが4社いらっしゃったということで、そのとき4社で相当額の金額で売れたという話を聞きました。その後、今に至るまで数回開催をされている模様ですね。今、20社ぐらいとか十何社とか参加されていますけども、金額は最初の4社のときとあまり変わらないぐらいとかいう話も聞いたりしています。

やっぱりいろんな楽天だったりとか、いろんな大手のECサイトはいっぱいありますし、自分たちで工夫してネットで出しているというのもありますので、埋もれるというか、薄まっていくというのは当然なのかなということで、そういうふうなちょっと感想で、今は、最初に手を差し伸べていただいたエンニチの力も必要ですけども、自分たちでもしっかりとそういうサイトを立て上げてやっているというような状況だということで聞いております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

先週の皿山の器替えまつりで、恐らく、今年の大きなイベントは少なくなっていくのではなかろうかというふうに思っております。来春の陶器まつりへの取り組みも町長から報告があつて、ちょっと安堵をしております。さらにここ数年、町民でも楽しめるイベントが多く実施され、新聞等で近隣の友人あたりから、波佐見はよう頑張るとるなというふうな声かけをいただきました。

この前行われました鬼木の棚田の燈明（みあかし）、たくさんの方が深まる秋を楽しんでおりましたけども、この燈明についての人数の把握というのはできておりますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回、鬼木棚田の燈明（みあかし）というタイトルでイベントをされましたけども、これについては民間事業者の主催でございまして、町としては一緒に協力してやったというような状況でございますけども、主催者発表によりますと、1,200人の来場者があったということで聞いております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

ここに少し気になるデータがあります。昨年度の長崎県立大学の竹田英司先生による波佐見町の稼ぐ力に関する調査研究ですけども、窯業関係の事業所が1990年、約30年で、212件から約70件、69%減少しております。従業員も、最高の3,314人から現在は874人、74%減少しております。もちろん出荷額についても、30年前とすると約70%落ち込んでおります。波佐見町でも工業統計調査や商業統計調査などで把握されているとは思いますが、このような数値をどのように考えたらいいのでしょうか。どのように捉えていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、私たち、町長答弁にもありましたように、国の指定統計であります工業統計調査を基に調査、数字データを持っているんですけども、かなり数字が今言われた分と違うんですね。それで、先生がどっからかなと思って、恐らく、このコマーシャルするわけじゃないですけども、この中で、RESASから引っ張ってこられたということで、一言、町に聞いていただければよかったんですけども。

1990年と言いますと、212件というのは、窯業関係事業者というのは窯元という捉え方をされているのか、それでも数字的にはかなり二、三十件開きがございますので、少し違うけど、減り方がこのぐらい減っているというのはあっていると思っています。こういう率で減っているというのはですね。

それで、これは30年の時代の流れっていいですか、この人口減少とか、市場の国内マーケットの縮小とか、また機械化等によって従事する人の人員も減ってくるし、出荷額についても、昔は高度成長期の中で経済成長期の中で、作れば作るほど売れるような状況から、最近はやっぱりロットも少なく非常に多様性があるような、家の焼き物でも10も20もそろって買うような状況でありませぬので、そういうところが減っている状況なのかなと思います。

ただ、これを減っているの、町長答弁にもありましたように、町、県、業界一体となっ

て、東京ドームでのテーブルウェア・フェスティバルとか、サポーター養成講座とか、いろいろな仕掛けをやって、または販路拡大出口、そういったところを強化するとともに、やっぱり作り手の支援というところも併せてこれまでやってきているというところで、どのように思うかと言ったら、ここまででよく抑え込んでいるなというふうに私たちとしては感じているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

しかし、こういった厳しい状況の背景とは裏腹に、観光客数は実は大きく伸びておりまして、ここ20年間で41万人から103万人と2.5倍になっております。波佐見町は知名度をどんどん上げておりまして、近頃は有田より面白いという声も聞こえてきます。また、これまで波佐見町の取り組みとして焼き物を中心にやっておりましたけども、現在は、各地区の自然景観、温泉、史跡、農産物などの地域資源も挙げられております。ただ、データでは、飲食店と便利な公共交通機関が問題だと答えていらっしゃる方が30%も上がっており、一考を要する必要があります。

以前、同僚の議員の中でも高速バスの件についての質問がなされておりましたけども、波佐見町はいわゆる交通機関では往来の点がいま一つ弱くて、自家用車以外の公共交通機関が発達しておりません。いわゆる波佐見町は、バスで行けばというか、高速道路を使ってですけども、福岡に一番近い町なんですね。また、長崎とも直線で結ばれておりますので、ぜひこういった地の利を生かしていただきたいというふうに思っております。

高速バスの活用はぜひとも欲しいところですけども、以前、答弁で厳しいというふうな、便数を増やすのはですね。福岡のほうは結構あるんですけども、長崎との便数を増やすのが難しい。それから、長崎のバスが、長崎発5時が、ほぼ最終の波佐見有田インターに止まるのは便が一つあって、6時、7時、8時。福岡便は6時、7時、8時、もしくはそれ以降を重点的に波佐見有田インターに止まっているようにしておりますけども、ぜひこういった面も考慮してほしいというふうに思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

いつも公共交通機関が弱いということはよく常々言われて、田舎の町はどこでもそうなのかなと思っているんですけども。特にこの高速バスについては、非常に波佐見町にとって重

要な交通機関でありまして、将来を見据えて、今、新幹線が嬉野に来ます。新幹線を選ぶ方と、もっと安く来たいという人は当然高速バスを利用されると思うんですよね。それで、これからこの高速バスの需要というのは当然高まっていくというのを予想したところで、インターのところに観光案内所も設置したりとか、そういった部分で、観光計画に沿ってやってきたところがあります。このバスが、最高で39便、昔あったんですけども、コロナの影響でダイヤ改正されましたけど、福岡便はですね。そこはなるべく復活していくように働きかけはしていきたいと思うし、長崎便については、県営バスと西肥バスさんにも、私たち、営業で行かせてもらいました。なかなかこう、佐世保、長崎間の速達性をやっぱり重視するというのが非常にあるということで、なかなか厳しいんだよということなんですけども、これはやっぱり粘り強く話をしていくしかないのかなというふうに思っております。

波佐見の観光ポテンシャルが上がれば上がるほど、波佐見に止めたいと思わせるような、そういった内部の部分の強化というのにも必要になってきますので、そこは粘り強く交渉して、高速バスは非常に観光の重要な交通機関でございますので、力を入れていきたいというふうに考えています。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

また、資料によれば、町内の滞在時間は、2時間までが29%なんですね。リピートしたい季節は、春の62%、秋の45%ですけども、夏と冬は18%、21%となっていて、今後のイベントの開催時期の参考になるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

先日、先ほど申しました県立大学の竹田先生からうれしい資料をいただきました。昨年に比べて10%以上増加しているのが20代の来訪者なんですね。焼き物関係や波佐見町の関係者の絶え間ない取り組みが、今、県内外の多くの若者を捉えて、波佐見町の活性化の大きな原動力となっております。

ぜひともこういった状況を踏まえて、今後の産業関係、もしくは窯業関係に生かしていただければというふうに思います。波佐見町と多くの人たちとの交流がますます活性化することを祈念して、一般質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、4番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。16時5分より再開します。

午後 3 時 55 分 休憩

午後 4 時 5 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5 番 福田勝也議員。

○5 番（福田勝也君）

皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

1. 観光事業について。

令和 2 年に新型コロナウイルス感染症が発生し、感染防止対策として、不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間の短縮など様々な対策が取られてきました。そのため、本町の観光事業にも大きな影響がっております。

(1) コロナ前においては、来町される観光客は 100 万人を超えていましたが、令和 2 年度の観光客の実績は。また、今年度はどのような状況なのでしょうか。

(2) 波佐見町歴史文化交流館が 7 月にオープンし、2 カ月半余りで来館者が 1 万人を超えましたが、現在の来館者数は。また、来館者からの評価はどうでしょうか。

(3) 観光の拠点となっている西ノ原から、やきもの公園（くらわん館）、歴史文化交流館にわたる周遊ルートの案内、整備の計画は。

2. 教育行政について。

教育現場では、学力向上対策や ICT 教育、ふるさと教育の推進など様々な課題があります。

(1) 本町の小・中学校では、タブレット端末による授業が始まっています。その活用への期待と成果及び問題点は何か。

(2) 町長、教育委員会での「総合教育会議」が開催されています。本町での教育方針と課題点は何か。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 福田勝也議員の御質問にお答えいたします。

1. 観光事業について。

令和2年に新型コロナウイルスの感染症が発生し、感染防止対策として、不要不急の外出自粛、飲食店の営業時間短縮など様々な対策が取られてきた。そのため、本町の観光事業にも大きな影響がある。

(1) コロナ前においては、来町される観光客は100万人を超えていたが、令和2年度の観光客の実績は。また、今年度はどのような状況かという御質問ですが。

御存じのとおり、波佐見町を訪れる観光客は、波佐見焼の知名度向上や波佐見町の魅力アップにより、「来なっせ100万人」のスローガンを掲げた平成13年の約48万人から右肩上がりで増加し、平成29年には念願の100万人を達成しました。ところが、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響で約54万人と半減をいたしました。

令和3年は調査前で正確なデータはありませんが、陶芸の館を訪れる観光客で令和2年と比較すると、7%の増加と微増にとどまっており、波佐見町全体でもそう変わらない状況ではないかと推測します。

また、岡村達馬議員の質問でも答弁しましたが、秋のイベント等の成果としては、まずは春の陶器まつりが延期でお待ちいただいたお客様を波佐見町へ御案内できたこと。また、業界にとっては少しでも売上げに貢献できたこと。そして、何より大きなこととしては、秋の僅かな3カ月間に、それぞれの考えやアイデアで、数多くのイベントを企画、実行し、そうトラブルもなく、その実施スキームがある程度確立できたことも大きな成果と言えるのではないかと思います。

一方、課題としては、駐車場の規模やPRなどの工夫、また、今後継続することで、観光客にも認知され、定着させることなどが考えられます。

(2) 波佐見町歴史文化交流館が7月にオープンし、2カ月半余りで来館者が1万人を超えたが、現在の来館者数は。また、来館者からの評価はどうかという御質問ですが。

7月21日にオープンした波佐見町歴史文化交流館は、10月10日に来館者1万人を超え、11月末現在では1万5,201人となっています。

館内にはアンケート用紙を置いており、随時回答していただいておりますが、4段階の満足度評価では、満足が63.9%、やや満足が24.6%、普通が9.2%、不満が2.3%となっています。また、自由記載欄では、1例を申し上げますと、古代から現代まで世界とのつながりが深く、

文化芸術に富んだ町だと分かったや、展示が工夫されて大変見やすかった。そして、古民家を改造された建物もすてきでしたなどの好意的な記載がほとんどで、総じて来館者の満足度や評価は高いものと判断しています。

(3) 観光の拠点となっている西ノ原からやきもの公園（くらわん館）、歴史文化交流館にわたる周遊ルートのご案内、整備の計画はどうかという御質問ですが。

波佐見町の観光拠点としては、中尾・鬼木地帯、波佐見温泉周辺、そして最も中心的なハブ的存在である西ノ原・陶芸の館の大きな三つのエリアに分けることができます。西ノ原、やきもの公園、陶芸の館エリアや、今年、歴史文化交流館やマルヒロのHIROPPAも加わり、ますます本町観光の中心エリアとして多くの観光客の来場が予想されます。

この歩いて周遊できるトライアングルエリアでは、これから観光客の絶好のまち歩きエリアとして有効に活用し、上手にPRしなければならないと考えています。

まずはソフト事業の観点から、エリア内に増えつつあるギャラリーや飲食店などのお店を訪れたお客様が楽しく周遊し、いろいろな波佐見を発見できるようなわくわく感がある仕掛けを考えていけたらというふうに思っています。

その他の御質問については、教育委員会から答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 教育行政について。

教育現場では、学力向上対策やICT教育、ふるさと教育の推進など様々な課題がある。

(1) 本町の小中学校ではタブレット端末による授業が始まっている。その活用への期待と成果及び問題点は何かとの御質問でございますが。

本年5月末に各学校に配付したタブレット端末は、6月から順次授業での使用を始め、2学期の9月から小中学校とも本格的に活用をしております。活用に当たっては、教育委員会事務局と各学校のICT担当教諭によるICT活用推進委員会を毎月開催し、利活用の状況や課題を持ち寄り、タブレット端末の活用を含めた町全体のICT教育の推進について情報共有と共通実践を図っております。

そこで、その活用への期待と成果及び問題点は何かについてでございますが、タブレット端末は、授業における児童生徒が学び合う学習支援の道具として活用されることを期待しています。

その成果として、例えば、タブレット端末標準の学習支援ソフト「ジャムボード」では、児童生徒が同じファイルを同時編集できますので、各テーマに対して児童生徒が自由に意見を書き込むことで、自分の意見をまとめ、書き込む力、他者の意見を読み解く力、そして論評し合う力を養い、学び合いの学習を深めています。また、同じ学習支援ソフト「フォーム」では、課題の一斉配信と回収が可能で、教師がタブレット端末上で一元的に児童生徒の回答を把握できることで、未回答や回答誤りの児童生徒に適切な指導が可能になる等の成果も出ています。

一方で、課題点についてでございますが、一つ目として、タブレット端末を使った授業展開について、教師間で習熟度に差があり、校内研修やICT支援員による支援の拡充が必要であるということです。

二つ目として、標準の学習支援ソフトでは、課題等を教師自らが作成する必要がある、負担も大きいことから、他自治体で導入があります有償ソフトの導入検討が必要であるということです。

三つ目として、今回のタブレット端末並びに学習支援ソフトはインターネット上の接続が前提で、その接続速度に動作が左右されますが、本町の学校のインターネット接続回線は家庭用であり、一斉に使用した場合、動作に不安があることです。

四つ目として、タブレット端末を家庭へ持ち帰り、家庭学習の一つとして推進していくこととしておりますが、インターネット未整備の家庭が少なからずあり、その支援が必要となっていることです。

五つ目として、適切なタブレットの使用です。家庭での使用に先立ち、フィルタリングソフトを導入していますが、完全に危険性を排除することはできませんので、児童生徒がインターネットの利便性と危険性を理解した上で使用できるよう、情報モラルや情報スキルを向上させる必要があります。それを授業で組み入れる授業時数が足りないことも問題です。

そして、タブレット端末は学習支援の道具の一つですので、これまでの読み、書き、計算の学習とのバランスが大切だと考えております。

以上、様々な課題を申し上げましたが、タブレット端末を使った学習は緒に就いたばかりであり、児童生徒がタブレット端末の成果を享受できるよう、行政がしっかり学校を支援していくことが何よりも肝要だと考えております。

(2) 町長、教育委員会での「総合教育会議」が開催されている。本町での教育方針と課

題点は何かとの御質問でございますが。

「総合教育会議」とは、町長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について、協議、調整を行う場として設けられており、両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たる機関として位置づけられています。今年度の波佐見町の教育総合会議は10月18日に開催されたところです。これまでは、年度当初の5月に開催され、その年度の主要事業の確認や課題に意見交換が行われていましたが、次年度に向けて行ってはどうかとの意見もあったことから、10月に開催されたものです。

そこで、教育方針と課題点は何かとの御質問ですが、本町の教育方針は、町の基本構想、教育大綱で定めていますが、学校教育の充実、社会教育の充実、青少年の健全育成、生涯スポーツの推進、地域文化・芸術の継承と創造などがあります。

一方、課題として、今回の総合教育会議では、学校教育の充実として、学校施設の改修計画、学力向上対策、先ほど説明しましたタブレット端末の活用をはじめとするICT教育やふるさと教育の推進について協議が行われたところです。また、コロナ禍における学校の様子、学校と地域との関わりやいじめ対策の状況などについても意見交換が行われたところです。

本町においては、町長と教育委員会は日頃から情報共有を図っていますが、関係者一同が顔を合わせ、様々な論議の中で教育方針や課題について共通認識が行えたことは大きな意義があったと考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

まず、観光事業についてお話ししたいと思います。

新型コロナが発生して2年余りがたちましたけども、我々の日常生活も以前から一変して、ウィズコロナの生活となっております。マスクの着用や手洗い消毒といったもの、様々な感染防止対策としております。また、不要不急の外出自粛や密を避けるために飲食店の営業時間の短縮と、あるいはまた、イベントや行事等の中止や延期、または入場者を制限したりと、いろんな対策が講じられてきております。そのため、経済も低迷し、観光事業や飲食店などは、直接的に大きなダメージを受けております。

本町の観光事業におきましても、先ほど町長から答弁がありましたとおり、本町では「来なっせ100万人」をスローガンに、来町される観光客も100万人を超えており、活気ある本町

の観光事業でありましたけども、答弁のとおり半分程度になって、以前の観光事業も影を落としているような状況となっております。

特に大型連休に開催されております波佐見陶器まつりがここ2年連続で中止となりました。陶器まつりは開催期間7日間で30万人を超す買物客が訪れてくれます。年間100万人の観光客の3分の1がこの陶器まつりに来町され、本町の観光事業の目玉ともなっております。この陶器まつりが2年連続で中止となり、事業者さんも経営にも大きな影響がっております。今年も入場者を制限したり、感染防止などの様々な対策を講じて、開催の方向で進められておりましたけども、コロナ感染第4波の影響で開催直前になって急に中止の判断が下されたような状況です。

ここ10月以降、国内、県内とも感染の発生は落ち着きを見せておりますけども、また、感染力が強い変異株のオミクロン株が世界的にも確認されており、第6波が懸念されているところでもあります。

来年の陶器まつりの開催に至っては、先ほどの同僚議員の質問でもあったとおり、先月に第1回目の関係者と協議されて、感染対策を講じての通常開催を準備されているというふうなお話を伺いました。ですけども、今年も開催直前になって中止というふうなこともありましたので、やはり大型テントを準備したりとか、そういったところの準備があった上での中止というふうなことでしたので、ある程度、どのような状況であれば通常の開催ができるのか。あるいは、感染状況がどの程度で入場制限をしての、今年みたいな準備されていた、レジ式の精算などの対策を講じての開催ができるのか。また、どの程度であったらその中止をせざるを得なくなるのかというふうな、ある程度の基準みたいなものを、国や県の方向性もあるかと思っておりますけども、各関係団体とも準備、計画をしていたほうがいいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

この陶器まつりに関しては、陶器まつり実行委員会のほうで、今年度も大分いろいろ議論されて、感染対策はしっかりやった上で入場制限をしながら、今年はこのような会場図も作って万全の体制で行うばかりの体制にしましたけども、直前になってステージ3、4と、急にゴールデンウィーク前に状況が悪化したということもあって、やっぱりできないだろうという判断を総合的にされましたけど。これは一概にレベル3になったらとか4になったらし

ませんというのは、なかなか、言いにくいところもあるし、そのときの状況を見ないと何とも言えないところがあるんですけども、前回の感触では、このステージ3とかステージ4とか、知事のメッセージとか、ほかの町民の皆さんの声とか、いろんなものを勘案して中止の決定をされましたので、一概に何になったらどうだというのは言いにくいところもあると思っております。

ただ、こういう感染対策をやるスキームと通常スキームと、両方習得したというのは非常に大きなことで、いざというときにどっちでも対応できるようなやり方というのをしっかり協議しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

そうですね、やはりここ2年、大きな目玉となっています陶器まつりですので、やはり通常開催ができるような状況に持っていけたらなと思っております。やはり事業者さんも大きな痛手をしておりますので、十分な計画を立てられて、感染防止対策の上で通常開催ができることを祈念したいと思います。

コロナ禍で、本町もいろんなイベントや行事が中止や延期となったわけですが、今後見直されていくようなイベントやったり、また新たな計画があるようなイベントがあれば、商工観光課、あるいは教育委員会、それぞれあればお知らせください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

やっぱり一遍に多くの人が集まったの開催というのが、なかなかやりづらいというか、今年の夏も、夏祭りはなかなか難しかったということもありますし。ただ、そう言いながらも、秋はそれぞれの小規模でも、あちこち陶器まつりということでやり方がありましたので、ちょっと規模感の問題かと思うんですけども、そういうところでやれるところはやっていきたいと思うし、あと、ウィズコロナといいますか、コロナが明けることを見越しての、これから観光庁あたりもそれなりのいろいろな施策といいますか、補助金とかも今後どんどん出てくるんじゃないかということで考えております。いろいろな補助金があるときに、いかに現状を踏まえて、新しく感染対策をしながらのイベントができていくのかというのは、当然観光協会なり町なりが考えてやっていかないといけないところかなというふうにちょっと思っていますけど、具体的に何をどうするというのは、まだないです。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育委員会についても、様々なイベントがコロナ禍の影響で中止、縮小されております。

まずは自治会関係でいうと、波佐見一周駅伝大会が2年連続で中止ということになっております。この状況については、今後やはり自治会と意見交換をして、在り方を研究していくべきだというふうに考えております。

一方で、多くの方が来られるイベントとすれば、波佐見ロードレース大会が3月にございます。選手のみならず、付添いの方もたくさん来られますので、やはりこれはこういった感染対策を今後どうやっていくかということについては、ほかの自治体の例も参考にしながら、今後在り方を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

それで、今年4月に、車泊の専用施設のRVパークがオープンしております。コロナ禍でどうかと思いますけども、その利用状況はどのようになっているのか。また、どのような方が利用されているのかですね。それと、今後の利用状況の中で、やはり初期投資とか委託管理などを勘案して、費用対効果に対してもどのようになっているのか、お知らせください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

温泉の裏にありますRVパークについては、4月から、これまで10月までのデータしかありませんけども、合計で84台が、84件利用がっております。月平均にして12件程度ということでございます。金額設定も2,500円ですので、直ちに投資額を回収するというのは難しいと思いますけども。

ただ、この利用額だけじゃないんですよね。やっぱりこれは最近ちょっと思われるかもしれませんが、キャンピングカーが波佐見を結構うろうろしているというのはお気づきになっているかと思えます。そういうところで焼き物を買いに来られたりとか、波佐見にそれなりのお金を落としていかれる方もいらっしゃると思いますので、そういう部分では、観光というのはなかなか目に見えないところがありますけども、それなりの効果が上がっているということと、九州内でのアンケートがありまして、RVパークの満足度の中で、九州店舗、37店舗の中で、8月に聞いたんですけども、5番目に稼働が高いというか、5番目に満足度があ

るということで、阿蘇、糸島、下関に次いでということですので、すごいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

今、人気ナンバーファイブということで、今後ますます利用が増えるんじゃないかなと期待しております。また、鴻ノ巣にキャンプ場というか、そういったものも計画されている状況でもありますので、ますます利用者のほうも増えるかと思っておりますので、これからの利用を期待したいと思っております。

それと、岩峠の有料駐車場もなんですけども、コロナ禍でやはり高速便が減便されたということで、利用収入も減収したところでもありますけども、福岡方面の感染状況の回復次第で利用者も増えるんじゃないかというふうなお話を聞いております。現在、高速便が増えてきているのか。また、利用者についても、ここ10月ぐらいから落ち着いておりますけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

岩峠の有料駐車場の状況ですけども、非常に苦戦しているというのが正直なところですけども。4月から9月までについては、月平均で売上げ15万円ぐらいですね。委託料は23万かかっていますので、ちょっと赤字ですよ。

それで、10月、11月の平均が25万円。やっぱり福岡次第ということで、福岡が落ち着いたら、その分、増えるということで、通常であれば、試算では40万とか、月そのぐらいまではいくんじゃないかということで、コロナがなかったらと思っておりますので、今後のコロナの状況次第でもっと回復するんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

続きまして、歴史文化交流館についてお伺いします。

コロナ禍でもありましたけども、オープン2カ月半の10月10日、これも10時10分ぐらいに入館者が1万人を突破と、すばらしいスタートを切っております。また、来館者からも先ほど答弁でございましたけども、63.9%が満足、やや満足が24.6%と、約9割の方が満足されているというふうな高評価をいただいているようですので、ますます来館者が増えることを

祈念します。

来館者を受け入れられる際に、おもてなしの心がけとして、どのようなことを気にかけていらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員がおっしゃったとおり、この波佐見町歴史文化交流館ですが、コロナ禍の状況において幸先のよいスタートを切れたというふうに思っております。やはり現時点では、県内、または佐賀県の方の来訪が多くて、なかなか遠い方の来訪が少ないような状況でございます。ただ、来られる方については、滞在時間が約1時間というような状況で、大変熱心に見ていただいているような状況ございまして、質問があれば、学芸員が土日はどちらか出るようにしておりますし、また、会計年度任用職員の3名も大変知識がある者を採用しておりますので、随時御案内もしているような状況でございます。

一方で、開館当初は多少忙しくて、挨拶がちょっとできていませんねということでお叱りも受けたことがございますので、週一のミーティングを図って、そういったおもてなしの心をするようなことで心がけている次第でございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

私のほうもオープン当初、見学させていただきました。そのときに、奥の研修室で、波佐見高校の生徒が、これまでの波佐見陶器まつりの歴代のポスターのほうを展示してありました。この交流館についても、特別展やそういったものも計画されているというふうなことをお伺いしております。波佐見高校の美術・工芸科の作品もしてはどうでしょうかということなんです。議会だよりのほうで生徒の作品を表紙で紹介しているものの、実際目に見て、見る機会もないものですので、波佐見高校とも協議されて、美術作品展あるいは工芸展みたいな形で年に2回ほどされてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。波高の美工生の作品等々、今おっしゃったように企画展という形で計画的にやっていきたいと思っておりますし、県内の様々なイベント、例えば子ども県展の移動展等々も積極的に手を挙げてやってほしいということのお願いを今しているところで

ございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

よろしく申し上げます。

観光の拠点となっている西ノ原からやきもの公園ですね。歴史文化交流館とか、現在ではそれぞれの観光スポットが点在しているような状況ですので、これからはそれぞれを線でつなぐような一体的な観光の名所となるように、計画とか整備を検討していただきたいというふうに思います。

やはり町外から来られる観光客というのは、土地カンとか距離感があまりつかまれていないものですから、やはり何というかな、やきもの公園を拠点とすると、西ノ原とか歴史文化交流館、または最近できましたHIROPPAですかね。そういったところまでは歩いて5分程度で行けるような土地カンなんですよね。そういったことで、くらわん館に買物に来た家族連れがHIROPPAで遊んで帰ろうとか、あるいはその西ノ原に観光に来たお友達が歴史文化交流館まで行こうとか、そういう行き来できるような、気軽に周遊できるような案内、もしくはマップを作成してはいかがでしょうかと思います。また、ほかの自治体では、スマホでデジタルお散歩マップというようなもので観光案内されているところもあります。今ではICT教育でもありますように、情報収集などはほとんどがスマホや携帯あるいはパソコンですので、本町でもそのような観光名所の位置的なものとか、あるいはその施設の写真を添えて発信してはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

おっしゃるように、この西ノ原と陶芸の館、やきもの公園、あと歴史文化交流館、またマルヒロさんのHIROPPAとか、非常に近いエリアにありますので、歩いて周遊できるというのが一番いいのかなと思うし、そういうマップをやっぱり作らないといけないかなと思っています。言われるように、QRコードをつけたりとか、スマホでぱっと見て行けるとか、マップはマップ、紙ベースは紙ベースでやっぱり要るのかなというのものもあるし、そういうところでちょっと工夫しながら、どういう形がいいのか。今、QRコード付きの町全体のマップを東大生・京大生の事業で1回作っておりますので、そういうのも一応参考にしながら、どういうものが一番求められているのか、どういうマップがこの周遊に適しているのかとい

うのを考えながら、おしゃれなマップを作っていきたいというふうに思っています。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

今、答弁にありましたとおり、おしゃれな案内マップのほうを作成していただきたいなど思っております。それで、案内もそうなんですけども、あと、安全に行き来するためには歩道の整備も必要じゃないかなと思っております。現在の歩道を見ましても、これは舞相から行きますと、舞相にはこういった白いガードパイプといいますか、ガードレールが東舞相ぐらいまで続いております。さらに上って行きますと、西ノ原地区にはこういったガードレールが敷いてあります。それから、その先に行きますと、大日にはこういったポールですかね、そういったものがあって、そのほかにはガードレールとか、そういった安全面の設置がなかなかついておりません。

この路線は、ここ最近でも自動車の単独死亡事故とか、あるいは町一周駅伝でも事故があったりとかですね。ちょっと手前に行きますと、その横断歩道で小学生が事故があったりと、そういうふうな場所でもあります。

去年、今年は陶器まつりは中止等もあって、あちこち陶器市が何度か開催されておりますけども、やはり観光や買物に来られる方は、やはりほとんどが家族連れとか友達と一緒に多数や団体で来られる方が多くあります。どうしても横に並んでおしゃべりしながら1列になって歩けるようではありません。現在のような狭い歩道やガードレールが設置されていないような場所では、いつ事故が起きても分からないような危険な状況でもありますので、以前も私、歴史文化交流館の整備中にも周遊ルートの整備については一般質問したところでありますけども、安全面も考慮して、歩道の整備についてはどのように検討されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

先ほど議員からお話がありました歩道等の整備につきましてですけども、西ノ原地区につきましては、現在、区画整理事業のほうで、道路整備も含め、整備のほうを進めておまして、県道沿いの家屋の移転補償等も進んでいるところです。そのほかの部分につきましては、舞相から交流館までの道路になりますけども、こちらのほうが県道のほうになりますので、県の担当課のほうに報告し、要望を行っているところでございます。

湯無田地区については、現在のところ、実施の計画は伺っておりませんが、今後も県の担当課のほうに要望していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

ぜひ早めにですね。あちこち陶器まつりとか、あるいは、来年春の陶器まつりが開催されることを願えば、こういったところは、多分人通りも多くなるかと思っておりますので、歩道の整備についても早急な対応をお願いしたいと思っております。

歩道の整備もそうですけども、歩道でないほうの路側帯のほうも結構歩いていられる方も多くございます。車道と歩道の白線が、やはり路側帯との白線も見えづらいところも結構あるんですよね。県道、町道それぞれなんでしょうけども、こういった白線の管理といたしますか、そういったものはどのようなタイミングでされている状況ですか。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

路側帯の白線についてでございますけども、通常、白線の補修につきましては、地元からの通報ですとか要望があるものがほとんどなんですけども、その際は、職員が現地の確認を行いまして、その後、危険と判断されるようなところから順次対応しているところでございます。

あと、主要幹線等につきましては、年次計画で白線を引いているところもございます。

また、県道につきましては、先ほどの歩道整備と同じでございますけども、管理者である県北振興局の担当課のほうへ報告し、補修の要望を行っているところです。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

分かりました。建設課のほうでも、ある程度巡回されて、やはり町道ば——聴取不能——でしょうけど、目立って危険だなと、通学路にもなっているところやったりとか、そういったところを手をつけられていってもらいたいと思っております。

それと、歴史文化交流館の前の横断歩道がございます。あそこもちょっと色落ちして、写真ではきれいに見えますけども、車のほうで正面から入れば結構見にくいんですよね。そういった形で、通学路にもなっている横断歩道でございますので、やはり早めにですね。あと湯無田の自治会からもこれは多分お話が来ているかと思っておりますけども、現在どのような計画

になっておりますか。

○議長（百武辰美君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

交流館前の横断歩道につきましても、管理者が県のほうになりますので、道路管理者である県北振興局のほうに要望していく形になるかと思います。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

先ほどと同様に、気づかれたところですね。通学路だったり、あるいは観光客が行き来が多い箇所については早急な対応していただきたいなと思っております。

それでは、教育行政について移りたいと思います。

小中学校では、6月から配付をされて、2学期からタブレットによる授業が始まっているというふうなことです。

11月2日に総務文教委員会のほうで各学校の授業を視察してまいりました。まず気になったのが、タブレット端末の操作がやりづらいといいますか、机の上には教科書とか、あるいはノート、筆箱、タブレットと、机の天板が狭いために、配置や操作に苦労しておりました。そういった対策が必要と感じましたけれども、委員会でも1回申し上げましたけれども、どのような対応をされる予定でしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおり、机の上は、教科書あり、筆箱あり、それにタブレットがありということで大変混雑しているような状況です。机の規格というのはほぼ全国统一でもあるんですね。そこで、そういった状況ですので、机の大きさの見直しも全国的な機運があるというふうにも伺っております。

一方で、タブレットについては、引き出し、机の中の引き出しに入れると教科書と当たるということでございますので、タブレットバッグを11月に買って、各学校に、児童1人一つとしましたので、タブレットバッグを机の横に下げおくと、下げてすぐ出すというような指導も学校にお願いしておりますので、そういった取り組みで、若干授業がスムーズにいけばなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

その活用の期待と成果及び問題点というところで、問題点で答弁いただきましたけども、タブレットを各教室で同時に使用した際に、やはり画面が固まったり、動きが遅くなったりというふうな状況が見受けられました。こういった状況が頻繁にあれば、もちろんその授業にも差し支えがあるかと思いますので、早急な対応をしていただきたいなと思っております。

それとあと、現在の子供たちはよく言われるコミュニケーション能力が低下されているというふうなこともお聞きします。特に今回のタブレットやスマホ関係、機械的なものを対応で、そういったコミュニケーション能力の低下が危惧されますけども、どのような形でそういった面を教育しようと思われませんか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほどの答弁の中には、課題として幾つかのものがあるんだろうと思います。特にやっぱり子供同士が直接生での交流というのがないというのが、あるいは弱いというのがですね。ただ、このタブレットを使っても、共同学習というような形で、お互いのコミュニケーションを図るツールとしても大変有効なものだということは感じておりますので、それ以外の、もしかしたら学習場面以外で、やはりそういう交流とかコミュニケーションという場面は、休み時間であったりとか昼休みだったり、そういうものがもしかしたらあるかもしれません。

授業の中でやっぱりグループ学習等々を積極的に効果的に活用をして、本町は特に学び合いというような、ペアでの語り合いだとか、グループでの語り合い等々もやっておりますので、上手にバランスを取りながら、タブレットを利用しながらのコミュニケーション、タブレットを介さずのコミュニケーションというのも両方やっぱり鍛えていく必要があるのではないかなということを考えております。

○議長（百武辰美君）

本日の会議時間は、あらかじめ延長をいたします。

続けてください。

福田議員。

○5番（福田勝也君）

あと、学校では、地域や事業者などと連携したコミュニティ・スクールや、あと、ふるさ

と教育の推進を進められております。委員会での学校の視察の際も、各学校で特色ある活動、東小学校では、東っ子支え隊を募集して、地域の方が知識や経験を子供たちの教育に生かしたいというふうな形で活動されております。また、南小学校でも、以前から事業者、父兄と連携して、わくわくワークDAYを開催されております。そのほかの学校でもほかにどのような活動があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

東小学校さん、昨年度からそういう地域交流、東小学校の小規模地域連携制のメリットを生かして特色ある教育活動が展開されていて、今年度から東っ子支え隊ということで、個人あるいは企業等々に声をかけていただいて、学校に積極的に関わっていただきたいということと呼びかけをして、訪問するたびにその人数が増えていることをびっくりしておりますし、確実にそういう取り組みが展開されていることを大変うれしく思っておりますし、これが波及できればいいなということも思っております。

ただ、同時に、例えば中央小学校にしても、そういうふうな活動そのものは、旧態依然といますか、それでも、コミュニティ・スクール、学校運営協議会を中心として、中央小学校さんは、地域の敬老会、婦人会、あるいは様々な方との交流は、もしかしたら以前からの活動としてはとても積極的に行われている学校ではないかなと思っておりますし、南小学校は今、御紹介ありましたように、ふるさと祭りをややキャリア教育、ふるさと教育のほうに視点を変えた、地域の商工会等々とタイアップをした形で、今年も地域事業者の方を学校に来ていただいて。

大きく違うのは、今までは学校が計画をし、準備をし、お願いをし、お手伝いをしてもらうという形のイベントが多かったと思いますが、このコミュニティ・スクールでは、一緒に計画段階から入っていきましょう、進行や準備等々も一緒にやっていきましょうというような地域共同性の中での取り組みとして、このわくわくワークDAYはかなり効果的だと思いますし、ぜひ県内問わず、全国にも広げていきたいなと思えるようないい取り組みではないかなということを感じております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

今ありましたように、ふるさと教育ですね。ふるさと教育とはということで調べたら、地

域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源（ひと・もの・こと）を生かし、学校、家庭、地域が一体となってふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子供を育むことを目的としますとあります。

ふるさと教育においては、やはり、先日、県の総合教育会議でもふるさと教育を推進しようということで書かれておりました。これは高校の在り方などが書かれておりましたけども、キャリア教育が不足していると指摘と、企業が求めているのは課題を見つけ解決する能力であったり、グローバルな視点などを画一的なカリキュラムでなく、各学校が独自のふるさと教育を通じ、職業観を育んでいくべきと意見があったというふうな形で、やはり人を育てるというか、そういった経験を積むというふうな形をやっていただきたいと。

そういった高校のことですけども、やはり小学校のときから地域になじむとか、そういったものを大事になってくるかと思いますので、本町でも、波佐見町歴史文化交流館や、社会科の副読本を活用してふるさと教育を推進されようとしておりますけども、教職員も含め、地域を知る、知識を深めるということが大事になってこようかと思います。具体的にはどのような研修等を計画されて、実施される予定でしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

教職員に限って言えば、今年の夏に2回、町内の教職員の希望者を募って、町内の施設等々の見学にバスを貸し切って行っております。町内の小中学校の教職員、半分、学校によってはほぼ全員、学校によっては、半分近くの職員が参加をしましたので、来年度もこのことについては行いたいなと思っております。

以前は、もう十数年前は行っていたんですけど、なかなかできないところもありましたし、今、議員指摘のふるさと教育のためには、まず教職員が波佐見町を知ってもらうということで、学芸員の中野とガイドさんを使って説明をしながら行いました。大変好評でしたので、来年もぜひやりたいなと思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

もう一つ、新聞の記事を紹介したいと思います。これは12月6日、おとといの長崎新聞の1面の記者のコラムといいますか、「水や空」という欄がありますね。その部分を紹介したいと思います。

例えば夏の甲子園で県勢が活躍すると、やっぱりうれしく、誇らしい。逆に県勢が敗退した後は、途端に興味が薄れる。自らが育った地域に愛着を抱く心情、それが郷土愛ということで。先月下旬、その思いを強く感じさせてくれた大会があった。県勢4人が出場した全日本実業団対抗女子駅伝。4人はいずれも好走して、生中継テレビに何度も映し出されたと。初優勝した積水化学から諫早高校の森選手、弟子丸選手が出場と。優勝インタビューで見せた二人の笑顔は実にすがすがしかったと。8位入賞したワコールの2区を務めた大村高校出身の井手選手。彼女はたすきを受けた後、先頭に出てレースを引っ張ったと。圧巻は長商出身で日本郵政グループの廣中選手。エース区間3区で10人抜き、区間1位の好走で、中学時代から続く自身の駅伝不敗記録を更新した。レース後、夢を見た。この4人が新春の都道府県対抗駅伝でたすきをつないだらどうなるだろうと。優勝争いに絡むのは間違いないだろうなど。残念ながら、県外在住の実業団選手は二人までという規定がある。でも、4人は「長崎から出たい」と熱望しているという。20代のランナーたちの郷土愛が、うれしく、誇らしいというふうな記事が載っておりました。

やはりこのようにスポーツを通じて、郷土愛や地元に関心を持ちたいとか、貢献したいとか、そういった思いで頑張っている選手も結構いらっしゃいます。部活動とかクラブ活動を通じて、挨拶や礼儀はもちろんのこと、思いやる気持ちやったりとか、感謝の気持ちとか、そういったものを指導者は技術指導だけでなく、よくされております。

優勝者のインタビューなんかのコメントで、まず、指導して下さった監督、コーチ、支えてくれた家族、地域の人たちに感謝しますというふうな、このようなコメントをよく聞くことがあろうかと思えます。スポーツにおいても、地域や家庭で一体となって、心豊かでたくましい子供を育てることができるかと思えますので、これも一つのふるさと教育ではないかなと思えます。

ぜひ教育環境の課題としても、スポーツ振興のほうにも取り組んでいただきたいと思えますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今の記事を私も読ませていただいて、なるほどなということをおもっております。

先日、隅田知一郎君が、テレビの中で、学んだ言葉として一番大事にしている言葉が、感謝無敵という言葉を行いました。とてもすてきな言葉だなということをおもっておりますので、

私たちもこれからスポーツに限らず、スポーツがそういう感動としてはとても素晴らしいものを与えるものではありませんが、日頃から、先ほど議員がおっしゃったように、地域の「ひと、もの、こと」に積極的に触れ、学び、触れ合うことによって、まず、地元を知り、愛すること、そしてそれを将来自分がその地域に戻ってというところの思いを抱かせるような教育活動の仕組みだとか、あるいは部活動も含めて、そういう活動を日々展開していきたいなということを強く願っております。

以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で、5番 福田勝也議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いいたします。お疲れさまでございました。

午後5時5分 散会

第2日目（12月9日）（木曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目（12月9日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課課長補佐	太田克宏
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから昨日に引き続き、一般質問を続けます。順次発言を許します。

7番 横山聖代議員。

○7番（横山聖代君）

皆さん、おはようございます。

早速、通告に従いまして、質問いたします。

1. ヤングケアラーについて。

ヤングケアラーは病気の家族の介護や兄弟姉妹の世話などを日常的に行い、子供たちが年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことで、やりたいことができず、通学や就職などへの影響があるといいます。そのため、関係機関等が連携をして、早期発見をし、適切な支援につなげる取組が求められています。

本年4月に公表された厚生労働省と文部科学省の合同調査によりますと、中学2年生の5.7%（約17人に1人）、全日制高校2年生の4.1%（約24人に1人）が「世話をしている家族がいる」と回答されています。

そこで、次のことを伺います。

（1）本町の現状は。

（2）ヤングケアラーの問題に対する見解は。

2. 子ども家庭総合支援拠点について。

児童相談所の児童虐待相談対応件数が毎年、過去最高を更新している状況にあり、幼い子供の虐待死という痛ましいニュースがあります。

このような現状を受け、平成28年に児童福祉法が改正されました。児童虐待対策は早期発

見、早期対応から発生予防にかじが切られ、ますます町の責任は重いものがあります。未来を担う子供たちの安全を第一として、町全体で児童虐待防止対策に取り組まなければなりません。

本町でも、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいて、子ども家庭総合支援拠点を、令和4年度設置に向け、進められています。

そこで、次のことを伺います。

- (1) 令和2年度より設置された、子育て世代包括支援センターの実績は。
- (2) 子ども家庭総合支援拠点の内容と役割は。
- (3) 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けての課題は。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

7番 横山議員の御質問にお答えいたします。

1. ヤングケアラーについては、教育委員会より答弁があります。
2. 子ども家庭総合支援拠点について。

児童相談所の児童虐待相談対応件数が毎年過去最高を更新している状況にあり、幼い子供の虐待死という痛ましいニュースがある。このような現状を受け、平成28年に児童福祉法が改正された。児童虐待対策は早期発見、早期対応から発生予防にかじが切られ、ますます町の責任は重いものがある。未来を担う子供たちの安全を第一として、町全体で、児童虐待防止対策に取り組まなければならない。

本町でも、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいて、子ども家庭総合支援拠点を、令和4年度設置に向け、進められている。

そこで、次のことを問う。

(1) 令和2年度より設置された、子育て世代包括支援センターの実績はという御質問ですが。

法改正の背景として、保護者の虐待による死亡事例の4割がゼロ歳児の子供であったことから、子育て世代包括支援センターの設置が全国的に進められました。

本町においては、令和2年4月1日に組織の機構改革と併せ、子ども・健康保険課内にセンターを設置しました。妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を行う中で、特に

妊産婦や乳幼児に対して、母子保健担当と子育て支援担当の両面からサポートを行うものです。

具体的には、これまでも実施しています対面による母子健康手帳の交付において、子育ての環境不安などの情報を収集し、まずは妊娠期において支援を必要とする家庭の把握に努めています。また、出産直前や出産後の時期においては、かかりつけの産婦人科医からも情報が寄せられることもあります。お子さんが誕生する前から、子育ての身近な相談場所として、この子育て世代包括支援センターを位置づけるものです。

令和2年度においては、125件の母子手帳の交付を行いました。そのうち、関係機関との密接な連携の下、より手厚い支援が必要と判断し、必要プランを策定した件数は35件です。

令和3年度は、11月までに62件の母子手帳の交付に対し、10件の支援プランを作成しています。

さらに、お子さんの成長とともに、子育てサービスの利用に関しても相談を受けています。特に、町外から転入した方の多くは町内の保育状況をお持ちでないため、保育園、幼稚園の申込みなどに際して、丁寧な説明に努めているところです。センターは、早い段階から専門職が関わり、子育ての孤立感をなくし、困ったときには相談できる体制を整えることで児童虐待を未然に防ぐ、発生予防を期待するものです。

(2) 子ども家庭総合支援拠点の内容と役割はという御質問ですが。

平成28年の児童福祉法の改正で、市町村と都道府県の役割と責務が明確にされ、児童の身近な場所である市町村は、児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされています。

児童虐待の早期発見、早期対応や再発防止のために拠点があります。①子供とその家庭、妊産婦等の実情把握、子供に関する相談への対応、②要支援児童及び要保護児童、特定妊婦への支援、③関係機関との調整、④その他必要な支援が主な業務内容になります。

法改正で町と県の役割分担が明確化され、児童虐待のリスクに応じて拠点を設置する町が、主担当として役割を果たすようになります。

県の管轄である児童相談所では、年間1,000件を超える相談対応に当たられており、児童相談所の業務も逼迫しています。児童虐待のうち、保護を要する案件には児童相談所に深く関わっていただき、保護を要しない案件については町へ助言を行っていただくなど、今後も、町と県が協働して児童相談業務を行っていくこととなります。

(3) 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けての課題はという御質問ですが。

拠点については、令和4年度までの設置が努力目標となっており、本町におきましては、来年度から設置するめどが立っております。設置の要件としては、人口規模に応じた専門職1名を配置することとなっており、既に会計年度任用職員を雇用し、必要な研修を受講させるなどの準備を進めています。要保護児童対策地域協議会の調整役などを担っていただきます。

並行して、行政内部での調整を行い、定期的な会議の場を設け、関係機関から情報収集するなど、ふだんから要支援・要保護児童の安否確認、状況把握に努め、連携体制を整えています。

設置に向けて一番の課題であった人材確保はクリアしていますので、今後は、問題が深刻な事案などへの対応を迫られることも想定されることから、対処する担当職員の資質向上を図ることも課題ではないかと思っています。課題解決に向け、児童相談所と連携を取りながら進めてまいりたいと思います。

その他の質問については、教育委員会より答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. ヤングケアラーについて。

ヤングケアラーは、病気の家族の介護や兄弟姉妹の世話などを日常的に行い、子供たちが年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことで、やりたいことができず、通学や就職などへの影響があるという。そのため、関係機関等が連携をして早期発見をし、適切な支援につなげる取組が求められている。

本年4月に公表された厚生労働省と文部科学省の合同調査によると、中学2年生の5.7%（約17人に1人）、全日制高校2年生の4.1%（約24人に1人）が「世話をしている家族がいる」と回答されている。

そこで、次のことを問う。

(1) 本町の現状はとのお尋ねでございますが。

ヤングケアラーについては、本年4月に公表された厚生労働省と文部科学省の抽出調査結果により大きな関心を集めており、国において、全児童生徒に対する実態把握の調査が行われました。その実態調査については、これまでの学校で行っている児童生徒への各種アンケート

ートを用いて、10月末を期限として実施しましたが、本町においては該当者はいませんでした。

改めて、11月以降にいじめ等の実態を調査する生活アンケートにヤングケアラーの項目を追加し、行ったところ、各学校、数件の回答がありましたが、個別面談をしたところ、ヤングケアラーには該当せず、家のお手伝いが嫌だとの趣旨がほとんどでありました。

このため、調査上でヤングケアラーに該当する児童生徒はいませんが、児童生徒自身のヤングケアラーに対する理解が不十分な可能性もあり、調査結果が全てだとは考えておりません。

(2) ヤングケアラーの問題に対する見解はとのお尋ねでございますが。

このヤングケアラーの問題で難しいことは、学校においては児童生徒に対し積極的に家のお手伝いを行うよう指導しており、その受け止め方と家庭の事情、保護者の理解度が千差万別であるということです。

ヤングケアラーの定義の中で、年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことで、通学や就職などへの影響があることが判断基準になりますが、家庭の経済状況や保護者の養育能力など複合的な要因が重なり、家庭における虐待も含め実態把握が重要になります。このため、家庭とつながっている児童生徒の日頃の様子や生活アンケート調査の結果、通常と違う言動があったときは変化を見逃さず個別面談を行うなど、一層注意深く児童生徒に寄り添う指導が求められるものと思われまます。

一方で、ヤングケアラーに該当する児童生徒がいた場合、先ほど申し上げた複合的な要因が想定されますので、学校においては校内支援会議を開催し、対応を共有化するとともに、事案によっては要保護児童生徒対策協議会の個別ケース会議をはじめ、町長部局と連携を行いながら、児童相談所、福祉事務所などの関係機関との共通認識を行い、それぞれの権限に基づいた支援を行うことが重要と考えております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

では、早速再質問に入りたいんですけども、まず、ヤングケアラーからしていきたいと思ひます。

本町の現状は該当なしということでした。でも、そのアンケート結果が全てではないと思ひていただひているので、よかつたなと思ひました。

ちょっと1回、画面を御覧ください。

ヤングケアラーの問題というのは、教育長も言われましたとおり、こういった家庭での手伝いと紙一重のところがあります。子供たちが家庭で料理の手伝いをしたりとか、片づけをしたりとか、掃除・洗濯などの手伝いとか、妹とか弟の世話をすることは、もちろん、とても推奨すべきことで、家庭教育の一環と思います。

でも、この手伝いの度を超えて、日常的に子供たちがそれをしなくては家庭生活が回らず、宿題もできんとか、遊びにも行けん、自分がしたいことができなくなっていると、このヤングケアラーに該当するということです。でも、本人や家族にとって、それがもう当たり前になってきているため、自覚がなかったり、あと家族の状況を知られたくないという思いから、このヤングケアラーというのは表面化しづらい構造だと言われております。

該当がないということでしたけれども、もちろん、この自覚がなかったり表面化しにくいということも相まって、まだまだ認知が追いついていない、教育長も言われましたとおり、私もまだ認知が追いついていないのかなと思っております。ですので、ヤングケアラーを早期に発見し、支援していくためには、まずは子供たちへの周知をはじめ、ヤングケアラーの認知度向上と、あと、支援に対する支援する側の取組として、福祉、介護、医療、学校、こういった関係機関におけるヤングケアラーに関する研修の実施が必要と考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ヤングケアラーにつきましても、先ほど言いました、大変繊細というか微妙な問題であると思います。家庭の状況等で、家族の一員として手伝い・家業等を行うことは大変必要な、重要な場面ということも間違いなくあるんだろうと思いますし、この定義の中の日常的だとか、そういうことの部分でいけば、大きな課題だということは間違いないと思っておりますので、この調査をするときも、アンケートをするか大変迷いました。迷いましたというか、校長会等の確認の中で、県のほうも幾つかの例示をしております。質問を五つぐらいとか。だけど、その中から一つ選んでいいですよという判断でございましたので、日頃行っている生活の実態調査の中に、今回、4校とも共通して尋ねた項目は、「おうちで嫌なこと、心配なこと、悩みなどはありませんか」という、この一文を付け加えたアンケートを取りました。それ以上のことを詳しく言うことが、議員は、やっぱりそのことの周知の部分で、学びの部

分で必要だということもありますけれど、そのことにあまり関心を持たせ過ぎてしまうと、今やっていることに対する疑問とかがかえって起きてしまう可能性があると思いましたので、総合的な質問としてはこれが一番ふさわしいのではないかということを経長会で確認をし、この質問のみを、ヤングケアラーに関しては上げているところです。

手伝いが嫌だとか、あるいはお兄ちゃんからたたかれたとかそういうふうなレベルのアンケートはありましたけれど、ケアラーには該当しないということで判断をし、今対応しておりますが、今申しましたように、なかなか難しい。子供たちへの周知をどこまでやっていけばいいのかというのはとても難しいところがあるので、ヤングケアラーそのものだけを、仕組みとか意義とか内容等をただ理解させるために教えることが、かえってマイナスになることさえあるのではないかなということ危惧するところがあるものですから、もし子供たちに周知する場合においては、どのような学習内容がふさわしいかということは、今後、校長会あるいは担当者のほうでも研究を深めていかななくてはいけないかなということを思っています。すぐやりましょうということもなかなか難しい。ただ、大人のほうの研修につきましては、今申されたように、学校でも、あるいは関係部署等も踏まえた形での研修会というのは必要ではないかなということは実感しております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

はい、分かりました。

そうしたら、ヤングケアラーだけに関わらずなんですけれども、子供が相談しようってなったときに、役場に行こうとは絶対ならんと思うとですよ。発想にはならんと思うとですよ。なので、そういった学校とかスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーさんはじめ、やっぱり先生方たちが子供の異変に気づき、声かけしたり、または子供たちが先生等に相談しやすい雰囲気づくり、体制づくりというのがもちろん必要不可欠だと思いますけれども、現在はどうのような取り組みを、体制を取られていますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

何より、第一発見としては、やっぱり学校、特に担任の関わりが一番深いのではないかなということをおもっておりますので、日頃から子供たちの観察の様子、あるいはその見守り観

察、あるいは日記等とのやり取り、ふだんの会話でのやり取り、校内には相談箱だとか、あるいはこういう各種の生活アンケート等々の実施をしながら、子供たちの変化等に目ざとく気づくような体制づくりを、日頃からやっているところでございます。

おっしゃったように、本人からなかなか申しづらいところもあるんだろうと思いますから、もしかしたら兄弟あるいはクラスメート、地域のほうからそういうふうな状況提供も考えられると思いますので、情報の収集、把握に十分に配慮することはとても大事ではないかなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

現在もそうされているということは知っておりましたので、安心はしております。大人でも自分の気持ちを伝えるのって意外と難しかったりするじゃないですか。そうしたら、子供だと特にそうだと思います。教育長も言われたごとですね、やっぱり子供の言葉と言葉の間間というのを読み取っていただきたいなど、本当、思っています。もちろん、先生方、そういうのを一生懸命していただいているというのが分かっていますので、今後も、スクールカウンセラーさんとかスクールソーシャルワーカーさんと先生方と、連携を今以上に深めていただきたいなと思います。

では、次に入ります。

2. 子ども家庭総合支援拠点に入ります。

現在も、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援に重点を置いていただいて、要保護児童等の支援や見守りを子ども・健康保険課が中心になって、あと、教育委員会やほか関係機関と連携しながら実施されていると伺っております。昼夜問わず対応されるということもあって、本当、御苦労され、ありがたく思っております。まずもって評価し、敬意を表したいと思います。

さて、子ども家庭総合支援拠点が設置されることによって、相談体制だったり支援体制が強化されていくと。要するに、児童相談所の波佐見版というイメージになると思います。

関連質問に行きます。

まず、現状から伺っていきたいんですけども、どのような相談があって、その相談件数がどのくらいあるのか、相談の種類というのものもあると思いますので、相談の種別にどのくらい相談があるか、まず、お伺いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まずは相談件数と相談の種別というお尋ねですけれども、子育て支援班で取り扱いました新規の相談件数です。平成30年度で21件、令和元年度16件、令和2年度で11件、新規ですが、少し減少傾向にあります。

相談の種類別で申し上げますと、平成30年度は児童虐待に関するもの5件、養護の相談5件、非行の相談1件、育成相談8件、その他2件となっており、令和元年度は児童虐待2件、養護の相談13件、育成相談1件、令和2年度は児童虐待6件、養護相談4件、その他1件となっております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

相談される経路なんですけど、どのようなところからの相談があるのかお伺いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まず、相談機関である児童相談所とか警察、そちらのほうに直接相談をされて、その情報が役場のほうに参る場合と、あるいはその子供さんに接する保育所、幼稚園とか、あるいは医療機関、教育委員会、それから民生委員さん、御近所の方、あと役場の職員のほうからなど、多方面からお子さんに関する情報は寄せられております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

分かりました。

次に、そういった相談というか、その相談からどういった事例があったり、その事例に対する要因というのをどのように捉えられているのかお伺いしたいんですけど、ちょっと個人特定になる可能性とかあるので、その辺、ならない程度でいいので答弁いただきたいです。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

最近では、お子さんの前での夫婦げんかが面前DV、心理的虐待というふうにみなされることが一般的といたしますが、一定程度、浸透されていることもあって、どちらかという夫婦げんかのケースが多い印象があります。そのほか、保護者の方にちょっと障害があられる

ため、お子さんの養育に支援を要するケースとか、あるいは近隣住民からの泣き声通報、あるいは学校で生徒自身がSOSを発信するとか、それから妊娠中の子育ての不安などの相談を受けているところです。

要因としましては、経済的な問題によるものとか、あるいは保護者の養育能力が大きく関係していると思えるところもあり、また最近、身近に親族がいらっしやらないというところで、頼る方がいないということで、こちらのほうに相談を受けるケースも増えております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

分かりました。

では、支援拠点が設置されることで、児相波佐見版というイメージがあると、先ほども申しましたけれども、あと、児童相談所とこの支援拠点の役割分担というのは、先ほど町長の答弁で、リスクの対応に応じてされていくということでした。

そうしますと、もちろん専門的な知識が必要になっていきますよね。また、関係機関との調整もされますから、ソーシャルワーク力も、あと、リスク判断から対応までされるということでアセスメント力も必要になりますけれども、その辺の担保というのは、今、研修とかされたって言われましたけれども、今後、どのように図っていかれるのかお伺いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

最初から、そういう児童問題のほうに精通している方を採用できるにこしたことはないんですけども、全国的に今必要とされている人材ですので、経験者の採用というのはなかなか難しい面がございます。

そのため、拠点の運営に当たっては、もう必要となる知識は県が実施されるその研修のほうで習得させて、実際の相談業務に当たりながら補っていくことで対応したいと思っております。

本町では、職員一人での対応とならないよう、今回採用します会計年度任用職員だけではなく、正規の職員も同様の研修を受けさせております。職員を育てていくことが重要と考えております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

分かりました。

子ども家庭総合支援拠点というのは、0歳から18歳未満の全ての子供とその家庭、また、妊産婦を対象に、こういった不安なことだったり子育ての悩みだったり、あと、虐待場所ばしよらすかもしれんとか、お子さんがいる家庭全般にいろんな相談に対応されていくということになりますが、現在も相談ツールとして、健康面は健康増進班へと、学校生活のことやったら教育委員会の教育総務班へとか、虐待などは子育て支援班へと、直通の電話がホームページに掲載されております。

しかし、電話をかけるのに抵抗がある方もいらっしゃると思うんですね。そうしますと、やっぱりメールでの問合せができたりとか、メールで相談できたりとか、もっと欲を言ったら、今はLINEとかが普及しているので、こういったLINEでの問合せ相談ができるといいなと思うんですが、その辺は必要と私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

相談ツールに電話以外の手段もということで、おっしゃるとおりかと思えます。ホームページにその電話しか載せてないことは改善したいと思えます。

でも、実際、ちょっと調べれば係のメールアドレスは分かっている部分、あるいは町の代表のメールアドレスなんかに、今、実際に寄せられているところがありますので、対応させていただいております。

また、LINEに関しては、実際、身近過ぎて市町村に相談しにくいという場合もあったりしますので、その辺を勘案して、県のほうがLINEで相談できる体制を今整えていらっしゃいますので、その効果を見ながら、LINEでできるようなことも検討していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

分かりました。

最初の質問項目に、私、ヤングケアラーについてしましたけれども、ヤングケアラーの実情把握から支援についても、支援拠点でしていかなければならないと思っているんですね。

なぜなら、ちょっとこちらを御覧ください。

この中のヤングケアラーのケースによっては、こういうのは何かネグレクトにみなされる

とか、あと、アルコールに依存している保護者がいて、子供たちがそれに対応しないといけないというのは、こういった心理的虐待にもなると考えられているからです。

現在、各小学校で先ほども答弁いただきましたごと、生活アンケートだったり各種アンケートを実施されておりますが、厚労省と文部科学省の令和4年度の児童虐待DV対策等総合支援事業の概算要求の中に、ヤングケアラー支援体制強化事業として、実態調査等関係機関職員の研修に対する財政支援がありました。いろんな角度から実態把握するためにも、こういった活用をぜひしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

実態調査に関しましては、先ほど教育長のほうからも答弁がありましたとおり、すごく繊細な項目といいますか、必要なところ、補助金があるからできるという部分でもないのではないかと思います。既に、今学校中心に行っていたいておりますので、年数の積み重ねで先進事例とかも得られるようになってくれば、もう少し調査内容を工夫しながら、今後も実施できるのではないかというふうに思っております、あえて、その部分に関しては補助事業の活用はしなくてもよろしいんじゃないかなということでは思っております。

研修に関してですけれども、関係機関の職員に対して研修のほうは必要というふうには考えますが、関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会というのがございますので、そちらのほうで協議して、研修の規模だったり内容を検討するんですが、今ちょっと、まだコロナ禍でございますので、どういうふうな対応ができるのか考えさせていただき、また、その際、費用がかかるようであれば、この補助事業の活用も検討していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

確かに、実態調査をするのにもちょっとナイーブなところもあるということで、分かりますけれども、こういった実情の把握というのはやっぱりいろんな角度からしていったほうがいいのかと思いますので、今後もいろいろ考えていただきながら、実情把握に努めていって、支援のほうにつなげていっていただきたいなと思います。

次、教育長にちょっと意見をお伺いしたいんですけども、虐待を受けた子供がまた虐待をしてしまうとは限らないんですけども、極めて高い確率だと言われてますよね。だか

ら、こういった現状に対しての支援が重要なんですけれども、それと同等に、予防教育も重要だと思っているんです。

今現在、そういった子供が大人になったときに、我が子に虐待をせんでよかごと、あと、今ちょっとした虐待ば受けとるとか精神的につらい思いばしている子供たちが大人になったときに、また、我が子にそういう目に遭わせんでよかごと、やっぱりこういった予防教育というのは大事になってくると思います。先ほども、最近は面前DVが多いということをおっしゃっていただきましたけれども、この面前DVなどの根底には、広い意味でジェンダーの不平等があると言われております。ぜひ、LGBTを含めた性教育だったり、あとデートDVの予防教育、こういう講演をされている団体さんがいらっしゃると思うので、ぜひ、積極的にそういうのを今後していただきたいと思いますと思うんですが、教育長はどうお考えかお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ヤングケアラーの一つの課題としては、そのヤングケアラーの子供たち、児童生徒が将来大人となったときに、人に頼らないとか、なかなか自分の悩みを打ち明けられない、コミュニケーションがなかなか取れない、自傷率が高いとかいうような長期にわたる課題もあるということも、私たちが十分に把握をしております。

お尋ねのDV等、虐待も含めて、子供たちの人権を守っていくための研修等々につきましては、私のほうにもそういう団体の方が相談に来られて、こういうふうなものをということのお話があります。それを受けて、今、郡内の性教育の実態状況はどうかということで養護教諭の代表にも尋ねてみて、それぞれの学校、それぞれの町で、年間計画、性教育のカリキュラムにのっとって行っているということでした。

この団体さんのお話を聞く中で、今後、積極的に、やはりDVも含めた、虐待も含めた、ヤングケアラーも含めた子供たち向けの研修会というのは計画的に行っていきたいなということ、今検討、研究を始めていかないかなというところの時期に来ているということだと思っております。

ただ、基本的に、性教育あるいは人権教育等々につきましては教育の根本に関わることでございますので、道徳等を中心にした教科の中でももちろんですが、日々の学校教育全体の中で、丁寧に、個別にやっていかななくてはいけないだろうと思っておりますし、家庭教育、社会教育全体において、この課題については全員で学んでいき、反省をし、改善に、具体的

に動いていく必要があるんだろうということを感じております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

学校も教育のカリキュラムというのがたくさんあって、なかなか難しいところがあると思うんですけども、積極的にやっていただきたいなと思います。

最後に町長に意見を聞きたいんですけども、私もいろんなところに行ったときに、波佐見って、結構、関係機関との連携をよく取れとるねと言われたことがあって、一議員として、一町民としてすごくうれしく思いましたし、安心したところがありました。

現在も、各機関との連携は図られていると思いますが、子ども家庭総合支援拠点が設置されれば、その支援拠点が初期対応拠点でもありますが、それぞれの関係機関に対しての司令塔的存在にならなくてはいけないと思います。児童相談所だけがあったら砂上の楼閣にすぎないと言われていたとなつて、こういった町にある支援拠点というのが総合的調整をするから、そういったしっかりした土台があつてこそだと思うんですね。こういった児童虐待に対しての支援というのが。

以前、NHKの「ママたちが非常事態!？」というスペシャル番組があつていて、なぜ産後の母親がこんなに孤独や不安を抱えているのかつてというのが、一つの考えを示されていました。

その番組によりますと、人類には、進化の過程でみんなで協力して子育てする共同養育という独自の子育てスタイルが、人間には確立しているらしいんですが、それなのに、現代では核家族化が進んで、少子化も進んで、地域のつながりも薄れたり、あと、長時間労働もあつて、それぞれが孤独に子育てをしている。だから、子育てを一手に引き受けることの多い母親が苦しくなるんだという考え方が、NHKの番組で示されております。

それが全てではないと思うんですけども、こういった、この子ども家庭総合支援拠点は子育て家庭のリスクに応じた適切な対応をしていく必要がありますので、そこに行けば全て支援を安心して受けることができるという場所になるような、誰一人取り残すことのないような体制をまた今後もしっかり整えていってほしいと本当に思っております。

本町は、何件か支援したりとか要保護世帯もいると思うんですけども、痛ましい事件までにはなっていない。そこは本当よかことですけんね。痛ましい事件に発展しないように、この総合支援拠点、しっかり土台となつてやっていただきたいと本当に思いますので、町長、

こちらに対する思いというか決意というのを、最後お聞かせいただけないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当に、ヤングケアラーというような今の御質問、いろいろお伺いして、大変、時代の変化、家庭の在り方、そして地域の隣保班の在り方、やっぱり30年前と全く変わってきているなど。我々が若いときには、やっぱりみんなだと、ここが真っ先にあったわけですけども、今はみんなでということがなくなってきているなど。だから、手助けしようとするのに、一歩手を引いている、したいけどもとか。だから、言葉をかけること自体に非常に気を遣い過ぎる。だからといって、本人たちから、受皿というのがせっぱ詰まってから公的な機関に、今来ているような状況ではないかなというふうに思っております。

そういうことで、いろんな議員からのいろんな御提示等もありましたが、それには、やっぱり現実をよく見て、そして町でやれること、そして、県全体で一定の基本的なあれをやっていたりとか、そういうふうなことで、我々としても人員体制、それから財務体制、そして先進地の事例、そういうことを十分踏まえて、参考にして、計画的に取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

そして、やっぱり波佐見に住んでよかったな、波佐見に育ってよかったと言われるようなまちづくりに向けて取り組んでいきたいと思えます。

○議長（百武辰美君）

以上で、7番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 城後光議員。

○6番（城後 光君）

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1. 3人に1人が高齢者となった、これからのまちづくりについて。

本町の人口は減少する中で、2025年に高齢者人口が最大となる見込みである。このことは、町財政はもとより、町民生活全般にわたり大きな影響をもたらしている。元気な高齢者がそれぞれに活躍いただくことが、今後のまちづくりに必要不可欠である。

そこで質問です。

- (1) 子供たちの教育活動に、高齢者がどう関わっているか。また、今後の方針は。
- (2) 新規就農者が高齢化する中で、農福連携に対する取組を検討しているか。
- (3) 「はさみ観光ガイド協会」の会員構成、及び活動状況は。
- (4) 「ファミリー・サポート・センター」運営について、高齢者活用の考えは。
- (5) 「シルバー人材センター」への作業依頼状況と今後の活用方針は。
- (6) 高齢者の居場所づくりを目的として、空き家の改修に助成を行う考えは。
- (7) 町道・河川の環境整備に斜面草刈り機などを貸与し、負荷軽減を行う考えは。
- (8) 各地域公民館における、各自治会での高齢者活動拠点としての活用状況は。
- (9) 高齢者の外出支援について、どのような考えで事業を展開していく方針か。

2. マイナンバーカード普及促進に向けた町民サービス向上策について。

政府は来年度末までにマイナンバーカードが国民に行き渡ることを目指して、様々な利便性向上策が講じられている。本町でも、一定の普及はされているが、さらなる申請数の獲得には、カード取得の具体的なメリット提供が不可欠である。

そこで質問です。

- (1) 本町におけるマイナンバーカードの普及率は。
- (2) マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票交付を行う考えは。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 城後議員の御質問にお答えいたします。

1. 3人に1人が高齢者となった、これからのまちづくりについて。

本町の人口は減少する中で、2025年に高齢者人口が最大となる見込みである。このことは、町財政はもとより、町民生活全般にわたり大きな影響をもたらしている。元気な高齢者にそれぞれに活躍いただくことが、今後のまちづくりに必要不可欠である。

(1) 子供たちの教育活動に高齢者がどう関わっているか。また、今後の方針はという御質問ですが。

これからの社会は人口の減少が進んでいく中で、人口の構成は高齢者の割合が高く生産年齢人口が低くなるという、いわゆる支える側の負担が大きくなっている状況は、本町においても同様であります。

一方で、一言で高齢者の増加と言いましても、まだまだ現役感があふれ、活躍は可能である元気な高齢者が数多くいらっしゃることも承知しております。元気な高齢者であり続けていただくことは、支える側として活躍できるものと期待をしているところです。高齢者の方々は、その人生において様々な体験をし、知識や技能・技術を積み重ねておられ、それを知恵や経験として次世代を担う児童生徒に伝えることは、人生の道しるべとして大いに参考になることは言うまでもありません。

そして、学校が、「開かれた学校」から「地域とともにある学校」として、コミュニティ・スクールを導入し、地域とのつながりを強化している中であって、その大きな柱として、高齢者の方々の力を教育現場に生かすことは大きな意義があります。このため、本町においては、従来から地域の老人クラブの方々を学校にお招きし、体験談や培った技術を披露する機会を設けています。また、コミュニティ・スクールの設置に伴い、さらに踏み込んで、高齢者や地域の方々との連携を深めています。

一例を申し上げますと、東小学校では、「東っ子支え隊」をして、これまでの知識や経験を子供たちの教育に生かしてみたい、子供に関わりながら元気に過ごしていきたいと希望する地域の方々を広く募集しており、多くの地域の方々が登録されておりました。その中心は高齢者の方々であります。登録された方には自分ができる範囲で学校に協力をいただいております。他の学校でも同様の動きが始まっています。

今後においては、各学校の特色を生かしながら、高齢者をはじめとする地域の教育力と連携を深め、教育活動の幅を広げていきたいと考えています。

(2) 新規就農者が高齢化する中で、農福連携に対する取組を検討しているかという御質問ですが。

農福連携は障害者や高齢者、生活困窮者の働き口を創出できるとともに、農業分野では、高齢化による後継者・働き手不足の問題を解消できると期待されています。

就労継続支援事業所から施設外就労の一環として農作業を行いたいとのニーズを把握して

いたこともあり、農業経営者へつないだ事例はありますが、本格的には取り組んでいません。今後も相談があった場合は、関係機関と連携して対応したいと考えています。

(3) 「はさみ観光ガイド協会」の会員構成、及び活動状況はという御質問ですが。

「はさみ観光ガイド協会」は、平成17年に「はさみ観光ボランティアガイド協会」として発足し、平成26年には会の名称も「はさみ観光ガイド協会」へと改称し、会員一丸となっておもてなしの心を大切に、増加する観光客へのガイドを行っていただいております。現在の会員構成としては、会員が12名で、平均年齢は67歳となっています。

活動状況としては、旅行会社の各種ツアーのガイドをはじめ、修学旅行や教育研修など、学生を対象としたガイドから一般の個人客のお客様まで幅広く対応され、コロナ前の令和元年度の実績は、1,013名のお客様の受入れが行われています。

令和2年度はコロナの影響もあり、年間799人、令和3年度は、11月末現在で832名のお客様をおもてなししておられます。

(4) 「ファミリー・サポート・センター」運営について、高齢者活用の考えはという御質問ですが。

本年度から「ファミリー・サポート・センター」を立ち上げ、事業開始に向けて準備を行っています。センターは、お子さんを預ける「お願い会員」と、お子さんを預かる「まかせて会員」の両方がそろって成立するもので、現在、会員登録を進めているところです。

しかしながら、11月末現在、「まかせて会員」の登録者は4人と、まだまだ少ない状況で、保育士経験のある年配の方にもお声かけをしていますが、登録までは至っていない状況です。子育ての経験のある高齢者で、時間的、体力的に余裕がある方がおられましたら、「まかせて会員」への登録をぜひお願いしたいと考えています。

(5) 「シルバー人材センター」への作業依頼状況と今後の活用方針は。

さきの9月議会一般質問でも答弁いたしました内容と重複しますが、現在、各部署において業務内容が合致したものは積極的に発注を行っています。しかしながら、会員の減少により対応できないケースもあるようです。過去3年間の発注依頼の状況としましては、件数で年間30件前後、金額ベースで1,100万から1,300万となっています。

町としましては、今後も積極的に活用したいと考えており、業務の内容を確認し、シルバー人材センターの活動に寄与できればと考えています。

(6) 高齢者の居場所づくりを目的として、空き家の改修に助成を行う考えはという御質

問ですが。

現在、空き家については「波佐見町空き家等改修事業」という制度がありますが、この制度の条件として、その空き家への入居を条件としているため、現状においては対象になりません。

しかしながら、空き家の活用は今後も検討すべき課題であり、高齢者の居場所についても、社会活動を行う上での拠点として必要があることから、どのような形で結びつけていくかは研究したいと思います。

(7) 町道・河川の環境整備に斜面草刈り機などを貸与し、負荷軽減を行う考えはという御質問ですが。

河川の環境整備については、地域愛護と環境づくりを推進するため、各自治会で組織する環境衛生振興会連合会の「波佐見町環境美化推進事業」として、河川のほか、生活用水路の管理が行われています。主に畔の草刈りに使用される斜面草刈り機は、使い方によっては河川ののり面などの環境整備の際、作業の効率を考えると負担軽減が図られるものと思われませんが、町が行う環境美化作業で斜面草刈り機の必要性が薄いため、町で保有していません。

維持管理の面からも、町が保有し貸与することは難しいと考えますが、自治会での購入に対する助成やレンタルできる業者がないかなど、自治会の意見を聞きながら調査・研究をしたいと考えています。

(8) 各地域公民館における、各自治会での高齢者活動拠点としての活用状況はという御質問ですが。

現在、高齢者が関わる活動として、老人クラブやいきいき百歳体操、ふれあい型サロンがありますが、そのほとんどが自治会の公民館、あるいは連合班の公民館を拠点としての活動をされています。団体によって利用の回数は様々ですが、毎週1回から月1回利用されています。会場の使用料等も無料もしくは低料金で利用されており、地域の理解も得られているようです。

これからも各地域の活動拠点として活用されることで、今後の高齢者の活発な活動が行われていくことを期待しています。

(9) 高齢者の外出支援について、どのような考えで事業を展開していく方針かという御質問ですが。

本町が考える高齢者に対する外出支援については、日常的に外出する手段を持たない方へ

の支援を第一に考えているところであります。

この考えを基に、令和3年度から日常的に外出の手段を持たない高齢者への支援を目的として、75歳以上の免許を持たない方を対象としたタクシー利用券助成事業を実施しています。また、公共交通対策で実施している乗合交通の停留所についても見直しを行い、買物がしやすいルートを確立したところです。これらの取り組みから、高齢者の移動に対しての一助となっているものと考えています。

現在ある資源を有効に活用し、持続可能な仕組みを今後も検討してまいります。

今回いただいた御質問は、行政のみならず地域との関わりも含めた取組としてどの自治体も直面するものであり、重要なものであり、今後、支える側の減少に伴い、財政事情も変化していくことが想定されるため、住民の皆さんも巻き込みながら、これからの社会の在り方を考えていく必要があります。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

2. マイナンバーカード普及促進に向けた町民サービス向上策について。

政府は来年度末までにマイナンバーカードが国民に行き渡ることを目指して、様々な利便性向上策が講じられている。本町でも、一定の普及はされているが、さらなる申請数の獲得には、カード取得の具体的なメリット提供が不可欠である。

(1) 本町におけるマイナンバーカードの普及率という御質問ですが。

11月21日現在の本町の交付率は48.40%であります。長崎県の交付率が38.27%、全国の交付率が39.61%となっていますので、県及び国の平均を若干上回る状況です。

(2) マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票交付を行う考えはという御質問ですが。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して市区町村が発行する証明書である住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書などが、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末のマルチコピー機から取得できるサービスです。

11月25日現在で、全国では888市区町村で、県内では、長崎市、佐世保市、大村市、西海市、長与町、佐々町で実施されています。毎日、午前6時30分から午後11時まで利用でき、また、居住する市区町村に関わらず、全国どこでも最寄りのコンビニエンスストアと店舗内に設置されているキオスク端末から証明書が取得できます。役場窓口の開設時間にとらわれずに、また、役場まで出向かずに近くのコンビニエンスストアで証明書を取得できることから、サービス時間の拡大、拠点数の増加などで住民ニーズに応えることができます。あわせ

て、サービス時間の拡大、拠点数の増加によって、繁忙期の窓口の混雑緩和につながるものと想定します。

マイナンバーカード制度が始まると同時期にコンビニ交付を検討しましたが、現状では費用対効果が見込めないと判断し、見合わせた経緯があります。今後、全国的な戸籍情報システムの改修も予定されていることから、証明書関係の見直し等が想定されます。二重投資を避ける意味でも、導入する時期を見極める必要があると考えています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

まず、マイナンバーカードの普及について再質問したいと思います。

これを通告した後に、12月1日から、隣の佐賀県武雄市で住民票の写し等のコンビニ交付が始まりました。もちろん、町長の答弁があったとおり、システム改修が予定されていることは分かっています。あとは、いろんな形で進められている部分があるので二重投資を避けるという意味は分かるんですけども、ただ、今町長の答弁があった中では具体的な数字を述べられなかったんですけども、今、コンビニ交付をできる自治体の数を888とおっしゃったんですが、もう国民の1億人以上の方が受けられる状況になっているみたいです。

私の手元にあるのが今年の12月15日現在の数字で、もう1億431万人ということですね、対象人口が。やっぱり、本町でもそうだと思うんですけど、コロナ禍で窓口の分散を抑えるとか、あとは災害時とか、役場に来られないタイミングでもコンビニで交付できるとか、いろんなメリットがあります。もちろん役場の費用がかかる部分はあると思うんですけど、ただ、住民の方は、町の役場が開いている時間にしか住民票を取りに来られないわけですよ、写しは。そういう意味でいうと、住民の方に逆にコストがかかるわけですよ。それに合わせて仕事を休むとか、その時間に合わせて休憩を取るとか、いろんな形でコストがかかってきますので、そこを抑えるためにも、早めにマイナンバーカードでコンビニ交付できるようにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

現在まで、マイナンバーカードの普及のため、時間外とかでのサービスは、普及に向けての申請のお手伝い等については行っております。

議員から御質問があつて、今後、普及に向けてカードを利用する付加価値というの

は、全く証明書以外にないというのが現実、現状であります。被保険者証とか、あと、将来的な免許証とかという形もありますけども、今度、カードを活用利用した利便性というのも行政に求められているところがございますので、既にコンビニ交付ができるという国の制度ができておりますので、それに向けて準備は進めたいとは思っておりますが、今現在、先ほど町長が申しましたように、今後にもまた改正が行われる制度、戸籍のシステム関係もございまして、時期についてはまだ明言はできませんけども、早い段階でサービスが提供できるような体制はつくらないといけないかなとは考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

予算書を見れば分かると思うんですけど、いろんな形でシステム改修は生じますよね。別に戸籍に関わらないと思うんですけど、例えばコロナ対応の給付とかワクチンの接種とか、結局、どこのタイミングになってもシステム改修、必要と思うんですよ。どれが一番いいかというのはなかなか判断しづらいと思うので、そこは当然、もう割り切って、住民のためになるということで、必要な投資がもしかしたら若干重なるかもしれないんですけど、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

というのが、私、この質問をするに当たって、たまたま目にした、福岡県広川町でコンビニで住民票が取れるということが始まりましたということで、セブンイレブンの窓口に書いてあったんで、住民課の住民係の方に電話でお伺いしたんですよ。そうしたところ、広川町も、役場でしか今まで住民票の写しは取れなかったということなんですけども、コンビニ交付ができるようになってから、マイナンバーカードの普及率は36%なんですよ、広川町は。ただ、案外少ない数でもコンビニ交付で取られる方が増えたということはおっしゃっていました、担当の方がですね。

要するに、費用対効果云々よりも、取りに行きやすくなったという、住民の方は明らかにメリットが生まれたことで、じゃあ今度マイナンバーカードを取ろうかという動きも増えていくと思いますので、答弁にあったとおり、波佐見町は48.4%とマイナンバーカードの申請率は高いと思うんですけど、これから上げていくには、課長がおっしゃったように、具体的にメリットがないとなかなか上がっていかないと思うんですよ。その中で、やっぱり住民票の写しとか取れるというのはすごくいいメリットですし、住民の方にも分かりやすく、これ取れるんだということが分かっていたら、じゃあ申請しようかという動きになると思

いますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

あわせて、総務省の自治行政局住民制度課の担当の方にもお電話でお話を聞いたら、このJ-LISのクラウドサービスを利用するに当たっては、令和4年度まで交付金措置がシステムの導入費用の半額あるということですが、それも延ばすという方向は考えていますということでした。やはりメリットはあるので、もちろん、そのシステム導入に関わって改修等が必要になると思うんですけど、いずれにしても、またいろんな改修が発生しますので、ぜひ前向きに検討していただければということで、担当課でもおっしゃってありました。どうせしないといけない形になるんだったら、少しでも早く町民の方にメリットを享受したほうがいいと思いますので、前向きに検討していただければと思います。

ちなみになんですけど、今、夜間に住民福祉課で窓口をいろんな形で臨時で開けられるケースがあると思うんですけど、町民の方はどれぐらいいらっしゃいますか。そういう窓口が開けられるタイミングでですね。例えばマイナンバーカードの普及申請とか、そういう形で、夜間とか日曜日、交付される時というのは、町民の方、実際いらっしゃるケースってありますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

夜間あるいは時間外に窓口開設を延長して臨時的に行っておりますけども、平均すると20名前後おられます。もちろん申請もなんですけども、今度、交付を受けて暗証番号の設定とか、そういったこともしないといけませんので、申請が多い場合とその受け取りの場合とありますけども、全体的に平均すると20件ぐらいという形になります。ちなみに、さきの衆議院選挙後、すぐ開設したときは四十数名ということで、それは選挙の公約等の絡みもあったということで、駆け込みというか、そういった形で増えたケースはありますけども、平均すると20件前後になっております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今、課長がおっしゃったとおり、やはり夜間とか役場が開いてない時間帯に、そうやって何かしら役場に来られるニーズというのはあるわけですね。ということは、やっぱり住民票とか写しを欲しいというニーズも間違いなくあると思うんですね。役場が開いてない時間帯に。なので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

それでは、メインの高齢者を中心としたまちづくりについて質問するんですけど、なぜ、まずこういう質問をさせていただいたかという、私なりの感じですけど、高齢者に関しては長寿支援課が担当みたいなことになってしまったら意味がないなというのを、もう一回、全課で考えていただきたいなと思ったんですよ。

というのが、先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、高齢者の方、65歳以上とか75歳以上の方の割合というのはどんどん増えていっているわけですよね。それというのは、もう現実、ある時期になったら止まるという状況じゃないので、これが当たり前でずっと続いていくので、それを見込んで、役場もそうですし、町民の方も、ぜひ考えていただきたいなということで質問をさせていただきました。

まず質問したいんですけども、2020年、昨年実施された国勢調査によると、波佐見町の人口は1万4,291人ということで、11月30日に公表されています。世帯数が4,988戸、この中で、65歳以上の人口割合は32.3%、75歳以上の割合が16.3%ということで。今の国勢調査の数字なので、町が推計されている数字と若干ずれている部分はあると思うんですけど。そこで質問なんですが、今後、75歳以上、65歳以上の人口の割合はどういうふうに移されていくという予測を立てられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今後の高齢者の推移ということでございますけれども、今、第8期の介護保険の計画を立てた際に、今ここで持っています資料で言いますと、2025年の数字で、うちの推計で申しますと、65歳以上の部分で言いますと2,123人という人数で、今、そういうふうな形になります。後期高齢者が2,613人ということになりまして、高齢者全体、65歳以上の高齢者の人口で言いますと4,736人ということで、私が今試算をしています令和19年度、ここまでの数字で申しますと、2025年が一番ピークに来るということになります。高齢化率も、これで言いますと、35%ほどまで上昇するような見込みになっております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

長寿支援課長がおっしゃった、波佐見町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画ということで、介護保険等の計画見直しに関わって、いろんな形で調査が行われているんですけども、これによると、令和11年まで先ほど言われたように予想があって、ずっと35.2%とい

うことで、ずっと高齢化率は上がっていく方向ですね、今は。ここの中の資料にもあるんですけども、介護保険の認定率は今はちょっと落ち着いているんですけども、今後は上がっていくだろうということで予想されています。

要するに、財政面でもやっぱりいろんな形で負担がかかってきますし、町長の答弁にあったように、元気でいつまでも高齢者が長生きしていただくと、町にとっても、地域にとっても、やっぱり必要不可欠ということで思っています。

そこで大事なことは、一方で、高齢化率が上がるということは、その分子供の数が減っているからですね。人口が増えていけば高齢化率は当然、若い人が増えていけば高齢化率は下がっていくわけなので、やっぱり子供の数が減っているからそういう現象で、子供の数が減るといことは、子育て世代の方が減っているということですね。

そういうことを考えると、子育て世代の負担をできるだけ減らして、地域の方は、高齢者であっても自らで自分なりの生活ができるようなのができていくのが、やっぱり波佐見町の理想のまちづくりというふうに思います。

その中で、いろんな形で各分野に質問をさせていただいたので、一つずつ問うていくんですけど、一番、子供の教育活動に高齢者がどういう形で関わっているかということで、東小学校を含めていろんな形でコミュニティ・スクールの導入で、地域の方が学校に入られているということも伺いました。

あともう1点、先日の長崎新聞の報道であったのが、11月9日にサクセッサ一発掘講座ということで、波佐見焼振興会の方が波佐見中学校で波佐見焼の製造体験を行われたという取り組みがあって、新聞記事では今後も継続して行っていく方針ということだったんですけど、この辺り、どういう形で今後考えられているかお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

サクセッサ一、後継者取り組みの事業は大変すばらしくて、初めて行われたんですが、私も参加して、これこそキャリア教育、ぜひ続けていきたいというすばらしい事業であったなということを感じております。

昨日の答弁でもしましたけれど、ふるさと教育、キャリア教育が、今後、高齢者の方々の積極的な活用も含めて、地域の「ひと・もの・こと」を使うという意味ではとても大事な視点であるということをおっしゃっていますので、積極的に、今現在も、例えば朝の見守りだとか

登下校の引率、あるいは授業等でのお手伝い、行事での参加等々も行っておるんですが、今後は、コミュニティ・スクールを導入したということは、さらに積極的に地域の方々に学校教育に関わっていただいて、共に、子供たちの育ちに関わっていただくようなシステムづくり、そして、その実際の活動を仕組んでいきたいなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

一例を挙げて、教育分野でそういう形で、今、教育長の答弁いただいたとおり、学校にいろんな形で高齢者の方に関わっていただいています。その結果、やっぱり先生たちの負荷が減る部分もありますし、今まで子供たちが受けられなかった教育というのを受けていただいて、今度、逆に波佐見焼自体の関心も高まるってすごいいい効果だと思います。

そういうことをほかの分野でもやられていると思うんですけども、やっぱり気になっているのが、この介護保険の数字とかにもいろいろな形で影響しているんですが、波佐見町は、ほか、県内と比べて、現役世代で働いてある高齢者の就業率が高いというのが特徴なんですね。そこが、やっぱり介護保険の認定率が少ないという理由だと思うんですけど、ただ、焼き物のいろんな形で産業構造が変わってて、生地屋さんが廃業されたり、いろんな形で高齢者でも働けない状況というのは生まれていると思うんですね。それは農業分野でもそうだと思うんですけど、やっぱり大規模化によって、もう辞めたとかいう農業者の方もいらっしゃるでしょうし、あとは普通に考えて、高齢化でちょっと動けなくなっているからもう辞めたという方もいらっしゃると思います。

そういう意味で、今までは高齢者が働いていらっしゃるから、福祉の部分、費用を抑えられた部分はあると思うんですけど、これがなくなっていくと、今度、支える側が支えてもらう側に回っていかないといけないので、やっぱり、少しでもちょっとした仕事をできる環境をつくっていくというのが非常に大事なかなと思っているんです。

そこで、次、農業分野の質問をしたんですけども、福祉事業者と農福連携という形でやられているという答弁をいただいたんですが、今後、やはり高齢者がちょっとした農業に関わるケースというのも増えていかないといけないのかなというふうに思っています。

例えば、本町は6次化の取り組みを農業分野で行うということを目標に掲げていますよね。要するに、ただ農作物を作るだけじゃなくて、直接消費できるようなものをできるだけ作ってこうと、農産物の加工とかという形で取り組みを考えられていると思うんですけども。

例えばいろいろあると思うんですね。鬼木の加工センターであるとか、いろんなところで働いていらっしゃる方、中核を担っていただいているのが今までフルタイムで働いていた方で例えば辞められて、ちょっとパートタイムで働こうかと思われている高齢者の方だとか、そういう方たちが少しでも働ける環境というのを増やしていけば、例えば生産者直売市場にちょっと野菜を出そうと、農家さんもそうでしょうけど、そういう形で農業所得を少し増やしていくことというのも非常に大事かと思うんです。その辺りは、町の農業の基盤となる農事組合法人とか、大規模なところとはちょっと違うと思うんですけど、要するに、家庭の菜園レベルでちょっと出荷するとかという形に対して、農業分野で何か支援とか考えはありますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

家庭菜園よりちょっと進んだところでしていかないと、やっぱり出荷には結びつかないと思っております。町内にも、農産物の直売所が2軒ですかね、あるわけですが、そちらのほうに出していただければ、もちろん会員になって出していただくというような形になっていこうかと思うんですけども、そういった、波佐見はどちらかといえば野菜の生産がちょっと少ないというような格好でございます。以前から簡易ハウスの助成事業もやっておりますので、そういったところを利用して、野菜のハウスを建てて出荷をしていただくというようなところです。規模的にはちょっと大規模ではないんですけども、一人でやる分には十分じゃないかと思っておりますので、そういったところも活用していただくよう、また、皆さんのほうに呼びかけるような恰好をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今言われた、直売所にトラックで毎朝野菜を届けられている高齢の農家さんってたくさんいらっしゃいます。私も朝、トラックでいろんな方が配達をされているのを目にするんですけど、ただやはり、皆さん、高齢者マークを貼ってられる車が多いんですね。となると、今後、そういう形で野菜は作っても、集めたり持って行ったりすることが困難になるということも考えられますので、その辺も、販売されている方とか、御意見を聞いていただきながら、もし、例えば集約して配達できるとかいう形があれば、うまいこと連携を取るとか、その辺も頭の中に意識を入れていただいて、せっかく農作物を作ってお客さんに喜んでいただける

という環境が、今、満足されていると思いますので、それをずっと続けていただけるような支援も、僕は頭の片隅に入れていただきたいと思います。

次なんですけども、唐突にはさみ観光ガイド協会というふうに上げさせていただいたのは何かと言うと、ガイドさんのほうにお伺いすると、やっぱり高齢者の方が今の構成としては多かったということで、ちょっとテーマとして挙げさせていただいたんですけども。本来というか、可能であれば、やっぱり高齢者じゃない方もガイドにしてほしいなということは要望としてあるということなんですけども、ただ、ガイドさんの講習会が水曜日に開催されているみたいなんですよね。そういう関係で、なかなか、若手の方がガイドになろうかと言っても、ちょっとハードルがあるというところもあるみたいなんですけど、その辺は担当課として何か、ガイドさんの問題とかは把握されていますでしょうか、課題。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

議員おっしゃるように、この質問の中に観光ガイド協会が入ってくるというのがすごく違和感があるんですけども、やはり言われるように、ガイドさんは、決して高齢者だからガイドさんというわけじゃなく、本当、若い人になっていただきたいと非常に、会長も含め、思っているところでございます。

今、うちの協力隊、来ていますけども、つい昨日かおとといですか、めでたくガイドになって加入されましたので、平均年齢も1歳下がったところであります。水曜日にこういう講座をしているということは、そういうところは日曜日にするとか土曜日にするというのは、その辺の話合いはすぐできることじゃないかなと思いますので、提案をいただいたことに関しては、ガイド協会へつないで、何らかの方法がないのか話をしたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今回、9項目上げさせていただいたのは、ほとんど、担当課、別にしたんですよ。何か唐突に、何で高齢者にくくるのかというのを、今、課長がおっしゃったことはごもっともだと思っていて、ただ、やっぱり全部、先ほど申したとおり、3人に1人が高齢者なので、何をやってもやっぱり高齢者の方のお力添えを借りない限り、回っていかないんですよ、町の事業自体が。その視点から、今まではどちらかというと高齢者で元気でリタイアされたから、もうちょっと町のことは関わらないでおこうという方もたくさんいらっしゃったと思うんで

すけど、積極的に、ぜひ御協力くださいということで、各担当課でも呼びかけていただきたいというのが、高齢者の方も何かしたいって思われてても、何もないところに、じゃあ手伝いに行こうかというのは行きづらいと思いますので、ちょっとしたきっかけとして、各担当課でいろいろ、何か取り組みとして考えていただきたいということで、今回、あえていろんな形で上げさせていただきました。

ファミリー・サポート・センターについてなんですけど、先ほど答弁にあったとおり、まだ支援する側の会員さん、4名しか登録されていないということなんですけども、やはりその辺り、要因というか、ありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まだ、この事業自体の認知度が低いという部分もあるかと思います。実際、広報だったりテレビ波佐見、あるいは民生委員さん、それから町内の保育園とかにお声かけをして、そのチラシなんかの配布はしているんですけども、以前に取りましたアンケートでは、少し遡りますけれども、12人ぐらいはサポートしたいというような意見もあったため、ちょっと集まるのかなという淡いといいますか、甘い期待もあった部分があるかと思います。

先ほどのいろんな答弁の流れから、もう少し地域で支援していただける方を探すのも必要かなということで思っているところですので、今後、自治会などを通じて、周知も含め、図ってきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

ファミリー・サポート・センターとシルバー人材センターを合わせてなんですけども、先日、産業厚生委員会でシルバー人材センターの方と意見交換を持ったんですが、やはり、シルバー人材センターも、課題としては女性の会員さんを確保するというのが課題になっているということをおっしゃいました。というのが、やっぱり、高齢者の女性が働ける場所がなかなかないので、そういう環境で会員さんもなかなか集まりにくいということをおっしゃっていました。

やっぱり子育て世代のサポートというのが、一つの今の働いていただく場所なのかなと思っているんですね。私自身も子供を育てている身なんですけど、やはり、ちょっと困ったときには誰かに頼りたいなって、身寄りがいないものですから、思うときはあるんですけど、

なかなか、ちょっとお願いできるというのはないので、そういう部分で、ファミリー・サポート・センターとか、あとはシルバー人材センターとか関連する事業者で、ちょっとした手助けで、有償でもお願いできる部分があれば、もう少し働いていただきやすい環境整備があれば、地域の方と高齢者の方がマッチングする機会も増えると思いますので、その辺りは各事業にとらわれず、いろんな形で連携して検討していただければと思います。

次に、高齢者の居場所づくりについて空き家改修ということで述べたのは、公民館で今サロン等をやられているんですけども、大事なことは、大体、高齢者で固まられると、入りにくい高齢者の方もたくさんいらっしゃるわけですね。どうしてもグループができてしまうので、なかなか、ちょっとそういうのは入りにくいという高齢者も一定数いらっしゃると思います。というときに、二、三人とか、ある程度、もっと小さな規模でお話をするとか、家から出ることが大事だと思うんですね。高齢者が認知症にならないためにもですね。そういう部分で、空き家といえば、今まで生活の拠点だったところをちょっと改修して、例えば公民館の隣とかにある建物だったらそういう形で使っていただくとか、何かそういうのも考えていけない時期なのかなというふうに思って、ちょっと提案したんです。今後検討するということだったんですけども、今、空き家改修に関する助成については、住むことが前提という形なんですけども、今後は、例えば、そういうコミュニティをつくる、使う拠点として改修したいというものに対して助成を検討するというのは、何か考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議員がおっしゃるように、現在の集まりと言えば、公民館なり集会所がございますので、今後も活用は続けていただきたい。それだけの規模じゃない集まりとなると、私の田舎もそうですが、誰かのおうちに二、三人とかでお茶菓子でも持ち寄って集まって、井戸端会議から何か新しい取り組みを話し合ったりとか、そういったことを、まず取り組んでいただければなと思っております。

何でもかんでも補助金、そして行政がお金を出すのではなく、まずは町民の皆様でできることから始めていただいて、必要なところに手を差し伸べるように行政として取り組んでいきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

課長がおっしゃるのはごもっともですけど、例えばなんですけど、今、3世代リフォームをするときに、高齢者の手すりとか、そういう部分で申請をして、補助金を申請されるケースというのはあると思うんです。家にどなたも、3世代とかじゃなくて高齢者だけの方で、今課長がおっしゃったとおり、高齢者の方が集まってするってなると、なかなか、そこに対して、もし手すりをつけたいとなれば補助対象にならないと思うんです。その辺は柔軟に、もし、高齢者とかが集まってできるような仕組みで、ちょっとしたものをつけるのに、何か危なくないように点灯するものをつけたいとか、その辺はぜひ要項とかで、もしそういう要望があれば、検討していただきたいなと思っています。

あと、次に、河川の整備に関して草刈り機というふうに言ったのは、産業厚生委員会でも非常に問題になっているんですけど、例えば町道の側面とか河川の側面とか、やっぱり草がかなり生えていると。環境美化作業員さんをお願いしないといけないケースもあるんですけども、基本的には地域の方がやってほしいということで、各課でも答弁があるんですけど、やっぱり高齢化して、なかなか斜面はしにくいとか、そういう要望がいっぱいあるわけですね、町として。全体として、自治会の方とか。やっぱり何らかの軽減策というのを考えていかないと、地域の方をお願いしてというだけでは、なかなかしていただける環境は難しいんじゃないかなと思っていますんですけども、別に機械を貸すだけじゃなくて、地域の方にそういう環境美化作業に何か支援していただくんだったら、うまく支援ができないかなと思うんですが、その辺りは何か考えはありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

河川のほうにつきましては、町長が答弁しましたように、地域愛護と環境づくりという形をお願いしてるところでございます。先ほども申しましたように、負担軽減ができるような方策がないかというところは、やっぱり研究をしていかないととは思っております。

貸出せる資材があれば、もちろん、そういった物質的なものができるとは思いますが、何せ草刈りとかいうのがどうしても時期的に重なるんですね。一斉に全地区がされるという場合については、貸し出す台数とかも制限のあるとかがございます。その辺もちょっと検討はしないといけないかなと思いますけれども、何らかの負担軽減、もちろん地域の方、地域のほうでというのが基本ではございますけども、やはりできない部分については、やっぱり

町が直営、直轄でしないといけない部分も出てくるかと思しますので、その辺も見直しを含めて、協力、検討を、研究をしたいと思っています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

課長が答弁していただいたので返すんですけど、環境美化作業員さんが担う役割というのが、どんどん今後増えていくと思うんですね。産業厚生委員会の中でもニーズを増やしたらどうかとか、いろんな御意見があったと思うんですけど、やっぱり環境美化作業員さん自体も負荷を軽減しないと、仕事自体はどんどん増えていくので、そこに対する機械とか、その辺は十分検討していただきたいなど。

今、どちらかという、要するに人手に頼っている部分が非常に大きいんで、夏場の暑いときの作業とかを見せていただくと、本当に大変そうなんで、そういうところを、例えば空調の部分とか、あとはワークセンターとかも環境もそうでしょうけど、何かそういうのをもう少しでも見直していただけるような仕組みというのも、今後、十分検討してというのは、環境美化作業員さんもニーズが増えていますから、その辺も、もう少し負荷が軽減されるような仕組みも十分考えていただきたいなと思います。

今、町で持ってないんで貸し出せないということで答弁があったんですけど、いろいろ調べてみました。ほかの自治体の例をですね。埼玉県ときがわ町、群馬県下仁田町、日立市、福岡県宮若市、鳥取県日南町、自治体はいろいろあるんですけど、貸出しをされているところもあるんですよ、現実に。というのは、もちろん、要るとき重なるというのは当然そうだと思いますんですけど、ただ、やっぱり地域の草払いを自分たちでしようというときに、もし、例えば順番待ちとかでもできる環境が、機械があればできる、ただ、機械がないからちょっと負荷になるからもうやらんどうこうって言うようになれば、少しでも、その地域の方が自分たちの地域を守るために、機械があるだけでもちょっとやろうかという意識も出てくると思うので、もちろん全部はできないと思うんですけど、例えば、今も南小学校に芝刈機を入れられましたよね。草が生える環境ができるからですね。そういう形で、やっぱりちょっとずつ負荷を軽減するというのは、町でもノウハウをいろいろ蓄えてありますので、その辺は町民の方にも何か還元する仕組みという部分で、いろいろ検討していただきたいなと思います。

今、民間で貸し出せるところがあるという形で話があったので、愛知県大口町は、まちづくり推進課のホームページに、民間の機械屋さんで貸し出しますよということで案内をされ

てたりもします。要するに、町が持ってなくても、町で買った機械を民間の事業者さんに貸し出して、そこを貸出しの窓口にしていただくとか、いろいろやり方はあると思います。今、どちらかという自治会の補助金で買っていただいて、それを活用していただくというのが中心だと思うんですけど、なかなかその自治会に寄与しない部分の活動をされているケースもたくさんあると思いますので、そういう部分も検討していただきたいなというふうに思います。

最後に、町長に、高齢で頑張られている代表として、今後まちづくりで、いろんな形で今まで人生経験豊かな方に支えていただく波佐見町をつくっていただいているので、今後もそういう形の力が不可欠と思うんですけど、どういった考えか、一言御意見いただければと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当に、高齢者がどこから高齢者かというような範囲があって、昔は55歳定年とか60歳定年とか、高齢者は65歳と言うけども、現役と変わらん、バリバリの方ですよ。そうしたら、年齢的に70歳になって、やっぱり年寄りかなというような、そして75歳になれば後期というようなことじゃないかなというふうに思っております。

65歳から70歳までの方が、もうちょうど職を失う、70歳過ぎればもうよかというような方々ですよ。そういう方々には、ぜひ、もっともっと、先ほど、いろんな学校の子供のこととか、それから地域の活動、そういう中での、今度は中心的な戦力になるんじゃないかなというふうに思っております。地域、それぞれありますけど、やはりそういう方々の、自分たちができることをやりたいというようなことについては、相当便宜を図ってやればいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、十分、そこら辺りは前向きに検討して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、6番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は3番 田添有喜議員。

○3番（田添有喜君）

皆さん、こんにちは。

暦も師走となり、令和3年も終わろうとしています。振り返ってみますと、新型コロナとどう向き合っていくか、また、どう生きていくか考えさせられた1年ではなかったかなと思います。

また、8月の大雨では多くの被害も発生し、災害の恐怖と復興に向けた町行政、町民の力を実感したものです。一日も早い復旧を願っています。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1. 教育委員会の新庁舎への移転について。

教育委員会の新庁舎への移転については、これまで関係団体や町民の意見や要望等を聴かれ、新庁舎の建設が進められています。しかし町民の中には、新庁舎への移転に対して反対されている方も少なくありません。

そこで、次のことを問います。

(1) 各部署との連携がこれまで以上に必要になったとの説明がありました。令和元年度、令和2年度の各部署との連携実績件数はどのくらいでしょうか。

(2) 教育委員会内に教育相談室が設置されています。相談窓口は指導主事となっていますが、近年の相談件数はどの程度でしょうか。

(3) 教育委員会は、学校教育や社会教育、すなわち生涯学習の拠点として、町民が慣れ親しんでいる場所です。職員の利便性も必要と思いますが、町民の利便性を優先すべきではないでしょうか。

2. 道路環境の整備と改善について。

安全・安心なまちづくりの一環として、道路整備はとても重要です。子供たちをはじめ、障害を持たれている方や高齢者に対する安全対策は時を待てません。場所によっては、早急な対応が必要なところもあります。

そこで次のことを問います。

(1) 町道及び県道における陥没箇所補修工事の実績はどうなっているのでしょうか。また、

町道における建設課対応、専門業者対応はどのようになっていますか。

(2) 県は、波佐見郵便局前から濁淵間の歩道整備を考えていると、6月議会で答弁がありました。着工予定はいつでしょうか。

(3) 「自転車通行可」の標識の設置及び変更は、その後どのようになっているでしょうか。

(4) 町道の除草作業は、どのような計画で行われているのでしょうか。また、県道の除草作業に対して、町としてどのような要望を行っておられますか。

(5) 山角橋交差点の信号機の撤去予定は、どのようになっているでしょうか。

(6) 町として「交通安全宣言」を制定できないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 田添議員の御質問にお答えいたします。

1. 教育委員会の新庁舎への移転については、教育委員会より答弁があります。

2. 道路環境の整備と改善について。

安全・安心なまちづくりの一環として、道路整備はとても重要である。子供たちをはじめ、障害を持たれている方や高齢者に対する安全対策は時を待てない。場所によっては、早急な対応が必要である。

そこで、次のことを問う。

(1) 町道及び県道における陥没箇所補修工事の実績は。そして、町道における建設課対応と専門業者対応はどうなっているかという御質問ですが。

町道の陥没箇所については、地元からの通報によるものや職員が現場に出た際に発見した箇所を、その都度、補修工事により対応しています。その実績としては、町内各地で多数発生し、年間約100件を施工している状況となっております。なお、県道の陥没箇所については、地元から通報があった場合、県道管理者である県北振興局の道路維持課に補修工事をお願いしており、今年度は3カ所について県へ連絡しています。

次に、町道における建設課と専門業者の対応についてですが、通報等があった際は、まず職員が現地確認を行い、陥没の規模が比較的小さく、補修外での対応が可能と判断した場合は建設課職員で補修を行い、陥没の規模が大きく幅広い補修が必要となるものや機械類が必

要なもの、何度も補修を繰り返している箇所については、業者へ修復を依頼しています。

(2) 県は、波佐見郵便局前から濁淵間の歩道整備を考えていると、6月議会で答弁があったが、着工予定はいつか。

お尋ねの県道佐世保嬉野線、深添工区の歩道整備については、本年5月に測量調査を実施するための地元説明会が行われ、10月には調査完了に伴い工事内容の説明が行われたところ です。

現在は用地や建物の調査を実施中で、本年度末までには完了することになっていますので、その後に用地交渉等が行われ、順調に進めば令和4年度の下半期には、工事着手される予定 となっています。

(3) 「自転車通行可」の標識の設置及び変更は、その後どうなっているのかという御質 問ですが。

今年6月議会でも説明したとおり、自転車通行可などの道路標識については、警察が現地 調査を実施され、設置が必要と判断されれば、県の公安委員会で設置されています。

設置基準として、まず歩行者の通行及び沿道の状況から、歩行者の通行に支障がないと認 められること。次に、縦断勾配がおおむね10%未満で、自転車の通行に危険がないこと。3 点目に、原則として歩道幅員が2メートル以上あること。加えて、自転車の通行量が多いこ とも判断の材料とされているようです。

先に御指摘がありました箇所への自転車通行可の標識については、早速、川棚警察署と協 議を行いました。川棚警察署からは、地元から正式な要望書の提出があれば、現地調査を実 施し設置を判断するということでしたので、今後、関係自治会と協議したいと思います。た だ、警察としては積極的に標識の変更は行わないとの意向でした。

(4) 町道の除草作業は、どのような計画で行われているのか。また、県道の除草作業に 対して、町としてどのような要望を行っているのか。

同様の質問が9月定例会でもあり、その折にも答弁しておりますが、本町の町道総延長は 約148キロメートルと広範囲であり、法面の草刈りや除草については、地域の方や隣接農地 を管理される農業関係者等の御協力により実施されているのが実情です。ただし、主要路線 である波佐見縦貫線と植栽帯を有する横枕線の2路線は、陶器まつり前と7月と10月の年3 回実施し、それ以外の路線については、各地区のボランティア清掃による草刈り等をお願い しているところです。

また、地元から車両や人の通行等に大きく影響があると通報があった場合については、職員が現地確認を行い、必要に応じて町の環境美化作業員により対応しています。

次に、県道の除草作業に対しての要望でございますが、毎年3月に陶器まつり前に一度除草を実施してもらうようお願いしており、それを含め、年間2回の除草が実施されています。

また、県のアダプト制度により、町内の9団体が県道の草刈り等の美化作業を実施されています。そのほか、地元から要望があった箇所については、その都度県へ連絡し、対応をお願いしています。

(5) 山角橋交差点の信号機の撤去予定は、どうなっているのかという御質問ですが。

川棚警察署に確認しましたところ、「詳しい日程は警察のほうでも把握していないが、今年度中には撤去される」という回答があります。なお、信号機の撤去についても、県公安委員会で行われます。

(6) 町として「交通安全宣言」を制定できないかという御質問ですが。

まず、本町の交通安全の取組について申し上げますと、春、夏、秋、年末と年4回の交通安全運動を実施しており、それぞれの期間中、改めて交通安全の普及啓発を自治会の御協力もいただきながら行っています。

また例年、警察や交通安全母の会、交通安全協会などに御協力をいただき、期間中に蓮池保育園先の県道1号線沿いの待避スペースを利用し、直接ドライバーへの交通安全を呼びかけるキャンペーンや、大型店舗などで交通安全チラシの配布なども行っております。また、12月には飲食店回りも行い、飲酒運転撲滅の普及啓発にも努めておりますが、これらは昨年、今年とコロナの影響で活動の自粛や実施の見送りとなっております。

一方、今年度新たな取組として、高齢者「おっと危ない」講習会を開催しました。これは、県が導入した歩行者用や運転者用のシミュレーターを使い、高齢者の方に歩行者目線や運転者目線での模擬体験をしていただいて、今の運動能力や運転能力、判断能力、危険予知能力を確認してもらうものです。この講習会については、高齢者の交通安全普及のためにも開催日数を増やすなど、取り組みを進めてまいりたいと思います。

さて、お尋ねの交通安全宣言については、交通戦争と言われていた昭和40年代に宣言されている自治体があるようですが、本町では行っておりません。最近、交通安全宣言をしたという自治体はあまりお聞きませんが、今後開催を予定しています交通安全協議会の折にも

話題に上げて、どういった取り組みを行っていくか協議してまいりたいと思います。

なお、その他の御質問については、教育委員会より答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 教育委員会の新庁舎への移転について。

教育委員会の新庁舎への移転については、これまで関係団体や町民の意見及び要望等を聴かれ、新庁舎の建設が進められている。しかし、町民の中には新庁舎への移転に対して反対されている方も少なくない。

そこで、次のことを問う。

（1）各部署との連携がこれまで以上に必要になったとの説明があった。令和元年度、令和2年度の各部署との連携実績件数はどうかというお尋ねでございますが。

新庁舎建設計画につきましては、平成27年10月から本格的な検討が始まり、有識者による波佐見町庁舎建設検討委員会において、基本構想の答申が行われ、その後基本計画の策定、基本設計を経て、実施設計が行われており、その中でも教育委員会事務局移転も検討されたものであります。

移転検討に当たっては、昨今の教育委員会を取り巻く環境が社会の複雑化、多様化に伴い、様々な課題に直面していることが大きな要因となっています。

学校教育関係では、虐待案件、家庭の貧困問題、自然災害に対する対応、通学路をはじめとする交通安全対策、老朽化する施設の維持補修などに加えて、ICT教育の推進など新しい課題もあります。また、社会教育関係では、様々なイベントを行うに当たり、町長部局及び職員の協力が不可欠となっている一方で、今後コミュニティ・スクールをはじめとする地域協働実践活動は、自治会や各種団体との連携調整が必要で、その調整についても、町全体のまちづくりの施策の中で行うことが求められています。

そのほかにも様々な課題がありますが、これら課題を教育委員会だけで対処することは困難であり、各関係機関や町長部局との連携が必要となっています。そのような中、現在の教育委員会は、庁舎と離れた総合文化会館で業務を行っていることから、各部署との情報共有の希薄があるとともに、迅速な対応が難しく、物理的な距離を補うため、相当な時間と労力を要しているのが実態です。

このため、これら諸課題の解決と、同じ波佐見町の行政機関として、一体的な事務・事業

を行い、町全体の行政効率とサービス向上のため、新庁舎の建設に合わせて、教育委員会事務局を移転することとしています。

そこで、連携実績件数はどうかのお尋ねですが、各関係機関、町長、各部署との連携は、日常的に数多くあり、特に必要なものを除いて、件数自体の記録を特段取っておりません。一方で、冒頭申し上げた様々な課題に対処するため、職員相互に往来し、課題解決に向けて事務事業を行っていますが、その件数は年々増加し、その課題は複雑化していると肌で感じております。

(2) 教育委員会内に教育相談室が設置されている。相談窓口は指導主事となっているが、近年の相談件数はどうかのお尋ねでございますが。

就学や措置変更、学校生活の様々な教育相談については、指導主事が窓口になっています。特に、入学前の就学相談や通常学級、または特別支援学級への措置変更については、保護者と数多くの相談を重ねる必要があり、その経過の記録が重要となっています。本年度においては、8名の教育相談を継続的に行っており、延べ件数は主なもので23件となっています。

また、スクールソーシャルワーカーが受ける教育相談もあり、児童生徒45名について継続して対応しており、必要に応じて指導主事が対応し、町長部局の各担当と連携を行っております。

一方、町長部局においては、保育園、認定こども園からの情報に基づき、小学校と連携を図る観点から育児相談や園訪問を行っており、教育委員会も情報の共有のため園訪問に同行しており、その対象者は36名となっています。加えて、児童生徒本人や、家庭内で問題を抱えている案件14名についても情報を共有しており、必要に応じて個別ケース会議を行っているところです。

このような情報共有を行いながら、就学につながる事案や学校生活に関連する事案は教育委員会が教育相談としてつなげております。

(3) 教育委員会は、学校教育や社会教育、すなわち生涯学習の拠点として、町民は慣れ親しんでいる場所である。職員の利便性も必要と思うが、町民の利便性を優先すべきではとの御質問ですが。

先般行った意見公募・パブリックコメントの中で、教育委員会事務局の移転に対し、懸念の声が寄せられましたが、趣旨としては総合文化会館の管理と社会教育事業、生涯学習の関係性だと認識をしております。

この回答については、8月に町のホームページ及び9月号の町広報紙で公表しているところですが、具体的には、総合文化会館は町のほかの施設同様に外部団体に委託し、その事務局が常駐することで安定的な施設管理が図られるとともに、教育委員会事務局における管理業務が低減されることで、事務局は社会教育、生涯学習の業務に専念できるものと考えております。

また、例えば教育委員会事務局が新庁舎に移転することで施設の予約は新庁舎でもできるようになりますので、町民皆さんの利便性の向上につながるものと考えております。現在の総合文化会館での業務につきましては、町民皆さんが慣れ親しんでいただいておりますので、移転によって御不便や御迷惑をおかけすることがないように十分配慮しながら、先ほど述べました様々な課題を改善・解決するため、新庁舎へ移転を行うこととしております。

このことで、職員というよりは行政の事務事業の利便性向上につながり、ひいては町民皆さんの利便性向上につながるものと考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

まず、教育委員会の新庁舎移転についてお尋ねをしたいと思います。先ほど答弁がありましたけれども、まずは関係団体辺りとの意見聴取と言いますか、そういうのをなさったと思うんですが、私が調べた中では多分、社会教育団体等々、団体の数はプラス地区も含めれば100ほどあります。

それから、委員とか協議会とかそういう団体を含めれば、人数的に200名弱、100名を超えております。こういう方が生涯学習の拠点として、これまでも現在の教育委員会を中心として、まちづくり、いろんな行事等も行われてきたと思うんです。

先ほどパブリックコメントのことも言われましたけれども、そこに書いている理由が全部一貫した回答ばかりでした。当然答弁ですから曲がってはいけないと思うんですが、どうしても職員側の目線で考えている旨を強く感じました。過去に遡れば、昭和36年7月7日に落成式を迎えて町政が動いているわけですが、昭和42年に町の公民館が落成をして、そこに社会教育事務局をし、地域活動の拠点を舞相の公民館に移したんですね。そして、昭和47年増築のときには教育委員会は、ここの今のこの場所に教育委員会の事務局はありました。パブリックコメント等で回答されているように、平成10年3月、総合文化会館が開館すると同時に、教育委員会が向こうに移転をしています。

各部署と連携をする、これは当然のことです。その量が増えていくのも時代の流れとして十分理解できます。しかし、一番考えていただきたいのは、町をつくっているいろんな要素があると思うんですが、私は生涯学習だと思うんです。子供からお年寄りまで含めたこの生涯学習に対して、町がどう向き合っていくのか。それは物すごく大きな問題で、単なる各部署との連携等が非常に必要な時代になったから元に戻すんだというのは、何か説得力に僕は欠けるような気がするんですが、生涯学習の拠点として、今現在ある教育委員会、これの充実を私は図るべきだと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

これまでの経緯につきましては、田添議員のおっしゃるとおりだと思いますが、現在この新庁舎の移転計画につきましては、先ほど答弁でも申しましたように、平成27年10月からの建設検討委員会の基本方針にのっとっての動きだと私自身は理解をしております。生涯学習とどう向き合うかということにつきましては、今後とも生涯学習を基本として、子供から高齢者まで全ての方々に教育を施すということにつきましては、何ら移転をすることで変わることはありません。

御心配になっている教育委員会におけるこれまでの、例えば窓口業務であったり貸出業務であったり、イベント等々の補助支援作業につきましては、外部委託をすることによってこれまでと同様なことを行っていただき、決して町民の方々に不安や不便をおかけすることがないように十分に配慮をしていきたいと思っておりますし、何よりも町長部局等々の関係機関との連携によって、生涯学習の本筋の部分、より連携性のある事業を推進していくために、連携をした事業を取り組みたいというための土台の部分を中心に協議をしていくためにも、ぜひ新庁舎の移転によって、連携性が図れる場所に移転をさせていただきたいということをお思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

私が過去のこの教育委員会の事務局等がどういう位置づけだったかという話をしたのは、必要があったから戻す、総合文化会館ができたから委員会を向こうに移す、そういう問題じゃないということを僕は言っているわけです。連携は必要になるし、時代がこれからどう変わるかも分からない。しかし、町をつくっている子供から高齢者まで含めた、その拠点とな

る一つの場所、今の場所でいいのではないかと。例えば新庁舎に駐車場辺りもかなり確保されておりますが、やはり今の総合文化会館、ああいうところでいろんな行事とか何かしたほうが、駐車場もあるし非常に便利だと思います。

委託をすると言いますが、委託業者に例えば社会教育主事とか、そういう方を求めるんですか。今現在も体育センター等はその委託業者が管理等を行っておられると思います。体育センターに入ったことありますか、最近。ステージ下の椅子等を直すところには赤のテープでバツェンマークが四つつけられていますよ。非常にみつともない。そういうことに対しては早く対応して、町民が使いやすいように、関係団体が使いやすいように本当はすべきですよ。そういうところもきちんとできてるんだったら、委託業者でできるのかなと思います。別の業者に委託されるんだったらこの話は別になるかもしれません。そういう諸々のことを考えたときに、今の場所のほうがいいし、また、そこを利用される方、駐車場等の利用についても、現の総合文化会館のところのほうが使い勝手は非常にいいんじゃないかなというふうに考えますが、その点についていかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

大きな時代の流れの中で、教育委員会と町長部局等々の関係部署との連携性を図らなくてはいけないというのは、議員も同じ考えだと思っております。そのことをまず一番目に移転の問題については考えなくてはいけないだろうと思っておりますし、生涯学習の充実ということも、先ほど答弁申しましたように、これも波佐見町の発展のために、町民の幸せにつながるためにも、何としても充実しなくてはいけないところと思いますが、そのことが今の総合会館の中の委員会できなくてはいけなくて、新しい庁舎に移転するからできない、あるいは弱くなっていくということではないと思います。

答弁してありますとおり、庁舎の移転につきましては、私たちの連携性を確保するために、より連携性のある部署との連携を図ることによって、より充実した中身の部分、計画の部分、運営の部分での充実を図りたいということで、現在使われている総合文化会館のメリットの部分について、決して支障がないように、不安を与えることがないように、今後研究検討をして、そういう不安を解消していきたいということで、ここは答弁させていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

二つ目に、教育相談等について質問をしました。件数等について御報告がありましたが、前も同僚議員が子育てについては質問をいたしましたけれども、非常に子育てが難しい時代になってきています。そのことを考えたときに、いろんな相談窓口があるかと思いますが、学校教育に関しては、やはり教育委員会内にある教育相談室、そこが子供や保護者にとって、非常に活用しやすい、足を向けやすい、そういう状況をつくる必要があると思っています。

私個人的には、非常に足を向けにくい、行き詰まった、どうしようかという、そういう状況の中で相談に来られているケースが多いのではないかなと。そうじゃなくて、小さい段階から気安く相談できる。今の流れとして、学校側にはなかなか言えないから、ワンクッション置いて教育委員会にちょっと尋ねてみよう。または、最近はいきなり県教育委員会にボンと相談をされる。そういうケースも県下全域を見ても少なくないんじゃないかなと。

私は、新庁舎に移転をすることによって、1階のフロアの中で、一番はあの図面が出たときに連携が必要だと言われて、委員会の横に税務課があって、その横に子ども・健康保険課が置いてありました。なんて矛盾しているんだろうと。子ども・健康保険課が一番連携が必要なのに、委員会の隣は税務課が場所を取った図面が公開されました。そういうところから、本当に連携が必要なんだという、その姿に対して疑問がありました。

そこで、ここの二つ目の教育相談室についても、いろんな課題があるんです。電話番号が教育委員会の総務課の番号と一緒に。85-2034。そこにかけたら、社会教育から教育総務班。全部そこ一本しかないんですね。やはり相談業務をするためには、別の回線をつくるべきだと思います。ほかのところにもかなりの支援額を計上されていますが、そんな費用はかかりません。そういうのをもっと町民の方に周知徹底をして、いつでもできるんですよ、相談はできるんですよという体制をつくる。そういうことを考えたときに、新庁舎ではちょっと難しいのかなという思いをしています。

ワンフロアの中で、または職員の方の子供さんが相談に行く。あら、何しに来たっちゃろかとか、そういう情報がもうツーツーになってしまうので、今の総合文化会館のほうが、まだそういうプライバシー的なものは保たれて、子供たちは、または保護者は利用しやすいんじゃないかなと思っています。

あと、相談件数も8件、延べ23件と言われましたが、これも昔の情報で申し訳ありませんが、平成2年度には、毎月第1、第3月曜日は、愛のテレフォン子供相談日ということを設定

置されて取り組んだ時期もあります。もうその姿はないわけですが、今こそこういうものもうまく教育相談室として活用すべきではないかなと。そういう相談業務を考えても、今の場所が教育委員会としては、僕は適しているとは思いますが、その辺に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

相談業務につきましては、現在の総合会館内でも今後行う予定です。あくまでも相談者の方が、総合会館のほうがしやすいという依頼であれば、こちらのほうから指導主事を中心として出向いて行って相談対応を行いますし、新庁舎でも今危惧された部分につきましても、フロア内の場所についてはまた今後検討することも可能ですし、実際に教育相談室も新たに設置しておりますので、総合会館でも教育相談に対応できますし、新庁舎でも対応できるという点では、町民の方にとっては利便性があるのではないかなと考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

弱い立場に立たれた方、その思いを十分酌んでいただいて、教育長が答弁された内容は十分に分かります。でもこの教育問題というのは非常にデリケートです。前からも議論がされているように。だからそういうデリケートな部分に対して、町が本当に、回答は今の現総合文化会館のほうに出向いてから相談業務を行います。それで回答は済むでしょう。でも、本来ならばそこにおられて相談業務をしたほうが、相談に来る側の立場に立ったときは非常にハードルは低いんじゃないかなと思います。そういうデリケートな部分がありますので、公にぱっと見たときには新庁舎に何もかもこう各課があって連携しやすいように見通しもよくてというようなのがいいかもしれませんが、これから非常に繊細な部分、思い悩んだりとか、そういう部分がなかなか外に出せませんから、ぜひそういう部分への対処もしていただいて、教育委員会の在り方、生涯学習の拠点となる、そういう部分に十分に配慮をして、今後移転等についての考えを進めていただきたいなと思っています。

具体的には、新庁舎の裏口から入ってもらうとか何か言われましたが、そのこと自体、その人たちに対してのハードルを高くしているんじゃないかなと私はこう思っております。町民にとっては平成10年から慣れ親しんだ現総合文化会館です。それが新庁舎に変わること、駐車場の問題等々、いろんな課題等が見えてくるかもしれませんが、いま一度そういうとこ

ろも配慮をしながら、本当に町のために職員の方も、町民も利用しやすい、そういう庁舎を求めて進めていただきたいと思います。

二つ目の道路環境整備について質問をしたいと思います。陥没箇所の補修工事の実績はということで聞いたんですが、予算もかかりますし、簡単にはいかないというふうに思っていますが、もう何回も話をするので申し訳ないんですけど、この写真は山角橋、先日の雨の日、向こうは八島のほうから来たのが右側ですかね、左側が焼野のほうから来た、ちょうど山角橋から200メートルぐらいのカーブです。ここを通っているときに、子供たちは両方からの車両から水を浴びているんです。何回も私も言いたくないんですけど、何かこう対応できないですかね。

トラックの件数は減りました。伊万里の運送業者の20トン車ですか。大きなのが今走って、トラック等の台数は減ったんですが、かなりスピードを出していく関係で、子供に跳ねたとか、そういう意識はない状態で通行をされています。ぜひ子供たちが通行するそのときに、雨の日に1回見に来てください。というのは、野々川郷とか中尾郷等々、子供たちが少なくなって、タクシー等で安全に登校させようというような対策が講じられています。

私がこのことをくどく言うのは、村木の子供たちと、稗木場の子供たちは雨が降ろうと歩いて通ってるんですよ。そうやって子供たちが頑張っていることに対して、大人が何らかの形で、やはり支援している、支えているその姿を見せてほしいなと思っています。何人の子供が今までにどの程度水をかけられたかという調査までは私は聞いておりませんが、ここを通過するまで私は見届けて、ああ、今日は濡れんやったというような、そういう状況をぜひ現場を見ていただきたいなど。

これは岩崎の交差点のところですよ。ここ、車で走られたら分かります。私が言葉で言うより、ぜひ通ってみてください。山角のほうから村木に向かっていくところです。ガタガタガタガタしています。そして、20トン車も毎日のようにここは通る、信号では止まる。かなり負担が来ています。これは建設課での対応は難しいとは思いますが、このままにしておくともっと地盤に悪影響を与えるのではないかなと思っています。

ここは就労施設そらの横のところですよ。中学生が自転車通学でここを通っていきます。村木、稗木場の子供たちはここを画面上右から左に歩いていきます。これは窯業試験場から長野線、これも前に言いました。先ほど陥没箇所については対応したというようなことでしたけれども、私が指摘しているところについては、まだ順位的には下なのかなと。答弁の中に

も、地元からの要望がなければとか、私は地元の代表として、プラス議員として、住民の代わりに僕は発言してるつもりなんですけど、自治会のそういう署名とか要望書等がなければ着工に至らないのか、その辺についてちょっとお尋ねをします。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

今御指摘をいただいておりますような箇所につきましては、一般質問をいただくまでもなく、こういった状況写真を示していただいて、原課のほうにお届けをいただければ、すぐ原課のほうで調査をしまして、対応してまいりたいと思います。こういったものはアスファルト舗装、オーバーレイで済むような箇所も多少ございます。

ただどうしても地形的に加工しなくてはならないと、あるいは排水溝を設置しなければならぬというような工法的な問題もある場合については、業者の発注等もありますけれども、ぜひ、こういったものがありましたら、早急にここがこういうふうになっていたよというような御連絡をいただければ対応可能かと思しますので、その点はよろしく願いいたします。

ですから、雨の降った時点で、建設課の職員が出て行って確認をしてくださいとおっしゃる前に、こういったはっきりしたものがあれば、お示しいただければ対応できるものというふうに判断いたします。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

ちなみに私はこの陥没箇所については2回目の質問をしていることを申し添えたいと思います。その後変化がありませんでしたので、あえて2度目の確認を取らせていただきました。

あと、二つ目の波佐見郵便局から濁渕間の歩道整備をするというような、うれしい答弁が6月議会でありましたので、その後どうなるのかなということで関心を持っておりました。でも、早急に、これもまた現場の写真等を提供してもらえればと言われるのかもしれませんが、これも前に提供したものです。

私もずっとこの場所を見ているわけではありませんが、たまたまここを利用する際に、高齢の方が自転車に乗って、あの間を歩いていかれました。シニアカーというのはスズキの商品名だからシニアカーでいいんだ。シニアカーで行かれる方もあの間を行かれるんですよ。私、言ったでしょ、あそこは段差ができて三角状になってからガタガタしているって。あそこは一本抜くぐらいは、すぐできるんじゃないですかね。そういう対応がなされないもので

すから、今回のような質問をしているんですけども。その点についてはやはり町単独では一本撤去するのは難しいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

御指摘の点、多分ここは県道の範疇になりますので、さっそく県北振興局のほうには連絡を取って、対処をお願いしたいと。完全に撤去ができるかどうかは、県北の判断になりますけども、連絡を取りたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

事故が起こる前にできる対応はしていただければ、町民の方も喜ばれるんじゃないかなと思います。

次に、標識等については、るる答弁がありました。そのことは私も分かってはいるんですが、これ、横枕のところにある東小学校に行くバイパスのファミマのところの横の自転車通行可の標識です。これもなかなか簡単に独自で撤去ができない、変更できないというのは十分分かった上で話をしているんですが、道路標識設置の手引というのが全国版で出されています。ちょっと時間を取りますが、そこの1項目を読みます。

電柱、消火栓、街路樹、沿道の樹木、沿道広告物、堀、電話ボックス、郵便ポスト、また、その他の道路標識等により見えにくくなるおそれがあるような場所、そういうところは避けるというような一文があるんですが、今、これは剪定をしていますからよく見えますが、私が前に行ったときは生い茂って全然見えない状態です。

これも公安辺りとのことが必要になるかもしれませんが、ここは通学路にもなっていません。いろんな町のイベント等でレンタル自転車とか、そういう方が利用されるか、大人の方が利用される際に見られるんじゃないかなと思います。これも完全に生い茂ってしまえば、春先にはあの標識は見えない状況です。こういうのも、標識の移動なのか、前の樹木を撤去するのか、その辺も含めて、まとめて県のほうにも問い合わせさせていただいて、弱者の命を守る対策を取っていただきたいなと思っております。

なぜかという、前のときにも言ったんですが、ここからオーケーなんです。ということは単純に考えれば、ここまでは車道の左側を通れということなんですよ、ルール上で言えば。前に言いましたね。12歳以下、75歳の高齢者はこういう標識があってもなくても、歩道を自

転車で通ることはできるんですよ、あのことはもっとアピールしてほしいと。今現在も高齢者で左側をルールを守って通られている方がおられますので、歩道は通っていいんですよというのは、ぜひ町の広報紙辺りでも徹底をしていただきたいなど。だから、ここからはオーケーと。これまでは左側を切らせている。おかしいでしょう。じゃあ、横断歩道もない。そういう不都合な部分があるということで指摘をしていますので、これは今、一文を言いましたが、こういうような標識は村木にもありますし、町内いろんなところにあります。ここからオーケー、ここまでは左よく来てくるけん歩道を利用するというような、そういうところがありますので、ぜひ関係団体辺りと話をされるときに、まとめて情報提供をしていただきながら、子供たちまたは高齢者等を守る対策をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

道路標識につきましては、今、映像を見せていただきまして、確認をできました。この道路通行可についてちょっと申し上げさせていただきたいと思うんですけども、あの後、警察とも協議いたしまして、警察のほうではこの情報は御存じでございます。警察が現地調査をされまして、公安委員会のほうで設置を変更とかいうことはされると思いますけれども、再度こういった要望がまたありましたということで、警察のほうにお話をさせていただいて、地元からそういった要望があれば検討させていただきますという回答をいただいておりますので、こちらにつきましては、警察のほうと再度また協議をさせていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

先ほどの答弁の中で、川棚警察署は変更はしないと、予定はないというような回答をいただいたということでしたので、ぜひ町として働きかけていただきたいと思っております。

次に、県道・町道の除草作業については、同僚議員のほうからもちょっと機材の購入等で質問がありましたが、可能な限り私もできるところはやろうとは思っているんですが、ちょっと疑問になって、別にこれは、岩崎から山角橋に行く途中のところなんです。このちょうど画面が切れたところ、そこは小学生が2名、横断歩道ないんですが、集団登校するためにそこを渡っているんです。でもそこは車が来ないときに走って渡ったりしているような現実があ

って、要するに、見通しが非常に悪い状況ですね。大型車は見えるかもしれませんが。こういうところ、全然草を刈ってないんです。私も実際県道が家の前ですから刈りますけれども、非常に怖いんですね。車が来ないときにぱっと刈って、また石が飛んで車を傷つけたらどうしようとか、何も保証がない。ボランティアでやってるんですけども。

だから、そういうことを地元をお願いするというのも非常に難しいので、町のほうで確認をしていただいて、多分いろんな課がありますので、町道、県道、公用車も通っておるんじゃないかなと思います。そういう状況を見られて、ちょっと危険がありますので、個人的なものではちょっとできないのかなと。コーンを置きながら、飛び石等が発生しないような状態で対応しないとイケない。ここはもう本当、一年中このような状況です。

ほかにも、こういう歩道の本当は花壇なんでしょうけども、今この状態です。ここは県道1号線です。私は通告書を出した3日後には業者が刈っておりましたから、今現在はきれいになっております。これも県道1号線です。

ここについては、事故等が非常に多くて、実際私も乗りましたが、この草があるために、車の往来がよく見えない。非常に危険な状態になっています。ここも隣はビニールハウスがあって、個人の土地になったりするものですから、なかなか個人にはボランティアでここを刈るということはできないんですね。そういうところで何か町として対応していただけないでしょうかということですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

御指摘いただいております箇所については、県道ですので、これも管理者である県のほうには御連絡をしながら、早急な対応ができるかどうか要望してまいりたいと思いますし、町道の中でも特に先ほど御指摘にありました子供たちの通学路、あるいは延長線にあるような道路等につきましては、可能な限り環境美化作業員さんによって対応してまいりたいと思いますので、御連絡をいただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

あと、山角橋交差点の信号機の撤去については答弁がありましたので、そのような計画で進められるんじゃないかなと。その後、私も毎日立っているものですから警察の方とお話を

するんですが、40キロと50キロの区切り目のところに減速という文字は書かれました。でも、正直言って効果は全然ありません。そこで、私が大きな事故、または子供たちが事故に巻き込まれる前に、何か町を挙げて、波佐見は観光または焼き物のまち、自然豊かなまち、温泉のまち、いろいろあるかと思いますが、それを築き上げているのは町民の交通安全に対する意識の高さだというような、そういう部分も併せてまちづくりができないかなと。

それは毎朝、私が小学生、中学生を見送る中で、法定速度で走る車はもうほとんどと言っていいぐらいいません。交通安全は生活習慣と非常に密接に関係するというようなことを言った人がいます。寝坊したら慌てて運転します。余裕があれば余裕のあるハンドルさばきをします。非常に生活習慣と密接な関係があるんですけれども、何か速度を落とせとか、ちょうどそこに、喫煙所の横にカーブ、速度を落とせという看板、波佐見町というのが横になっておりましたが、そういうもの辺りも使いながら、事故防止にそんなに大きな金はかからないと思いますので、子供たち、または町民の命を守る予算として、何かそういう看板等を設置したり、宣言をしたりできればと思ってこの件を提案をしたんですが、町長、この件に対して、最後にどのようなお考えか教えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

従来から私が若い頃からも、そういうふうな宣言とかいろんなことはあって、そして、いつの間にかなくなってしまったんじゃないかなというふうに思っております。議員がおっしゃるように、これは町民全体が、一人一人がそういう交通安全に対する意識というのを高めていかなきゃ。それを高める活動をしていかないかのじゃないかなというふうに思っておりますし、そういう面では、交通安全協会とか、それから交通安全母の会とか、そういう関係の人を動かす、そういうふうな方々とちゃんと話をしながら、話を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で3番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分から再開します。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は9番 北村清美議員。

○9番（北村清美君）

皆さん、こんにちは。

通告に従い、次の質問をしたいと思います。

1. 住環境整備について。

本町は、公共下水道と合併浄化槽の設置を推進されていますが、現状はあまり進んでいません。

そこで、次のことを問います。

(1) それぞれの設置状況はどんなでしょうか。

(2) 今後はどういう方針で進めていかれますか。

2. 町財政について。

一瀬町長就任時における基金及び公債費の状況はどうでしたか。また、現在の基金及び公債費の状況はいかがですか。

以上の2点につきまして質問をしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 北村議員の御質問にお答えいたします。

1. 住環境整備対策について。

本町は、公共下水道と合併浄化槽の設置を推進されているが、現状はあまり進んでいない。

そこで、次のことを問う。

(1) それぞれの設置状況は。

現在、波佐見町の汚水処理施設整備については、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業により実施しているところです。令和2年度末現在で、公共下水道の汚水処理人口普及率は46.7%、浄化槽の普及率は32.1%であり、汚水処理人口全体では78.8%になっており、普及率は、少しずつありますが年々増加しています。

公共下水道事業においては、現在、村木地区の管路敷設工事を実施中であり、完了までに3年ほどかかる見込みです。利用者に向けては、融資あっせん制度などについて、工事説明

会の折に分かりやすい説明を心がけ、水洗化率の向上に努めています。なお、現在の水洗化率は約91%となっています。

次に、浄化槽整備事業については、国、県、町による設置費補助を行っておりますが、昨年度からは通常の補助金のほか、町単独の上乗せや浄化槽の入替えについても補助対象としており、さらに本年度からは国の制度改定により一部減額となるところを町単独で補い、前年同様の補助額とするなど、浄化槽設置の普及促進を行っており、毎年30件程度申請がっております。

(2) 今後の方針は。

次に今後の方針ですが、下水道事業については、接続率の向上や使用料収入での継続的な施設維持管理を保っていくことができるか、また、将来的には老朽化する施設の更新費用の増大などが課題となって考えられます。

今後は、令和5年度から公営企業会計法適用により経営戦略の算定に必要な基礎情報を得ることができることから、これらの情報を中長期計画へ反映させることや、現在、県主導による広域化や広域連携の研究が行われており、この結果も参考にしながら、経営の効率化を進めてまいります。

次に、浄化槽事業では、普及率の向上において高齢者世帯や独居者、設置場所の確保が困難などにより浄化槽設置に積極的でない方へ理解を深めてもらうこと、その上で設置を促進していく方法の検討が挙げられます。まずはアンケートなどの意向調査を行い、普及促進を困難にさせている要因に対して、どのような施策が打てるのかを検討してまいります。

2. 町財政について。

一瀬町長就任時における基金及び公債費の状況はどうだったか。また、現在の基金及び公債費の状況はという御質問ですが。

私が就任しました平成10年度の基金残高は10億円ほどだったのに対し、中央小学校改築で約16億円、総合文化会館建設で約20億円の借入れが行われており、町債残高が81億円を超えていました。さらに給食センターが改築中で、西ノ原土地地区画整理事業、公共下水道事業など、大型事業の実施を控えており、このままでは財政が破綻するのではないかとの認識を持ちました。当時の予算を見ても、総額約50億円のうち7割は依存財源であり、自主財源は3割にすぎず、歳出では借金返済にあたる公債費が7億円近くに上り、非常に厳しい財政運営を強いられておりました。

このため、平成11年度に財政構造改善計画を策定し、まず、大型事業等を含む財政計画の策定に当たっては、非常事態というべき財政状況を踏まえ、限られた財源の重点配分、優先順位の明確化と経費支出の効率化に徹し、経費全般において徹底した節減合理化を推進することとしました。

次に、町債の累増が財政運営を圧迫している状況に鑑み、極力一般財源の確保に努め、起債の発行総額をできる限り抑制することを基本に、経常的事務費の対前年比5%程度の削減、経常収支比率80%を目指す。起債制限比率13%以内の数値目標を掲げ、併せて組織機構を見直し、事務事業の簡素効率化を図り、現職員数の10%程度削減を目標といたしました。

この財政構造改善計画に基づき、直近3年間を基本とする振興実施計画により、毎年各課の事業計画を査定し、計画的な予算計上と経費削減を図ってきたところです。

さらに平成16年度、国の三位一体改革や東彼三町合併破綻を受けて、この財政計画を見直すとともに、平成18年度には集中改革プランなど様々な行財政計画を策定し、歳入歳出の聖域なき大幅な見直しを行い、運営費補助金の30%削減をはじめとする経常的経費の削減を行いました。また、人件費については職員数の削減や特別職の報酬見直し等により、大幅に削減したところです。

これらの計画と確実な実施、さらには国、県の補助事業、助成事業の積極的な活用を図り、限られた自主財源を基に効果的な財政運営を行った結果、危機的状況をしのぐことができました。この間の自治会をはじめ、各業界や町民皆様の御理解と御協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

近年、ふるさと納税の大幅な増加により、それを財源として特色ある施策も打つことができるようになり、令和2年度末の基金残高は48億円を超えております。一方、町の借金である起債残高は約64億円となっていますが、このうち後年度に全額が地方交付税として交付される臨時財政対策債を除いた実質的な町債残高は40億円を下回っており、財政状況は大幅に改善できたものと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

この下水道等浄化槽の問題は、これで5回目です。5年前もやりましたから始めていますけど。進捗状況をよく見てみますと、はっきり言ってあまり進んでいません。これで改めてこの問題を取り入れました。

今、先ほど説明が答弁の中にありましたけど、下水道世帯、浄化槽世帯、約78%の達成率と答弁がありました。それでは、くみ取り世帯は何世帯あるわけですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

大体1,400から1,500ぐらいだと思いますが、その中には、下水道区域内の方もおりますので、浄化槽の設置が必要な区域の方で申しますと、1,000から1,100ぐらいかなという状況です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

肝腎なことの質問に入るんですけど、6年前、下水道の長期計画を見直しされましたですね。町長。見直しを決定されましたよね。下水道計画の永尾とか皿山とか中尾地区とか小樽とか。その今後の見直しというのは、今後一切ないですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

現時点で考えてみて、その時点で見直した時の時点、そして、現在の時点も、ほとんどこれをまた元に復帰するとかというようなことでは、とても財政が逼迫してくるんじゃないかということで、私は今のまま、見直したその状態で進むべきじゃないかと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それは2回も3回も聞いて同じ答弁が、心変わりはないかなと思って聞きましたけれども。そういうことですよ。これはどういう理由でこの見直し計画を断念されたか、それをもう1回教えてください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

なかなか前のことは思い出しませんが、そのときはやっぱり、まず、下水道の範囲を広く取っておかないと、国の許認可が受けられないというようなこともあったんじゃないかならうかと思っております。

しかしやっている中で、この下水道は、やっぱり住宅が密集しているところにあって初めて効果が出てくることで、この中間の連帯していない道筋がたくさんあれば、とても効率的

には悪化してまいりますし、相当な負担がかかって、やはり全体の財政に大きな影響を与えると。だからそういうことで、地域の方々にもちゃんと相談をして、理解をいただいて、見直したということでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それでは、次から入っていきます。それを前提に基づいて、あと22%は水洗化をされていないという、この現実があるわけですね。それに基づいてちょっとお話をしていきます。

その前に、合併浄化槽のメンテナンスというのが年1回とか年2回とかいうふうな指摘や指導があると思うんですけど、この平均のメンテナンス費用というのはどのぐらいかかっているんですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

メンテナンスの主なものとしては定期点検、それから、年1回あります法定点検。それからブロワーにかかる電気代と汚泥引き抜き、いわゆるたまったものを引き抜くということなんですが、保守点検で大きさにもよるんですが、大まかに言うと大体年間1万5,000円ぐらい。汚泥引き抜きも、使用の状況によって変わってきますので、汚泥のたまり具合とかで違ってきますので、大体平均的に言うと1万5,000円、それ以下ぐらいで、年1回の法定点検は大体5,000円から6,000円ですね。電気代が年間に1万円程度とすると、約年間4万5,000円。月割にすると3,700円程度が平均的なものだと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

合併浄化槽の設置、新設する場合には、補助金がされていますよね。この内訳として、5人槽か7人槽の平均的に、料金は幾らで助成金は幾らかというのを教えてください。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

浄化槽の設置補助金ですが、5人槽で補助額が新設の場合だと現在44万4,000円で、住宅のリフォーム等でやり替える場合とか、その場合は、あと、くみ取りからの転換とかになると59万2,000円。これが補助額です。

設置に係る費用については、その土地の形状等によって様々であります。例えば七、八十

万で見積り持ってこられる方もいますし、もうちょっと安い方もおられます。本来、国の制度としては6割個人負担、4割補助となっているんですが、現状としては、逆転するぐらいの補助率ぐらいにはなっているのかなと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

この合併浄化槽を始められたのは、平成元年ぐらいからだと聞いておりますけれども、もう約30年以上たつわけですね。今はもう更新の時期に入っている方もいらっしゃるその場合の助成金はどうなっていますか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

44万4,000円と新設の場合と言いましたけど、これが国と県と町で大体3分の1ずつになっております。浄化槽の更新、入替えの場合は、国の補助がありませんので、町が新設の場合に出している金額と同じものを補助するようにしています。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

具体的に幾らですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

44万4,000円の3分の1ですので、たしか14万8,000円で補助していると思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

確かに、浄化槽の推進ということで、年間約30世帯、30基ぐらいはだんだん増えていってますよね。でも、思ったより浄化槽の推進という意味から見たら、非常に私から見たらスピードが遅いんじゃないかと思っています。

だから、結局言うと1,000世帯ですよ。今、答弁の中には、くみ取りの世帯というのがね。この1,000世帯をどうやって合併浄化槽、下水道設備をしないということですから、地区地区よっての計画は、どういうふうに思っているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

非常に難しい問題だと思っています。設置が進まない要因というのは様々なものがありまして、公共下水道の区域見直しのときに一度アンケートをやっております。そのときの状況で申しますと、やはり資金の問題。

それと、これは制度とはちょっと違ってくるんですけど、現時点で不便を感じていないという意見が大半を占めております。今年度もう一度くみ取り対象の方にアンケートを取るようにはしておりますので、どのような進められない要因がどこら辺にあるだろうかというのは、もうちょっと研究したいと思います。

ちなみに、進んでいないのでこれを言ってもしょうがないなと思うんですけど、県全体で申しますと、整備の状況を見ると、21市町ありますが、波佐見町でちょうど真ん中です。人口密集地のところは割と進んでおりますが、そうでないところとか離島部に関してはかなり遅れていて、波佐見町がちょうど真ん中ぐらいと。

年間の進捗率で申しますと、県全体でもなかなか進んでなくて、波佐見町だけが全然進んでないというわけでもなくて、年間にすると、県全体で今現在0.8%ぐらいしか年間進捗してないと。波佐見町はというと、大体1.4%ぐらいと。波佐見町が特別遅いというわけではない。

でも、これを理由にやらないということじゃなくて、何らか方策が打てないかというのは、今後のアンケートの結果次第でもありますけれども、どういった手立てができるのかというのは検討していきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

やっとアンケートを取るということに進んできたわけですね。この5年間言ってきたことが。だから、推進をするというふうなことが決定している段階においては、ちょっとスピードが遅いですよね。何でかと言うと、それはなぜクレームが来ないかということ、もう慣れてしまうわけですよ。くみ取りはくみ取りのところで済んでいる人はこれが当たり前と思う。でも一度水洗化を経験した、済んだ方は、とてもじゃないけど住めないですよ。これが現実なんです。それはもう課長が御存じでしょう。

そして、非常に波佐見は人口減少率が他町村に比べたら低いですよね。そういうのはありがたい面ですけど。それだけ移住者も多いということなんですけど、でも、この移住者がおるところは、もう町長も御存じですけど、やっぱり中央地区なんです。下水道の設備がある

ところ、インフラ整備を完全にしたところ、ここに集中をしてますよね。まわりの中山間地のくみ取り地域に住む人はほとんどないです。この現実はどういうふうに町長は考えています。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

これはその人の自然現象じゃないかなと思っておりまして、波佐見町においでになる方を、あっちに行きなさい、こっちに行きなさいというわけにはとてもいきません。やっぱり波佐見町に来てくれる人は自分が住みたいところに住むというようなことで、こういう現象になっているんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

今の町長の発言が、まともな意見ですよ。それしか思わないですよ。来る人は。若い人は特にですね。そうは思いませんか、皆さん。でも、中山間地域に住んでいる人間は、人口増やしたい、減る一方ですから。どうしてもこの問題が関わってくるわけですよ。やっぱり人口減少をいかに少なくするかというのは今後の課題ですから。そういった面で、ぜひ改めて考え直していただきたいと思います。

その点は後日ちょっと質問しますけれども、今からはちょっと下水道に関しての会計といえますか、一般会計から2億の繰入金が発生していますね。総額も約3億5,000万の運営費の中に、約2億の一般会計から繰入れされております。これは現実です。

下水道の料金収入とは幾らかというと8,600万。約25%ですよ。一般会計から繰入金が約60%あるわけですよ。これは現実ですから、この報告から見ておいて。だから、この現実があるときに、私はこれ、いろいろ問題あると思うんですよ。8,600万という使用料と、料金の問題も一つの問題だと思います。2億の一般繰入金を引いた中でも、単純に計算して、五、六千万の赤字になるわけです。単純に計算してですよ。

だから、非常に大きな金額を投資されています。平成10年頃、10年前か分かりませんが、これがずっと続いているわけですね。そして、借入金が下水道の起債が行われた時点の金額は幾らですか。下水道始まったときの。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

下水道が始まったときに、まとめて借りたわけではなくて、その都度その都度必要な分を起債をしております。起債の総額で言いますと、これまで始まったときから累計でいくと38億ほどになります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

ちょっともう一回言ってください。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

はい。公共下水道としての町債、いわゆる起債ですが、これまでに正確に言うと37億9,730万が起債の総額になります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

今の町の報告によりますと、償還元金、公債というのが23億残っていますね。今は四、五年1億ずつ償還をされています。これが現実ですね。利息は何と、この間も聞きましたけど、4,000万を超えております。合計しまして、だから1億9,000万、約2億近い一般繰入金償還金額と利息の一部になっているということですよね。だから、先ほど町長の答弁がありました。非常に運営が難しくなると、これ以上増やしたら。分かるんですよ、これ見ると。もっと増えますよね。これ、断念せざるを得ないけど、これは本当だと思います。

でも、これは本当にこのまま償還が約1億、今のところ23億で済まれていますけど、実際それに対してまた起債を2,000万から3,000万ずっとされているわけですね。だから、23億を1億返した場合に、あと23年かかるという単純計算になります。これ、固定しているわけですから。

私は、非常に問題なのが、これだけ下水道を設置して、まず基本的に数字だけです。基本的に利用代金が数字的には低いんじゃないかと思います。単純計算ですよ。この件に関して、町長、副町長はどう思いますか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

私が手元に資料を持ちませんので、正確な数字はございませんけれども、先ほど申された一般会計からの繰入れが2億程度あるということですが、先ほど水道課長が申し上

げました事業をするためには、例えば国の補助金がございます。残りを起債ということで借金をするわけですね。当然下水道事業に関しましては、後年度、後だって恐らく20年ぐらいかと思えますけれども、交付税のほうではっきり数字は覚えておりませんが、約半分ぐらいは交付税措置がされておると。そういうことで、当然一般会計で普通交付税を受けますので、そういった下水道事業にかかった交付税対象分については、また下水道会計に繰入金としてお支払いをする。それから浄水場辺りの高度処理についても、一般会計が負担しなさいという繰出基準がございますので、そういったものを含めまして計算して、あとは諸々の事業に関わる費用についても、不足と思われる分については、繰出金として下水道の特別会計のほうに負担をしているわけでございます。ですから、先ほどその分がなかったらもっと使用料を上げなくてはいけないんじゃないかなという御指摘かと思えますけれども、そういったことまで勘案したところでの、それから近隣の市町村との均衡を取るためにも、波佐見町だけ上げるといってもいきませんし、また、普及を図るといふ意味におきましても、非常に高いと逆に普及率も落ちると思われますので、そこら辺を考えての予算の組立てを行っているところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それはよく分かるんですよ。ほかの市町村の料金もありますからね。分かるけれども数字だけ見るとおかしいんじゃないかと思うんですよ。そういった意味で、今後見直すときは見直すべきじゃないでしょうか。そう思います。

今後の対策と言いますか、この下水道に関しての、どういう方向でこのまま行くのか、23年間ずっと一般会計を約2億円突っ込んでいくのかという問題を根本的に直さないかんじゃないでしょうか。その点はどうですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

まず、起債償還についてですが、現在起債した分の償還の推移でいくと、5年後に今よりも約1,000万程度償還額が増えるんですが、そこがピークとして、年々減ってくる計算になっております。今後起債をするかしないかによってこれは変わってくるんですけど、一番大きいのは、建設し始めた頃の年間4億、5億、6億と借り入れた頃のやつが大きいのかかっております。

現在は、毎年二、三千万程度の起債しかやっておりますので、例えばこれをそのまま推移していても、30年後にはほぼゼロに近くなると。当然施設の改修とか出てくるので、例えば改修のメニューで国庫補助があるかないかは、今の時点ではこの先ちょっと分からないので、なかなか何とも言いようがないですが、このまま一億七、八千万、元利含めて2億近いのが、ずっと続くというわけではないということはお知らせしておきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

この間もちょっと発言しましたが、やっぱり支払利息が4,200万もあるということは、ちょっと異常ですよ。これがどんどん減っていくことは今後分かります。そういった意味で長期計画でされているんでしょうから、今後も一つ、下水道の普及をもっと推進するというようなことと、くみ取りの合併浄化槽の進め方ということを真剣に考えて、地区別に対応をしていただくようお願いをしたいと思います。

次に、財政関係に答弁がありまして、事細かに詳しい答弁をいただきました。町長が23年前就任されまして、平成10年の金額と言いますと基金が約10億で、借金が81億というふうな状態から就任されました。現実にもそうですね。非常に私が感心するのは、平成10年から平成20年、この10年間、基金が10億増えているんですね。約10億ためられたわけです。これは倍ですよ。定期預金が倍に増えたと。10年間で。これは非常に立派なことだと思います。

その中で、職員数というのをお聞きしたい。予算規模が約50億と先ほど答弁ありましたけど、当時がですね。職員数はそのとき何名ぐらいあったんですか。大体でいいですけど。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

平成10年度の正規職員数でございますが、当時は121名でございました。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それから答弁の中に1割ほど削減されたと。1割以上削減されたと答弁の中にありました。今現在は、予算規模と職員数は何名ですか。大体でいいですよ。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

人員削減を行いまして、平成10年度の121名から平成20年度におきましては、103名という

状況まで削減しております。今現在におきましては、業務量の増加などもございますので、また増えてはおりますけれども、今年度4月1日現在で118名の正規職員数でございます。

予算規模もこの前の補正のとおり、100億円を超えている状況でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

町長も、町議を含めて、約24年間か25年間されていました。その中で、町長就任前に大型事業、中央小学校、ウェイブホール、それから下水道もといえ、そのほか諸々に関して答弁がありましたけれども、これはこういう大きな計画を、その当時の町長、議会、職員の方、多分何かがあってこの契約をされたと思うんですよ。その要因として、僕は3町合併した場合に特例債というのがあったんじゃないかとちょっと記憶にあったんですけど、その点はどうなんですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全くそういうことはありません。合併特例債を当てにしているということはありません。やはり合併したくてたまらなかつたんですね、こういう状況ですから。しかし、できないことも頭の中には入れなくちゃいけないだろうし、当然単独で行くということで、やっぱり4人でしていた仕事を3人でというようなことで、十七、八年間は類似団体、人口とか面積とか、産業経済がいっぱい全国あるわけです。その中で、人件費も職員の数も全国一少ない状態で、十七、八年ばかりやってきた、そういうあれがあります。

まだ一番だろうというふうに思っておりますけれども、それだけの、本当職員の頑張り、そしてまた自治会の協力、また議会の御理解も得て、そういう成果につながってきたんじゃないかなと。ただ、行革ばかりじゃなくして、簡単に言えば1期目は財政改革と自治会長制度、これは非常に素晴らしい制度だったというふうに思っておりますが、2期目はやっぱり観光交流センターとか、いろんなファン拡大講座とかということが、民間と行政と地域が、このスクラムを組んでいかないと、町の活力は生まれん。そういう形の中で、やっぱりスクラムを組むためには連携をうまくやっていかないといけないというようなことでやってきたところでございまして、あとはやはり雇用の創出ということで、県営工業団地の誘致、それから町営工業団地もつくって、そしてキャノンさん、昭和金属さんというような形でずっと来て、その後はホテルブリスヴィラとかいろんな形で、やっぱりこれは行政だけの力じゃない。そ

ういうふうな業界の皆さんと、そして地域の皆さん、そういうふうな、そして、議会と行政が車の両輪として、建設的に、前向きに進んできた成果じゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

財源として合併特例債を当てにしてされたんじゃないかなという御指摘でございますけれども、当時、平成六、七年ぐらいでしたか、ほとんど職員も分からない者ばかりになっておりますけれども、当時国においてはリゾート法というふうな法律がございまして、日本全国華々しくいろいろな改修をやりなさいとか、今で言うもう少し観光地化しなさいとか、いろんなことがあったかと思えます。そういった中で、中尾の陶芸の里づくりであったりとか、あるいは文化会館であったとか、そういったものに対して、非常に国が財政支援をするということで、合併特例債ではなくて、地方総合整備債、いわゆる地総債というふうな、非常においしい起債と言いますか、後で交付税で面倒見ますよというふうな、多分充当率がかなり高く、交付税の面倒も多分6割か7割ぐらい、すみません、記憶が定かではございませんけど、かなり高率で補填しますよというふうなことでございました。

しかし、その当時の起債の率が結構高くございまして、6%、7%、もっと高いような率もあったかと思えますけれども、そういった状況の中で、町の起債の残高が、それから中央小の改築も重なりましたけれども、起債の残高が80億円を超すという、非常に第2の夕張になるんじゃないかなというふうに危惧された時点でございました。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

私もウェイブホールができた時点で、できる前からですけども、これだけの大金をかけて、本当にいいのかという、私を含めて。金を生まない箱物をつくってどうするんだという方が私を含めていっぱいいました。そういう声を聞いてます、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

あまり私の耳には入ってきませんでした。ただ、自分自身としても、その当時には何でこんな大きな施設ばかりをというような、借金がいっぱいかかっていますから。しかし、さっき副町長が言ったように、そういうふうな国のいろんな補助制度とか、ほとんど分からない

ままでしたので、今はここ数年前からは、してもらってよかったなど。今しろと言ったって、できないんです。はっきり言えば、いいほうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

20年間たってみれば、30年間たってみれば、そういう評価もころっと変わるわけですよ。私もそうです。お金も生まないのに何でこれだけ20億もかけるのかと。単純に疑問なんですよ。その当時もそういうことがあったと裏づけがあるから、時の町長、時の議会も決定されたと思うんですよ。それはそれとして、今になってみればよかったと。

でも、平成10年に町長が就任した当時から10年間は、本当に苦しんだわけでしょう、それで。これは事実です。平成十七、八年頃にコストカット、答弁の中にいろいろカット、全部カット、80%とか、全部カットされているわけですよ。人件費を含めて、議員報酬も含めて全てカットですよ。それを乗り越えて、やっと今があるわけですよ。

やっぱりこれは町長以下職員さんの努力ですよ。これはもう本当に認めないといけないわけですよ。そういうことですけど、実際一つ私が聞きたいのは、平成10年度の自主財源、今と令和3年、10年度の自主財源と依存財源はどのぐらい違います。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

自主財源の割合ですけど、平成10年当時3割程度、それぐらいの率が長らく続いております。近年になりまして、ふるさと納税の順調な伸びもありまして、令和2年度におきましては、自主財源が36.5%、これは2年度におきましては、全ての人に10万円給付した特別定額給付金がございますので落ちているんですけど、元年度におきましては、43%ほどの自主財源がございました。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

基本的に答弁の中に、自主財源と依存財源と、あまり変わってないですね。結局基本的には財政規模が大きくなったけども、やっぱり中身は変わらないという実態ですよ。その中で運用されて、そして仕事量というのは、50億の時点と、100億超えた時点と、やっぱり人数がそう変わっていませんよね、職員数と。そのための負担とか、仕事量とかどういふ感じなんですか、今現在は。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

今回の議員の皆様のご質問にもありますように、本当に多種多様な業務が、30年前とは考えられないような業務が増えております。そういった中におきましても、一時非常に職員数を1割近く削減したわけでございますけれども、どうしても対応できないことから、削減前の人数近くまで戻っておりますが、それでも今かなりの電算化等が進んだ中においても、さらに新たな施策だったり、こういった多様化する社会に対応するために業務も増えておりますので、業務量としては減ることはないと思います。増えて、かなり職員の負担にもなっておりますが、これをまた一時的なもので職員を増やしてしまうと、これは経常的経費で、いつ財政の負担になるかかもしれませんので、今後は例えばRPAだとかAIだとか、そういったもので、今後デジタル・トランスフォーメーションというふうな難しい言葉ありますけれども、そういったものをうまく行政の中に取り込みながら、効率的な運営に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

大体増えているということは分かったんですけど、非常に職員さんの負担になるようでしたら、やっぱり職員の数を増やすことが事実だと思うんですが、でもこれから、今は少子高齢化と皆さん言われていますけれども、ちょうど平成10年から後以降は、二十四、五年までは就職氷河期と言われた時代なんですよね。平成十六、七年頃に波佐見町も職員の給料を5%カットされたという事実がありました。何でそこで職員が集まったかと言うと、就職がなかったからここに来たわけですよ。でも、今後は違いますよ。少子なんですよ。これは高齢者ばかりじゃない、子供ばかりじゃない、これらに対しては非常に厚くされています。

でも、今度は就職に対して、優秀な人材は取り合いになるということなんです。これはもう現実ですよ。多分職員さんがここ二、三年集まらないということも事実になっていますから。特にそういうことで、非常に職員の手当と言いますか、今後はもうひとつ見直してやっていくべきじゃないかと思えます。その点どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

確かに、職員は本当に増やしたい気持ちでいっぱいなんです。だから職員募集をかけまし

て、今回も2名の採用をしたところでございますけれども、採用通知を出したところで、最近になって辞退したいと。他の省庁に合格したから辞退したいということであり、より条件のいいところに皆さん勤めたいというのが、それは人間のさがございましょうから、しようがございませぬけれども、ただ増やして、今後の波佐見町の人口が2050年でしたか、9,000人になるというふうな人口推計が出しているときに、今どんどん職員を増やしたときに、40年はその体制でいかななくてはいけないわけですよ。1万4,000人の中で、今110人ですか、120人ですか、職員を、今度9,000人になったときに維持しなくてはならないというような、非常にほかの施策が打てないようなことにもなりますので、なるべく、本当は職員を増やしたいんですけども、その部分を幾らか鑑みながら、今後さらなるデジタル化だったりして、そういったものでより行政の効率化を努めながら、町民の福祉の向上というのに寄与するような予算の編成が必要ではないのかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

結局、今後は魅力ある職場にならないといけないわけですよ、報酬を含めて。よそに後れを取ったらいけないわけです。例えば他町と比べて、ちょっと給与が10年後はこんなに違うぞというようなことが耳に入ったら来ませんよ、波佐見町には。やっぱり優秀な人材を持ってくるためにはそれが必要だと思います。

議員もそうなんです。議員の成り手不足もそうなんです。やっぱり飯は食えんから議員に成り手がなくて無投票になる可能性があるわけですね。これはちょっと余談ですけど。でも、今後はそういうことを見直していくべきだと思います。

これは余談ですけど、現実にはここまで財務的によくなったということは、町長はじめ皆さん職員さんの絶え間ない努力だと思うんですよ。先ほど言われました自治会長とか、町民の協力があって初めて実現できた。町長は謙遜の言葉でおっしゃいましたが、実際これは功績、実績をみんな見ているわけですよ。だから町長が町議になったときに1,000票以上集めたじゃないですか、町議員のときに。20年も前のね。だから町長を推している人間がいっぱいおるわけですよ。そのためには、町長も応えていかないといけないわけですよ。来年町長選挙ありますし。出る、出ないは分かりません。町長自身にしか分からんとやけん。

でも、これだけの支持者がおるんですから、町民に。そのためにはやっぱり、馬力を出して頑張ってもらいたいんです。例に挙げちゃいかんですけど、今度あがられた谷川さん、麻

生副総裁、80歳と81歳ですよ。どんだけ元気があるんですか、その点どう思う、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

激励、誠にありがとうございます。淡々として一日一日を大事にこなしていきたいと思っています。一生懸命、最後までやります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

一生懸命、誰だって言えるんですよ。でも、やっぱりプレゼンテーションが大事ですよ。俺はこんな元気だぞということを見せるべきじゃないですか、常に。その点は町長、どう思う。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

人間、死ぬまで元気に、そのためには自分の健康が一番大事じゃないかなというふうに思っておりますので、議員さんも健康に十分気をつけて頑張ってください。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

実は、佐賀県の多久市に一人市長がおるんですけど、この人が7期を今やっていますよね。全国には9期、10期という町長もおるわけですから、その現実に、まだ80前でしょ。もう一踏ん張りしたらどうですか。どうですか、その辺。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今までの私の言動で言えば、大概皆さん分かっていたらいいだろうというふうに思っていますし、正式的にはできるだけ、動勢ですね、いろんなこともありますから、進退は6月にはっきりしましょう。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

非常に謙遜的な言葉しかもらえませんが、実は先ほども申しましたように、やっぱり町長の実績と支持者がいるということは頭に置いておいてくださいよ。それに基づいて町長の元気な姿がみんな知りませんから。悪い意味じゃないです。いいイメージばかりなんで

すよ。だから今後の波佐見の10年間、20年間の計画をしっかりとさせていただいて、元気よく職員を引っ張っていただいて、頑張ってもらいたいと思います。その点いかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

きちんと受け止めております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

何か、急に元気なくなったですね。町長、本当に先ほど言うように、辞められた職員さんも、悪いことは全然聞かないんですよ。そういったことでも町長は人望が厚いということですから、そういった意味で町民はずっと見てますよ。ただ、我々は、高齢者になりました。上の人がずっと亡くなっていくかということになりますけど、でも、元気な姿をこれからも見せてもらいたいと思います。もっと元気な答弁をお願いしますよ。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

はい、気合入れて頑張ります。

○議長（百武辰美君）

以上で9番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時20分より再開します。

午後3時7分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

水道課長より、先ほどの北村議員の質問に対する答弁の訂正の申出がっておりますので、これを許可します。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

先ほどの答弁の中で、浄化槽の入替えの件で、私、14万8,000円と申し上げましたが、間違っておりました。正しくは29万6,000円になります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（百武辰美君）

一般質問を続けます。

次は10番 脇坂正孝議員。

○10番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。

質問に当たり、さきの8月豪雨で被災されました皆様に、改めましてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈念申し上げます。

それでは、私は2件ほど質問をいたします。

1. 8月豪雨の災害について。

8月豪雨による災害については、一日も早い復旧に向け対応中と思うが、その状況等について、次のことを問う。

(1) 災害の件数及び被害額は所管別にどうか。

(2) 災害復旧工事の進捗状況及び完了時期は所管別にどうか。

(3) 災害復旧工事が長期にわたる場合に暫定工事はできないか。

(4) 私有地等で、国の災害復旧工事費の対象とならない場合は、復旧工事を断念せざるを得ない可能性がある。二次災害等防止のため、工事費の助成はできないか。

(5) 災害に強い町づくりとしての施策はどう進めるのか。

2. 鴻ノ巣公園及びその周辺の整備について。

鴻ノ巣公園は、本町のスポーツ・レクリエーション施設として、町内外を問わず親しまれ利用されている。公園機能のさらなる充実のため、次のことを問う。

(1) 駐車場不足の解消対策は。

(2) アクセス道路である町道小野原線及びふれあい広場側の取付道路の改良（拡幅）の計画は。

(3) キャンプ場の整備の計画は。

(4) グラウンドの管理棟及びトイレの改修工事を早急にするべきではないか。

(5) 公園全般における雑草や高木の伐採を。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

1. 8月豪雨の災害について。

8月豪雨による災害については、一日も早い復旧に向け対応中と思うが、その状況等について、次のことを問う。

(1) 災害の件数及び被害額は所管別にどうかという御質問ですが。

まず被害額とは、被災直後の目視による判断で、国や県に報告する額であることから、ここでは査定申請及び査定後の事業費ということで、御理解をお願いします。

初めに、建設課の所管となる公共土木事業災害については、普通河川が9件で事業費6,654万円。町道が10件で事業費7,134万円となっています。なお、鴻ノ巣公園1カ所については、地滑りに動きが出た段階での申請となりますが、事業費としては5,000万円を見込んでいます。

次に、農林課の所管となる農林災害については、災害査定の途中ではありますが、農業・農業用施設74件で、事業費6億5,600万円。林道災害については、崩壊3件で事業費5,800万円となっています。なお、林道災害の地滑り1カ所については、地滑りに動きが出た段階での申請となりますが、事業費としては5,000万円を見込んでいます。

(2) 災害復旧工事の進捗状況及び完了時期は所管別にどうかという御質問ですが。

建設課所管の普通河川災害、町道災害については、国の査定が12月3日に終了しましたので、今後の予定として、実施設計後に県の許可を受け入札の実施となっていきます。このような段階を踏んでまいりますので、早ければ来年3月中旬頃から順次工事着工となり、令和5年3月末までには、全て工事完了の見込みです。なお、鴻ノ巣公園の地滑り災害は、地滑りが進んだと判断されるまで、対策工事を施工することはできませんので、現在のところ工事完了は未定の状況であります。

次に、農林課所管の農地・農業施設災害については、3回目の災害査定が12月17日で完了する予定となっていますので、その後実施設計を行い、県の許可を受け、入札実施となっております。早ければ来年3月中旬頃から順次工事着工となりますが、工事件数が多いことから、全ての工事が完了するまでには相当の期間を要するものと思っています。

また、林道災害の3件については、農地・農業用施設災害同様の日程となりますが、令和5年3月末までの工事完了を見込んでおります。なお、林道の地滑りについては、地滑りが進んだと判断されるまで、対策工事を施工することができませんので、現在のところ工事完了は未定の状況であります。

(3) 災害復旧工事が長期にわたる場合に、暫定工事はできないかという御質問ですが、今回の豪雨災害で被災した箇所の状況によっては、生活道路の確保などの早急な対応を取る必要があったことから、応急復旧仮工事として、町道三ノ股線の2カ所を実施したほか、土砂撤去を数カ所実施しています。

また、鬼木郷の大鬼木地区及び開田地区、鴻ノ巣公園、林道虚空蔵線において発生した地滑りにおいては、頭部亀裂部への地表水侵入防止のためブルーシートの被覆、地滑りの動きを観測する伸縮計設置、畦畔等の崩壊を防止するための大型土のうの設置を応急対策として実施しています。

(4) 私有地等で、国の災害復旧工事費の対象とならない場合は、復旧工事を断念せざるを得ない可能性がある。二次災害等防止のため、工事費の助成はできないかという御質問ですが、

基本、私有地等については、個人財産であることから、個人管理することが大前提であります。ただし、今回のように大雨で被災した農地や山林、急傾斜地などにおいては、一定の条件を満たせば災害復旧工事や保全工事として実施することがあります。

町は、災害が発生した場合は、公共事業の対象とならないか、様々な面から検討を重ねていますが、どの事業の対象にもならないものもあります。規模が小さい、あるいは関係戸数が少なかったことで、対象とならない場合がほとんどです。このような災害については、町単独で道路事業補助金や小規模事業補助金の対象として、可能な限り拾い上げるようにしています。

ただし、それ以外の私有地等に関しては、補助対象とすることは現状では考えておりません。これは先ほども申しましたとおり、個人財産の管理に関しては個人の責任でお願いするという立場であります。ただし、想定外の災害が多発する現状において、災害により発生した流入土砂については、その撤去費用について何らかの支援が必要ではないかと考えておりますので、他市町の状況等を調査しながら、検討してまいりたいと思います。

(5) 災害に強い町づくりとしての施策はどう進めるのかという御質問ですが、

災害に強いまちづくりには、ハードとソフトの両面から考える必要があると思います。

ハード事業により、災害に強いまちづくりを進めるという手段がありますが、これには多額の費用がかかり、すぐにはできません。ハード事業に関しては、これからも単独事業や国、県の補助事業を利用しながら、計画的に災害に強いまちづくりを進めていく所存であります。

一方、ソフト事業として、災害時における自主防災組織の存在があると言われていました。災害時にはまず自分で自分の身を守る自助、自助を超えたところを地域で助け合う共助、そして共助も超えたところで行政が行う公助という考え方が大切であると言われております。このことが強く意識づけられたのは、平成7年1月に起こった阪神淡路大震災ではなかったかと思われます。あのときは、都市直下型のマグニチュード7.3の地震で一瞬にして都市機能が麻痺し、救急車や消防車、重機が現場近くに行けない、近づけない事態が発生し、被災現場では、マンパワーのみで多くの方を救出したという教訓から、自主防災組織の重要性が改めて見直されました。

また、住民自らが自分の身は自分で守るための目安として、各種のハザードマップを作成することにより、各地域の危険度の周知も行っているところです。

このようなことから、本町では、単独事業や国、県の補助事業などを計画的に進めるハード事業と、自主防災組織の機能向上を支援するソフト事業などを組み合わせ、さらに、災害に対する住民意識の向上を図りながら、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと思えます。

2. 鴻ノ巣公園及びその周辺の整備について。

鴻ノ巣公園は、本町のスポーツ・レクリエーション施設として、町内外を問わず親しまれ利用されている。公園機能のさらなる充実のため、次のことを問う。

(1) 駐車場不足の解消対策は。

駐車場不足の解消対策についての御質問ですが、令和元年9月の議会においても同様の質問がございましたが、通常のイベントにおいては、駐車場は十分対応できております。しかしながら、年に一、二回の行事においては、公園の駐車場のみでは不足し、南小学校体育館や保育園前駐車場を利用されていますが、それでも不足するようならば、行事を主宰する関係者に、マイクロバスや乗り合わせなど、車の利用方法についてお願いするように答弁しており、駐車場が不足しているとは考えておりません。

(2) アクセス道路である町道小野原線及びふれあい広場側の取付道路の改良（拡幅）の計画はという御質問ですが。

現在のところ町道小野原線の改良計画はありませんが、町内外からふれあい広場を訪れ、遊具施設等の利用者が増加している状況であります。

町道整備に対する要望は、他の自治会からも多くあり、十分に対応できていない状況であ

りますので、現在実施している道路改良・舗装事業等との調整を図りながら今後検討をしていきたいと思っております。

(3) キャンプ場の整備の計画は。

今年度、地方創生推進交付金事業において整備を行っています鴻ノ巣公園のキャンプ場については、公募型プロポーザルの方法により10月15日に広告し、12月2日に審査会を実施し、契約候補者の決定に至ったところです。今後は、業者と協議の上詳細を詰めながら契約事務を進め、整備してまいります。

(4) グラウンドの管理棟及びトイレの改修工事を早急にするべきではないかという御質問ですが。

管理棟及びトイレの改修についての御質問ですが、建設から40年近くなりますので、まずは現状を把握し早急に改修すべきかを検討したいと思います。なお、トイレについては、昨年度に女性用と男性用トイレについて、和式を洋式へ改修工事を実施している状況です。

(5) 公園全般における雑草や高木の伐採をという御質問ですが。

都市公園の維持管理については、樹木維持管理や除草業務の予算を計上し、高木、低木の伐採や除草作業等を実施しており、通常の除草等については、必要に応じて町の環境美化作業員での対応を行っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今年の8月の盆を挟んだ、盆前後の1週間の雨というのは物すごい量でございまして、中尾山の中尾郷の雨量計ですか、それで1,155ミリということと、それから毎日の雨量が200ミリを超えたのが3日間ほどあっているというふうなことで、なかなか今までになかったような大きな雨じゃなかったかと思っております。

ただ、これが100年に一度50年に一度と言われますけども、この雨がまた来年降るかもしれない。再来年降るかもしれない。こういった状況になっておるところでございまして、これは8月の13日ですか、万年橋付近の川棚川の状況でございまして、もう少しというところまで水量は増したんですが、超えることはなくこの辺で終わっているところですが、非常に危ない状況というところまで水位が上がっているところでございます。

その結果、先ほどの地滑りの林道ということで答弁があったかと思っておりますけども、これは金屋鬼木線の崩壊したところを上の方から見た写真でございます。これも同じく、道路の

アスファルトが上のほうにありますけれども、道路のていをなしていないというふうな状況になっているところでございます。

圃場の水田の土羽崩れの模様ですけれども、かなり広い範囲で崩れているというところですね。それで今、災害の件数とか、それから被害査定額、これをお聞きしたんですが、まずほとんどが令和5年度の完成というふうなことでございますけれども、令和3年度中に竣工される工事というのはどのぐらいありますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

農林災害につきまして、町長答弁にありましたとおり、74件という数多く発生しているわけございまして、今現在、最後の査定に向けてやっております。この最後の査定が12月17日に全て終了いたしますので、それから入札に向けて詳細設計、それから協議などをやっていくわけでございますけれども、それが完了するのが、早くて年明けて3月上旬ぐらいには早いものでできるかなというところでございますので、3月中の入札があっても、着手となれば早くても3月下旬にあるかどうかですね。何件あるかということであれば、ちょっとまだそこは明確に答えることができません。

○議長（百武辰美君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

公共土木災害につきましてですけれども、件数につきましては19件ですが、工区数でいきますと41工区ありまして、先ほど答弁の中にもありましたように、公共土木施設災害につきましては、先週の12月3日で災害査定を終えております。

あと、農林課と同じように、これから実施設計に入りまして、入札等もございまして、早く順調に進んだといたしまして、2月から3月の入札になってくるかと思っておりますので、早いところで着工が3月中旬から下旬になるのではないかと見込んでおります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

年度内に完成どころか、3月ぐらいから入札が始まるということでございますので、これは到底無理な話のようでございますけれども、それだけ災害復旧工事が長期にわたるわけですね。令和5年度となりますと、さらに1年半ですか、そういうふうな状況になりますので、そういったところで長期にわたる場合の暫定工事と、仮工事ということで出しているんです

けども、一応生活道路とか地滑り等の土砂の撤去、こういったことはされたということですが、ほかにそういった要望とかは上がってないですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

災害を早期に復旧してくださいということは、被災された方からはもちろん言われておりますけれども、それを自分のところを何とか先にしてくださいとか、何とかこうやってくださいというような要望は、今のところまだ寄せられておりません。

○議長（百武辰美君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

公共施設災害につきましても、早期の復旧というのは望まれているかと思っておりますけども、改めて仮工事の要望というところは今のところ伺っていません。できるだけ早い段階で工事発注できるように進めてまいりたいとは思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

復旧工事が長期化すれば、仕事とか生活ということで、もちろんいろんな影響が大きゅうございます。それで、私は実際に耳にしているんですけども、そこまで要望があっていないということであれば別なんですけども、しかし実際問題として、令和4年度中とか、そういうふうなことを聞かれたら、何とかしてくれというふうな話も今後出てくる可能性もあるんじゃないかならうかと思っております。

それで、もちろん費用対効果が必要ですけども、暫定的な工事をすれば、人や車が安全に通れて、そしてまた仕事とか、それから行き来が深まると、早くできるというふうなことが考えられましたら、この辺は柔軟に対応してもらえばと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

年度と月をちょっと誤解なさっているかと思うんですけども、例えば今年度3月中に発注をするのも本格復旧の工事でございますが、当然、今年度予算割当てがございますと、この時期でいくと次年度で繰越承認を取らなくてはなりませんので、令和4年中には、町道、普通河川等については本格復旧ということ。ですから、令和5年の3月末までには完了させ

たいということでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

その辺の勘違いはいたしておりません。ただ、1年以上も災害が起きてから復旧まで実際使用できるまで、待たねばならないというふうな声もちょっと聞いておりますので、そういうふうな話があったら、もちろん先ほど申しましたように金額とか、それから、そのための利便性とか、そこら辺は考えていかんとですけども、ちょっとしたことでそれが済むなら、柔軟な対応をお願いしたいというのが私の意見でございます。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

本格復旧の工事に入るわけでございますから、当然その期間中は幾分通行とかに皆さんに御迷惑をおかけする部分があるかと思えます。その点はやはり早期完成のために、住民の方には御協力を願わなくてはならない場合もございますので、どうしても迂回路等の整備が必要ということであれば、その点については、受注した業者と打合せを行いながら、対応をしてみたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そういった要望がありましたら、ぜひお願いをしたいと思います。

それから次の私有地等のことでございますけども、国の災害復旧工事の対象とならないというふうなことで、自分の私財を投じて災害復旧をすると。これは先ほどの町長の答弁からすれば、私有財産だからそれは当然のことということでございますけども、結局怖いのが、例えば壁面がちょっと壊れたと、これを修繕しないままにしておけば、今度二次災害、三次災害、これが心配するわけですね。そして、またこれが隣接地まで及ぼす可能性もあるというふうなことで、ちょっとしたことでそのときの復旧工事をすれば、後が大きな影響がなくて済むと、そういったことが主に考えられるわけですけども。金額が高額になると、それから私だけの世代でいいからというふうなことで、後の工事をされない向きもあるんですよ。そういったところを救済するためにも、これが後の大きな防災上の糧にもなろうかと思えますので、その辺のことをいわゆる復旧工事の経費がかさむ等で、復旧工事を諦めざるを得ないと、断念せざるを得ないというふうな方のために、そういうふうな事業が考えられないか

というふうに思うわけですね。

農林課が所管してあります農地等の小規模農林事業ですか、この中に農地等の防災事業と
いうのがありまして、これの宅地版と言いますか敷地版、こういうのができないものでしょ
うか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういった災害に関しては、まず現場に確認しに行きます。現場に確認しに行って、まず
どういった補助事業、工事ができるかというところで、建設課、農林課それぞれで、ああで
もないこうでもないということで、あと、県とか何とかにも相談しながら、どうしていくか
というところで、今回こうやって査定にかけるというのもございます。

その段階の前で、まだ調査しているところもございます。さらにどういった形でできない
かというところで、まだこの査定にも上がっていない、今後また現場でちょっと検討打合せ
をしようと、そういったところもございます。

とにかく、なるべくそういった復旧ができるような形で、現場としては頑張っているところ
でございます。先ほど申し上げましたけども、それ以外の対象にならないところはどう
ことでの御質問だと思いますけども、町長の答弁にもございましたけれども、基本的には個
人の財産は個人で管理をしていただくというのが大前提になってこようかと思しますので、
御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

何らかの災害にかけられないかということで、いろいろ検討しておられることはよくよく
承知をしているわけですが、最終的にどうにもならないということですね。そして、し
かしこれは天災、大雨などで裏の後ろの土手が崩れたとか、それから地割れがしたとか、こ
ういったときが、私有地だということで対象にならないということがあれば、先ほど申しま
したように、次の大雨とか、それから地震はめったにないかもしれませんが、そういう
ふうなときに大きな傷口になると、それを私は心配しているんですよ。その時点で、ある程
度工事をしておけば、大きな災害にならないで済むということが考えられまして、傷口が小
さいうちに塞いでおくというふうなことで、何らかの対応ができないかと。さっき申しまし
たように、ちょうど小規模農林事業の中にそういうふうな項目もありますので、これの宅地

版ができないものかということで、再度お伺いします。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

議員が確かに懸念されるような事態が非常に多いだろうというふうに思います。ただどうしても、言い方悪いですけど、個人資産の価値を向上させるような工事にもなりかねないと。例えば自然積みの石積みがあったのを、ブロックにしていたらもう少し持てますよねとなった分について助成をするということになれば、先ほども申したように個人資産の価値の向上に対して補助をしたというふうなことも捉えられかねませんので、なかなかそこら辺のバランスの取り方は難しいものがあるかと思えます。

ただ、やはり一定条件の下で件数がまとまったりとか、傾斜角度があつたりとかした場合については、それぞれの保全対象事業がございますので、可能な限りそういった事業に該当しないか、県及び国当たりにも照会をかけて、なるべくそういうふうな事業に乗るような対策は取っているところではございますが、ただ1軒だけぽつんとあつて、その裏がちょっと崩れそうだといった場合については、どうしても今の場合については対象とできないという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

個人財産の価値上昇というふうなことを懸念されていますけども、その辺は災害によって生じたものだというところで、査定と言いますか、その辺のチェックは十分されての上でのことでございます。今の集まった場合というふうなことでありますけども、ぜひこちらのほうも、そういうふうな厳重な審査の下にさせていただくようなことを、検討をお願いしたいと思います。

それから、災害に強いまちづくりのことでございますけども、波佐見町の地域防災計画、これはずっと毎年6月には私たちもいただいているわけですが、この中に資料編ですけども、災害危険箇所というのがあります。ため池、地滑り、山崩れ、急傾斜地、河川、老朽ため池、こういったことに分類してありまして、多くの箇所が該当していると。地図を見ればある程度、本町結構どこでもというふうな感じもするわけですけども、土石流とか地滑り警戒地域とか急傾斜地、いずれかにどこかが入っているというふうなように見えるわけですが、この中で、土砂災害警戒区域というのが、土石流の特別警戒区域が713カ所。土砂災害特別警戒

区域が687カ所と、合計で1,400カ所あります。このような危険な箇所というふうなことで示されているわけですが、こういうふうな対策ということで、この辺は何かされてますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

先ほどの土砂災害警戒箇所とか区域とか地滑り防止対策区域、数多く町内には点在しておりますわけですが、今、農林課のほうはため池ハザードマップをつくってたりとか、建設課においては川棚川氾濫のハザードマップを作ったりしておりますけれども、その中のハザードマップを作るに当たり、そういった区域については、その地図の中に落とし込んで、区域はここですよとか、かかってますよというような区域を地図に示しまして、町民、それからそういった区域にお住まいの方には周知をしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今回の災害の中で地滑りが3件あっておりますけど、これはこの中に含まれているというふうなことで、この区域の中に入ってるんですかね。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

地滑りが起きました3件、石原地区、大鬼木地区、開田地区でございますけども、開田地区、大鬼木地区につきましては、全て地滑りの区域内に入っているというところです。

あと、林道災害の虚空蔵線の地滑りにつきましては、こちらのほうが山地災害危険区域の地滑りの区域に接している災害箇所というようなところですね。この農林課関係につきましては、唯一この虚空蔵線の地滑りがちょっとかかるかかからないか微妙なところですが、隣接しておりますので、その範囲の中の一つじゃないかなというふうな判断はいたしております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ここにありますがやはり警戒区域、これは一応そういった意味では、警戒区域として指定されているというところは今回こういうふうなことで、そのような結果、よい結果じゃなくて悪い結果なんですけども、そういうことになったというふうなことで、この辺も物すごい事

業費がかかるかと思えますけども、計画的にやっていただきたいと思っております。

そして、ちょっと話が変わりますけども、これはよくよく言われている例として、河川の樹木等の伐採、これが毎年この話は議会のたびに出るんですけども、一つ思うのが、特に川棚川の支流がありまして、さらにその支流がずっとあると。そしてまたそこには水路から何らかの水が流れてくるというふうなことで、ずっと川が狭くなる、小さくなるほどたまっていくわけですよ。流れがどうしても負けますので。

そういうふうなことで、宅地等までかなり水があふれるところまで来ているというふうなことがしばしば見られているんですけども、どうしても河川の合流点というのは、支流のほうを負けますから、そういったところに住宅などがあると、もしあふれた場合は大きな災害になるというふうなことです。毎回県への要望はしているというふうなことを聞いてはおりますけども、具体的にどの辺ぐらいまでを伐採の対象として、あるいはしゅんせつの対象として、要望は出されているんですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

県河川等の樹木の伐採ですとかしゅんせつのエリアにつきましては、詳しい範囲が私も覚えておりませんが、地域の要望として、この区域の伐採等を行ってほしいとか、要望があった箇所については、エリアについて県のほうにも要望しているところです。

町河川についても、要望があった箇所については、順次必要な箇所を判断しながらしゅんせつ等も行っているところです。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

特に河川の流木、毎年毎年申しておりますし、そして、また木がそれぞれ大きくなっていきますので、逆に撤去が難しくなりますから、なるべく早く樹木の伐採に、あるいはしゅんせつについては、強力に県のほうにも要望をお願いしたいと思います。

それから次、鴻ノ巣公園のほうに移りたいと思えますけども、駐車場の不足解消策というふうなことで、これは最近の状況で、若干車も少ないんですけども。さっきはグラウンドのほうの答弁だったと思いますが、ふれあい広場のほうも、一応ここは29台スペースがあるわけですが、なかなか足りない。特に土日とか祝祭日、秋とか春ですね。そういうことで、駐車場が空くのを待っておられることも近所の人は度々見かけるというふうなことです。そ

ういう状況にありますので、あそこも待つというのもなかなか難しいんですよ、道路が急傾斜になっておりますので。そういったことも含めて、駐車場の確保をもう少しお願いしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。今回は、ふれあい広場についてです。

○議長（百武辰美君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

鴻ノ巣公園のふれあい広場側の駐車場の利用の状況については、詳しく把握しておりませんでしたが、なかなか地形的に駐車場を広げるというスペースも難しいところもありますので、やはり近隣の南小体育館周辺ですとか、保育所周辺の駐車場の利用ですとか、改善センター付近の駐車場を利用させていただいて、公園のほうに行っていたらというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そういうふうな方法もあろうかと思えますけども、やはり最近はドアからドアということになっておりますので、できるだけ駐車場の確保には努めていただきたいと思えますけど、周辺にもちょうどお試し住宅とか、それからあの辺りも造ろうと思えば駐車場を造れるというふうに思えますので、そこら辺も御検討をお願いしたいと思います。

それから小野原線の改良工事、これは地元の自治会から要望書が出されておまして、地権者も工事に了解をされております。乙長野郷の公民館、これは逆方向からになりますけども、ここところが道幅も3メートルちょっとと狭くて、離合がなかなか難しいんですよ。しょっちゅうお互いに待ったりしないといけないというふうなことで。そして、また最近では保育園とか幼稚園のマイクロバス、これが2台も3台も連ねて見えますし、前と違って車が大型化していますので、利用される方も。それで、どうしてもこういったところは拡張が必要だというふうに思います。

それと併せて、ふれあい広場に向けての道路、いわゆるアスファルトが赤茶色のところですね、これから先が取付道路になっているんですけども、ここが急な坂、傾斜が厳しくて、そして道路幅が狭いというふうなことで、ここも駐車場と併せて道路の拡幅を検討して実施していただきたいと思えますけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長補佐。

○建設課課長補佐（太田克宏君）

鴻ノ巣公園のふれあい広場に来られる利用客の方が増えているというのは、存じてはいるんですけども、やはり町道の改良等の整備になりますと、ほかの自治会からの要望も多くありますので、なかなか今、実施できていない状況なんですけども、小野原線につきましては、側溝整備等辺りも行って、若干の幅員の確保を行ったところもございます。

道路改良につきましては、ほかの改良舗装工事と調整を図りながら、今後検討していきたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

ここもグラウンドとそれから広場両方合わせて町外からも多くの利用者が見えます。そういったことも含めて、ぜひ早めに、そしてまたキャンプ場も近くにできると聞いておりますので、そういったことも含めて道路拡張、そしてまた駐車場の確保、この辺はお願いしたいと思えます。

続きまして、キャンプ場の整備計画ですけども、現在の段階で言えるところで結構ですが、計画等が煮詰まっておれば教えてください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

12月2日に町長答弁のとおり審査会を行って、契約の候補者を決定したというところでございます。今、候補者とする協議を行っているところで、そこでの詳細設計というのを、今から上がってくるような状況になりますので、具体的にはなかなか申し上げにくいところもあるんですけども、今回のキャンプ場のコンセプトとしては、やっぱりせっかく整備されている鴻ノ巣公園の野鳥の森の風と光が入るような気持ちよい空間、森林を生かしながらお客様が楽しめる、そういった開発をしてキャンプ場を建てるというようなイメージとは全く違いますので、そういったコンセプトで造るような計画を考えております。ですから、このテントを撤収したら森に戻るといような、そういった感じですので、あくまでキャンプ場は仮設でございます。そういうところを気をつけながら、そういった設計になるような形で現在のところ考えているところで、具体的な形というのは、もう少し先になるかというふうに思えます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

鴻ノ巣公園の野鳥の森付近と、この辺だろうと思うんですけども、自然の中での、ウィズコロナじゃないですけど、ウィズネイチャーですか、そういったことでのコンセプトということかと思えますけども、春に許容された温泉付近のRVキャンプ場、これが昨日たしか九州のランキングファイブに入っているということだったかと思えますけども、こちらと併せて恐らく候補となっているところは眺望もよいところだと思いますので、多くの人が利用されるように、ぜひいい施設を造っていただきたいと思えます。

そして、グラウンドの管理棟関係ですけども、管理棟がグラウンドのほうにあるわけですが、手前のほうが医務室とか放送室とか用具置場とか更衣室、そういうことになりまして、白いところがトイレということですけども、屋根とか壁を見ていただきますと分かりますように、真っ黒になっているんですよ。塗装がもうていをなしてないと言いますか、そのまましておきますと、相当ひび割れとか、それから雨漏りの原因ということになりますので、施設の長寿命化の観点からも、こちら辺は早急に調査してもらいまして、改修工事が必要と思っております。

それからもう一つ、トイレについては、和式を洋式に変えてやられた。これはいいことだったと思っているんですが、グラウンド側のグラウンドの東側、山手のほうのトイレがもうここ1年ぐらいで3回も4回も故障と申しますか、特に男子トイレのほうはひどいんですけども、水回りがよくよく止まったり、出過ぎたり、そういったことがしております。私も3回も4回も恐らく建設課のほうには電話して修繕をしてもらったところですが、やはりさっきも申しましたとおり、多くの方が利用されます。ちなみにこのグラウンドの利用者が令和2年度で許可利用申請があったものだけでも、グラウンドが569件、7,514人。テニスコートが1,253件、9,655人。合わせて1,822件の1万7,169人と、毎日約5件、50人ですね。申請があったものだけですから、あくまでもふらっと行って散歩するとか、ランニングをするとか、グラウンドゴルフをするとか、そういったものは含まれておりません。恐らくこの2倍ぐらいになろうかと思っております。

そういったことで、今申しましたように管理棟とかトイレの管理、町外からも相当選手とかが見えますので、この辺も併せて整備をお願いしたいと思っております。

最後に、公園全般における雑草や高木、これも先ほど町長答弁でありましたとおり、2年前にも質問をしたんですが、その後、グラウンド側は少しは以前よりはよくなりました。土羽辺りも、イベント等に応じて定期的と申しますか、草刈り等も実施をされております。

しかし、グラウンドから展望台に登る道路、山道、それからふれあい広場のほうから展望台のほうに登る道路、この辺がまだまだなんですよ。前、植えられた途中の桜ももうほとんど死滅状態でありますし、大きな木に遮られて。それから、展望台のところも一応もちろん民有地もありますけども、町有地に植えられたであろう桜とか楓、紅葉、こういったものが、これは今は見えるかと思いますが、葉が茂りますと全く見えないというふうな状況でございます。

特に南北はいいんですけど、東と西、鴻ノ巣山頂から見て、東と西ですね。こちらのほうが、ほとんど見えません。これは南側ですから、少しは分かるかと思うんですけども、桜の花が咲くのも楽しみではありますけども、眺望もやはり見たいということで、四方八方見えるような方向で樹木の不要な枝の伐枝等もお願いしたいと思います。

よその例で申し訳ないですけども、川棚の城山公園、ここに行きますと、枝打ちもされていて、木自体が低木でございますので、ちょっと伸びたのは枝打ちをするというふうなことで、ここはもう360度展望台からは見渡せます。こういったことで、今後キャンプ場もできれば、展望台へ行く人も増えるかと思いますが、この辺のことも併せまして、最後に町長、よくよくイベントのときは来ていただいておりますので、状況もよく御存じかと思いますが、その辺の整備について、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

るる公園道路等も御意見等をいただきました。年末に、今も頭の中に入っておりますけども、調整して、全庁必ず回って、担当課で非常に判断苦しむようなところ、意見要望が強かったところは、担当課と町長と副町長で全部遵守をいたしております。そういう中で、検討をして、優先順位を決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

鴻ノ巣公園のことについてはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ちゃんと全部入っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

再整備について、今、30年、40年前に整備してありますけども、新たな整備については、改めてよろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、10番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後4時19分 散会

第3日目（12月10日）（金曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第3日目（12月10日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課課長補佐	太田克宏
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから昨日に引き続き、一般質問を続けます。順次発言を許します。

12番 今井泰照議員。

○12番（今井泰照君）

皆さん、おはようございます。

今年も残すところ、あと3週間となりました。この1年間は新型コロナウイルスに翻弄された年でしたが、東京オリンピック・パラリンピックや、大リーグでの大谷選手の活躍など、大きな感動もありました。来年はコロナも収束し、輝かしい年になることを祈念して質問に入ります。

1. 地場産業について。

(1) 廃石膏リサイクル支援事業は、令和2年度においては、窯業関係組合員に対しそれぞれの支援があり、今年度は組合員外を対象として行われます。

新たに第2期の募集があるようですが、第1期事業による実績はどうなっていますか。また、組合員でも前年度の利用がなかった事業所への支援はできないでしょうか。

(2) この秋は、新型コロナの罹患者減少に伴い、本町においても数々のイベントが開催され、多くの集客でにぎわいを見せました。やきもの公園付近のゲートボール場の駐車場も今回は利用されたようですが、ふだんは草が生い茂っています。

陶器まつりでは大型シャトルバスの発着場として利用されていますが、雨天時や日常的な活用を考えた場合、舗装する考えがないのかお尋ねします。

(3) 全国的に米の消費量が減少しています。特に今年度は、コロナ禍による外食控えが追い打ちをかけ、米価が著しく下落し、米の生産者には大きな打撃となっています。

町としても何らかの支援ができないでしょうか。

2. 教育問題について。

(1) 町内の小中学校においては、タブレットを活用した授業が開始されていますが、家庭での学習におけるモバイルルーターの貸与とWi-Fiの設備の現状はどうなっていますか。

(2) タブレットによるトラブルなどは起きていませんか。

3. IR（統合型リゾート施設）誘致について。

長崎県は、佐世保市のハウステンボスにIR誘致について、事業予定者のカジノオーストリアインターナショナルジャパンが、最短で2027年度中の開業を見込んでいることを明らかにしました。数年前、郡議長会において、県のIR推進室の担当者を招き、研修会を開催した際、IRにおけるカジノの面積が3%以下に制限されていることを初めて知りました。IRに期待される効果としては、収益の一部として県に年間225億円の納付や、雇用1万人の計画など挙げられていますが、本町においても、交流人口の拡大や定住人口の推進、また、地域経済の活性化など大きなメリットが考えられます。

これからは各地でも説明会など開催されますが、職員の派遣や町民への広報活動にも力を入れるべきではないかお尋ねします。

以上が壇上での質問であります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 今井議員の御質問にお答えいたします。

1. 地場産業について。

(1) 廃石膏リサイクル支援事業は、令和2年度においては窯業関係組合員に対してそれぞれの支援があり、今年度は組合員外を対象として行われている。

新たに第2期事業の募集があるようだが、第1期事業による実績はどうなのか。また、組合員でも前年度の利用がなかった事業者への支援はできないかという御質問ですが。

廃石膏リサイクル支援事業については、議員御指摘のとおり、令和2年度においてはコロナ禍における経済支援ということもあり、県との協同した取組の中で事業設計ができました。県からの補助金も含めての組立てを行っています。県の事業スキームの中で各組合を対象とすることが必須であったため、各組合単位で補助メニューが組み立てられました。

その中で一番の問題であり、組合が希望された廃石膏のリサイクルについて取り組んだところでは、役割を終えた石膏型を最終処分場で埋立て処理をされていましたが、県内の処理場からの受入れ拒否により、中間処理場へ石膏が滞ることになり、環境的にも悪影響があることから、産地として法令遵守や排出事業者としての役割をしっかりと理解の上、リサイクルに取り組むことを目的に、リサイクル処理費等の一部助成を行っているものです。

今年度については、町単独事業において、昨年度対象としていなかった組合員外の事業所を最優先としており、第1期、第2期とも組合員外の事業所で取り組むようにしています。

第1期の実績としては、26件の約104立米、助成額としては約150万円となっています。第2期については現在、周知と取りまとめを行っており、12月末までにリサイクル回収を計画しているところです。

今後は、予算の範囲もありますので、まずは組合員外を優先し、事業量を精査し、事業の全体をつかみたいと思います。

昨年実施していない組合員の方は、事情にもよりますが、排出意向やその量も調査し、今後、予算も含めてどのような取組ができるか検討が必要かと思っています。

(2) この秋は、新型コロナの罹患者減少に伴い、本町においても数々のイベントが開催され、多くの集客でにぎわいを見せた。やきもの公園付近のゲートボール場の駐車場も今回は利用されたようだが、ふだんは草が生い茂っている。

陶器まつりでは大型シャトルバスの発着場として利用しているが、雨天時や日常的な活用を考えた場合、舗装する考えはないかという御質問ですが。

やきもの公園裏の陶器まつり大型バス駐車場兼ゲートボール場は、通常春のゴールデンウィークに開催される波佐見陶器まつりにおける観光バスの駐車場や大型シャトルバスの発着場として活用しています。それ以外のシーズンは、町内イベントで使用する以外の使用については、波佐見町ゲートボール協会と使用に関する契約を締結し、トイレや草刈り等、維持管理を条件に、無料で使用していただいています。

コロナの影響やゲートボールの競技人口自体の減少も伴い、近年はゲートボール場としての利用が少ない一方で、イベント用駐車場としての活用は増加しております。このことから、1年を通じて駐車場としての利用を考えると、舗装による利便性の向上は観光誘客の受入れ環境整備の観点からも有効な施策だと思っています。

なお、当敷地は借地でもありますので、所有者の方やゲートボール協会などとの協議も必

要となります。

(3) 全国的な米の消費量が減少している。特に今年度はコロナ禍による外食控えが追い打ちをかけ、米価が著しく下落し、米の生産者には大きな打撃となっている。

町としても何らかの支援ができないかという御質問ですが。

議員御存じのとおり、新型コロナウイルス禍の影響で、米の需要が減少し米価が低迷していることから、JAに出荷された令和3年度の主食用米30キログラム当たりの買受価格も、仮渡金の段階ではありますが、前年度に比べ約300円安い状況となっています。

現状が大変厳しいものとなっていることから、国においても米の需給及び安定に向けた対策費として2021年度補正予算に計上されることになっています。今後、買受価格が確定する3月の精算時において、農業経営に影響を及ぼすような事態となった場合には、国、県の事業も利用しながら、関係機関と協議を行い、町独自の支援についても検討したいと考えています。

2. 教育問題については、後ほど教育委員会から答弁があります。

3. IR（統合型リゾート施設）誘致について。

長崎県は、佐世保市のハウステンボスにIR施設誘致について、事業予定者のカジノオーストリアインターナショナルジャパンが最短で2027年度中の開業を見込んでいることを明らかにした。数年前、郡議長会において、県のIR推進室の担当者を招き研修会を開催した際、IRにおけるカジノの面積が3%以下に制限されていることを知った。IRに期待される効果としては、収益の一部として県に年間225億円の納付や雇用1万人の計画などが挙げられているが、本町においても交流人口の拡大や定住人口の促進、また、地域経済の活性化など大きなメリットが考えられる。

これからは各地で開催される説明会への職員派遣や町民への広報活動にも力を入れるべきではないかという御質問ですが。

九州・長崎IRは、最大3カ所とされる国の区域認定を受けるべく、県及び佐世保市のみならず、九州の経済界と行政、議会が一体となって、オール九州で推進体制を構築しているところであります。

IRと聞くと、カジノを連想される方が多いと思いますが、事業予定者であるカジノオーストリアの提案概要書によりますと、施設全体の延べ床面積約50万平方メートルに対し、カジノ区画面積は約1万2,000平方メートルであり、3%以下となっております。

施設には、最大6,000席の国際会議場や、総面積2万平方メートルの展示場、2,000室以上の宿泊施設、レストラン、劇場、ショッピングモールなどが整備される予定で、年間の延べ来訪者数は約840万人が見込まれております。まさに、これまで国内にはない規模の施設であり、本町におきましても来訪者の観光や従業員の定住、波佐見焼などの物品納入など、経済波及効果が期待されるところであります。

先月18日には、佐世保商工会議所主催によりますIR事業説明会がアルカスSASEBOで開催されましたので、企画財政課長と商工観光課長に参加させております。また、今月15日と17日には、県が主催します説明会が佐世保と長崎で開催されますので、副町長が参加する予定です。当日の説明会の動画は、後日、長崎県公式YouTube「がんばらんばチャンネル」に掲載されるとのことでありますので、職員にも視聴を勧めますとともに、ホームページなどを通して町民の皆様にも御案内したいと考えております。

なお、県におきましては今後、区域整備計画作成の参考とするため、県民の皆様への意見公募及び公聴会を実施予定とのことです。このことに限らず、様々な機会を通してきめ細かな広報活動を行い、IRがもたらす高い経済波及効果などを情報発信していきたいとのことです。町においても積極的に協力してまいります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 教育問題について。

(1) 町内の小中学校においては、タブレットを活用した授業が開始されているが、家庭での学習におけるモバイルルーターの貸与とWi-Fiの整備の現状はとのお尋ねでございますが。

本年5月末に各学校に配付したタブレット端末は、6月から順次授業での使用を始め、2学期の9月から小中学校とも本格的に活用しており、どのクラスもおおむね基本的な授業展開はできているものと考えております。また、タブレット端末の家庭への持ち帰りについては、11月に試験的に実施するなど、本格的な持ち帰りについて運用や課題を検証しているところでございます。

一方で、家庭におけるインターネット環境の実態把握が必要になることから、11月5日を期限に記名式で全世帯を対象に調査を実施したところであります。その結果について、未回答が6世帯ありますが、973世帯中、インターネット整備済みは907世帯93.2%、インターネット未

整備は60世帯6.2%となっています。また、インターネット整備済みの907世帯のうち、Wi-Fi環境がない世帯は17世帯となっています。したがって、タブレット端末を家庭で使用するには、インターネット環境とWi-Fi環境が必要ですので、先ほど申し上げたインターネット環境がない60世帯とWi-Fi環境がない17世帯について支援が必要となります。このため、「波佐見町家庭学習通信環境整備事業補助金」を創設し、対象となる世帯に補助制度の案内を行い、インターネット環境の整備をお願いしているところです。

なお、就学援助世帯には、国の指針により、インターネット環境の有無にかかわらず、対象児童生徒に町所有のモバイルルーターを貸し出すこととしていますので、本格的な持ち帰りの前までには案内を行いたいと思っております。

(2) タブレットによるトラブルなどは起きていないかとお尋ねでございますが。

現時点ではタブレットによるトラブルは、児童生徒間を含め、あっておりません。なお、タブレット使用に係る課題や問題点は福田議員の答弁のとおりです。しかし、タブレットのトラブルは東京都町田市では、チャット機能を悪用したいじめ事件が発生するなど、全国的に見れば起こっており、注意が必要だと思います。本町においては、チャットやメールなど、児童生徒間で不要なやり取りを行う機能は当初から使用できないよう設定しており、教師も授業中を通して使用状況を確認しております。

また、今後、家庭への持ち帰りが本格化すると、インターネット上のSNSなど監視が行き届かない場面が想定されることから、10月にフィルタリングソフトを導入し、トラブルを起こさないよう、巻き込まれないよう、対策を講じております。

しかし、これらの対策で全ての危険性を除外することはできませんので、児童生徒がインターネットの利便性と危険性を理解した上で使用できるよう、情報モラルや情報スキルを向上させる取組が必要だと考えています。加えて、家庭における適切な使用を促すため、保護者にも周知を行いたいと考えています。

今後においても、児童生徒の使用状況に注意を払いながら、これまで申し上げた対策を行いながらタブレットの適切な使用を図っていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

まず、石膏リサイクルについてお尋ねいたします。

第1期では、先ほど答弁がありました、26件で150万の実績があったということですけど

も、この予算は自主財源という一般財源からなんですけども、400万予算化されてありますね。その中で150万ということで、まだまだ残っているかと思い、第2期が12月3日の締切りとなっております。その2期の現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現在の取りまとめで、約20件程度が上がってきております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

前回の組合員のときは、取りあえずは1事業所2トンまでを限度というようなことで、私たちは聞いて、それに向けて排出したんですけども、今回、量の限度、そういうものがあつたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回はおおむね10立米を限度といたしております。1事業者10立米です。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

10立米ということは、10トンですか、1トンですか。トン数に直せばどうなりますかね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

石膏の砕いた状態であれば0.8ぐらいが比重かと思っております。それで空隙があるような普通の鑄込型とかであれば0.4が比重ですので、1立米0.4トン、圧力とか、しっかり入れたら0.8ぐらいが比重で、普通の石膏は比較的軽い品物でございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

先ほど答弁の中にもありました、まず非組合員の方、組合員外に2期目まではして、もしそれをして、費用というか予算が余ったら、また、前年度出されなかった分、廃石膏というのは毎年出るわけではないんですよ。もう使っている型は10年使っている型もあるし、いろいろそこら辺は様々なんで、その辺でまず昨年出されなかった方にも、もし予算的に余ったら利用させていただきたいと思っておりますけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど町長の答弁にもありましたように、まず非組合員の方での全体量をつかみまして、恐らく今のペースでいくと余るのかなと、予算に余裕が出てくるのかなというのがありますので、なるべくそれは早くつかんでですね。言われるように、タイミングが昨年合わなかった方もいらっしゃいますので。要綱上は、最優先を組合員外の方、2番目に組合員の方でも昨年出されてない方、3番目で昨年出たけど今年も出す方というふうにさせていただいております。だから、そういう考えでいけば可能かと思いますが、あくまでこれはリサイクルが主な目的でございますので、自分の生産活動においた産業廃棄物を捨てるための費用を助成しているわけではないということは、この場を借りてでも、ちょっとしっかり押さえておきたいというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

私も組合員、生地組合の会員の一人でありまして、先般、組合の中で話合いというか、鋳込み、水ごて、そして圧力鋳込み、ローラーマシーン、それぞれの部門別の会議をして、最終的にはみんな30人弱が集まって話をしたんですけど、やっぱり一番の問題はその廃石膏の問題でございました。

この前の一般会計補正予算の中で答弁されておりましたように、次年度はリサイクル費用も最終処分場に処分する費用も一緒ぐらいに、あるいはそれ以下になるよう考えてるというようなことをおっしゃいましたけども、具体的にどのような形で考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今、町内に新しく収集運搬をされる、リサイクルを専門とされる若い事業所の方が手を挙げていただいております。かなり収支ぎりぎりの線で収集運搬を行っていただいておりますけども、その方から大村にあるリサイクルを専門にされている中間処理場のほうに持って行って処分をするという一連の流れの中で、まさに今、民間同士の大詰めの交渉をされてますのでシビアなところもあるんですけども。収集運搬はもうぎりぎりですので、中間処理の処理代を低く抑えていただくことで、そこの全体の費用を埋立て同等か、もしくはそれより以

下にさせていただくような、まさに来週、大詰めの交渉があるというところでございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今年も、その最終運搬所を持っていかれた方も組合員の中にいらっしゃいます。そういったことができれば、本当に実際来るかというのは目に見えているので、そういったことで私たち組合のほうも、そういう中でずっと話をして、ぜひそういう方向に進めてもらいたいと思います。

続きまして、ゲートボール場ですね。先ほどお話がありました老人会のゲートボール場も今年で終わるということで、なかなかゲートボール人口が本当に少なくなっております。先ほどの町長の答弁の中で、所有者、地権者の方が、多分3人ぐらいいらっしゃるのかなと思います。そのうちの一人の方とたまたまお話をする機会がありまして行ったんですけど、「どんどん使ってください」と、「ぜひ使ってください」と、「そういう利用のために私たちは貸し出しました」というようなことのお言葉をいただきました。

地権者の方もそういうことをおっしゃっているんで、ぜひその辺は進めていただきたいと思いますが、あと、一人の方はこっちに多分おられないかと思います。そしてもう一人の方は、皆さんがよく存じ上げている方だと思いますけども、その辺の話はどのように今なさっているのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現段階では、まだ所有者の方に具体的な話まではちょっとしておりません。それで、おいおいしていかないといけないと思うんですけども。まずこの舗装化については、業界からもちょっと要望が出ているというところもありまして、調査を進めているところでありました。それで、ゲートボールがなくなるのではなくて、老人会主催のゲートボール大会が今年度で終わりであって、ゲートボール協会自体はまだ引き続き活動をされておりますので、あそこを全部、ゲートボールをなくして全部舗装ということは当然ながらできないというふうに思っております。

ただ、ゲートボール協会の方とは、ちょっと協議は今させていただいております。そういう中で、ある程度の同意といいますか、いいんじゃないかという話は聞いておりますので、あとは所有者の方と、そういう心強いお言葉もいただきましたので。また、4人いらっしゃ

います、所有者の方がですね。その一人の方はちょっともう遠方にいらっしゃいますので、そういうところとお話ししながら進めていければなというところで思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

逆に、本当に、ゲートボール場に私は草刈りの依頼をされているというようなことはちょっと知らなかったんですけど、大会前とかはぴしっとされているんですけど、ふだんがかなり草が生い茂っているんですよ。そういう中で、やはりゲートボール場だけ残しても、逆に、利用者にも舗装されることによって車も止めやすくなるし、高齢の方が多いんですね。そういう意味ではぜひ、いいことなんでどんどん推し進めていただきたいと思います。

次に、米価問題に対してですけれども、皆さん御存じかと思えますけれども、喜ばしいことに今回、本県選出の参議院議員金子先生が農林水産大臣に就任されました。本当に今後の御活躍を心より期待したいと思いますけれども。町長、副町長、あるいはここにいらっしゃる議員の皆さんもお聞きになられたと思えますけれども、就任に当たり、主食米の問題を総理自らまず第一に取り組んでほしいというようなことを言われたとおっしゃいましたけれども、今、国がある程度、余剰米というかその辺を買い取って、飲食店に安価で販売したり、食堂に提供したりするようなことを検討しているということでお聞きいたしましたけれども、町のほうにもそういうお話あたりはあっているものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

全国的な米価の低迷ということで、令和3年度の農林水産関係補正予算の中に、米の需給及び価格の安定に向けた対策の実施ということで、コロナ影響緩和特別対策ということで米価の安定を図るための措置がなされるということは聞いております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

そういう具体策はまだ決まってないかもしれませんが、そういう方向性でぜひ進めたいというようなことをおっしゃってましたので、その辺はちょっと注視していただきたいと思います。

御存じのように、国は主食用米から飼料米の転換を進めておりますけれども、本町の現状はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

本町の状況でございますけども、毎年長崎県下で主食用米の作付面積というのを大体やっておるわけですが、それを受けて、本町のほうにも主食用米の作付面積が大体割り当てられております。その中において、そこまで確実な面積というところまでは、ちょっと申し訳ございません、持ち合わせておりませんが、毎年、WCS、これは飼料作物になるんですけど、それから大豆、新しいところでは米粉用米ですね、といったところで作付が毎年伸びている状況でございます。それにつきましては水田活用の直接支払交付金というのがありますので、それを活用して順次進めてまいっております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

以前、本町において酒米あたりも作られておりましたけども、これから酒米あたりの伸びというか、本町においてはどのようなお考えがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

酒米につきましては、コロナ禍ということで飲みに出られる方が非常に少なくなったということで、酒の需要が急激に落ち込んでおります。この急激に落ち込んだことによりまして、酒を造っていくというのが、量をどうしても減らさなければならないということで、酒米については若干余り気味ということでございましたけども、今年分につきましても一応作られた分につきましては、山田錦とレイホウになるんですけども、一応全て買い上げたということで伺っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

コロナが収束すれば、その辺、今結構、皆さん御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、岡山県で95%を生産している雄町ですね。私もあまりお酒は飲めなかったんですけど、最近ちょっと飲むようになって、あちこちの雄町を試飲しているんですけども、やはり香りが普通のお酒と違うなというところで、そういうところで米の研究あたりも、本町もですね、酒米の。山田錦も雄町の血統というようなことをネットで調べたんですけども、そういう中で、おいしい米というものも研究をしなければいけないかと思っておりますけども、本町にお

いてどのようなことが行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

本町におきましては、雄町はちょっと作っておりませんが、山田錦とレイホウを作っております。作っていらっしゃる方は酒米研究会ということで組織をされて、その中で作り方について若干研究をされているようでございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

先ほども言いました、新たな今後の米の活用というようなことで、そちらのほうの支援とか何とかは、町としてはなさっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

酒米については直接支援というところはやっておりません。しかしながら、私もちょっと酒米について少し調べたんですけども、おいしい酒の追求と農業の活性化へということで、これは山口県にあります酒造が開催しているコンテストなんですけども、全国から山田錦に限定して集めてコンテストをして、そこで最優秀を取ったところには、そこのお米を高額で買い上げるというようなコンテストが2019年から開催されておるようでございますので、そういったところにも、これは全国ですから、チャレンジをしてもいいんじゃないかなと思っておりますけども、そのチャレンジに向けてもし取り組まれるようであれば、何らかの支援をできればなどは思っております。

なお、この第2回、昨年のグランプリは福岡県朝倉市から出ております。2位が栃木県ということで、山口県の米じゃないということでございますので、こういったところにもチャレンジする価値はあるのかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひそういったところの支援あたりもしていただきながら、波佐見の酒米うまかばいというようなことになるようにしていただきたいと思いますと思っておりますけども。本町において、コロナ禍でやはり米も出よらん、なかなか販売も厳しくなったということで、お茶の農家さん、あるいは畜産農家あたりに関しては、コロナ対策として20万の支援ですかね、そういう事業

所にはあったかと思えます。前年度に比べて、そういう厳しいところが出たりしたら、やはりその辺の支援も一つ考えなければいけないかなと思うんですけども、その辺の考えとかあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

町長の答弁でも、さきに述べましたように、今のところ仮渡金の段階ではございますけども、300円程度で収まっているというところで、今後の展望について、ちょっとJAのほうにも問合せをしたところ、長崎県はどっちかと言えば消費県になります、米はですね。長崎県で消費される米の量は、作付面積よりもちょっと多いと。取れる量より多いということで、他県から米を買っているような状況でございますので、ちょっとまだ先行きは分からないけれども、例年並みにもしかしたらなるんじゃないかなというところも、ちょっとあるようでございますので、そういったところも踏まえて、どうしても先行きがいけないようなところになれば、何らかの支援はやっぱり必要じゃないかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

そうなったときは、きちんとそういう支援あたりができるようお願いしたいと思えます。

次に、教育問題に入ります。モバイルルーターの、現在確保というものはできているものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

モバイルルーターでございますが、令和2年度の国庫事業で200台購入しております。現物を持ってまいりましたが、このようなものがモバイルルーターでございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

先ほどの教育長の答弁の中で、Wi-Fiの未接続が17件、そして環境がないのが60件というようなこととお話がありましたけども、もうそしたら全部モバイルルーターを貸し出せばその辺は解決できるものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど触れましたとおり、このモバイルルーターについては国の補助事業で購入したものでございますが、その条件として、就学支援世帯に貸し出しなさいという国の指示がございます。したがいまして、現在190名プラスアルファの就学支援の児童生徒がおりますので、まずはそこはインターネットの有りなしにかかわらず貸出しをすることにしております。一方で、一般家庭については、先ほど教育長の答弁のほうで、補助制度の創設をいたしましたので、該当者には直接御案内の文書を出して、今、相談に応じております。本日も朝から保護者の方から電話がありまして、そういった相談に乗っている状況でございますので、一般家庭について、なるべくインターネット環境を行っていただくよう支援をしてみたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

Wi-Fiの初期手数料の負担ですね。その辺の御相談が今、あったということなんですけども、他にも何件かそういう御相談あたりはあっているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まだ数件段階でございますが、これからタブレットを家庭に持ち帰るようになると、現実問題として、タブレットを動かすためにはインターネット環境、Wi-Fi環境が必要でございますので、おのずと保護者の皆さんは教育委員会のほうにお尋ねになるものと思っております。

また、年明けの町の広報紙で、こういったICT教育の推進状況、あるいはタブレットの持ち帰りについて、まあ特集とは言いませんが、周知を行って、保護者のほうにも御理解を求めたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

一つは、やはり国からの予算ということで、200台余りのモバイルルーターがせっかくあるのに、もうそれは貸し出されない。本当に今コロナ禍で実際厳しい、要・準要支援でなくても生活が厳しい方もおられるかと思えますけども、そういう方々にも、私はぜひですね、あるのに貸し出さんというともおかしいんじゃないかなというのがありますね。そういうところまで、なかなかプライベートな問題で踏み込みにくいところもあるかと思えますけども、

ぜひ、あるのだったら私は貸し出すべきかなと思うんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほどの教育長の答弁の中で、記名式のアンケートを行ったということで答弁がありました。その中で未整備の方について、どういった条件があれば整備しますかということも記入欄で求めました。そこには、議員がおっしゃったとおり、やはりなかなか維持費が厳しいとかいうことがありますので、そういった方には、ちょっと逆説的になるんですが、そういうふうには毎月の何か支払い、経済状況が悪ければ、ぜひ就学援助の申請を行ってくださいという一文も添えておりますので、そういうふうには就学支援世帯になれば、モバイルルーターを貸し出すことができます。最終的に、貸し出しても要らないという方がいるとなれば、関係機関のほうにちょっと相談して、最終的にはそういった手段もできるのかなということで考えておりますので、今後、状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひそういう御相談には積極的に乗っていただき、やっていただきたいと思います。特に、やはりWi-Fi設備がないというようなことで教育の格差あたりも生まれたら困りますので、その辺はよろしく願います。

先ほど、また教育長の答弁の中にもありました問題点とかトラブルあたりは、今のところないということですが、やはり子供たちのほうが大人よりもですね、フィルタリングを、この前は外したりとか何とかそういうこともあっております。そういう中では、子供たちがしっかり、大人以上のことができるので、そういうところには目をぜひ配っていただき、本当に有意義な、せっかくの機会ですので、それぞれしっかりと活用できるようにお願いしたいと思います。

次に、IRについて、進みたいと思います。

先ほどの答弁の中で、IRイコールカジノではないというようなことで。私も当初、議長の講習会で聞くまでは、IRイコールカジノというイメージを持っておりました。また、今、横浜あたりのIRの汚職問題とかいろいろあって、負のイメージがかなりあるかと思っておりますけども、先ほど言いましたとおり、IRには、定住あるいは経済活性化、町にとって本

当に大きな意味があると思います。この前、一つは企業誘致もできるんじゃないかなと、I Rによって。近隣の市町村の企業誘致あたりも進むんじゃないかなということもお話にあったんですけども。前回、企画財政課長と商工観光課長がそういう会に参加されております。そういう中で、1,000人を超える人が集まったと聞いておりますけども、それは佐世保商工会議所の会だったんですよ。そういう中で、ほかの私たちが入る余地というか、そういうところもあるのかとか、その辺の感想をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

説明会に入る余地、聞く余地があるかというお尋ねでしょうか。事業者として入る余地があるかどうか。それはもちろん、佐世保市内の業者に限らず、近隣の市町の事業者にとっても大きな経済チャンスとなっております。十分入り込む余地はあると考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

本当に波佐見のいろんな企業もそういったところに入り込めればいいし、また、波佐見町にそういう関連の企業を誘致、よそからの誘致もできるんじゃないかなと。前回、川棚の役場の方とちょっとお話しする機会がありまして、川棚もそういうことも考えておりますということもお聞きいたしました。本当に、近隣の市町村の新たなというかですね。やっぱり町自体の企業誘致も本当はしてほしいんですけど、なかなかその辺も次の段階は難しいのかなと思いますけども、そういう土地の提供あたりもぜひ考えてほしいし、また、定住人口に当たって、新たな新築の物件とか、あるいはアパートあたりもいろんな面で出てくるかと思えます。そういう準備あたりをしっかりと町としてもして行ってほしいなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

そういった土地や家屋の開発も十分進められていくと思います。先日、建設業協同組合との意見交換会の折にもI Rを意識しておくようにということで、話題の一つに上がっております。このI R、施設内だけで1万人の雇用が見込まれております。それだけではなく、関連する事業もたくさん出てきますので、誘発される雇用効果としては3万人と言われております。当然、佐世保市内だけで雇用される方が住むことはできないかと思えます。近隣の市

町、本町であり、川棚町、西海市、それら周辺の地域にも雇用者が住むことになると思いますので、そういった先を見据えた行動も必要になってまいります。また、企業誘致に関しましても、IRに関連する事業、本当に多種多様にわたります。従業員に対する事業というのも出てきますし、そういった意味でも企業誘致など進むように、町を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひ、そういう準備だけはしっかりしておくようにお願いしたいと思います。そして、もう一つはやはり交流人口ですね。やっぱり海外からもたくさん見えますし、そういうところを波佐見に取り込む。また、今、本当に波佐見は魅力的な町になっております。そういうところをどんどんアピールしながら、観光誘致あたりもしっかりと考えていただきたいと思いますが、その辺の考え等はございませんか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

確かに物すごく大きな事業でございまして、当然インバウンドの入り込みというのも相当予想もされますので、ちょっとどういうふうなやり方でできるのかということも、いろんな県とも連携しながら、誘客についても。ただ、あまりにも規模が大き過ぎると観光公害ということも考えられますので、いろいろバランスを考えながら準備はしっかりとしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

実は私もインバウンドということで、20年以上前にシンガポールから波佐見のほうに、知り合いがいて招いて、5件ぐらい民泊、ホームステイをしてもらった経験があるんですけども、その中において、そのときは教育長も出してもらって、ちょっとお話をしてもらったりしたんですけども。逆に、向こうの都会の人は、田舎暮らしですね、今、本当に波佐見はそういうあれで民泊あたりもありますけども、一流ホテルに泊まりつけた人は、逆にそういったところにも魅力を感じる方もいらっしゃるかと思いますので、そういったインバウンドあたりも考えながら進めてもらいたいと思います。

こういう中ですけども、一つはIRに対しては反対運動も起こっております。先ほど言っ

た、I Rイコールカジノですね。町民の皆さんも、そういうI Rイコールカジノでしか思われていない方もいらっしゃるかと思いますけども、簡単に、カジノに私たちも入れられないわけですよ。入場料に6,000円かかり、マイナンバーカードを持って、週に2回とか3回とか、あるいは月に10回とか。それも半端なお金では、パチンコ屋とか競艇とかそういうところに入れるようなことじゃないので、なかなか入れる方は限られているというようなことも皆さん分かっているんじゃないかと思うんで、そういったところで周知徹底を町としては本当にやっていただきたいと思っておりますけども、その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

そういった負のイメージは確かに一部ではありますので、県と協力しながら周知していきまして、このI Rの効果を十分理解してもらえるように、県とも協力していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

最後に町長にも、町村会あたりで、前の議長会でもそういう話、九州議長会とかでもありましたが、そういう話の中では、どのようなことがお話がっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

町村会で特別取り上げて話はしておりませんが、やはりそれに関連するのは、東彼3町と佐々町あたりは、このことについては周辺の環境が一変するんじゃないかなと。まずは、やはりそういうホテルを造ったり、いろんなことをする手前の段階から雇用がたくさん生まれると。その状況の中では、波佐見町が一番そういう立地条件には恵まれているんじゃないかなと。だから、受け入れるにしても、きちんと地元の人たちが受け入れられるような体制、取組、そういうことを十分検討していかないかんのじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

関連して、やはり東彼杵道路あたり、いつも陳情に行かれておりますけども、これを機に

早期に東彼杵道路が完成することを祈念して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で、12番 今井泰照議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

皆さん、こんにちは。

早速、通告に従って質問をいたします。

質問の内容は、次のとおりです。

1. 波佐見町におけるテレビ放送の活用について。

(1) NBCテレビのデータ放送で本町の自治体情報が流れない理由は何か。

(2) ケーブルテレビ活用のためのさらなる支援策を町として検討しているか。

(3) NHKの「CATVだより」で波佐見の映像も流れるよう、町として支援はできないか。

2. 波佐見町の墓地事情について。

(1) 町民霊園が湯無田郷に整備された経緯と現状は。

(2) 町民霊園の維持管理の問題点、及び今後の予定は。

3. 波佐見高校存続のための支援策について。

(1) 11月15日の志願状況を見て、どう考えているか。

(2) 入学支援金等、一連の支援策を見直す考えはあるか。

以上です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 岡村真由美議員の御質問にお答えいたします。

1. 波佐見町におけるテレビ放送の活用について。

(1) NBCテレビのデータ放送で本町の自治体情報が流れない理由は何かという御質問ですが。

端的に言えば、本町はNBCテレビとデータ放送の契約をしていないからということです。

以前、導入の検討も行いましたが、費用対効果などを考慮し、契約を行いませんでした。県下21市町でこれを利用している自治体は、長崎市、佐世保市、諫早市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、佐々町、新上五島町の9自治体となっています。

波佐見町の行政情報としては、戸別受信機に録音機能を持たせていますので、聞き逃しても後で情報が確認できます。また、ホームページやLINE、インスタグラムなど、他の手段で情報発信の充実を図ってまいりたいと思っております。

(2) ケーブルテレビ活用のためのさらなる支援策を町として検討しているかという御質問ですが。

昨年12月の議会においても、波佐見ケーブルテレビの支援はできないかとの御質問をいただきました。その際には、「民間でできることは民間でを基本としています」とお答えしたところでありました。ただし、波佐見ケーブルテレビでは、行政情報や町内各種イベントの放送などを積極的に発信していただき、町民の一体感や郷土愛の醸成にも資するところがあることや、本町の情報発信に少なからず貢献していただいていることを踏まえ、まだケーブルテレビが届いていない未整備地域への普及については、財政的な支援をしていくようにしております。

さらなる支援を検討しているのかとお尋ねですが、現行の支援策以上については現状では考えておりません。

(3) NHKの「CATVだより」で波佐見の映像も流れるよう、町として支援はできないのかという御質問ですが。

この件についてNHKに確認したところ、「CATVだより」は、NHKと年度当初に覚書を交わしているケーブルテレビ局から提供される映像を流しているということで、現在、五島テレビ、壱岐市ケーブルテレビ、対馬市ケーブルテレビ、おおむらケーブルテレビ、松浦ケーブル、島原地域のひまわりテレビとテレビ佐世保の7局と覚書を交わし、この地域の映像を流しているということでした。

この覚書による放送は無料ということでしたが、NHKでは特定の企業等に偏っていると
思われるような映像は流せないということでした。

次に、波佐見ケーブルテレビに確認したところ、NHKが流している「CATVだより」
は、NHKの支局がない離島や県央や島原地域がほとんどで、NHK自身が取材に行きにく
い地域の出来事を、地元のケーブルテレビの映像を使って視聴者に届けているというこ
とで
した。

波佐見町の映像撮影はNHK佐世保支局が担当しており、「CATVだより」の枠ではな
い放送枠において紹介されるので「何も問題ないのでは。」とのことであり、特別の支援は
必要ないと思っております。

また、年度当初に覚書を交わす必要があるということは、波佐見ケーブルテレビの経営方
針にも関わることであり、本町が介入する問題ではないと判断しています。

2. 波佐見町の墓地事情について。

(1) 町民霊園が湯無田郷に整備された経緯と現状はという御質問ですが。

町民霊園は、昭和48年に町営墓地として設置の計画が行われました。当時、集落ごとに二、
三カ所の墓地を設置し、個人または墓地組合等で管理がされていましたが、どの墓地におい
ても今後拡張の余地が全く残されていない状況とのことでした。同時に、本町の基幹産業で
ある窯業の近代化、規模の大型化による企業の中央平坦部への移動に伴い、人口の中央地区
集中化が進むとともに、窯業労働者の転入及び核家族化により、人口及び世帯数は増加する
傾向にありました。このような状況から墓地不足は大きな問題となりつつあり、地域住民か
らの要望も強まったことが町営墓地設置に至った経緯であります。

湯無田郷陶山神社の南西区域の畑と山林1,840平方メートルを取得し、造成工事が行われ
ました。地下納骨式で、一基4平方メートルの墓地が312区画、墓地内にはサザンカやモク
セイ、アベリアを植栽し、周囲をサンゴジュで囲む造園工事を経て、昭和49年12月に完成し
ました。その後、駐車場2カ所、洗い場2カ所の整備や、外周に金属製フェンスを設置し、
現在に至っています。

また、現状としては全区画使用されており、年間数例ではありますが、改葬に伴う墓地の
返還で区画に空きができた場合は、公募により使用者の決定をしています。

(2) 町民霊園の維持管理の問題点、及び今後の予定はという御質問ですが。

墓地内の低木の剪定と除草作業及び駐車場周辺の樹木の管理については、年に一度、お盆

前に実施しています。今年度まではシルバー人材センターで対応できましたが、次年度以降はシルバー人材センターで対応できるかは未定であります。

また、使用者の死亡などに伴う墓地使用承継の際、新たな使用者が町内に不在となるケースがあります。町内在住の方に管理人をお願いしていますが、そのような管理人が不在の墓地が発生してきているのも管理における問題であろうかと思えます。

3. 波佐見高校存続のための支援策について。

(1) 11月15日の志願状況を見て、どう考えているかという御質問ですが。

11月15日に発表されました2022年度公立高校進学希望状況の第2回調査結果において、波佐見高校は定員120名に対し希望者は64名という結果であり、波佐見高校存続のためには厳しい結果であると、改めて痛感しているところであります。

この64名という結果は、7月に発表されました第1回の調査結果と同数でした。学科別の内訳を比較しますと、美術・工芸科は19名から17名に、商業科が15名から14名に減った一方、普通科は30名から33名に増えております。なお、波佐見中学校に限りますと、16名から20名に増えております。

増減の理由については、町においても高校においても把握しておりませんが、生徒それぞれに通学に関する事情や学力に関する事情などがあってのことだと推測しております。入学支援金など、町としての波佐見高校支援事業の効果が現れているとは言えない結果は残念ですが、すぐに効果が出るようなものではないと考えておりますので、引き続き事業を継続していきますとともに、学校や地域とも連携し、波佐見高校の魅力アップに向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

(2) 入学支援金等、一連の支援策を見直す考えはあるかという御質問ですが。

波佐見高校を存続させるべく、生徒確保に向けて側面的に支援するため、令和3年7月27日に制定しました長崎県立波佐見高等学校支援事業補助金要綱について、改めて御説明します。

この要綱においては、生徒確保支援事業、進学支援事業、部活動強化対策事業、その他町長が必要と認める事業の四つの事業を掲げております。

まず、生徒確保支援事業では、町内の生徒に10万円、町外の生徒に5万円の入学支援金、バスやJRで通う生徒のために月額上限5,000円の通学費補助、通学困難な生徒のために下宿代月額上限1万円、賃貸住宅家賃月額上限2万円の補助をすることとしております。

次に、進学支援事業では、大学や短期大学、専門学校などの受験料を、生徒一人につき上限3万円を補助することとしております。

また、部活動強化対策事業では、部活動の遠征などにおいて貸切りバスや公共交通機関を利用する際の費用を予算の範囲内で補助するものです。これは、指導者の運転による事故防止や移動時間の有効活用を目指すためのものであり、町内の交通事業者支援も兼ねております。

そして、その他町長が必要と認める事業では、波佐見高校の魅力をアップさせるための様々な取組を支援することとしております。

これを、11月の希望調査の結果で効果が出ていなかったからといって、直ちに見直すべきものとは考えておりません。事業が浸透し、効果が出るまでにはある程度の時間が必要だと考えております。

また、10万円または5万円の入学支援金に関し、入学時の諸納金を既に準備している御家庭には効果がないのではないかという意見も承っておりますが、そのような御家庭におかれましては、ぜひ生徒の生きた学びに使っていただければと考えております。例えば、全国の美術館を巡って感性を磨く、最新のパソコンを購入してIT人材を目指す、海外に短期留学して国際感覚を養う、実際に物を仕入れ売買の経験をして商売を知る、来年度から家庭科で資産形成の授業もあることから投資を経験するなど、多くの可能性があるお金だと考えております。

これは、学校から押しつけられるものではなく、生徒自ら考えて選び、学ぶこととなります。そこから学んだことは社会に出てからも役に立つと同時に、そのような生徒こそ地域や企業にとって魅力的な人材になるはずです。生徒一人一人の魅力アップも波佐見高校の魅力アップにつながるものと考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

まず1の（1）のNBCテレビのデータ放送で、本町の自治体情報が流れない理由は何か。今の町長の答弁で経緯がよく分かりました。費用対効果を考えたときに、それほど重要性はないのではないかと。あと、戸別受信機、かなり費用をかけて整備していただきました戸別受信機と、ホームページ、インスタグラム、LINEというのがあるのだから、もちろん広報波佐見というのものもあるわけだから、費用対効果、あまり費用をかける意味はないというふ

うな御回答でしたけれども、費用はどのくらいかかるのでしょうか。お分かりでしたらお答えください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

過去に検討したときに、60万弱ということで回答をもらっています。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

60万というのは、毎年60万ってことですね。NBCに支払わなくてはいけない。分かりました。

あと、私がこれを最初に聞いたのは、実は9月の私の一般質問の中の項目の、第1番目の中の三つ目の項目に、防災無線による情報提供の呼びかけは万全かというのがあったんですね。そのときに、すいません、議事録をきちんと見てないので、どういう方に回答いただいたかちょっと定かではないんですけども、町としては万全だと、やれるところはしっかりやっているという回答だったかと思うんですね。このときに本当はこれを言いたかったんですね。なぜかというと、東彼杵町のある知人から、「どうして波佐見は入っていないのか、川棚も入っているのに」というふうに聞かれたので。

私も実はNBCのデータ放送見てなかったんですよ、正直なところ。どうしてかということ、無線もあるし、ホームページもあるし、議会にも来てるしで、情報はたっぷりもらっているから特に要らない。見ているのは何かということ、NHKのデータ放送ですね。これはしょっちゅう、毎日何回か見ております。天気予報であるとかですね。波佐見町の天気も刻々分かるようになっていきますので。あと、郷土力士の活躍とか、V・ファーレンがどうだったとか、そういったものも全部見れるので、NHKのデータ放送は便利だなと思っています。でも、役場の情報とかそういうのは絶対出ませんね。それに対して、これは改めて言われて見たら、すごいなと、分かりやすいなというのを感じました。

今朝、もう一度、無線の放送の録音してあるやつを押して、メッセージを5件聞きました。5件聞いたらもう全部消えます、繰り返しはありません。一番最新の情報は、教育委員会からのお知らせで、5万円の大学生・専門学生に対する給付金の申請は12月28日までですよ、まだの方はお願いしますというふうな放送が流れました。でもそれは、一回聞いたり、さらっと聞いて、しなくちゃいけないねというふうに思っても、つい忘れてしまうということも

あるかもしれません。

このことに関してですけど、よかったら今の申請は何人に対してどのくらい来てるか教えていただけますか。

○議長（百武辰美君）

答弁できますか。できませんか。

質問を変えてください。

○2番（岡村真由美君）

分かりました、すいません。突然のあれですね。どのくらいかなって今朝思ったもので、ちょっと聞いてみました。

これに関しても、NBCのデータ放送があったら、それは町側が消さない代わりに、28日までずっと簡単な情報で流れるわけですね。意外とこれはいい。それと、高齢者とか耳のちょっと遠い方にとっては、すごく有効なお知らせのツールだと改めて今朝思いました。

あと、昨日また同僚議員から言われたことなんですけども、工事が始まりましたね、新庁舎建設に関して。駐車場が使えなくなっております。これは駐車場が使えなくなりますよというお知らせは、きっと町民に対してあっていると思うんですけども、私は覚えておりません。いつ頃、どんな形でそれを広報されて、看板等どこかにあるのか、あと、こんなところに注意してくださいねとか、この工事はいつまで続きますよとかいった、そういったお知らせというのはあっているのでしょうか。これは聞いてもいいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

10月の自治会長会議で説明させていただきまして、11月にもちょっと変更の分で説明させていただきました。広報紙は10月号で説明文を載せております。看板も分かりやすいように各所に設置してあります。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

多分そうだと思います。自治会長会で、あと広報で、看板は分かりやすいようにってことだけど、すいませんけど、あまり分かりやすくはない。私が最初に銀行（社宅跡地）の、新しいあそこを使ったときに、やはり私の知人が来て、「車どこに止むっとかね」とかいうふうに分かれたことがある。あの神社のところが空いているみたいだし、庁舎のですね、あ

皆さん、モニターを御覧ください。

この表は、昨年、私が12月に質問をしたときの表をそのまま載せています。そのまま載せて、右側にオレンジの濃いラインをしている、これが野々川ですね。ちょっと拡大しましょうか、これですね、野々川郷、100%、62世帯加入。当時71世帯でカウントされていたんですけども、減りまして62になってるんですけども、入っておられます。そして、今の加入率というのは私も、確かに同じことなんですね、営業に関することですから、小さな詳しいデータは提供してもらえませんでした。私もそこは一応遠慮はしました。ただ、1年でどのくらい増えたかぐらいは分かりませんかねということで食い下がったところ、回答をいただきました。現在は、一番下のこれですね、「ネット鹿島提示数」という、これ、去年いただいたんですけども、5,236世帯に対して2,250世帯、大体契約をしてもらってますという回答を昨年いただいたんですね。これが、ここまでもらってるので、今年もここだけはほしいというふうな形で言いましたところ、現在、2,250が2,340になっているんだそうです、2,340。微増ですねって言ったんですけども、多分高齢でもう家がなくなるとか、契約を切る人と新しく契約する人というのが出てきて、このくらいの増。増ではあるんです、確かに増えてます。でも、パーセンテージとしては44.1%になります。この母体は5,305を分母にしました。大体、今の世帯数はそのくらいで間違いなかったかなと思いますね。10月末現在でしたかね、そんな感じの数です。

そういうことで、波佐見ケーブルテレビがあるからいいじゃないかという考えはちょっとお捨てになってください。60万円で、耳の不自由な方、あと高齢の方、パソコンとかにアクセスできない方のことを考慮していただければ、60万円はそんなに大きい費用ではないのではないかと、私は個人的に思います。

では、その次です。野々川郷を今出しましたけれども、野々川郷100%ですけれども、御意見とか感想とか、直接お耳にされてますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

私は直接聞いてなかったんですけど、企財課長のほうが、「ありがとうございます」ということで聞いとるということでございました。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私は何度も、その後も通いまして自治会長等からも、自治会長を通して地域の方の声を聞いております。「本当にうれしい」と、「お茶の間で議会が聞ける日が来るなんて」という感じで感動をされてて、本当にいいと。いろんな、議会だけじゃなくて、こんなところが町にあったのかという、波佐見百景とかですね。あと、行事とかそういったものが見れるのはうれしいとおっしゃってました。昔から、例えば嫁に来たときからずっと家にケーブルテレビがある人は、そのよさというのはあまり分からないかもしれないですけども、ない人の要望というか、そういったものにはやっぱり耳を傾けていただければいいかなと思います。

なぜ野々川かと、野々川からは大きな声が上がったんですね。そして、未整備100%の地帯だったので、支援も乗り出してくださったんですけども、町内、その後整備は進まれていますかと言ったら、そこそこ柱は立ててもらっているみたいですけども、やっぱり厳しい。鬼木は85%だったんですね、未整備地区が。副町長のおられる地域の10世帯以外は、多分今も引かれてないんじゃないかと思うんですけども。私が思うのは、鬼木からは声が上がっているのか、声が上がったら町としては、野々川同様に支援の気持ちがあるのかということだけを聞きたいと思います。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

非常に地元のことでちょっと答えにくい面もございますけれども、まずケーブルテレビのほうに確認をしましたら、全然未整備になっているところはもう鬼木だけだと聞いております。鬼木で現在加入しておりますのは、それぞれが難視聴区域に入っておりましたので、もう十数年前ですけども、それぞれが自己負担で100万近くかけて導入された。手前の井石郷まで来ておりましたので、それを延長して加入したという経緯がございます。

あと、ほとんど加入されておりませんが、今回、野々川が整備されたということで、今後鬼木での加入も見込まれるんじゃないかということで、事業計画として現在、概算の見積りを進めていこうと準備をされているそうでございます。そういったものが整えば、自治会のほうにも一度、御説明に上がりたいというふうなことを聞いておりますので、私のほうから自治会のほうには、そういった準備を進めておられるようですというようなおつなぎをすることでお話をしております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

今の答弁を聞いて、すごくうれしく思っております。ぜひ鬼木地区の、棚田のところで一生懸命地域おこしっていうんですかね、地域の振興に対して御協力いただいている皆さんに、町の様子を届けられたらなと思ってますので、よろしくをお願いします。

あと最後、三つ目ですけれども、「CATVだより」ですね。これは本当に、NHKの支局がないところと覚書を交わしてやっている、お金は要らないということで聞いて、ああそうなんだって詳しくよく分かって助かりました。私がこれを、波佐見ケーブルテレビ、ネット鹿島さんのほうに聞いたら、やはり覚書を交わすのは会社なんですね、結局ね。何で交わさないかということで、それなりの番組を作るための何かいろんな費用とか、いろいろそういう人手とかあるのかなって思いました、何となく。よく分からないんですけれどもね。それで、何でもこう思うかという、よその番組が出ていて、あ、いいな、何でも波佐見の分は出ないだろう、流れないだろう、出たらすごくメリットあるよなというふうに感じたので。もしもできるならば、NHKが許してくれて、ケーブルテレビも、これはいいなというのを、費用をかけずに、手間をかけずに送れるんだったら、ぜひ覚書を交わしてほしいなと改めて思いました。感想です。

それでは次に、2番ですね。墓地事情についてです。（モニターの映像を）出します。

これが、先ほど町長から説明があった湯無田郷陶山神社の近くにある、ちょっと登ったところにある波佐見町民霊園です。恥ずかしい話、私、これ行ったのは11月です、初めて行きました。陶山神社も初めて通りました。湯無田の上のほうはこうなっているんだって初めて知って、紅葉がきれいで、なかなかいいところだなって思いました。

これが整備されたのはいつなんだろう、どういう呼びかけがあったんだろう、どういうニーズがあったんだろうというのを知りたくなりました。今の答弁のとおり、すごいことを波佐見町はされたんだなと思います。これは波佐見町の一つの大きな財産ではないのかなと思います。本当、霊園というか、公園ですよ。住民が安心できる公園ではないかなと思います。

そのときにおっしゃいました、整備に幾らをかけたかというのがちょっと分からないんですけど、そこまで聞いてもあれなんです、49年からあれですけれども、もう今から、町長の答弁にもありましたけれども、もう最初から312基は満杯で、それ以降は、改葬とかされたときに幾つか空くので、それに対して募集をかけているということなんです、1月頃に毎年やってるといふのを担当の方から聞きました。その空きに対しての応募の数というの

は、この数年どのくらいになっているのかというのは尋ねてよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

公募の方法ですかね、空きの状況ですかね。近年、やっぱり改葬という形も増えてきておりますが、町民霊園以外のところもございます。町民霊園で言いますと、平成29年から30年までは1基ずつ、令和元年が2基、そして昨年度は5区画という形で、それぞれ使用者の方がどうしても町内で管理ができないとか、自分がいるところで管理するとかという形の改葬の理由で空きが出ております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

例えば去年の5基、今年も4基ぐらいあると聞きました。この5基に対して、何人応募があったかというのを聞きたいです。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

昨年度5区画の空きがありました。公募をかけて応募された方は20人でございます。そのうち、その抽選会に参加された方は19人でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

次の絵を御覧ください。名前にはモザイクが入ってるかと思うんですけども、こういう状況なんです。先ほど町長が答弁されましたが、1基4平方メートルありますと。下が納骨で、幾つ納まるかと言ったら、普通のサイズの骨壺は7体入るような設定。あと、購入とか契約したら、上の墓碑は御自分で負担されて、石は自分で選べるということで、色が黒御影とかいろいろあるみたいです。こんな感じですね。管理しやすく、そしてお墓参りにも行きやすくっていいのかなって思いました。

次、これが、たまたま私が見たところ、こんな感じです。これ4基ありますよね。今年も4基ぐらいだから、これかなと思ったんですけど、実は数えました、この312の中にどのくらいこの状態の、まだ墓碑を置けるような。20基ぐらいありました。これは多分、契約をしたけれども、中にこれを据えてらっしゃらないか納骨されてない。押さえているだけという方がおられるんでしょうかね。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

確かに、まだ墓石を建ててらっしゃらないところもあったかと思っております。私のほうも十数基という形で思っておりましたけれども、20基もあったということで、すいません。墓地使用の申込みをされて許可を得られる方につきましては理由というのが、既にもう納骨するような状態の方と、将来的にやはり墓を必要とするからということで、事前に希望される方もいらっしゃいます。それはやっぱり半々かなという状況でございます。ですから、空いてるというのは、一応許可は得ているけれども、まだ納骨がされてないという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

よく分かりました。多分そうだろうなと私も思いました。何で私がこういう質問をしたかという、昔々、私の近所の人から、「どうして湯無田に町民霊園があるけど、下地区、南地区にないんだ」と、「南地区にもそういうニーズがあるんじゃないか」と言われて、それを聞いたときに、私はそれはなかろうと思ったんですね。南地区は、先ほども言ったように地区にそれぞれの墓地があります。うちの地区数えましたら、6あります。6に、立派な墓石が建っております。この映像が一つですね。うちの地区の近くにあります。これも後ろに二つ、区画が全然、大きさが4平方メートルどころじゃないですけども、大きいのが空いてます。これも予約というか、建てられる家は決まっているんだそうですけれども。それでも、まだ草が生えているところとかあって。地域のそれこそ地縁がある、お知り合いであるとか、長くそこに住んでいるとか、そういう人たちに限って、一緒にここに入っている方のオーケーとか、あと、墓地組合ですかね、管理組合とかの許可を得れば、そこにも墓が建てられる。しかし、こんな広いところは要らないと、あの町民霊園ぐらいが一番いいというふうにおっしゃる方もおられます。

それともう一つ、最近言われたのが、その20人の一人だと思うんですね、抽選に来られた20人。その前の年も多分、2基とか1基に対して応募されたけど、毎回来ているけど外れる。「外れる、当たらない、どうにもならないのか、もっと、もう一つできないのか」と聞いたそうですよ、担当の人に。何と答えられたかという、と、「霊園があるのは波佐見だけです」と。町民霊園、町営でというか、町が造って霊園を提供しているのは波佐見だけと。

もうこれ以上は造らないというような、暗に回答だったそうですね。川棚にも彼杵にもありません。それで、だったらもう買えないのかなど。最初に、昭和何年にそこに住んでいた人はラッキーで確保できたでしょうけど、それ以後の人はなかなかここに入り込めない状況があるということが事実だと。で、もうしびれを切らして、佐世保の早岐かどっかの霊園を買ったという人もおられるそうです。

それがどういうふうな形で、やっぱり波佐見には第二の町民霊園はできないのだろうかということを知りたいということだったので、私は代弁をしておりますが、もうその予定は全くないということによろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

近隣で言いますと、東彼杵町は町民霊園がございません。川棚町も十数区画という形で確認しております。波佐見町で312基造ったというのが、やはりその時代背景があったのかなど、人口が増えてきているという。町長の答弁にありましたように、中央平坦部への企業の進出とかもあったというところで、場所的に利便性があるというところも踏まえて、湯無田地区になったのかなど、ちょっと推測ではございますが、考えております。

御先祖を祭るといふ風習につきましては地域の風土性とかもあると思います。東彼杵、川棚が町民霊園的なものがないというのが、民間の墓地があるかも分かりませんが、お寺での納骨をされるとか、そういった地域性もあるかと思っております。

ですから現時点では、確かに私も抽選会に携わった上で、「もう5年したけどもずっと外れている。」というお声は聞いております。ただ、これはもう、あくまでも厳選な公開抽選として行っておりますので、漏れられた方については、どうしても残念でしたとしか言いようがございませんので、申し訳ございません。

今後は、先ほど言いましたように、区画が空けば、その年度内に公募をいたしまして募集をいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

よく分かりました。今すぐどうか言わないんですけれども、私は波佐見町にニーズが出たからといって312基も造ったということ自体がすごい事業だと思って思います。大分安心された方が多かったんじゃないかなど。

今、私はお尋ねをして、波佐見は中心地の宿郷だけでなく、私どもの住んでいる周辺部の地区にも、新しい集落というんですかね、新しい住宅ががっどできてます。うちのすぐ近くにもまた新しい班ができるような感じで、家がたくさん建ってます。新しく家を建てる人たちは、自分たちのお墓をどうするのかというのは、まだまだ先のことだから考えてはいらっしゃらないと思うんですが、墓地があるとか、墓地を整備する計画があるとかというのは、居住する人口、居住世帯が増えるという意味でも、私は効果があるのではないかなと。

あともう一つは、自然を生かした樹木葬の墓地とかいうのも、あまり使わない山とか、許可が得られた山とかをするというのものもあるのかなと。ですから、これからは方向性として考えていただければ助かります。よろしくお願いします。

次は3番目、波佐見高校存続のための支援の策についてですけれども、この映像は、かなり前ですけれども、11月15日にデータが各中学校から上がってきて、県教委がデータにして、16日の朝に配られた新聞に載っていた記事ですね。こんなの見たって全然分かりませんし、拡大してもあれなんですけれども、近隣の状況だけ、全日制0.89倍、これはちょっと頭に留めておいてください。

この映像ですね、第2回7月について、2回目の近隣の高校の志願状況、希望状況でございます。川棚、佐世保東翔、波佐見というのをゴシックにしております。これは、先ほど町長も言われましたとおり、7月と比べて、波佐見高校の64は数は変わらないんですけれども、普通科がプラス3になったに対して、商業科がマイナス1、美工科がマイナス2になっております。

ちなみに、川棚も62という普通科はそのままですけれども、家政科がマイナス4です。31が27になっております。東翔たるや、140だったのに107に、31人減っております。参考までに下に、野球の寮を立派に整えて生徒を受け入れる体制をつくっている大崎高校でございますが、大崎高校も80人の定員に対して47だったのが、マイナス5の42になっております。国見高校、九州大会でサッカー優勝したようなところですけれども、120の定員に対して38ですね、48からさらに10人減っております。松浦高校は学科の改変等、文科省の肝煎りで進めておりますが、なかなか生徒が集まらず、80人に対して、普通科42から33と、これもまた9人減っております。商業科は微増で、16人だったところが19人で3人増えております。頑張っても、なかなか周辺の学校というのは厳しいんだな、公立高校は厳しいんだなというのが改めて分かっていただけたと思います。

この表、私が作った表というか、グラフなんですけども、1万2,065人というのが中学3年生の数です、今年ですね。御存じだと思います、さっきの新聞記事にしっかり載っておりました。そしてその中に、中学3年生の98.6%の1万1,893人が、高校などへの進学を希望しているというところまで記事に載っておりましたので、じゃあ残りの172というのは、進学をしない子が県にこんだけいるんだというふうに思いました。これはいろんな事情があると思うんですけどもね。

さらに、さっきのぐちゃぐちゃした小さい文字を、集計は載ってなかったんですけど、足し算をしていきますと、オレンジの枠の7,833というのが、このたび公立高校57校、定時制とかいろんなものを含めてですね、希望をしているという数になります。これは多分、第一希望ということなんだと思うんですよ。

そしたら、1万1,893からこれを引いた4,060というのが私立高校ほか、公立高校じゃないところを第一志望にしているんだなというのが分かりました。それをさらに細かくしてくると、皆さんあまり御存じないかも分かりませんが、県立中学というのがあります。近くには佐世保北高に佐世保北中というのがありますね。あと、諫早、長崎東ですかね、それにそれぞれ120ずつ、3クラスずつありますので、それを除けばあと残りが3,700。3,700が国立の高専だとか私立、あと特別支援の高等部というのものもあるのかなと思いました。あと、口之津にある口之津海上技術学校、これも国立ですよ、こういったものを希望している子がいるのかなと思いました。

ここで、先日もう終わったみたいですけども、県議会の一般質問の中にありましたので、ちょっと新聞記事を見ました。そのときに、島原選出の県会議員の方が、島原半島内にある県立高校の定員の充足率は幾らかと聞いたら、8校あるけれども72.3%だと。72.3%、定員をはるかに割ってる。私たち東彼杵郡には学校二つあるんですけども、定員充足率はどのくらいだと思いますか、さっきの川棚高校と波佐見高校の。お分かりになるでしょうか。予想ですけども。企画財政課長、よろしいでしょうか。大体ですよ。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

定員120名に対して64名の希望ということで、5割強……。あ、川棚高校も……。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

聞いたらいけないですね。川棚高校が、1年生が今82人。波佐見高校が73人ですので、240分の155名ということで、充足率64.6%です。島原半島よりもさらに低いですね、充足率かなり低いということなんですけれども。だから、多分、合併という話が進んでいくということで、御承知おきください。島原以上にいくのではないかなと。島原も地域によってはもっと低いのかも分かりませんが。

そういう中であって、私立高校に行っている子はどうかというのを、やはり同じ県会議員さん聞かれているんですね。そしたら、島原は昨年、20年度、つまり今年の3月の段階で私立に進学した子のパーセンテージが21.3%だったと平田教育長は答えております。ちなみに、10年ぐらい前の分は13.5%だった。13.5%から21.3%に増えている、7.何ポイント増えているというんですけれども、これは私立が頑張っているからとか、あと、授業料の関係ですけど、この流れというのはすごく大きいなと思うんですけれども、波佐見中学校においてはどうか。答えていただけますでしょうか。去年と10年ぐらい前の。どうでしょう。

(「指名いただいております」と呼ぶ声あり)

○議長(百武辰美君) 岡村真由美議員。

○2番(岡村真由美君)

指名いただいてないということなので、私は頼んで調べていただいたので、私のほうでそのデータを言おうと思うんですけれども。2011年の分は21.2%、10年前ぐらいですね、21.2%の生徒が私立高校に行ったんだそうですよ。波佐見中学校のですよ、5人に1人は私立に行ってたんですね、もう既にその時点で。それが今年の卒業生は41.4%です。41.4%、つまり10年間で2倍、半分近くが私立に行ってる。これは悪くないんですよ、自分の進路希望、夢実現ですから。それはもう当然です。でも、この流れというのは、授業料を払わなくちゃいけなくなったら、また流れは変わるかも知れませんが、無償化が続く限りはこの流れに歯止めをかけることはできない。つまり、学校の存続は難しいんだということがお分かりになっていただけるかなと思うんですね。21%から41%に10年間で変わっているということをお頭のなかに入れておいていただきたいと思います。

そこで、あと5分ぐらいしかないんですけれども、支援策で入学支援金をいただいておりますが、いいことだと思うんですよ、すごく助かられると思うんですけれども、それで確保ができるかということをお私に考えていただきたいと思うんですね。先ほど言われた、この広報波佐見9月号に載っている、「波佐見高等学校への進学に対し支援します」という、この1

ページを割いて、どうして支援するかというのをしっかり書いてくださってます。これを町民の皆さんがお読みになって、町は本当に波佐見高校の存続のためにこういう事業をしようとしてるんだなという理解を深めていただければいいんですけれども、そういうふうに私立に行きたい子はほんтоに行ってもらって勉強してもらいたい。夢実現のために行っていいんですけれども、じゃあ波佐見高校はどうするのかということをよく考えていただきたいなと思うんですが。その中で、生徒確保支援事業の中に入学支援金があるんですが、通学費と通学困難者の家賃の補償というこの部分ですけれども、先日、初日の財産取得のところで、同僚議員が反対討論の中で、そういう入学支援金よりも、むしろ下宿代とか家賃の補助を拡大すべきじゃないかというふうに言ってもらいました。あと、私が考えているのは、通学費の5,000円の補助、半額、上限5,000円というんですけれど、川棚から来たら幾らだと思いますか、川棚の1カ月の定期。御存じないですかね。あと、私は大野からと言いましたけれど、最初に聞かれたのは佐々からだそうです。佐々から来るんですけれど、佐々から波佐見高校までの1カ月の定期代、幾らだと思いますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

しばらく前に調べた記憶では、2万6,000円ぐらいだったかと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

波佐見高校の事務室に問い合わせてみましたところ、佐々からは、学割があるのかも分かりませんが、2万4,500円ということで、2万4,500円のうちの5,000円をされても、結局2万円かけて佐々から来るということですね。そんな感じで、川棚からは1万円ぐらい。川棚の子は5,000円もらったら5,000円で行けても、佐々から来る子はやっぱり2万円払わんといかん。今回、うちに来ようかとしていた17人の中にいたんですけれども、やっぱり佐々から来ることになる子なんですけど、この子はもう断念したと聞きました。それはつまり、この5,000円の補助では、多分時間もかかる、金もかかるんだったら、もうちょっとやめとこうかなと。かなり経済的にきついという感じの家庭だったのかなとも思ったんですけれども、やっぱりそういうふうなことがある。だから、この5,000円の通学費の補助というのは、私は見直していただきたいなということを考えております。

ちなみに、初日の討論のときも言いましたけれども、本当に優秀な成績を上げてくれてい

る美工科の子は、かなり遠隔地から来ております。今度断念した子も、中学3年間、全部、子ども県展、この前教育長のほうからも子ども県展の巡回を呼びたいというふうにお話がありましたけれども、子ども県展に毎年入賞して、今年は知事賞を造形部門と絵画部門で二つで取っています。そういう子が波佐見高校行きたいなど希望しているのに、来れなくなってしまっているということが、私は本当に残念でなりません。彼女はよそに行っても頑張るでしょう。頑張って夢を実現すると思うんですけども、ちょっと遠回りをするようになるのかなと思ったので、ぜひ下宿代の補助、通学費の補助というのをもう一度協議して考えて発表していただきたいなど、改めてですね、というふうなことを願って私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

答弁は要りませんか。

○2番（岡村真由美君）

答弁があったらお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずいろんな形で、そういう我々の気づかない、また、確かなこともですね、まずは変えるべきところは変えて、やはりよりよい、今おっしゃったような方々でも入れるような。また、これも学校と、そしてNPO法人と会して、一応今のたたき台というか、一応やってみて、そういう批判があれば、どんどん変えるべきところは変えていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君）

以上で、2番 岡村真由美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時より再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 澤田昭則議員。

○1番（澤田昭則君）

皆さん、こんにちは。

1年前、ここに議員として立ちまして、あっという間の1年だったんですけども、初心忘るべからずで去年はやっていこうと言って、まだまだ初心ですけども、頑張っていきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策事業について。

最近の新規感染者の減少により景気が上向中、これから冬に懸念される第6波に備えて、医療体制の整備や3回目のワクチン接種の準備が始まっている。長引いたコロナ禍の影響で、経済活動を本格的に再開させ、また以前のような安心安全な日常生活を取り戻すには、まだまだ厳しい状況が見受けられる。国は、財政支出が過去最大となる55兆7,000億円に上る追加経済対策としたが、疲弊した地域経済の回復のため、コロナ対策に充てられる地方創生臨時交付金などの増額も願いたい。

また、今後はコロナ禍における経済対策や消費拡大の促進も当面の重要な課題である。本町の各部署においても、様々な新型コロナ対策事業を実施されている。

今年度内において、経済対策や消費拡大の促進をどう考えているか。

2. ふるさとづくり応援基金活用事業について。

「波佐見らしさ」を発揮しながら、持続可能なまちづくりとするため、波佐見町総合計画に掲げられた七つの基本目標に沿った事業が実施されている。

ふるさとづくり応援寄附金条例の五つの目的と活用額において、どのような視点に立って考え実施されていくのか。

以上、壇上の質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 澤田議員の御質問にお答えいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策事業について。

最近の新規感染者の減少により景気は上向中、これから冬に懸念される第6波に備えて、医療体制の整備や3回目のワクチン接種の準備が始まっている。長引いたコロナ禍の影響で、経済活動を本格的に再開させ、また以前のような安心安全な日常生活を取り戻すには、まだ

まだ厳しい状況が見受けられる。国は、財政支出が過去最大になる55兆7,000億円に上る追加経済対策としたが、疲弊した地域経済の回復のため、コロナ対策に充てられる地方創生臨時交付金などの増額も願いたい。

また、今後はコロナ禍における経済対策や消費拡大の促進も当面の重要な課題である。本町の各部署においても、様々な新型コロナ対策事業を実施されている。

今年度内において、経済対策や消費拡大の促進をどう考えているのかという御質問ですが。

令和3年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の流行は1月、2月に第3波、5月に第4波、8月、9月には第5波と、立て続けに猛威を振るい、そのたびに経済は疲弊し、町民の皆さんに大きな影響を及ぼしてきました。

経済を立て直す、復活させるべく、国、県、町ではこれまでいろいろな経済対策を施してきました。飲食店の休業、時短要請に伴う協力金やクーポン券の発行、コロナの影響を受けた幅広い業種に対しての事業継続支援金、昨年度に引き続き町全体の経済を大きく動かしたプレミアム商品券の発行、春の陶器まつり延期に伴う支援、給食費の減免、大学生等の支援など様々な対策を取ってまいりました。

国においては、経済対策の裏づけとなる約36兆円もの一般会計補正予算案を11月26日に閣議決定し、切れ目のない景気のでこ入れ策を展開し、新型コロナ禍で打撃を受けた生活、暮らしへの支援を行うとしていますので、その内容をしっかりと捉えて施策を推進してまいりたいと考えております。

今後、第6波も予測される中、どのようなダメージを受けるか分かりませんが、先ほど申し上げた、国をはじめ県の経済対策の状況などを見極めながら、商工会等の関係団体とも連携した効果的な施策を打てるように、スピード感を持って状況把握に努めていきたいと考えています。

2. ふるさとづくり応援基金活用事業について。

「波佐見らしさ」を発揮しながら持続可能なまちづくりをするため、波佐見町総合計画に掲げられた七つの基本目標に沿った事業が実施されている。

ふるさとづくり応援寄附金条例の五つの目的と活用額において、どのような視点に立って考え実施されていくのかという御質問ですが。

全国の皆様が本町へふるさと納税される際には、条例に基づく五つの事業から活用してほしいものを一つ選んでいただいております。

令和2年度における寄附件数の割合を概数で申しますと、「ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業」が35%、「未来に伝えたい伝統文化の保存、整備に関する事業」が10%、「懐かしい景観、新しい町並み整備に関する事業」が6%、「次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業」が33%、「その他町長が必要と認める事業」が16%となっております。多少の前後はあるものの、例年同じような割合となっており、波佐見焼を中心とした元気な町であり続けてほしい、子供たちのために使ってほしいという寄附者の皆様の気持ちを感じ取れます。

町としましては、これらの気持ちにお応えする視点に立って活用を検討しており、令和3年度当初予算において、窯業振興や事業者支援、子育て支援、教育環境整備、安心・安全まちづくり事業などで活用しております。今後もこの方針は変わることはありませんが、ふるさと納税の特性上、毎年の寄附額は何ら保証されたものではなく、制度自体いつ変更や廃止になるかも分かりませんので、持続的な経費や事業への活用は極力避けて、単年度またはある程度期間を区切った事業に活用することを念頭に置いております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

今回、この一般質問にこの二つを選んだのは、昨日も町長が言われました、いろんな状況、現場を見に行き、いろんなことを聞いてから優先順位をつけて、いろんな対処をしてやっていくということで、僕も今現在思っている状況は、このコロナ対策でこれを乗り切らないと大変なことになるということで、自分も一事業者ですけども、本当に支援支援ということで大変助かった一、二年ではあります。でも、今後も感染症はなくなる、でも支援する、されるということは当たり前と思ってもいけないし、でもどうしようもない状況に置かれている事業者もたくさん声を聞いております。

ここで、どういうふうにしていくかということになれば、いろんな知恵を出し合って、とにかくその地域、地域がまとまって体制をつくっていくしかない。まずは医療的な感染予防なんだろうけども、今回は経済対策ということで、ちょっと質問させていただきますけども、先日の決算委員会的时候にも報告がありまして、令和2年度に行われた感染症対策事業で、本当に各課、税務課においては徴収の猶予とか、子ども・健康保険課なんかではワクチンのことを熱心にしてもらって、本当に助かっております。

今回、私ちょっとプレミアム商品券のことでお尋ねをしたいんですけども、先月も追加販

売がありまして、11月の13、14日でしたか、追加販売の方法で商工観光課の方も大変だったと思います。抽選方式にされて、私は外れましたけども、当たった方は大変喜ばれて、私の店にもすぐ来られて「当たったよ、当たったよ」と言って、「当選おめでとうって書いてあった」とか言って、本当に喜ばれて追加販売に参加されたようです。残り9,000冊ほどあったと思うんですけども、それに対する追加販売で、一人5冊ということで、金額的には1万円得するようなプレミアム商品券だったと思いますけども、そのときの現場には私はちょっとお客さんの代わりに交換に行っただけだったんですけど、スムーズにいったんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

抽選方式にしたことによって、ある程度、買いに来られるお客様もばらけて、朝方、駐車場に一部混雑も見られましたが、そう道にあふれるまでもなく順調に販売することができたというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

それと、今回も資料を作っていたら、やっぱり「継続的に取り組む」という言葉がよく出てきたんですけども、そうしてもらおうと大変力になり、その事業がその年だけで終わるのではなくて、また次年度にも、特にこのコロナ禍ですから、やってほしいという思いはたくさんあるんですけども、予算を今から編成される中で、取り組まれる事業も選ばれたり、できないことはできないとかになってくるんでしょうけども、もしよければ、このプレミアム商品券、本当、課長も御存じですけども事業者がまず助かってます。その後に、加えて町民の方が買物に、物すごく経済的に助かってるといことなんですけども、また今後もぜひ取り組んでもらいたいんですけども、やり方もいろいろあると思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

1番には、やっぱりコロナの状況とか経済の状況をしっかり見極めた上での施策の決定ということになるかと思えますし、この商品券の事業も多額の予算を使っております。そして、

費用対効果の部分では非常に、まず事業者支援というのを第一に考えておりまして、また、先ほど議員が言われたように、町民の皆様にも非常に喜ばれているといたしますか、クーポン券じゃなくてプレミアム商品券にすることで、自分の財布からお金を出していただいて、それで市中の経済が回るということが非常に制度としてはいいんじゃないかなと思っております。

様々なコロナの状況、またこれは、じゃあいつまでするんだというのもちょっとありますので、その辺の状況を十分考えながら、どのタイミングで出すべきかとか、どのような事業にしていくのかっていうのを今ちょっと検討中のございまして、それについてはまだはっきりとは決まってないというような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしくお願ひしたいという気持ちでいっぱいです。

それと、提案的にもなりますけども、この2年間、プレミアム商品券の販売をしていただいて、他町村からも「波佐見すごいな、10冊も買えて、2万円も得して」とか言って、「何でそんだけお金があるの」とかいう感じで言われたんですけども「それはいろんな、ふるさと納税の基金とかの力じゃないですか」とか言っておりまして、「いや、自分たちも買ったか、波佐見に行きたか」とかいう感じで言われたので、波佐見はかなり評価されていると思います。

そこで、ある方によっては「そがん10冊も買わんちゃ、5冊でもいいっちゃない」という話を聞いたときに、例えばの話なんですけど、1年間に期日を2回設けて、春に売る、また秋に売るとか、5冊限定とかですね。そう分けて、買う時期も二つつくれるわけなんですよね。今回はまず、追加のに関しては、有効期限が1カ月ちょっとしかないというような状況にはなったんですけど、そういうふうに分けて、プレミアム商品券の販売というのもできないかなとは思っております。

とにかく大変助かっておりますので、次回を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

いろいろな方法があると思います。2回とするとなると、もう当初予算に上げて、4月からすぐ動かないと2回にはとても。今、国のほうが商品券を出すのに900億円かかるとかい

う話があつてますけども、結構、この商品券を出すというのは事務的にも思っている以上に大変なんですね。事業者の決定から、商品券の印刷から、ずっと段階を追って、準備期間に相当時間がかかって、あと、販売期間も設けないといけないというところがありますので、2回できるのかどうかはちょっと分かりませんが、いろんな方法を考えていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

次は、これもコロナ対策の事業だと思うんですけども、大学生に対して5万円の商品券を、経済的に負担がないようにということで応援されて商品券を出されましたけども、今、私が調べた中では、285名ほどが申請をされて受け取られたと聞いておりますけども、大変いい事業であったと思います。これもまた今後、計画というのはどういうふうに行われているのか。今年度単発で終わるのか、いやいや、まだコロナ禍でちょっと大変な状況で、大学生は一時期はオンラインの授業だけだったとかいって、バイトもできない、生活もまだ現場の大学に行っていないとか、いろんな状況で大変苦労されたと思うんですけども。その商品券の事業が大変よかったと思いますので、今後どう考えられているか、お願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の学生等応援臨時商品券事業については、議員の皆さんの御提案を受けて事業組立てを行いました。私ども、なかなか不慣れなところがありましたので、既存の商品券を使って5万円ということで、スムーズに事業が展開できたのかなと思います。

議員お説のとおり、今285名の方が申請をされておまして、予算規模で言うと316名を確保しておりますので、9割を若干超えているような状況でございます。今月末までの申請でございますので、ぜひ漏れなく申請をしていただきたいと思います。次年度についてということになると、また町全体の施策の中での検討が必要かと思っております。現在、大学生で言いますと大学1年生から4年生までを支援しておりますが、次年度に続くと重複して受ける学年もまいますので、例えばですが新規に大学1年生になるところをやるのかとかいうことも選択肢になると思いますが、この辺は先ほど申したとおり、町全体のコロナの対策の中で検討されるものと思っておりますので、随時、町長部局と連携を取りながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしく申し上げます。

それと、今、思ったんですけど、現在行われている18歳以下への5万円給付ですね、トータル10万円給付なんですけども、大学生の2年生、3年生になれば18歳以上になって、なかなかその5万円、10万円ですか、現在の給付の事業は受けられないので、ぜひ検討してもらえればその子たちも助かると思います。よろしく申し上げます。

次に、また商工観光課の方にお尋ねしますが、現在、波佐見町事業継続支援給付金というのが12月28日までですかね、申請を受け付けられておりますけど、自分もちょっと困っているんで行こうかなと思っております。これで一つ思ったのが、前年度の売上とか前の年の売上とか比較するようになっておりまして、波佐見町は特に20%でも支援してもらえるということで大変ありがたいんですけども、ちょっとうちでも調べたら、前の年も売上が悪いと、その前の年も悪いとなって、比べていくときに、どんどん限界の数値も出てくるんじゃないかなと思っておりまして、その辺の現状はあまり出てないでしょうか。対照する売上がですね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回の制度では、おっしゃるとおり20%以上に対して全て町のほうでということで、一部30%から50%に対しては県の支援もありますけども、本町はそのような形でやっておりますけども、今回は8月と9月分に対してというだけのものございまして、去年、2020年から比べたら、やっぱりあまり落ちてないという方が結構いらっしゃるんですね。もう既に去年はコロナ禍で、去年のほうが逆に落ちてたよという方は結構いらっしゃいます。

ただ、2019年となるとコロナの前でございまして、そこを基準にせざるを得ないのかなと。たまたまその年にちょっと事業の調子が悪くて落ちてらっしゃった方もいらっしゃるかもしれませんが、コロナに対しての支援ということを考えると、その2年前の分までで比較をせざるを得ないということで、そこはもう、ある程度線引きというところで、そういう形でやっていくし、ある程度、2年前と比べたら落ちてらっしゃる方が多いんじゃないかなというふうに感じています。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ちなみに、今、数的にはどれぐらいの申請があったのか、もしよければ教えていただけたい。分からなければ後でも結構です。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今、随時受付をしておりますけども、すみません、今、手元に数字がないです。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

それでは、対策事業ということで、この前、これもコロナ対策の事業になると思うんですけども、各地方がいろんなクーポン券を使ったり、Go To Eatですか、いろんな形で対策事業とかやっておりますけども、ある長崎の百貨店で、北海道物産展とかやっていたところなんですけども、北海道のクーポン券を7,000円分を5,000円で売っていたら、かなりの評価があって皆さん買われてました。僕はそれをヒントに、ぱっと思っただけ、こういうクーポン券は焼き物にも使えるんじゃないかなとか思ってですね。5,000円払ったら7,000円分の焼き物が買えるチケットですね。それを例えば東京のテーブルウェア・フェスティバルとかそういうところで1,000冊限定とかで売ったら、かなりのお客さんが喜んで買って、その場でまた焼き物を買っていかれるんじゃないかなということで、これもまたコロナ対策の事業としても一つどうかなということ。大変、その長崎の百貨店は相当な冊数を用意されてたんですけど、北海道の物産を売るためのクーポン券を向こうで買って来られて長崎で販売されたんだろうと思うんですけども、そういうやり方もあるんだなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

いろいろなアイデアがあっただけいいのかなと思いますけども、どこに対する支援をするのかということをはっきりと考えながらですね。今回の商品券が事業者にも町民の皆さんにもよかったということを見ると、この商品券も、例えば町外の人にも売っていいとすると、じゃあどういふ反応が起こるんだろうというような、そういうところもあるし、町の税金を町外の人々の利益のためにというのがどこまで考えられるのかということも出てきますので、そういうところは少し慎重になりながらも、誰に向けての支援なのかということも少し考

えながら、いろんなアイデア、選択肢の中で考えていければいいのかなというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

それでは、こちらもコロナ対策事業ということでいろんな課にお尋ねしますけども、町長も、所信表明といたしますか、年度初めに言われたんですけども、あちこち陶器まつりがあつたりとか、とにかく窯業界もいろんな知恵を出して頑張っているという事で応援をするということなんですけども、あちこち陶器まつりっていうのが、今のコロナ感染上の中ではとてもいい販売の仕方だなと僕も思っております、今の、あちこち陶器まつりに対しての特別な補助とか援助金というのはやっていますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今年の場合で言いますと、春の陶器まつりに通常200万円程度の補助金を出しておりました。ただ、その分は中止といたしますか、延期になりましたので、その分1,200万円という大きなお金が必要になって、補正で手当をしたんですけども、延期になったということで、その春にする予定の200万円も、秋のあちこち陶器まつりのほうへの支援ということで、今年の場合は補助しています。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

大変業界のほうも頑張られて、いい方向に向かっていくと思いますので、今後やっぱりエスカレートといたしますか、皆さん頑張ってされると思うんですけども、どうしても中心部とかになれば車の量とか人の量とかが増えて、本当に警備員とかが要るんじゃないかなと。先日も言われてましたけど、駐車場の確保がちょっと問題になるかなとも言われていましたし、その辺は業界と行政のほうでタイアップして、例えば警備員に関しては町がもう補助して出しますとか言ってですね。町内の18カ所でしたか、いろんな場所はあると思いますけども、どうしてもここは危険だなとか、お客さんが安心して安全に買えるような仕組みをつくるためにも、ぜひそういう補助といたしますか、お金になるか物になるか、そういうのを検討されてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず今回、秋にいろんな形で、あちこち陶器まつりで、それぞれの団体だったり組合とか、自分たちのアイデアでいろんな方法で出店をされております。そういう中で、まず第一は自分たちでやるというのが基本だと思っています。自由度が高く、自分の考えでやりながら、それでもどうしても足りないとか、どうしても支援してほしいという部分があれば、そこはいろいろな支援の仕方もあるかと思うんですけども、そのときはまた考えていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしく申し上げます。

以前、課長ともお話をしてたんですけども、コロナ対策でいろんな支援事業はあるんですけども、本当、反対側から立てばお店の企業努力とか店の考える力ですかね。あと、いろんな業態を変換したら行政のほうも国のほうもいろんな補助金を出すという仕組みにはなっておりますけど、なかなか業態を変えられないとか、あと、後継者の問題とかでちょっとお店も先々どうなるかとか、いろんな課題があるんですけども、お互いに意見を言い合って、助けてもらえるところは助けてもらって、自分たちでも企業で努力できるところはじゃんじゃんやりたいと思いますけれども、その辺でまた御協力をお願いしたいと思っております。

次に、2番のふるさと納税基金のほうに入りたいと思いますけども、ちょっと僕が調べておけばよかったんですけど、現在のふるさと納税の件数と寄附金が分かれば教えていただきたい。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

今年度4月から11月末までの寄附でございますが、8億6,900万円ほどでございます。件数は、すみません、ちょっと確認が漏れてました。これが、昨年4月から11月末までの金額は7億8,200万円ほどございました。ですので、約1.1倍で推移しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

毎年、本当にありがたいことで、寄附金、ありがたいものだと思っております。なぜ波佐

見がすごいのかなと思って僕も調べておりましたら、やっぱり焼き物の返戻品の商品のよさ、やっぱり企画力、スチームシップさんだけではなくて、業界とか皆さんの協力を得てしっかりした返戻品があるふるさと納税ということで波佐見に贈られていることだと思います。隣の嬉野市でも多分30億円超えているんですかね、毎年すごいお金をどこでも努力されて集められているようですけども。

今回、令和3年度の一般当初予算で、ふるさと活用基金の総額が5億5,400万円とって上げられておまして、それをずっと見ておりましたが、本当にすばらしい事業ばかりなんです。これも、先ほども言いましたけど、継続する取組がまた力になると思いますので、ぜひ、また支援される事業に予算編成の中で活用されれば活用していただきたい。

最初に思っておりますのは、一昨日も出ましたけども、リフォーム事業ですか、建設課でありましたけども、予算をちょっとオーバーするようないリフォームをされる町民の方が増えているようなので、もし予算を編成されるときでも、これはもうちょっと大枠にしとこうかということとか、ぜひ、現状でこれはちょっと増えそうなので増やしておったほうがいいという事業があれば検討していただきたいと思います。

こちらにも載っておりますけども、プレミアム商品券の事業も入っておりますし、ぜひ本当、ふるさとづくり応援基金を利用しての町民への夢といいますか、楽しいことをぜひ実現できるように検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

この、大変ありがたいふるさと納税、ぜひ活用していきたいところでございます。プレミアム商品券にも今年度当初予算で充てておりますけれども、これにつきましてはまず一旦、ふるさとづくり応援基金を充てることとして当初予算を編成しております。

御承知のとおり、コロナ対策の臨時交付金、こちらが令和2年度分があったんですけど、そのうちの一部、1億2,000万円ほどが国のほうで繰り越していただいておりますので、それを令和3年度におきましては充て、今後、財源組替えをする予定としております。

また、コロナ対策の臨時交付金につきましては、国のほうで補正予算が審議されることになっておまして、今月中には通る予定でございますので、そうなりますとまた本町への交付額も決まってまいりますので、繰越しとなれば、また令和4年度での活用などを考えていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしく申し上げます。

ふるさとづくり応援寄附金の目的といたしますか、「ふるさとを元気に楽しくする」とか、「未来に伝えたい伝統文化の保存」とか、「懐かしい景観、新しい町並み整備」とかいろいろ、「次世代を担う子供たちの健全育成」とかありまして、最後に、「その他町長が必要と認める事業」とあるんですけども、町長にお尋ねしますが、これはぜひ俺が任期のときにやっておきたいなとかいう事業が何かありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

それは、第一には、波佐見高校の存続に対する確たるものをつくり上げていきたいと。この波佐見高校の存続は波佐見町の未来のために、ぜひ、そういうふうな魅力ある学校づくりに官民一体となって取り組んでいく、その状況は今、NPO法人と話をしながら、未来につながり波佐見高校というような。ちょっとその質問が出ると思っておりませんでしたので。ビジョンも計画も、そして事業の在り方も、今までの延長線では駄目じゃないかと。だから、やっぱり時代の変化に大きくかじを切っていただくというか。そして、やっぱり波佐見高校に来てよかったと言えるような、やってよかったと言えるような、そういう仕組みを、そして新しい風を入れていこうじゃないかと、基本的にはですね。具体的にはまだそういうことでいろいろ協議をしながら進めていきたいと。そのときは思い切ってやります。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

大変期待しておりますので、よろしく申し上げます。

また、この基金は借金ではありませんので、逆に入ってくるほう、プラスばかりなので、よく「もうちょっと議員も夢のある話をせろ」とか「夢のある借金をせろ」とか、とにかく「もっと先の展望のあることを言ってみたら」とかよく言われますけど、今はコロナ禍であり夢を語られないかも分かりませんが、よく話に出てくる総合グラウンド、野球場、波佐見町はスポーツの町だというのもテーマに出せるような施設。あまりハード面ばかり造っても駄目かも分かりませんが、この基金をしっかりルールに、僕はもう乗っていると思います、この基金をぜひ使って、今生きている人々が楽しい生活を送れるように。これが

20年先、30年先にできても、なかなか効果がないと思いますので、ぜひ夢のある事業を確立していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

夢のあるのも実現して、5年、10年後に、そのときに投資したことがよかったと言えるような、そういうあらすじができればいいんじゃないかなというふうに思っております。まずは、波佐見高校にそういうふうな形でですね。5年先、10年先、未来の波佐見の担い手でありますので、波佐見をつくる担い手になる、そういう人たちの教育環境、そういうことをきちっとしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ぜひよろしくをお願いします。

それでは、またこのふるさとづくり応援基金の活用ということで、今後ますますいろんなアイデアを出せば活用事業ができると思いますけども、以前もお話をしておりましたこの波佐見町の近くに駅ができるということで、新幹線嬉野温泉駅ですね。これに関してもまだいろんな事業が出てくると思います。特に観光事業とかいうことですね。その辺に關しまして、昨日も答弁をされておりましたけど、何か目標的な次年度の予算に上げられるようなこととかもしあれば教えていただきたい。

○議長（百武辰美君）

答弁できますか。

商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今の、新幹線の駅からの活用といいますか、誘客だけじゃないんでしょうけども、それに対する、まず県が3分の1の補助金の事業をここ何年かされております。そういうのを活用して、全てを町単独じゃなくて、少しでもそういうのを活用しながら何らかできないかというところは、観光誘客に関してはいろいろ考えもあります。

そして、一番はアクセスの問題、新幹線駅から波佐見町にいかにスムーズにお客さんをお呼びするかというところが、一番重要になってきますので、今、既存の路線バス等もございまして、既存のバス会社等とも十分協議をしながら、どのようにスムーズに波佐見町のほ

うにお客様に来ていただくかというところを、ソフト、ハード両面からいろんな方向で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

本当、先々の話であれなんですけども、よろしく申し上げます。

それと、年が明けたらあっという間に3月、4月になって、陶器まつりも2年ぶりの大開催になると思います。ぜひ観光的なPRもしなければならぬと思いますし、いつも僕、永尾嬉野線をよく通るんですけども、やっぱり看板が欲しい。なかなかまだ観光的な看板がないので、ぜひ。ちょっとあまりにも寂しいと思うんですよ。嬉野とかに入ったら結構明るい雰囲気があるんですけども、永尾地区のほうに入って行って「あ、どこが波佐見」っていう感じでまだ見られますので、「ようこそ波佐見町」っていう看板をぜひ3月、2月までには立てていただければ、格好もいいし、新幹線の駅に関してもいろいろ関連してくると思いますので。その辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

その、嬉野からの玄関口、永尾の部分に今現在、県境のところに「ようこそ波佐見町」の看板はありはするものの、あれはもう20年も前のやつじゃないかなっていうふうにちょっと思っています。そういう部分で、やっぱり玄関口でありますので、そういうところはしっかりとした看板を立てて、波佐見町に入ったなと分かるような、おもてなしで迎えるような、気持ちのいい看板を立てられればいいなというふうに私も思っております。立てられるように頑張っていきたいと思います。

それと、先ほど事業継続支援金の現在の状況ということで質問がありましたので、すみません、お答えをいたします。昨日までの状況で107件、金額で1,633万3,000円程度というふうになっております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。

ぜひ、看板のほうはよろしく申し上げます。交流館のほうもぜひ兼ねて、新しいもののPRはぜひ早くしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それではちょっと、また違う事業のほうなんですけども、高齢者タクシーですね。この後、三石議員も言われると思いますけども、高齢者タクシーの券が今もまだ残りはたくさんあるんでしょうか。

○議長（百武辰美君）

澤田議員、ふるさとづくり応援基金の関係でお願いしたいんですが。これを使ってという意味なら分かりますが、どうですか。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。じゃあ、質問を変えます。

○議長（百武辰美君）

じゃあ質問を変えてください。

澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

それでは、ふるさとづくり応援基金の「安心・安全まちづくり事業」という事業名なんですけども、そこに第6次総合計画の策定と書いてありまして、今、もう現在つくられているのか、来年の4月からつくられるのか、状況をお願いします。波佐見町の総合計画。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

波佐見町の総合計画でございますけど、現在の計画が来年度いっぱいまでの計画でございます。ですので、5年度からのものを新しくつくるために、今年度、来年度、事業を行っております。

現在の状況ですが、ランダムで抽出しました町内の2,000名の方にアンケートをしております。今、集計中でございます。そのアンケートをした際に、住民のワークショップをする予定でございます。希望者を募っております。そのワークショップを今月、来月で行う予定です。また、波佐見高校の高校生にもこのワークショップをまた違う切り口で開く予定にしております。それを今月予定しております。

今年度から来年度にかけて計画を練り上げまして、来年の12月の議会に議案として提出しまして、その後審議をいただきまして、3月の議会で議決を得たいと考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。私も昨日、案内をもらったんですけど、ワークショップのメンバーに申請しましたら受かりまして、来年度1月14日にウェイブに行くようにしておりますけども、10年後の波佐見町を想像してくださいとか、いろいろ書いてありましたので協力したいと思っています。

これは、以前資料でもらった第5次の波佐見町総合計画ということで、時間があるときにはよく見ているんですけども、時代の背景でしょうね、これにはふるさと納税という言葉は一言も入ってませんし、間違ってもコロナ感染とか入っておりません。でも、今度つくられる計画にはかなりそれが盛り込まれて入っていくんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

もちろん、ふるさと納税あるいはコロナ対策も盛り込んだ計画になろうかと考えております。ふるさと納税については、今、順調に寄附額が推移しておりますけど、それを今後ますます伸ばすための努力ですとか、またそれを活用することなどを盛り込むべきだと考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

大変業務の多い中、大変だと思いますけども、先々の計画ということでいろんな方の意見を取り入れながらつくられると思いますので、よろしくお願いします。

最後になりましたけど、国が本当にこのコロナ禍で、特に岸田内閣ですね、頑張って支援をするということで、たくさんの方々が県に来て、県からまた町に来たりして、職員の方も大変だと思います。昨日は最後には職員の数の話も出ておりましたが、もし本当に自分の担当課とか自分の置かれている範囲の中で仕事量が増えたら、もう一つ別の課をつくってもらうとか、この課をつくったほうがこれは乗り切れるんじゃないかとか、そういう状況も出た場合は、ぜひまた課を増やすとか、仕事をするグループをどんどんどんどんまた違う形でつくられてもいいかなと思いますけど、町長、いかが思われますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

当然、あまりにも負荷がかかり過ぎているという感じがいたしております、今でも10%

ぐらいは増やしたいという思いを致しております。しかし、最小限で最大の効果を上げると
いう一つの基本もありますので、十分、各課の管理職と協議をして、そして、本当に必要な
箇所、将来に立って絶対ここにはこれだけの人員を置かないかんっていうようなことを再確
認をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、1番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時より再開します。

午後1時48分 休憩

午後2時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

こんにちは。

通告に従いまして質問をいたします。

1. 高齢者福祉事業について。

高齢者タクシー利用券助成事業の現状はどうか。また、課題はないか。

2. 子育て支援の取り組みについて。

(1) 未就学児の保育料の現状はどうか。また、課題はないか。

(2) 未就学児の医療費負担の現状はどうか。また、課題はないか。

3. 波佐見高校への支援の在り方について。

今後、どのような支援を行うか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1. 高齢者福祉事業について。

高齢者タクシー利用券助成事業の現状はどうか。課題はないかという御質問ですが。

波佐見町では高齢者の外出支援を目的として、今年度から波佐見町高齢者タクシー利用券助成事業を開始しました。その対象者は、申請する年度に75歳以上になられる方、町内に住所を有する方、運転免許証をお持ちでない方、波佐見町在宅障害者福祉タクシー助成事業実施要項第5条に規定する在宅障害者福祉タクシー利用券の交付を受けていない方の四つの要件に該当する方を対象としており、日常的に外出の手段を持たない方への支援をイメージしているものです。

助成の額は、200円券を60枚、1万2,000円分の利用券を交付し、1回利用につき600円まで使用可能としております。通常のタクシー利用に加え、乗合交通や介護タクシーへの利用も可能としているところです。事業の現状としましては、5月20日から受付を開始し、11月末で801人の方が申請をされています。

この高齢者タクシー利用券助成事業を実施したことにより、外出手段を持たない方への支援に加え、運転に不安があった高齢者の運転免許自主返納のきっかけとして、返納件数の増大につながっており、返納時の支援としても効果が出ています。

高齢者タクシー利用券助成事業の課題としては、今後、高齢者の増加が見込まれることから、利用の増大に伴う財源の確保と、利用頻度の増大に伴い利用できるタクシーの数量が限られてくる可能性があるのではないかと考えられます。また、今年度から開始した事業であるため、住民の皆さんに対し制度が十分浸透してないところもあるかと思われまますので、その周知についても引き続き取り組んでまいります。

2. 子育て支援の取り組みについて。

(1) 未就学児の保育料の現状はどうか。また、課題はないかという御質問ですが。

町内の未就学児は834人で、その8割の682人が、保育所・認定こども園に就園されています。

国の制度として3歳以上の保育料は無償化されており、0歳から3歳になるまでは保育料が発生し、保護者の課税状況による応能負担で保育料の金額を定めています。保育料が発生する場合でも、独り親の方への軽減や、その世帯の未就学児をカウントし、第2子は4分の1、第3子以降は無料の対応を行っています。

他市町と比較しますと、保育料自体や第2子の無料化が実施されているなどの差が見受けられますので、その是正を検討しているところです。

(2) 未就学児の医療費負担の現状はどうか。また、課題はないかという御質問ですが。

未就学児の医療費負担については、県の補助事業であり、県内統一したルールで助成を行っています。出生届や転入届と同時に福祉医療費の申請、交付した受給者証を医療機関に提示して、通院、入院にかかる保険診療を800円または1,600円の限度額の負担で受診することができます。

ただし、この現物給付の対象となるのは県内の医療機関に限定されます。本町では、県境に位置している地理的な要件も重なり、県外の医療機関を利用される場合もあります。その場合は一旦全額を自己負担していただき、申請に基づき、限度額を超える差額を償還払いしています。現状としては、月40件ほどの償還払いの申請があります。このように、現物給付と償還払いの制度が併存していることが課題だと認識しています。

(3) 波佐見高校への支援の在り方について。

今後どのような支援を行うのかという御質問ですが。

本町としましては、波佐見高校を存続させるべく、生徒確保に向けて側面的に支援するため、令和3年7月27日に長崎県立波佐見高等学校支援事業補助金要綱を制定したところです。この要綱においては、生徒確保支援事業、進学支援事業、部活動強化対策事業、その他町長が必要と認める事業の四つの事業を掲げております。

まず、生徒確保支援事業では、町内の生徒に10万円、町外の生徒に5万円の入学支援金、バスやJRで通う生徒のために月額上限5,000円の通学費補助、通学困難な生徒のために下宿代月額上限1万円、賃貸住宅家賃月額上限2万円の補助をすることとしております。

次に、進学支援事業では、大学や短期大学、専門学校などの受験料を、生徒一人につき上限3万円を補助することとしております。

また、部活動強化対策事業では、部活動の遠征などにおいて貸切りバスや公共交通機関を利用する際の費用を予算の範囲内で補助するものです。これは、指導者の運転による事故防止や移動時間の有効活用を目指すためのものであり、町内の交通事業者支援も兼ねております。

そして、その他町長が必要と認める事業では、波佐見高校の魅力をアップさせるための様々な取組を支援することとしております。今年度は、災害現場や物資輸送、農薬散布など様々な場面で活躍するドローンについての講座開催を支援しており、学校としましては、ドローンを使って撮影した映像を活用し、オープンスクール等で用いる学校紹介動画の作成や50周年に向けた学校及び周辺の様子記録を行う予定としております。この過程を通して、

生徒の企画力、プレゼンテーション能力を構成する分析力、判断力、表現力を育成するとともに、地域に対する理解を深めることが期待されます。来年度以降におきましてもドローン講座は継続するとともに、放課後の時間を活用した取組ができないか検討中とのことであり、高校の魅力アップにつながるものであれば、予算の許す限り支援してまいります。

以上は補助要綱による波佐見高校支援ですが、開会日に承認いただきました寮のための土地建物取得のように、補助要綱によらない支援も検討してまいります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

三つの質問を通告しておりますけども、ちょっと順不同になってしまっていますが、お許しください。

まず最初に、子育て支援の取り組みについてのほうから先に質問をしたいと思います。

令和元年の10月から、未就学児の3歳児以上の保育料の無料化がございまして、その関係で今回は、有料になっている0歳児から2歳児の保育料等について御質問をさせていただきます。

料金表を含めて、頂いた令和3年度波佐見町の利用者負担額ですね、保育所とかこども園を御利用される方々の負担額に関して表がございまして、これですね。この中で計算のベースになっているものというのが、公定価格という言葉が出てきます。この公定価格の意味と、公定価格は誰が設定するのか御説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

公定価格とは国が定める価格でございます。これは、認定こども園、保育園が子供を預かる際にかかる費用として、子供の年齢とか、あるいは施設の規模、職員の配置に応じてその金額は設定されるものです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

国が決めるということは、お一人の子供さんをこども園等に預けた場合にどれぐらいかかるかという意味なんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

大体金額はお幾らですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

先ほど申しましたように、その施設の規模とかでも違いますけれども、0歳児、乳児だと20万円前後ですね、お一人預かるのに月額20万円。1、2歳児だと12万5,000円ぐらいというふうになっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ということは、基本的にお一人当たり20万円、もしくは12万5,000円ぐらいの費用がかかりますよというのを公定価格ということでひとくくりにして、価格を設定される。その中から保護者の方が御負担なさる分を随時、国とか県とか町とかの支援を受けながら確定するというのが、保育に関する保護者負担を割り出す計算式ということになりますか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

保護者が負担する保育料に関しても、国の基準がございます。例えば、所得がないような世帯に関しては保育料の負担は求めないとか、その世帯、保護者の能力によって決められた国の基準がありますので、その範囲内で町は保育料を設定しているものです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

おっしゃるのは分かるんですけど、大体のお一人当たりの金額が決まった上で、国、県、町の支援があって、実際、だから20万円とか納めてらっしゃる方がほとんどだったらどうしようもないじゃないですか。保護者の負担分を出すためには、まず大枠があって、国、県、町の控除があって保育料が決定するっていう流れですかっていうのを確認したいだけなんですけど、どうですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この保育料といいますか、保護者の負担の考え方については、以前の産業厚生委員会のほうでもお示ししましたけれども、例えば18万円の公定価格だった場合に、保護者の方、町民税所得割という所得があられる御世帯の方が、どれぐらい負担をするのかというところで、18万円のうち、国は、4万8,600円の世帯だと3万円を保護者の負担として求めなさい、残りの15万円を国が2分の1、町と県で4分の1ずつ負担をきなさいというふうになっております。ですが、国が定める3万円の保育料のうち、町が幾分支援をして、波佐見町の場合は保護者負担が2万5,500円となっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

それでは、計算、算出の方法について、私の計算の方法と担当課長のほうの計算の方法、仕方について、結論的には一緒なんですけど、前段が少し違うから、それを幾ら議論しても一緒なんですけど、実際問題、保育料が高いとかいう声があったり、いろんな形でお子さんたちが第1子だけの方、第2子までいらっしゃる方、第3子までいらっしゃる方、第4子までいらっしゃる方、ばらばらなんです、家庭は。その中において、いろんな規定が設けられてはいるんですが、先ほどお見せしましたこういう計算方式とか、所得割のほうの金額によって、お預けなさる保護者負担が確定するというようなシステムになってる。

その表の下のほうにこう書いてあるんですね、波佐見町民税所得割が5万7,700円未満の場合は、年齢に関係なく、最年長の子供から順に二人目の子供を第2子半額、三人目は第3子となりまして、第3子以降は0円となりますというふうに書いてます。もう一方、先ほど言いました5万7,700円以上の方です。以上の方については、就学前、小学校入学前の範囲という絞り込みがかけられておりまして、最年長の子供から順に二人目の子供を第2子、これが半額、三人目以降は、第3子以降になりますので、それは無料となりますというふうに書いてあります。

これを素直に読みますと、二番目に読みました5万7,700円以上の所得割に入ってくる御家庭においては、じゃあ四人目以降も無料というふうに、三人目以降が無料と書いてありますから四人目も無料だと理解するんです、これを読めばですね。ところが、実務においては、例えば0歳から2歳までの間の方たちが3歳から5歳になられたときには、3歳から5歳は無料ですけど、小学校に入学されたり、上の方たちがですね、そうしますとここは有料になってくるんですよ。この辺はどういうふうに理解してよろしいんですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

このカウントの仕方は国の基準に準じるものです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

カウントの仕方が国の基準によるものですよということは、そういう形で子供さんをたくさん、今は少子高齢化の時代といってお子さんを持つ家庭が少ないというので、いろんな形で各所に諸問題がきているという事情の中において、定住促進という、町は独自に、ほかの町からいらっしゃっておうちを建てたりするには支援をされている、やっぱり人口が減らないようにしたいという中においても、こういう形の基準に関しては、なかなかお子さんを持ちたくても持てないという方たちの相談が私のところにもありましたもんですから、この例を取り上げて御質問をしているんです。だから、国の政策ですからということで一蹴していいものなのか。何かその件について考えて検討して、町の政策に合うような形の子育て支援ができないかと思うんですが、その辺どうなんですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、今、各県内の市町との差といいますか、あることが判明しておりますので、その辺りの保育料自体であったりとか、よその町は第2子を無料化しているという事実もございますので、その辺を勘案しながら、どういったところが波佐見町に合うのか、あるいはまた、保育料を安くすることはそれだけ町が負担する部分も必要になってまいりますので、その辺の予算、費用も考えながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いろいろ諸事情があつて、すぐ簡単にはいかんとは思いますが、検討なさるといふ御回答をいただきましたので、ぜひともその辺は積極的に検討していただいて。多くのお子さんがやっぱり波佐見町にはいらっしゃって、我々も元気をもらいます。そういう意味からしては、ここがかなり引っかかっているという方もいらっしゃいます。私が知っている中においては、子供さんに養育費がこういうのを含めてかかるわけですね、すなわち、第3子以降をちょっ

と離れた形で、第4子をおつくりになりたいという人は、まだまだ三番目までの子供には小学校、中学校、高校って金が要るときなんで、だから4子以降はゼロでいいじゃないかというふうに物を考えてしまうんですよ。だからそういう形で、予算的なことをおっしゃるかもしれませんが、一歩進んで、やっぱり子供を育てやすい波佐見町になるように努力していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、次の未就学児の医療費負担ということで上げておりますが、基本的にはこれが、小中学生については平成28年からで、中学校卒業においては平成31年4月から医療費の助成の対象になっておりますということで、これは助成っていうのが医療費負担ですから、それぞれ町長の説明にありましたように、初診料ですか、800円と1,600円でしたかね、そちらのほうはお支払いいただけるようになるんでしょうけども、この助成の方法を、医療制度というホームページに載っているやつを見ますと、現物支給と償還払いということが上げられております。町長の説明にもございましたけれども、まずは現物支給とはどういうものを言うんですか。御説明ください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

未就学児の方が県内の医療機関を受診されます。そのとき、まずその月単位なんですけど、かかる医療費、2割負担だったり3割負担だったりあるかとは思いますが、その際に1日だけだと本人さんの医療機関の窓口でお支払いになる金額は800円までというふうになります。月に何回か同じ医療機関で受診をされる場合は、最高1,600円までを御負担いただくということで、残りの部分は医療機関からいろんな審査機関を経て、町に請求が来るというふうになっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

簡単に一言で言うと、初診料はともかく、医療費については病院で患者の保護者の方が代金を支払うという行為がないというのを現物支給と理解してよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

ないというわけではなく、800円か1,600円までは負担をしていただくということになります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

だから、800円、1,600円はこっち置いといてっていう話を今したじゃないですか。よう聞いてとってください。

あと、償還払いとはどういうことですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

一旦、2割負担だったりを御自分で負担していただいて、かかった部分の領収書を添えて役場に申請していただいて、800円か1,600円を除いた部分をその保護者の方の口座に振り込むということになります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

これに似たようなケースで、先ほど申し上げましたように、改正がありまして18歳までの医療費が無料になったということではありますが、ここは制限されてますよね。助成方法としては、県内の医療機関は現物支給で、県外の医療機関は償還払い、二通りが使われている。町長の答弁の中にも、こちら辺が対応が分かれているので検討する余地があるということですが、これは実際のところ、未就学児はこういうふうになってますが、未就学児を超えて就学児、小学校に入ったり中学校に入ったりされる方については、もう結局のところ償還払いという一つの方法で対応されているということですので理解してよろしいですかね。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

はい。就学児に関しては、皆さん償還払いの対応となっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

この案件について、以前、御質問をされた同僚議員もいらっしゃいまして、こういう、地域によっては現物支給というのを徹底されて、保護者の皆さん方が初診料、1,600円以外については、もう償還払いっていう手続を取らずにされてるところもあるというふうにお聞きしていましたが、こういうのを現物支給に何とか変更してもらうことはできませんかということ御質問されたんですね。

そのときに町長の答弁も、そういう3町足並みをそろえてやらんばいかんとけども、保護

者とか、子供を抱える皆さん方からすれば、それが一番利便性はいいわけで、それについていろんな検討もやっていきますよということの答弁をいただいているんですが、この検討は随分、川棚、東彼杵と含めて、医師会の問題もあるからというのを答弁されていますが、幾らか検討されて、この案件については現物支給のほうに進んでいるんですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この案件に関しまして、3町の担当課では話し合いをしたところで、周辺の自治体の様子を今伺っているところです。大村市はちょっと変則的なやり方で、大村市内の医療機関とやり方をされている部分があるんですけども、波佐見町の場合が相手にするのは郡医師会だったりします。郡医師会の了解を取る、それ以外にも歯科医師会、薬剤師会と、ちょっと対応する部分もありますし、郡内の医療機関で町内の医療がカバーできてるかという問題もございます。どちらかと言いますと、町外の佐世保市であったり、県外を受診される方も数多くありまして、もし佐世保市とかの医師会が現物支給に進めば、こちらスケールメリットとございますか、あるのかなというのを考えているところです。

ただ、町内の医療機関にもお尋ねしたところ、それは個別なんですけど、そういう御希望に添えるようには、その医療機関は考えたいというふうなおっしゃり方をされているところがございます。ただし、できる医療機関から始めてしまいますと、医療機関に偏りが出て、自己負担があまり少ないところの医療機関に偏ってはいけませんので、その辺は足並みをそろえないと進めないのかなということで思っております。

現物支給は拡大できるようには、今検討はしているところです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ありがとうございます。検討を随時されて、いろんな利用される皆さん方に利便性が高いように御努力されているというお話でございますので、ぜひともそういう方向でですね。偏りがないようになってなるとなかなか難しいところもあるでしょうけども、一歩でも二歩でも進んで、子育てにやはり満足できるということはなかなか難しいですけど、少しでもお手伝いができるようにしていくと、波佐見町自体が抱える定住促進も含めて、どんどんどんどん進んでいくんじゃないかというのを、子育て世代の方から伺いましたのでぜひとも進めたいというふうに思います。期待しております。

この子育て支援の中の一つとして、理解していただいてよろしいかと思いますが、一つ加えさせていただきたいのが、波佐見町にずっとありました小児科が、秋口に閉院されています。それに代わって、町内のある医院のほうに曜日限定で治療に当たれるということで、周知をされるということなんでされていると思うんですが、なかなかやはり子育て世代のよって立つ医療機関が波佐見町にも一つはあったらいいというのは保護者の皆さん方の希望でもあるんですね。その辺について、いろんな諸問題があるんでしょうけど、あっせんも含めて少し動いていただくことはできませんか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

小児科医院の方がやっぱりいなくなるというのは大変なことをごさいますて、非常に今まで恵まれていたところをごさいますて、そういう面で住民の皆さんも心配で、佐世保とか川棚とかっていうところにおいでになっているんじゃないかなというふうに思っていますが、波佐見町としてどんな動き方をすればいいのかと。やはり全体の医師会の、こういう実情、医師会の先生方も御存じだというふうに思っておりますし、医師会の先生方の中で、やはりこういうふうな状況ですからというようなことを促す程度のことはできますけども、こうしてください、ああしてくださいというのはとても言える状況ではないんじゃないかなというふうに思っております。そういう面では先生たちも頭の隅にはあるというふうに思っておりますので、何かちょっと引き出すきっかけをつくっていければなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

はい。おっしゃるとおりですね。こうしなさい、ああしなさいと行政のほうから言える立場じゃないというのは承知しています。しかし、年に1回、医師会の代表の方を含めて会合される機会がございますので、そういう際に今の波佐見町の事情をお伝えしていただいて、ぜひともそういう医療機関を一つでも設置できる方向で動いていただくように御相談方よろしく願いいたします。

それでは続きまして、高齢者福祉事業のほうの高齢者タクシー利用券助成事業のほうに移らせていただきます。

高齢者タクシー利用券の助成事業は、町長の御回答のように本年度始まった事業ではござ

いますけども。当初いろいろと、対象者の数とか、免許証を持っている人、持っていない人の数をなかなかあたるのは厳しいということもあつたりした関係もあつたんでしょう、実績的には先ほどおっしゃった801人。1,750人ぐらいを想定されて801人ということで、45.7%ぐらいですか、ということでございますが、多くの利用されている高齢者の皆さんは大変喜んでいらっしゃいます。わざわざ私とか同僚議員のところにもそういうお話をされておりますので、すばらしい事業を展開されているなというふうに思っています。

実際、私はそういうふうな理解をしていますが、担当課のほうでは、実績的には50%を切っておりますがその件に対してどういう分析をされてますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

申請率といいますか、その辺のイメージでお話をさせていただきますと、全体の数から言うと確かに半分ぐらいというふうなイメージになると思うんですけど、ただ、そこの中には必要とされている方、されてない方っていうのも当然いらっしゃると思います。ですので、そういったことを加味すると、これぐらいが妥当なのかなというふうに思っています。

ただ、いずれにしましてもこの辺につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今年度始まった事業ということも考えますと、その辺の周知というのは今後やっていかないといけないと思いますので、その辺から、どう申請の状況が変わってくるかというのは、今後も見ていきたいなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

本年度から始まった事業ではございますが、その当時、乗合タクシーのほうも、高齢者を含めて移動手段の一つということで行政が始めた事業でございました。伸び悩んでいるという状況の中でいろいろな形で担当課のほうに努力されて、エレナに停留所をつくったり、改善センターに停留所をつくったりしながら、利用しやすい、町民のための努力をされてる。それがもうありますが、このタクシー利用券の交付によって、そちらの乗合タクシーの利用も増えてきたというのは担当課のほうから御報告をいただいております。

しかしながら、このタクシー利用券交付事業が始まるその前の段階においては、乗合タクシーだけしかなかった時代に、やはりタクシー利用券を東彼3町の川棚、東彼杵がやっとならから、波佐見町もできませんかということで、波佐見町の多くの5,031人の皆さん方の署

名の中で、町長にじきじきに、御世話をされた皆さん方が収めになられたんですね、署名と一緒に。それで始まった事業なんです。この事業の、署名された趣意書の中には、75歳以上の免許を持たない人と一言も書いてないわけです。全ての方たちは75歳以上ですから、その方々は、運転免許を持とうが持たんめえが、高齢者福祉事業としての申請、要望を上げたわけです。

そういう中においては、高齢者のほうのタクシーのドライバーの数の確保が問題になるとか何とかおっしゃってますけど、私は行ったんですよ、マユミさんにも相互さんにも。「全然問題ない」ってですよ。だから、こういうことを考えますと、今1,750名のうちの50%に満たない数字ですけども、改めて運転免許を持っている人であっても、75歳を超えた方たちを交付対象として考えられたらどうですか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

我々としては、まず高齢者福祉という観点から言いますと、日常的な外出の手段を持たない方が第一義ということで考えております。その中で、まず外出の手段を持っている方と持っていない方を比べたときに、やはり持っていない方のほうを優先的に考えるのは当然でございます。外出の機会をそろえるというふうなイメージを我々は持っております。ですから、こういった形の制度をつくっております。

全体を対象としたとなってくると、これはまた意味が変わってきますし、現状におきまして、私も何人かいろいろな形で話を聞きましたけれども、その中ではやはり「免許を持っている人にはタクシー券はまだ必要ないんじゃないか」とか、あるいは、「今、免許返納がなっているのは現在の制度の状況だからじゃないか」とか、そういった形もお声をいただいております。

さらに申しますと、先ほどおっしゃった署名の趣意の部分におきまして、川棚や東彼杵町と同じような制度をとということで話もあっておりましたけれども、これに関して言いますと、ある程度そろったものであるんじゃないかなというふうに考えますし、趣意書の中では、「マイカーを持たない方へ高齢者の支援」というような表現もされていまして、それからすると今回の我々の制度というのは合致しているものというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いつも言いますが、免許を持っている人、持っていない人っていう区別が本当に正しいんですかね。そういうことで御答弁の中にも、「免許返納件数も増えましたよ、交通安全の観点から高齢者の事故は全国で多発しているじゃないですか」という発想をしているわけじゃないですよ、タクシー利用券をやるのが高齢者の事故を増やしている、そういうことを言ってるんじゃないで。高齢者の運転によって事故が多発している現状と併せてですね、要は、どうしても高齢になると視力が落ちて聴力も落ちます。だから今、免許を持っている人にこのタクシー利用券を交付したところで、じゃあタクシー利用券で例えばエレナに買物に行きましようか、今まで運転して行きよったとば、エレナに買物に行きましよう。病院にタクシーで行きましよう。免許を持っている人は運転できるときには車で行かれるのが当然です。ところが、雨の日であったりとか夕暮れであったりとか、見づらいときはある、自分の体調が悪いときもありますよ、しかし、どうしてもそこに行かなくちゃいけないという事柄もあります。そういうときには、免許を持っている人に交付したタクシー利用券を利用されるほうがより安全でいいわけですよ。だから、この地域において免許を持たないということがいかに移動手段としては厳しい状況っていうのは当然お分かりになっていると思いますけど、免許を持っててもそういう事情の中においては、大変高齢者の方たちは不安なんです。そこを解消する意味からも、ぜひともこういう形で一歩進んでやっていただきたい。

川棚の事例を出されましたけど、川棚は所得によって制限かけてますよ。住民税非課税の方たちに配付されています。ですから、こんなして調べましたけども、税務課のほうで75歳の方たちのうち、住民税の申告をやっている人は約600人やったかな、610人かいらっしゃって、それをさっ引いても75歳以上の人が1,750人ぐらいになるとでしょう、ちょうど。だから、より一層そっちのほうにかじを切って、高齢者の方たちに安心安全な日常生活を送ってもらうために交付の対象を広げてください。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今の、川棚は課税の有無で制限をされているところですね。我々はあくまでも手段を持たない方っていうところをキーとさせてもらっておりますので、今の現状としましては、日常的にそういった手段を持たない方への支援、そしてそこの外出の機会をそろえるというふうな、そこを公平にするというような形でのやり方を今後も行っていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

質問する相手を間違っていました。町長、このように川棚町の場合が、住民税の非課税の方たちに対して交付対象とされているんですね。そこによりますと、75歳以上の非課税の人は、10月末の時点で、波佐見町ですよ、1,795人になります。この中には当然、免許を持たない方とか今回交付を受けている方も入ってますよ。この計算からすると大体当初予算に合致するような数なので。私たち同僚議員のところを含めて、75歳以上の免許を持っている方からも不満の声が上がっているんです、たくさん。そういうことから考えますと、川棚みたいに非課税の75歳以上の方たちに交付をしていただくのが望ましい。

まして、75歳以上の後期高齢者の方々は、戦中、戦後、波佐見町の復興に尽力された方々ばかりです。今、私たちがこのように生活ができるのも、皆さんのたゆまぬ努力のおかげなんです。また、町長が就任されてからこの23年、御苦労も多かったと思いますが、共に支持、支援した方々というのはこの方々なんです。免許を持っているからとか持っていないからとかで、区別を大きくしていいんですか。どうぞ75歳以上の功労をたたえる意味からも再考していただき、新年度からの対象に、町民税非課税者、免許証保持者も加えて、新しい年度のほうはスタートできませんか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう考え方もありましようけども、やはり日常、昼夜を問わず外出ができない、そういう高齢者に手を差し伸べていくというのが一番この趣旨になっているんじゃないかなというふうに思っております。

だから、やはり私もあちこちちょっと聞いたときには「何で要ると、免許を持つとる者の」というような人がほとんどやったですね。そういうことでも、もらえればそれはいいけれども、不要不急じゃないっていう、そういうふうな考えですから、できるだけやっぱりそういうふうにして、日常生活で免許を持たない人っていったら車は絶対使えないっていうこと、そういう人たちに手を差し伸べていったほうが、よりベターじゃないかなっていうところがございます。

そして、いろんな周知の方法はどこも一緒です。この前、1日の日に各町長さんたちにも聞いたんですけど、「いや、もう乗らん人は乗らん」というようなことで、結局見もせんば、

必要ないっていう人が結構多いんですね。だから、使用率っていいですか、それはもう40%前後がほとんどじゃないかなというふうに思っております。

だからそういう中では、まだ、もっとよりよい方向が、今からもっと研究をしていかないかなんかというふうに思っておりますが、ある声とすれば、「75歳じゃなくして70歳からこの制度を使わせてもらえば」という意見も出てきました。というのは、みんな年を取ってしもうて、65歳は現役ばりばりのような感じですよ、昔と比較すれば。70歳になってやっと年寄りっていうか老人になったと、75歳になると後期高齢者ってなるので、「70代ぐらいからそういうふうな対象にしてもらえばいいんじゃないかな」という意見もいただいたところでございますので、別に、すぐどうこうするじゃなくして、今後の状況をずっと研究をしながら、よりよい制度にしていくと。

特に今回の議会の中でも、子供と接触をするっていうのは65歳まであんまりできないんですね。65歳過ぎたら70歳、75歳を過ぎたらまたちょっと引くわけで、だから70歳から74歳までぐらいの方々に免許を持たない人にも対象にしてくれればっていうような、そういう御意見もあったし、これは一つの大きな参考になるなっていうようなことでありますので、いろんな角度から研究をしながら、よりよい制度にしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

対象者を拡大する意味からしては70歳からっていうのも一つの提案だと理解して聞きました。しかし、現実的には75歳以上はあっても使わっさんって、それでいいじゃないですか。使わっさんなら使わっさんで。使うとき使えばいいわけですよ。わざわざそこら辺に、近くに行くときにタクシー使わんでしょうもん。それはそれでいいんで。やっぱり75歳以上というのは後期高齢者っていうふうな区切りで行政も動いてますから、そこに当たっては、今まで75歳になられた方たちがこのまちづくりも含めてやってこられたと、町長が一番御存じじゃないですか。町長の御年齢から察しますと、その方たちの支援があったけん、こうやって町長が今いろんな形で波佐見町の先頭を切って、皆さんが支えてこられたわけですよ。なぜそこで足踏みするんですか。

3番目に出しとる高校については、同僚議員からも「いや、ここは何とかやります」と。それは分かりますよ。じゃあもう若い人たちがばかりしようと言って、高齢者はどうでもいいんですか。だから、波佐見町に生きててよかったなって形でっていうふうな思いも含めて、

いろんな御提案をされるじゃないですか。免許を持っている人が、例えばあとこれからすると1,000人ばっか増えてどうかっていうのに関しても、当初予算からしても十分足りるじゃないですか。それに対して一歩進んで回答してくださいと。その思い、5,031人の署名をされた皆さん方の思いを伝えているんです。お答えください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

決して高齢者をないがしろにしておりません。それは、先輩は先輩として敬って、そしてその人たちの意向も踏まえながら、そしてまた、次の世代がよい環境で生活ができるようにしていくのが私たちの努めじゃないかなというふうに思っております。そういう面では全てのことが、この政治的なことには公平・公正・中立というような形で、それは年齢に関係なく、町民には敬意を表して我々公務員はやっているところでございます。決して、一面的に比較をしてもらってはとても困るなというような思いを致しております。

だから、やはりそこには、せんだって言ったんですけども、いろんな制度かれこれは、全ていろんな制約っていいですか、条件っていいですか、そういうことが必ずあるわけです。だから本当に、ある面では免許を持っていらっしゃる方は運転できる範囲で運転されればいいんです。不安を感じるようになったら返上していただければ、免許証返上されたときにはそれなりの手当を出しているというようなことでやっておりますし。そして、本当に免許を取れない人ですよ、取りたいけども。だから、そういうふうな方々に手を大きく差し伸べて、75歳まで待つんじゃなくして、70歳からそういう手を差し伸べてもいいんじゃないかなというような、そういう思いをしたところでございます。

まだ、決定じゃありませんけども、そういうふうな形でよい意見が、よい考え方が、よい取組ができればですね。やはりそういうことを十分、一面的に見ないで、多面的に総合的に考えて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

今の答弁を聞いてますと、さらに進んだ形で今のこのタクシー利用券の助成事業については再考していただくようなお答えというふうに聞き取れましたが、そう理解してよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

それは受け止め方ですね。私は、さっきも言ったように、前向きには検討するけれども、あなたの言うことだけじゃなくして、あらゆる面での意見を総合してよりベターな方向に持っていくってことです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

大変よく分かりました。事業的にはいろんな事業を抱えながら展開されていると思います。ちょっと気になるのは、やはり今まで事業計画を含めて提案型っていう形で行政側が提案する事業については、いろんな形であっても、廃止っていうのはなかなかさらないケースが多い。ただ、今回のタクシー利用券助成事業に関しては、町民自らが御自分のお名前を書いて趣旨賛同していただいて、何とか75歳以下の人たちも皆さん、そうあってほしいなという思いで署名されているんです。その思いをそういうふうに解釈されて、そういう形の対応をされるのならば、それはそれとして町長の姿勢ですから、それは仕方ないことではあります。多くの皆さん方はそうは思ってらっしゃいませんので、その辺はお心置きいただいて対応に当たっていただきたいというふうに思います。どうぞ、最後に一言お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5,000名余りの署名は署名として受け止めて、そして前に進んできたところでございまして、三石議員も去年の2月には、まずそれをやってくれというようなこと、ばらまきじゃない形でということ強くおっしゃいました。これが、やっぱり免許を持っていらっしゃる方にも配付すると、ばらまきに近くなるんじゃないかなと。結局、不要不急っていう中で、どがんしても必要か、どがんしても急ぐっていうことにはならないんじゃないかな、免許を持っていらっしゃる方はですね。しかし、免許を持たない人は、にっちもさっちもいかないんですよ。ここに手をつけてやるのが公平・公正じゃないかなというような思いを致しております。また、そういう中で2町がばらまきじゃないような形でやっているから、波佐見町もその一端を担っていただけんのか、そして中身はどうせろこうせろということは一切言っていないというような、そういう御言葉もいただいておりますので。

だから、今までやってきたことと、十分反省するべきところは反省し、そしてまた、いい意見が出たら意見が出たで、そのことも加味しながら、よりよい制度をつくっていければと

いうふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、8番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全て終了しました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いします。お疲れさまでした。

午後3時 散会

第 8 日 目（12月15日）（水曜日）

議事日程

- 第 1 議案第74号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第75号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第76号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第73号 波佐見町長等政治倫理条例
(以上 1 件 官製談合再発防止等調査特別委員会委員長報告)
- 第 5 議案第77号 波佐見町道路線の認定について
- 第 6 議案第78号 波佐見町道路線の認定について
- 第 7 議案第79号 波佐見町道路線の認定について
- 第 8 議案第80号 波佐見町道路線の認定について
- 第 9 議案第81号 波佐見町道路線の認定について
- 第 10 議案第82号 波佐見町道路線の認定について
(以上 6 件 産業厚生委員会委員長報告)
- 第 11 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第8日目（12月15日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒晴香

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	前川芳徳
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課課長補佐	太田克宏
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田秀幸		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和3年第4回波佐見町議会定例会第8日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第74号

○議長（百武辰美君）

日程第1. 議案第74号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議案第74号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町附属機関の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしましては、条例別表中に規定しております附属機関「老人ホーム入所判定専門部会」の名称を変更するため、所要の改正するものでございます。

別紙を御覧いただきたいんですけども、今回、老人ホーム入所判定専門部会という規定をしております要綱の改正を行っております。その要綱の改正に伴いまして、専門部会の名前の変更をするものでございます。

別表町長の項附属機関の欄中「老人ホーム入所判定専門部会」を「老人ホーム入所判定委員会」に改める。

新旧対照表をつけておりますけども、附属機関の10ある中の一つ、この「老人ホーム入所判定専門部会」を「老人ホーム入所判定委員会」ということで改めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第75号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしましては、先ほどと同じ理由でございます。条例別表中に定めのある「老人ホーム入所判定専門部会委員」について、委員の名称変更を行うため、所要の改正をするものでございます。

別表中、「老人ホーム入所判定専門部会委員」を「老人ホーム入所判定委員会委員」に改めるということで、こちらについても、報酬関係で、この委員の項目がございましたので、要綱の改正に伴いまして、委員の名前を改正するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第76号

○議長（百武辰美君）

日程第3. 議案第76号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第76号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由としましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額の見直しに関して、所要の改正を行うものです。

別紙をお願いします。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

内容は、条例の第6条第1項中、「40万4千円」を「40万8千円」に改め、令和4年1月1日に施行するものです。

次の新旧対照表を御覧ください。

条例第6条は、出産育児一時金について規定しています。

出産育児一時金は、健康保険や国民健康保険の加入者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度ですが、平成21年から原則42万円が支給されています。

今回見直しが行われ、健康保険上の出産育児一時金は40万8,000円に引き上げられました。条文に、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するという規定がありますので、規則において、1万2,000円を加算する改正を行うこととしていますので、これまでと同様に42万円の支給を維持するものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第73号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第73号 波佐見町長等政治倫理条例を議題とします。

本案は、官製談合再発防止等調査特別委員会に付託しておりましたので、委員長からの審

査結果の報告を求めます。

○官製談合再発防止等調査特別委員長（北村清美君）

それでは、報告をしたいと思います。

令和3年12月14日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

官製談合再発防止等調査特別委員会

委員長 北 村 清 美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号、議案第73号。

付託年月日、令和3年12月8日。

件名、波佐見町長等政治倫理条例。

審査結果、可決。

摘要、全会一致。

付託事件審査報告書

本委員会に付託された、議案第73号 波佐見町長等政治倫理条例について、審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項。

波佐見町長等政治倫理条例について。

2. 審査の経過。

(1) 審査日時。令和3年12月13日月曜日、午後1時。

(2) 審査場所。役場委員会室。

(3) 出席者。委員長、北村清美。副委員長、田添有喜。委員、澤田昭則、岡村真由美、

岡村達馬、福田勝也、城後光、横山聖代、三石孝、脇坂正孝、藤川法男、今井泰照、

尾上和孝、百武辰美。

(4) 説明員。副町長、前川芳徳。総務課長、朝長哲也。総務班係長、太田誠也。

(5) 制定の背景。

本条例は、町長、副町長、教育長の職務に係る倫理の保持に資するため、必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保するために制定するものである。

(6) 委員会（審査会）前の説明。

①全員協議会への説明。12月7日火曜日。

全議員に対して本条例の全容について説明がありました。

各議員から、第4条、第5条及び第12条についての疑問の声が出ました。

②本会委員長・副委員長への説明。12月10日金曜日。

条例の修正について、総務課長から説明がありました。

条例第4条、第5条については、修正に至った趣旨の説明を受けました。

委員長及び副委員長からは、修正について異論はありませんでした。

3. 審査の結果。

(1) 審査等のまとめ。

町長等政治倫理条例の制定に向け、執行部は他市町等の条例を参考にし、波佐見町長等政治倫理条例を示した。全員協議会の場で意見があった第4条、第5条及び第12条について、執行部が一部修正した条例を上程し、12月8日水曜日に本会議において、本事案は官製談合再発防止等調査特別委員会に付託されました。

12月13日月曜日、官製談合再発防止等調査特別委員会において、指摘された第4条の修正趣旨について執行部より説明があり、全委員の理解が得られました。

ただし、第4条において本条例文では、詳細までの理解は難しいものがあるとの委員からの指摘がありました。執行部には、今後研究を重ね規則等で明確に示すことを確認しました。

第12条「委任」については、職員倫理条例と整合性を持つため、「町長が別に定める」を「規則で定める」に変更することで各委員の同意を得ました。

(2) 討論。

なし。

(3) 採決の結果。

以上のことから、議案第73号 波佐見町長等政治倫理条例については、全会一致で一部修正して原案可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号 波佐見町長等政治倫理条例を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第73号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第5～10 議案第77号～議案第82号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第77号 波佐見町道路線の認定についてから日程第10. 議案第82号 波佐見町道路線の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本案は産業厚生委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○産業厚生委員長（三石 孝君）

それでは、委員会の報告をいたします。

波佐見町議会議長、百武辰美様。

委員会報告書。

本委員会に付託された事件は次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

一括ということで議案が6件ございますので、事件番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第77号 波佐見町道路線の認定について。可決。

議案第78号 波佐見町道路線の認定について。可決。

議案第79号 波佐見町道路線の認定について。可決。

議案第80号 波佐見町道路線の認定について。可決。

議案第81号 波佐見町道路線の認定について。可決。

議案第82号 波佐見町道路線の認定について。可決。

産業厚生委員会といたしまして、ただいま議題となりました議案第77号から議案第82号までの波佐見町道路線の認定についての6件につきましては、12月8日の本会議において産業厚生委員会に付託され、12月13日に建設課からの出席を求め、委員会を開き、現地調査並びに審査を行いました。

審査の結果、先ほど可決となった議案第77号、波佐見町道路線、堀切1号線は、町道鹿山飛瀬線と接続し、また、議案第78号から議案第80号までの波佐見町道路線、堀切2号線、3号線、4号線についても開発団地内に位置する道路であり、同じく地域内の生活道路として利用されているなど公共性が高く、並びに議案第81号、波佐見町道路線、第二深添線についても、町道深添線と接続し、また、議案第82号、第三深添線についても開発団地に位置する道路であり、同じく地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高く、町道に値するとの判断から、議案第77号から議案第82号までの6件は、全員賛成で可決いたしました。

以上、産業厚生委員会に付託された議案第77号から議案第82号までの波佐見町道路線6件の認定について、報告を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第77号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第78号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第79号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第80号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第81号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第82号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第11. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員会委員長、産業厚生委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理に要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付されました事件の全てが終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和3年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員